湯沢町地域防災計画

風水害・雪害対策編（案）

新潟県南魚沼郡湯沢町

目　　次

第１章　総則 1
第１節　計画作成の趣旨等 1
第２節　住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱 . 2
第３節　湯沢町の自然条件 9
第４節　湯沢町の社会的条件 11
第５節　湯沢町の既往の主な災害 13
第２章　災害予防計画 14
第１節　住民一人ひとりが自分と家族を守る災害予防・減災対策 14
第２節　地域力・コミュニティ力を活かした防災への取組 18
第３節　防災教育・訓練計画 21
第４節　気象等防災観測体制の整備 25
第５節　防災通信施設の整備と風水害対策 28
第６節　避難体制の整備 31
第７節　災害時要援護者の安全確保 37
第８節　孤立集落対策 43
第９節　火災予防 45
第 10 節　水防管理団体の体制整備 50
第 11 節　救急・救助体制の整備 53
第 12 節　医療救護体制の整備 58
第 13 節　食料・生活必需品等の確保 62
第 14 節　雪害予防 65
第 15 節　ライフライン(上水道)の風水害対策 68
第 16 節　ライフライン(下水道)の風水害対策 72
第 17 節　電気通信事業者の風水害対策 75
第 18 節　放送事業者の風水害対策 78
第 19 節　電力供給事業者の風水害対策 79
第 20 節　ガス事業者等の風水害対策 81
第 21 節　建築物等災害予防 84
第 22 節　土砂災害予防 87
第 23 節　道路・橋梁・トンネル等の風水害対策 91

第 24 節　鉄道事業者の風水害対策 94
第 25 節　河川災害予防..... 96
第 26 節　農地・農業用施設等の災害予防 102
第 27 節　危険物等施設の風水害対策 105
第 28 節　廃棄物処理体制の整備 108
第 29 節　学校・保育園の風水害対策 110
第 30 節　文化財の風水害対策 114
第 31 節　ボランティアの受入れ体制の整備 116
第 32 節　事業所等の事業継続 119
第 33 節　行政機関等の業務継続計画 121
第３章　災害応急対策 125
第１節　災害対策（警戒）本部の組織・運営計画 125
第２節　防災関係機関の相互協力体制 136
第３節　気象情報等伝達計画 143
第４節　洪水予報・水防警報伝達計画 149
第４節の２　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画. 154
第５節　災害時の通信確保 157
第６節　被災状況等収集伝達 161
第７節　広報・広聴活動 165
第８節　自分と家族を守る応急対策 171
第９節　災害時の放送..... 174
第 10 節　住民等避難対策 175
第 11 節　避難所運営..... 183
第 11 節の２　避難所外避難者への支援..... 189
第 12 節　災害時要援護者の支援対策 195
第 13 節　警備・保安及び交通規制対策 195
第 14 節　消火活動..... 198
第 15 節　水防活動..... 203
第 16 節　救急・救助活動 207
第 17 節　医療救護活動..... 212
第 18 節　輸送..... 219
第 19 節　防疫及び保健衛生対策 225
第 20 節　自衛隊派遣の要請・受入れ体制 230

第 21 節　食料・生活必需品等供給 233
第 22 節　遺体等の捜索・処理・埋葬 239
第 23 節　ライフライン(上水道)応急対策 242
第 24 節　ライフライン（下水道）応急対策 248
第 25 節　電力供給応急対策 252
第 26 節　ガス供給対策..... 195
第 27 節　公衆通信の確保 257
第 28 節　トイレ対策..... 260
第 29 節　入浴対策..... 263
第 30 節　障害物の処理..... 265
第 31 節　廃棄物の処理..... 195
第 32 節　こころのケア対策 273
第 33 節　園児・児童・生徒に対するこころのケア対策 276
第 34 節　学校等における応急対策 278
第 35 節　危険物施設等応急対策 285
第 36 節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策 292
第 37 節　鉄道事業者の応急対策 295
第 38 節　土砂災害・斜面災害応急対策 299
第 39 節　河川施設応急対策 302
第 40 節　農地・農業用施設等の応急対策 306
第 41 節　農林業応急対策 309
第 42 節　商工業・観光施設応急対策 314
第 43 節　文化財応急対策 317
第 44 節　愛玩動物の保護対策 320
第 45 節　応急住宅対策..... 323
第 46 節　罹災証明書発行対策 330
第 47 節　ボランティア受入れ計画 332
第 48 節　義援金の受入れ・配分 336
第 49 節　義援物資への対応 338
第 50 節　災害救助法による救助 340
第４章　災害復旧・復興..... 349
第 1 節　民生安定化対策 349
第 2 節　融資・貸付その他資金等による支援計画 357

第３節　公共施設等災害復旧対策 372
第４節　災害復興対策..... 384

第１章　総則

第１節　計画作成の趣旨等

１　計画の目的

この計画は、湯沢町の地域における町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある自然災害等に対処するため、町と県及び指定行政機関、指定公共機関、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災機関がその有する機能を有効に発揮して、町における災害予防、応急対策及び災害復旧、復興を実施することにより、町民及び来訪者等の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

２　計画の性格及び構成

この計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき湯沢町防災会議が策定する湯沢町地域防災計画のうち、次に掲げる風水害及び雪害に関する計画であり、当町地域における風水害及び雪害の対策に関し、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

①　風水害(暴風、洪水、地すべり、土石流、がけ崩れ等による災害)
②　雪害

なお、湯沢町地域防災計画は、本編の「風水害・雪害対策編」並びに別冊の「震災対策編」、「原子力災害対策編」及び「資料編」で構成する。

３　他の計画及び他の法令等に基づく計画との関係

この計画の策定にあたっては、新潟県地域防災計画（風水害対策編)、他の法律に基づく防災に関する計画と十分な調整を図る。

４　計画の修正

この計画は、各防災関係機関が策定する実施計画等により具体化を図るが、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき毎年検討を加えるとともに進捗状況、実効性等の確認を行い、必要があると認めるときは、これを修正する。

５　計画の習熟等

防災関係機関は、平素から訓練、研究、その他の方法により、この計画の習熟並びに周知に努めるとともに、この計画に基づき、より具体的な災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策の推進体制を整える。

第２節　住民及び防災関係機関等の責務と処理すべき事務または業務の大綱

１　基本方針

（１）住民・地域・行政（防災関係機関）による取組の推進と外部支援・相互協力による補完体制構築

本計画においては、住民、地域、行政（防災関係機関）の主体がそれぞれ責任を果たすことを前提に、各主体の能力の不足を外部からの支援と相互の協力により補完し、もって災害の予防、応急対策、復旧・復興のための活動が円滑に実施できるよう体制の構築を目指す。

ア　住民等に求められる役割

（ア）住民及び企業等は、災害又はこれにつながるような事象に無関心であってはならない。

（イ）住民及び企業等は、自らの責任において自身及びその保護すべき者の災害からの安全を確保し、自らの社会的な責務を果たせるよう努めなければならない。

（ウ）町及び県は、住民及び企業等による自らの安全を確保するための取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

イ　地域に求められる役割

（ア）住民及び企業等は、災害で困窮した隣人に無関心であってはならない。

（イ）住民は、その居住地域における安全確保のため相互に助け合い、災害の予防・応急対策を共同で行うよう努める。

（ウ）企業等は、その立地地域において、住民の行う防災活動への協力に努める。

（エ）町及び県は、住民及び企業等の安全を確保するための地域における取組の推進について、啓発と環境整備に努める。

ウ　町、県及び防災関係機関に求められる役割

（ア）町、県及び防災関係機関は、災害時の住民等の安全確保と被災者の救済・支援を災害発生時に迅速かつ有効に実施できるよう、以下により災害対応能力の維持・向上に努める。

ａ　専門知識を持った職員の養成・配置による災害時の組織体制の整備

ｂ　業務継続計画の策定など危機管理体制の整備、また庁舎・設備・施設・装備等の整備

ｃ　職員の教育・研修・訓練による習熟

ｄ　国の研修機関等及び県及び町の研修制度の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により人材育成を体系的に図る仕組みを構築

ｅ　緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みの平常時からの構築

ｆ　避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たっての、公共用地等の有効活用

（イ）町、県及び防災関係機関は、住民及び企業等が公の支援を遅滞なく適切に受けられるよう、確実に周知しなければならない。

（ウ）町、県及び防災関係機関は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関及び県の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。

（エ）町、県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部署を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努める。

エ　支援と協力による補完体制の整備

町、県及び防災関係機関は、自らの対処能力が不足した場合、国、他の地方公共団体からの支援や、NPO、ボランティア、企業・団体等の協力を得ながら十分に対応できるよう、事前の体制整備に努める。

（２）災害時要援護者への配慮と男女共同参画の視点に立った対策

ア　各業務の計画及び実施にあたっては、高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、観光客、外国人等の災害時要援護者の安全確保対策に十分配慮する。本計画では、第２章及び第３章の関係節において具体的な対応策を示す。

イ　計画の策定及び実施にあたっては､男女共同参画の観点から見て妥当なものであるよう配慮するものとする。

（３）積雪期対策の配慮

積雪期に発生する風水害は、雪崩や排雪による河道閉塞に伴う洪水、融雪洪水、暴風雪による建物・施設の被害などが挙げられるが、日本一とも言われる豪雪地帯である当町の自然条件にかんがみ、積雪期の地震発生などの複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化すること）について、各業務においてあらかじめ配慮する。本計画では、第２章及び第３章の関係節において具体的な対応策を示す。

（４）計画の実効性の確保

町、県及び防災関係機関は、本計画上の防災対策の実効性を担保するため、関係する施設・資機材の整備、物資の備蓄、組織・体制の整備、関係機関との役割分担の確認などを平常時から行うとともに、研修や訓練を通じて計画内容への習熟を図る。

（５）町全体の防災力の向上

町は、県及び防災関係機関とも連携し、自主防災組織の立ち上げとその後の組織率の向上に努めるとともに、住民・企業等にも広く理解を求めて、町全体の総合的な防災力の向上を図る。

２　防災関係機関及び住民の責務

（１）湯沢町

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに町民及び来訪者等の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び住民の協力を得て防災活動を実施する。

（２）新潟県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、政府、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体、NPO、ボランティア、企業・団体及び住民の協力を得て防災活動を実施するとともに、町の防災活動を支援し、かつその調整を行う。

（３）指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

（４）指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

（５）その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。また、町、県、その他防災関係機関の防災活動に協力する。

（６）住民（住民・企業等）

「自らの身の安全は自分で守る。自分たちの地域の安全は自分たちで守る。」ことが防災の基本であり、住民及び企業等はその自覚を持ち、平常時から災害に備えるための手段を講じておくことが重要である。

住民及び企業等は、発災時には自らの身の安全を守るよう行動するとともに、町、県、国その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するという意識のもとに積極的に自主防災活動を行う。

3　各機関の事務又は業務の大綱

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
湯沢町		1　湯沢町防災会議に関すること。 2　町内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に関すること。 3　災害予警報等情報伝達に関すること。 4　被災状況に関する情報収集に関すること。 5　災害広報及び避難の勧告、指示に関すること。 6　被災者の救助に関すること。 7　県知事の委任を受けて行う、災害救助法に基づく被災者の救助に関すること。 8　災害時の清掃・防疫その他保健衛生の応急措置に関すること。 9　被災児童・生徒等に対する応急の教育に関すること。 10　被災要援護者に対する相談、援護に関すること。 11　公共土木施設・農地及び農業用施設等に対する応急措置に関すること。 12　農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関ること。 13　浸水対策、救助その他防災に関する業務施設、設備の整備に関すること。 14　水道等公営事業の災害対策に関すること。 15　消防団に関すること 16　他の市町村に対する応援要請に関すること。
新潟県	南魚沼地域振興局企画振興部	1　県災害対策本部との連絡確保に関すること。 2　市町村の被害、応急対策等の情報収集及び県災害対策本部への報告に関すること
	南魚沼地域振興局地域整備部	1　県管理道路の交通確保に関すること。 2　水防に関すること。 3　魚野川洪水予報、警報伝達に関すること。 4　水防警報の伝達及び発令、解除に関すること。 5　地すべり防止区域に関すること。
	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	1　災害時における保健、衛生医療の確保に関すること。
	南魚沼地域振興局農林振興部	1　災害時における農地、農業用施設に係る機能の確保に関すること。
新潟県	県立六日町病院	1　災害時における医療の確保及び医療救護に関すること。
	南魚沼警察署	1　避難誘導、被災者の救出その他人命保護に関すること。 2　交通規制、緊急通行車輌の確認及び緊急交通路の確保に関すること。 3　行方不明者調査及び死体の検視に関すること。 4　犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に必要な措置に関すること。
南魚沼市	南魚沼市消防本部	1　消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)、に基づく消防又は救急業務に関すること。

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定地方行政機関	北陸地方整備局 湯沢砂防事務所	1　魚野川流域における水害、土砂災害の防止に関すること。 2　魚野川流域における災害時の復旧に関すること。 3　管轄河川の水防警報伝達に関すること。 4　大規模自然災害が発生した場合における、地方公共団体との協定に基づく被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援に関すること。
	北陸地方整備局 長岡国道事務所 湯沢維持出張所	1　一般国道（R17）の交通確保に関すること。 2　大規模自然災害が発生した場合における、地方公共団体との協定に基づく被害の拡大を防ぐための緊急対応等の支援に関すること。
	北陸農政局 新潟農政事務所	1　国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。 2　農地及び農業用施設災害復旧事業の緊急査定に関すること。 3　災害時における応急食料の緊急引き渡しに関すること。
	中越森林管理署	1　国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること。 2　民有林直轄治山事業の実施に関すること。 3　災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
	信越総合通信局	1　災害時における非常通信に関すること。
	小出労働基準監督署	1　災害時における産業安全確保に関すること。 2　平時における産業安全及び防災教育並びに予防措置に関すること。
自衛隊		1　防災関係資料の事前収集等と災害派遣準備態勢の確立に関すること。 2　災害時の人命救助を最優先とした応急救援活動の実施に関すること。
指定公共機関	郵便事業株式会社	1　被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 2　被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 3　被災者あて救助用郵便物の料金免除に関すること。 4　被災者の救援を目的とする寄附金の送金のための郵便振替の料金免除に関すること。 5　郵便貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱いに関すること。
	郵便局株式会社	1　被災者に対する郵便葉書等の無償交付に関すること。 2　被災者が差し出す郵便物の料金免除に関すること。 3　被災者あて救助用郵便物の料金免除に関すること。
	東日本旅客鉄道株式会 日本貨物鉄道株式会社	1　災害時における鉄道による緊急輸送の確保に関すること。
	東日本電信電話株式会 （ＮＴＴ東日本） 株式会社ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ﾄﾞｺﾓ 株式会社 KDDI	1　電気通信設備の整備及び防災管理に関すること。 2　災害時における緊急通話の確保及び気象警報等の伝達に関すること。

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
指定公共機関	日本赤十字社	1　災害時における医療救護に関すること。 2　災害時における救援物資の備蓄及び配分に関すること。 3　災害時の輸血用血液の供給に関すること。 4　災害救援（義援）金の募集、受付及び配分に関すること。 5　労働奉仕班の編成及び派遣のあっせん並びに連絡調整に関すること。
	日本放送協会	1　気象警報等の放送に関すること。 2　災害時における広報活動に関すること。
	東北電力株式会社	1　電力施設等の防災管理及び災害復旧に関すること。 2　災害時における電力の供給の確保に関すること。
	日本通運株式会社	1　災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	社団法人 新潟県ｴﾙﾋﾟｰｶﾞｽ協会	1　LP ガス施設等の防災管理に関すること。 2　災害時における LP ガスの安定的供給に関すること。
指定地方公共機関	東武運輸ﾌﾟﾘｳﾞｪ株式会社 越後交通株式会社 社団法人 新潟県ﾄﾗｯｸ協会	1　災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	株式会社新潟放送 株式会社新潟総合ﾃﾚﾋﾞ 株式会社 ﾃﾚﾋﾞ新潟放送網 株式会社新潟ﾃﾚﾋﾞ 21 株式会社ｴﾌｴﾑﾗｼﾞｵ新潟 新潟県民ｴﾌｴﾑ放送	1　気象警報等の放送に関すること。 2　災害時における広報活動に関すること。
	株式会社新潟日報社	1　災害時における広報活動に関すること。
	社団法人新潟県医師会	1　災害時における医療救護に関すること。
	湯沢町土地改良区	1　土地改良区管理の水門、水路等の施設の防災管理並び災害復旧に関すること。
	北越急行株式会社	1　災害時における鉄道による緊急輸送の実施に関すること。
	その他の機関	1　新潟県地域防災計画による。
	湯沢郵便局	1　災害地における郵便業務の確保及び郵便貯金、簡易保険の非常取扱い等に関すること。
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	南越後観光バス株式会社（湯沢営業所）	1　災害時における陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	しおざわ農業協同組合	1　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 2　被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。 3　災害時における緊急物資の調達及び陸路による緊急輸送の確保に関すること。
	湯沢町商工会	1　災害時における物価安定についての協力、徹底に関すること。 2　救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせんに関すること。
	湯沢町総合管理公社 その他町第３セクター	1　管理施設・設備の被害状況調査及び機能確保のための応急対策に関すること。 2　災害時における管理施設利用者の安全確保に関すること。 3　それぞれの所管事務に応じた防災上必要な活動及び町の行う防災活動に対する協力に関すること。

機　　関　　名		処理すべき事務又は業務の大綱
その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	湯沢町社会福祉協議会	1　災害時のボランティアの受入れ事務に関すること。 2　災害時要援護者の救援、救護及び生活支援活動の協力に関すること。 3　災害発生時における災害時要援護者の福祉避難所（湯沢町総合福祉センター）への受入れに関すること。 4　その他所管事務に応じた防災上必要な活動及び町が行う防災活動に対する協力に関すること。
	社会福祉法人南魚沼福祉会（特別養護老人ホームゆのさと園）	1　災害発生時における災害時要援護者の運営施設への受入れに関すること。 2　災害時における施設利用者の安全確保に関すること。
	福祉関係施設の管理者	1　災害時における施設利用者の安全確保に関すること。 2　災害時要援護者の救援、救護の協力に関すること。
	南魚沼森林組合	1　共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 2　被災組合員に対する融資又はそのあっせんに関すること。
	南魚沼郡市医師会	1　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 2　災害時における負傷者等の医療救護に関すること。
	湯沢町保健医療センター・一般医療機関	1　災害時における収容患者に対する医療の確保に関すること。 2　災害時における負傷者等の医療救護に関すること。 3　災害時要援護者の救援、救護の協力に関すること。
	湯沢町建設業安全協議会・湯沢町建築工業組合	1　災害時における応急復旧の協力に関すること。
	新潟県農業土木技術協会	1　災害時における管内の農業用施設等の応急復旧に関すること。
	新潟県測量設計業協会	1　災害時における町管理の公共土木施設等の応急復旧のための測量及び設計に関すること。
	新潟県建築士会南魚沼郡支部	1　災害時における住家及び町管理施設の被害状況の調査に関すること。
	運送事業所	1　災害時における陸路による緊急輸送協力に関すること。
	タクシー事業所	1　災害時におけるタクシーによる人員、物資の緊急輸送協力に関すること。
	㈱エフエム雪国	1　災害時における広報活動協力に関すること。
	危険物関係施設の管理者	1　災害時における危険物の保安措置に関すること。
	湯沢温泉旅館組合	1　災害時における施設利用者の安全確保に関すること。 2　災害時における緊急避難場所、炊出し、入浴サービス等の協力に関すること。
	ホテル・旅館・民宿等宿泊事業所	1　災害時における施設利用者の安全確保に関すること 2　災害時における緊急避難場所、炊出し、入浴サービス等の協力に関すること
	各町内会・婦人会、PTA等地域団体	1　各町内・地域等における災害時要援護者の安全確保のための協力に関すること。 2　災害時の炊出し、緊急動員についての協力に関すること。 3　災害状況等の報告及び情報の連絡に関すること。

第３節　湯沢町の自然条件

１　地形・地質の概要

（１）湯沢町の位置

湯沢町は新潟県の最南端に位置し、西は長野県、南は群馬県と接している。県庁所在地新潟市（中心部）へ約 110km、首都東京の中心部（千代田区）へは約 160km の圏内にある。

位置		ひろがり		標高	
東経	北緯	東西	南北	最高	最低
138°40″～138°55″	36°44″～36°57″	21.4km	24.4km	2,192m	320m

（資料：町勢要覧資料編等）

（２）地形、地質

本町の地形はおおむね南高北低で、標高 1,000ｍ以上の山岳が 40 を数える山岳地帯である。特に東境の谷川岳から西南域の白砂山に至る間は 2,000ｍ級の山々が三国山脈を構成して新潟・群馬両県の分水嶺をなしている。町の東部では魚野川が、西部では清津川が主要河川として北流している。両流域ともＶ字型をした壮年期の急峻な浸食谷が多く、特に清津川流域ではほとんど谷底平地が形成されず、ところにより細長い河岸段丘があるのみである。魚野川流域では山沿いの個所等に見られる河岸段丘のほか、中里から下流の流域には緩やかに傾斜した平坦地が連なっている。集落はそれぞれの河川沿いに、湯沢、神立、土樽、三俣、三国の５地区が形成されている。清津川流域で最高位にある集落は浅貝の 950ｍ、最低位は八木沢の 600ｍ、同じく魚野川流域の最高位にある集落は土樽の 600ｍ、最低位は愛宕の 320ｍである。

地質は、周囲の山地を取りまく花崗岩類、北東方の飯士火山噴出物（安山岩、石英安山岩、溶岩）及び盆地内に分布する第四紀層に区分される。盆地内に分布する第四紀層は、古いものから古期飯士火山噴出物、段丘堆積物、山麓堆積物、扇状地、崖錐堆積物、沖積層に区分される。段丘堆積物は礫層から構成され、湯沢市街地西部、中里、土樽地域の魚野川右岸、大源太川流域に広く発達している。

２　気象

本町の気候は、日本海側気候で冬期は多量の降雪と曇天が多く、夏期においても比較的冷涼な気候で、日照時間が短いのが特徴である。積雪量は、２月に最も多くなり２～３ｍに及ぶ。

年次別気象データ

年	降水量(mm)	気温(℃)			雪(寒候年・cm)		
	合計	平均	最高	最低	合計	日降雪の最大	最深積雪
平成元年	2,181	12.0	33.3	-6.9	789	44	99
平成２年	2,009	12.6	37.2	-9.6	798	57	185
平成３年	2,157	11.9	33.5	-8.4	1,024	66	206
平成４年	2,072	11.4	33.4	-9.1	1,014	62	166
平成５年	2,339	10.9	32.7	-6.4	1,238	76	190
平成６年	1,748	12.2	36.0	-8.7	1,170	59	195
平成７年	2,390	11.0	34.5	-8.7	1,309	64	227
平成８年	1,915	10.7	34.0	-9.0	1,568	68	282
平成９年	2,015	11.7	36.4	-7.9	958	59	200
平成 10 年	2,196	12.7	32.6	-8.1	870	57	140
平成 11 年	2,103	12.1	34.8	-9.5	1,121	57	225
平成 12 年	2,386	11.9	35.3	-9.3	1,255	78	234
平成 13 年	2,412	11.4	33.6	-8.5	1,378	76	236
平成 14 年	2,437	11.8	34.9	-7.3	1,130	40	187
平成 15 年	2,187	11.6	33.4	-8.6	1,063	79	181
平成 16 年	2,326	12.3	35.5	-8.2	969	53	154
平成 17 年	3,123	11.0	34.0	-9.3	1,384	63	329
平成 18 年	2,457	11.3	35.2	-10.6	1,597	93	358
平成 19 年	2,157	11.8	35.1	-7.8	614	50	74
平成 20 年	2,393.5	11.5	33.3	-8.5	1,212	58	228
平成 21 年	1,902.5	11.8	34.4	-8.4	820	53	121
平成 22 年	2,357.5	11.9	34.8	-9.9	926	72	229
平成 23 年	2,427.5	11.3	34.5	-8.2	995	63	257
平成 24 年	2,296.5	11.4	35.8	-10.2	1,185	49	293

（資料：気象庁気象統計情報）

第４節　湯沢町の社会的条件

１　人口

本町の総人口は、平成 22 年国勢調査において 8,396 人であり、新町合併時（昭和 30 年国勢調査 9,725 人）より減少となっている。一方、世帯数は 3,463 世帯で、ほぼ２倍（昭和 30 年国勢調査 1,816 世帯）となっている。特に昭和 50 年以降の急激な世帯数の増加により平均世帯人員は３人を割るまでになっている。

地区／年	三国		三俣		神立		土樽		湯沢		合計	
	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯	人口	世帯
昭和 40 年	533	126	478	103	1,104	237	2,978	593	4,558	1,088	9,651	2,147
昭和 45 年	449	109	373	93	1,012	238	2,303	529	4,237	1,159	8,374	2,128
昭和 50 年	1,206	170	1,156	144	1,401	342	2,772	615	4,336	1,264	10,871	2,535
昭和 55 年	701	336	464	187	1,512	453	2,652	839	4,185	1,440	9,514	3,255
昭和 60 年	837	458	404	115	1,474	411	2,416	647	4,360	1,553	9,491	3,184
平成２年	855	471	400	186	1,569	510	2,563	747	4,599	1,751	9,986	3,665
平成７年	643	289	514	235	1,576	510	2,581	744	4,292	1,713	9,606	3,491
平成 12 年	526	204	351	114	2,381	778	2,532	867	3,340	1,345	9,130	3,308
平成 17 年	491	203	301	98	2,231	833	2,565	867	3,125	1,274	8,713	3,275
平成 22 年	490	243	265	94	2,127	845	2,643	1,022	2,871	1,259	8,396	3,463

（資料：国勢調査）

２　土地

本町の土地利用状況は、以下のように山林が 90％強を占め、農地、宅地は２％にも満たない。

しかし、昭和 57 年の上越新幹線開業、昭和 60 年の関越自動車道開通により、東京方面との交通所要時間が大幅に短縮したことと、わが国が未曾有のバブル経済期を迎えたことが重なり、リゾートマンションをはじめとする宅地化や農用地のスキー場及び駐車場への転用が急速に進んだ。特にリゾートマンションの建設はめざましく、平成５年の２棟を最後に新規開発の波は去ったものの、58 棟で部屋数の合計は 14,695 室にのぼる。これは町民人口はもとより、町内全宿泊施設の部屋数 6,920 室を上回る（平成 25 年 12 月現在）。

（単位：ha）

地目	田	畑	宅地	山林	原野・他	合計
面積	250	79	239	33,730	1,402	35,700

（資料：平成 25 年税務課概要調書報告書）

３　産業

本町の基幹産業は、スキーリゾートと温泉を中心とした観光業である。高速交通網の整備により首都圏を中心として、年間 425 万（平成 24 年度）人の観光客を迎えている。平成 22 年国勢調査では、第３次産業就業者が 81.4％、第２次産業 13.8％、第１

次産業4.8%となっている。第３次産業の主力は大手チェーンをはじめとするホテル、旅館、民宿を中心としたサービス業であり、第２次産業の中心は建設業である。第１次産業は、観光業に吸収される形で縮小してきている。

4　交通

（１）道路

湯沢町の道路網は、町の中心市街地部をほぼ縦貫する関越自動車道、町域をほぼ南北方向に走る基幹道路としての、国道17号、353号の他、県道７路線、町道355路線が補完して形成している。なお、関越自動車道湯沢インターチェンジが町中心市街地部にある。

（２）鉄道

湯沢町の鉄道網は、関越自動車道とほぼ平行して、上越新幹線、JR上越線が東京方面及び県都新潟を結んでいる。また、平成９年３月に、ほくほく線が開業（湯沢～金沢間　所要２時間15分）し、東京方面と北陸地方とを結ぶ拠点としての役割も担っている。

（３）バス

町内のバス交通は、南越後観光バス㈱が運行するが、定期路線の運行本数は十分でないため、町は路線バス運行補助事業を行っている。

また、町は今後ますます増加する高齢者の交通手段として、平成14年度より病院への送迎を含め、三国地区、土樽地区を往復する福祉バスの運行を行っている。

5　防災をめぐる社会構造の変化と対応

（１）過疎化の進行に伴い、中心部への人口の集中、山間部の人口の減少に拍車がかかり、小規模集落については世帯数・人口の減少から集落機能の維持が困難となっているところも出てきている。

これらの対応としては、集落の移転等も考慮しながら、孤立が予想される集落の安全と安心の確保を図るとともに、町全体の安全の確保策を検討する必要がある。

（２）高齢者（とりわけ独居老人)、障がい者、外国人等いわゆる災害時要援護者の増加が見られる。

これについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導救護・救災対策等防災の様々な場面において、災害時要援護者に配慮したきめ細かな対策を、他の福祉施策との整合を図りながら行なっていく必要がある。

（３）ライフライン、コンピュータ、情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度の増加が見られるが、これらの災害発生時の被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらす。

このため、これらの施設の災害対策を進めるとともに、補完的機能の充実が必要である。

（４）住民意識及び生活環境として、近隣扶助の意識の低下が見られる。

このため、地域コミュニティ、自主防災組織等の結成及び強化とともに、多くの住民参加による定期的防災訓練、防災意識の徹底等を図る必要がある。

第５節　湯沢町の既往の主な災害

１　雪崩災害

湯沢町は、特別豪雪地帯、積雪寒冷特別地域の指定を受けており大正７年の三俣大雪崩れ、昭和 20 年の雪害等昔より雪害に悩まされてきた。昭和 59 年の豪雪の際、町に豪雪対策本部を設置し警戒にあたったが、各地区で甚大な被害を受けた。

概況	昭和59年１月上旬より降り続いた雪は、２月中旬には積雪350㎝を超え２月29日午前３時50分湯沢地内字湯峠深沢より表層雪崩が発生し民家を直撃した。
被害概要	民家２棟全壊、２棟一部破損、５名が雪崩にまきこまれたが３名は自力脱出、２名を救助した。
備考	湯沢町においては、過去の災害発生状況が示すとおり豪雪によるものが特に多く考えられる。雪崩による災害はもとより、平坦部が狭小であるという地形条件のもと住宅が密集して集落を形成しているため、除雪中の災害、落雪によるもの、また河川への雪投入による浸水被害、雪による交通渋滞等に対するきめ細やかな雪害対策が必要である。

２　台風災害

概況	昭和34年９月27日15号台風（伊勢湾台風）の強風による大きな被害が発生した。
被害概要	住家全壊６棟、半壊102棟、小壊241棟、軽傷者１名、立木倒壊約2,400本 被害額　38,412千円
備考	災害救助法の適用を受ける。

３　集中豪雨災害

概況	昭和56年８月23日降雨量215㎜（前日深夜～当日９時）という、まれに見る集中豪雨により町管内の１級河川及びその支流は、全域にわたって大氾濫を起こした。
被害概要	床上浸水２棟、床下浸水２棟、道路決壊10箇所（延長300ｍ） 橋梁流失４箇所（延長120ｍ）、堤防決壊４箇所 河川決壊５箇所（延長350ｍ） 農地流失等2.9ha 水道施設（井戸１箇所　管98.5ｍ） 被害額　204,600千円
備考	湯沢町は、高低差が激しく河川は急流であるため道路、河川の決壊、流失が著しく、また農地及び水路の流出、冠水、上水道、簡易水道施設の破壊等被害は甚大であった。

第２章　災害予防計画

第１節　住民一人ひとりが自分と家族を守る災害予防・減災対策

【町担当】　全部署

１　計画の方針

災害時には行政機関、防災機関自らも被災するため、有効な災害対策を展開するためには、ある程度の時間を要することになる。また複合的な被害が同時に発生することから、これらの全ての面において行政が直ちに対処することは極めて困難となる。

このことから住民は、「自分の身は自分で守る」意識と「私たちの地域は私たちで守る」意識を持ち、予防と減災に向けた取り組みを進め、自分や家族、地域住民の命を守ることはもちろん、物的被害の軽減にも努める。

２　防災知識の普及・啓発及び訓練

（１）防災教育・訓練等への参加

ア　町の災害に関する広報、ハザードマップ等による防災知識及び技術の習得

イ　日ごろから、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。

ウ　防災に関する講演会、学習会等への積極的参加

エ　次世代への災害被災経験の伝承

オ　各家庭での事前対策及び災害発生時の行動に関する話し合い

カ　町内会等による地域の防災に関する学習の推進

キ　地域住民による地元の災害危険箇所の把握・点検・確認

（２）自主防災組織の育成

ア　町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進める。

イ　防災訓練をはじめとする自主防災組織活動の積極的な参加による、防災知識及び技術の習得

（３）防災まちづくり

ア　住民は、日ごろから地域の防災上の課題等を把握

イ　災害に強い、防災まちづくりを実現するために、住民一人ひとりがアイディアを出し合い実践するなどの自発的なまちづくりへの参加

３　我が家も避難所

例えば浸水が 50cm を超えるような状況の中で無理に避難所へ避難しようとすると、遭難する危険性も高くなる。そうした場合は自宅の２階に避難し危険を避けたほうが強引な避難よりも安全である。なお、こうした避難をした場合、浸水が早急に解消さ

れない場合を想定し、半日程度は籠城することもあり得るとの想定のもと、ラジオ、懐中電灯、食料、飲料水、毛布など最低限の備えをしておく。

4　避難対策の強化

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努める。

（１）避難対策

ア　風水害時の避難所及び安全な避難経路の確認

イ　風水害時の家族・社員等の連絡方法の確認

ウ　携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段の用意

エ　避難情報(準備・勧告・指示)の意味を正しく理解しておくこと。

オ　避難行動に際して支援を必要とする者をあらかじめ把握し、避難・誘導に協力できる関係の構築

カ　町と協働で避難所を運営できるよう、訓練への積極的参加

（２）食料・生活必需品の確保

ア　各家庭において、家族の３日分程度の食料や飲料水等の備蓄

イ　食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な場合の３日分程度の分量の確保

ウ　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料の確保

エ　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料の確保

オ　その他、家族構成に合わせた災害時に必要な物資の備蓄

カ　孤立が予想される集落の住民は、最低７日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄

（３）災害時要援護者への配慮

ア　県・民生委員・町内会等と協力した在宅の災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等の支援

イ　県・町・民生委員・町内会・地域の自主防災組織等と協力した災害時要援護者と近隣住民の共助意識の向上

5　土砂災害及び河川災害に対する警戒

（１）土砂災害

ア　平時における土砂災害の前兆現象への注意

イ　前兆現象を確認したとき、遅滞なく町、県や警察官等への連絡

ウ　土砂災害危険箇所等及び避難路・避難所について位置を把握

（２）河川災害

ア　平時における堤防や護岸などの河川管理施設等における漏水や亀裂などの前兆現象への注意

イ　前兆現象を確認したとき、遅滞なく町、県や警察官等への連絡

ウ　洪水ハザードマップ等により避難路、避難所について位置を把握

6　火災の予防

（１）揺れがおさまるまでの間は無理に火の近くに寄らない

（２）消火器、消火バケツ等の消火器具の設置

（３）台所など火を使う場所の不燃化

（４）カーテン、じゅうたん等における防炎製品の使用

（５）灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理

（６）町内会や町等が実施する防災訓練等への積極的参加

7　救急救助・医療救護への協力

（１）救急救助

災害時に地域の消防機関及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図るため、平時からの地域・学区・町内会等における協力体制を強化

（２）医療救護

医療救護活動の負担軽減のため、災害時に持ち出せるよう、定期的に服用している薬や常備薬の準備

8　ライフラインに関わる予防活動

（１）電話

災害発生時及び災害の発生により被災地への安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話が繋がりにくい状況になった場合を想定し、家族や地域での避難場所をあらかじめ決めておく。

（２）電力

ア　夜間の停電に慌てることのないよう、懐中電灯の置き場所や乾電池等の確認

イ　冬期間の災害に備えたストーブ等の準備

（３）ガス

ア　災害発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに､自宅等のガス設備の風水害対策の実施

イ　ガス事業者の助言に基づく所有ガス設備の風水害対策

ウ　ガス供給停止に備えた、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具の準備

エ　積雪時の風水害発生に備えたＬＰガス容器やガスメーター周辺の除雪

（４）上水道

ア　概ね３日間に必要な飲料水（１日１人３ℓを目安）の備蓄

イ　積雪時の地震発生に備えた水道メーター周辺の除雪

（５）下水道

下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下した場合は、下水道等使用の自粛を考慮する。

９　積雪期の心構え

（１）屋根雪の早期除雪

（２）玄関等の出入口の確保

（３）暖房器具、灯油の安全管理

（４）道路除雪の妨げとなる路上駐車をしない

第２節　地域力・コミュニティ力を活かした防災への取組

【町担当】　総務課

１　計画の方針

風水害発生時においては、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、住民、町及び県は連携して地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織、事業所等における自衛消防組織の整備やNPO、ボランティア団体等の連携を図るとともにその協力体制の整備育成を促進する。

２　住民の役割

住民は、「私の身の安全は自分で守る」「私たちの地域は私たちで守る」との意識を持ち、集落・町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

３　自主防災組織の役割

災害時には、隣近所や町内会の班など、地域に密着した住民の集まりの中でお互いに助け合うことが大切である。自主防災組織は、町や防災機関と協力し「私たちの地域は私たちで守る」という意識をもって災害を乗り越えることができるよう活動する組織であることから、それぞれの地域特性に応じた手作りの住民避難計画の作成や訓練の実施を行うなど、地域力・コミュニティ力を最大限に活かした活動を進める。

自主防災組織は、概ね次の活動を行う。

ア　平常時の活動

（ア）情報の収集伝達体制の整備
（イ）防災知識の普及及び防災訓練の実施
（ウ）火気使用設備器具の点検
（エ）防災用資機材等の整備及び管理
（オ）危険箇所の点検・把握
（カ）災害時要援護者に係る情報収集・共有

イ　災害時の活動

（ア）初期消火の実施
（イ）地域内の被害状況等の情報収集
（ウ）救出救護の実施及び協力
（エ）地域住民に対する避難準備情報、避難勧告・指示等の情報伝達
（オ）地域住民に対する避難誘導
（カ）災害時要援護者の避難支援
（キ）給食・給水及び救助物資等の配分

4　町の役割

（１）自主防災組織の育成・自主防災リーダーの養成

町は、災害対策基本法第５条の規定により自主防災組織の育成主体として位置づけられており、町内会等に対する指導、助言を積極的に行い、自主防災組織の育成を図る。

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取り組みは、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが多いことから、研修会の開催や先進的な取組事例の紹介などを通じ、地域の防災リーダーを養成する。

（２）育成の方針

ア　全町的において整備を促進し､町内会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として組織づくりの推進を図る。

イ　自主防災組織相互の連携により､効果的な防災活動が実施できるよう連合組織の結成に努める。

（３）自主防災組織の規模

自主防災組織は、次の事項に留意して防災活動が行える地域単位に組織する。

ア　住民が連帯意識に基づいて、防災活動が行える地域を単位に組織する。

イ　住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

（４）自主防災活動に対する町の支援体制

ア　町は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、各種助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

イ　町は、自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施するとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し､訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

（５）災害時要援護者への配慮

隣近所での助け合い、日常性における声の掛け合いや心の支えあいなどによる災害時要援護者の不安解消を行うとともに、災害時には自主防災組織、地域の町内会長や隣組長などが住民と協力した安否確認の実施や安全な場所への避難誘導を行うなど地域での防災活動に努める。

（６）積雪期の対策

過疎化や高齢化のため、高齢者自らが雪処理に従事するケースが増えている。連日の雪処理による疲労の蓄積で落下や心疾患により死亡したケースも多数報告されているため、個人での対応が難しい場合は、自主防災組織、町内会などの地域コミュニティ、更には町による対応を検討する。

5　県の役割

県は、町が行う自主防災組織育成整備活動に積極的に協力し、町とともに研修会等の開催や県の広報紙等による普及啓発を行い、自主防災組織の育成を支援する。

6　事業所等の自衛消防組織

消防法により、消防計画を作成し自衛消防組織を設置することが義務付けられている多数の者が勤務又は出入りする事業所等については、消防機関の指導のもとで積極的に各種訓練のほか、地域の防災訓練に参加するように努める。

また、これ以外の事業所等についても自衛消防組織の設置を推進し、関係機関は助言指導を行う。自衛消防組織の主な活動内容は次のとおりである。

（１）平常時の活動

ア　防災要員の配備

イ　消防用設備等の維持管理

ウ　防災訓練

（２）災害時の活動

ア　消火活動

イ　救出・救護

ウ　避難・誘導

7　自主防災組織と消防団、自衛消防組織の連携

自主防災組織と地元の消防団、自衛消防組織は、平常時及び災害時において協力体制を図るように努めるものとする。町及び南魚沼市消防本部は連携して、自主防災組織と自衛消防組織との平常時及び災害時における協力体制の整備や合同訓練の実施等について検討し、良好な協力関係が得られるように努める。

第３節　防災教育・訓練計画

【町担当】　全部署

１　計画の方針

（１）基本方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、災害に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる住民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組（自助、共助）を促進するとともに、関係機関と連携協力を図りながら平時から防災訓練を実施する。

また、町及び防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的な育成を図る。

（２）各主体の責務

ア　住民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努めるとともに、平時から災害時を想定した避難口、避難路、緊急連絡網、非常時持ち出し品等の確認を行う。

イ　町は、住民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、小中学校における児童生徒等の防災教育を行う。さらに、防災関係機関と連携を図りながら各種の災害時を想定した避難訓練等を実施する。

２　町における防災教育及び防災訓練

町は、国、県、消防、学校、福祉関係者、企業、ＮＰＯ、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進するとともに、防災訓練を実施する。

（１）防災教育

ア　小中学校における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階に応じ学校教育全体を通じて防災教育を行う。

イ　社会教育における防災学習の推進

住民向けに、啓発用リーフレットの作成・配布や有識者による研修会・講演会の開催等により、住民の防災知識の普及と防災意識の高揚を図る。

また、公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座の実施に努める。

ウ　ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

エ　災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する。

オ　災害時要援護者及び保護責任者等の防災学習の推進

（ア）災害時要援護者本人及び家族の防災学習

（イ）民生委員等地域の福祉関係者の防災学習

（ウ）ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習

（エ）外国人受入先（企業、学校、観光用宿泊施設等）の防災学習

カ　町職員の防災教育、防災部門の人材育成

町は所属職員に対し、次の防災教育を行う。

（ア）雪害・風水害等災害に関する基礎知識

（イ）地域防災計画の内容と課題

（ウ）町が実施すべき災害時の応急対策等

（エ）災害時における個人の具体的役割と行動

教育の方法は、研修会、実地調査、防災訓練等のほか、個々の職場における教育、行動マニュアル等の作成配布等とする。

キ　消防団員の防災教育・研修

（２）防災訓練

ア　町は、災害発生前後の防災活動を的確に実施するため、各防災関係機関及び自主防犯・防災組織、地域団体、住民との協力体制の確立などに重点をおき、住民の避難行動等、災害発生時に住民がとるべき措置について配慮した実践的な防災訓練を実施するとともに、住民による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

イ　町は、住民参加型の防災訓練を原則として年１回防災週間（９月１日（防災の日）を含む１週間）の前後に実施することとし、町全体の共通的な訓練事項と各地区の特殊性を考慮した内容を取り入れ、計画的に実施する。

ウ　防災訓練の実施にあたっては、防災関係機関及び災害援助協定を締結している自治体や民間団体等と連携しながら、無線通信訓練、町民避難誘導訓練、情報伝達訓練等を含めた総合的な防災訓練を行う。実施訓練場所は学校のグラウンド等多数の人が集まりやすく、かつ、避難所としても利用できるようなところで行う。また、避難所の運営が円滑にできるよう、平時からの避難所運営訓練等の実施に努める。併せて、積雪期を想定した訓練等も行うよう努める。

エ　町が管理する施設においては、関係機関と連携のうえ原則として年１回防災訓練を実施することとし、災害時の対応について平時から備えておく。

３　防災上特に注意を要する施設における防災教育及び訓練

（１）施設管理者等に対する防災教育

災害発生時に、付近住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設については、施設管理者が防災上的確な応急措置をとることが、被害を軽減する上で重要である。

このため、各監督機関は、防火管理者、危険物保安統括管理者等の防災上重要な施設の管理者等に対して防災教育を実施し、その資質の向上を図るとともに、応急対策訓練の実施により災害発生時における行動力、指導力を養い、緊急時に対処できる自衛防災組織体制の確立を図る。また、その他一般事業所の管理者に対しても災害時の対応、防災教育について知識の普及に努める。

（２）施設における防災教育及び訓練

ア　危険物等施設

危険物等施設の管理者は、関係法令、保安規定等災害時の応急対策について、防災訓練・教育を通して職員に周知徹底を図るとともに、施設の特性をチラシ等により住民に周知し、災害発生時に備える。

イ　病院、福祉施設等

病院、福祉施設等の管理者は、平時から要介護者を把握しておくとともに、職員や施設利用者及び近くの協力者に対し、避難誘導訓練等十分な防災教育を行い、さらに、付近住民からも避難時の協力を得られるように連携強化に努める。

ウ　ホテル、旅館等

ホテル及び旅館等においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消火活動、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育訓練を実施する。また、宿泊客に対しても避難路等災害時の対応方法を明示する。

エ　不特定多数の者が利用する施設における防災教育

不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の避難誘導、情報伝達その他各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるように職員に対する防災教育訓練を行うものとし、利用者が速やかな避難ができるよう避難路等の表示を行う。

4　学校教育における防災教育及び訓練

学校における具体的な防災教育は、本章第 29 節「学校の風水害対策」によるほか、次の事項について留意する。

（１）生徒等に対する防災教育

学校教育において、生徒等の発達段階に応じ、各教科及び学級活動・学校行事等特別活動を通じて、災害発生時の危険やその対応等について、安全な行動がとれるよう理解を深めるよう指導するものとする。

（２）防災訓練

防災訓練にあっては、学校生活の様々な場面（授業中、昼休み、特別活動時等）や積雪期を想定して実施するとともに、放送設備等の点検も含め実施する。

（３）教職員に対する防災教育

学校管理者は、教職員に対し、防災に対する心構え及び震災時に適切に措置がされるよう情報伝達、生徒等の避難・誘導等、災害時の対応マニュアル等を作成し、周知徹底する。

5　一般住民に対する防災知識の普及

災害時において、まず必要とされる「自助」による取り組みは住民一人ひとりが、冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。また、災害の規模によっては、瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力等「共助」の取組が地域の安全の差となってあらわれる。

このため、まず住民が災害に対する知識を持つことが災害対策上の前提であり、町は、組織的かつ計画的な防災訓練や知識の普及を図る。

6　災害時要援護者に対する防災知識の普及・配慮

災害時要援護者の安全確保を図るには、災害時要援護者、保護者、施設管理者等が防災知識を持つとともに、災害時においては、地域住民の災害時要援護者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識を深めることが必要である。

このため、災害時要援護者、保護者、施設管理者等の防災教育の推進、一般住民が災害時要援護者に対する支援行動ができるように啓発を行う。

7　事業所の防災教育及び訓練

町内事業所は、それぞれ防災計画を作成するよう努め、計画に基づいた訓練を実施するとともに地域の防災訓練に積極的に参加する。また、広範的な災害時には指定避難所とは別に被災者が集合し、避難する緊急的避難所的な機能が求められる場合や一時的な地域活動の拠点となることも予想されることから、非常時の連絡体制等緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努める。

8　積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大すること、またその対応も積雪期では異なることを具体的にイメージできるよう、教育・研修・訓練において配慮する。

第４節　気象等防災観測体制の整備

【町担当】　総務課、地域整備課

１　計画の方針

（１）基本方針

ア　新潟地方気象台は、災害に結びつく自然現象の状況の的確な把握、防災気象情報の質的向上をはかり、適時・適切に提供するために、観測・監視体制の強化を図る。

イ　その他の防災関係機関は、気象観測体制の強化及び観測データの精度維持を図るとともに相互の通報連絡体制等を整備する。

（２）観測の体系

- 新潟地方気象台の観測体制
  - 地上気象観測通報体制（気象官署）
  - 地域気象観測システム体制
  - 気象レーダー体制
  - 高層気象観測体制
- その他の機関の観測体制
  - 北陸地方整備局の観測体制
  - 県の観測体制
  - 市町村の観測体制
  - JR 各社の観測体制
  - 東日本高速道路（株）の観測体制
- 今後の観測体制整備の方向

２　新潟地方気象台の観測体制

（１）地上気象観測体制（気象官署）

全国の気象台や測候所で行う最も基本的な観測として、気圧、気温、風等の測器観測と、雲、視程等の目視観測を実施している。

気象台では、目視により観測する要素を除いて、地上気象観測装置を用いて、自動的に観測を行っている。

（２）地域気象観測通報システム（アメダス）体制

全国約 1,300 か所に展開している地域気象観測所の観測データ（気象官署の一部のデータを含む）を定時集信し、各地方気象台に配信している。

ア　システム概要

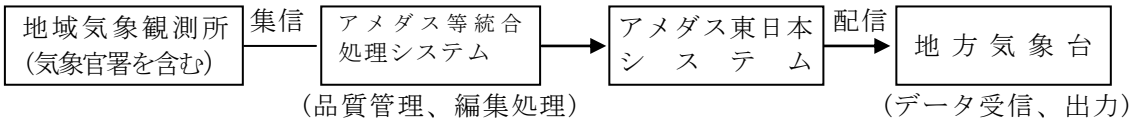

イ　観測所の種別

観測所の種類	観測装置	観測通報データ	集信時刻
地上気象観測	地上気象観測装置	降水量、気温、風向、風速、日照	1分間隔
地域気象観測	有線ロボット気象計		10分間隔
	有線ロボット積雪深計	積雪深（主に多雪地方のみ）	
地域雨量観測	有線ロボット雨量計	降水量	
	有線ロボット積雪深計	積雪深(主に多雪地方のみ)	

（３）気象レーダー観測体制

気象庁は、全国20か所に気象レーダーを設置している。気象レーダーは降水の三次元分布を広範囲・高分解能で瞬時に連続して観測できることから、台風や豪雨（雪）時には、降水域の範囲、強さ、移動等を把握する上で有効である。

（４）高層気象観測体制

高層気象観測は、上空の大気の状態を観測するもので、ラジオゾンデによる観測（全国16箇所）とウインドプロファイラによる観測がある。ウィンドプロファイラは、全国31箇所に設置され地上約5kmまでの風向・風速を連続的に自動観測し、豪雨や豪雪などの局地的な気象災害の要因である空気の流れを監視している。

（５）観測結果の活用

気象庁では、気象レーダーの観測データ（1km格子、5分毎）を、地域気象観測システムの観測データ及び防災機関の観測データと合成して解析したレーダー・アメダス解析雨量（１km格子の１時間雨量を30分毎）を作成している。これはレーダー観測データをアメダス等で観測された雨量によって補正するもので、空間的な降水強度分布を補足・監視するために有効である。

また、レーダー観測データと降水域の移動状況から作成した降水ナウキャスト（１時間先、１km格子、10分毎）やさらに解析雨量を基に、降水短時間予報（６時間先、１km格子、30分毎）を作成し、監視に役立てると共に気象警報などの防災気象情報に応用している。

３　その他の機関の観測体制

防災関係機関が気象観測を行う場合は、国土交通省令に定める技術上の基準に従うとともに、検定を受けた測器を用いること及び観測所の設置を届け出る。

（１）北陸地方整備局の観測体制

北陸地方整備局では、国土交通省の直轄管理にかかる道路及び河川の管理及び防災上必要な地点に自動観測装置を設置し、データを通信回線で収集して監視するシステムを運用している。システムは道路系と河川系に大別され、前者は雨量、気温、積雪、風向・風速、凍結検知のデータを後者は雨量、積雪、水位・流量、水質のデータを観測しているほか、海象観測（風向・風速、波高・波向）も行っている。データは、北陸地方整備局及び国道・河川の各事務所等の監視画面に表示されるほか、集約した情報が河川・道路情報システムにより県土木部や町にも提供されている。また、雨量や河川の水位等の観測データについては、県土木部の土木防災情報システムと双方向で接続されている。なお、国所管の防災情報は、インターネットを通じて広く県民へ配信されている。

（２）県の観測体制

ア　公共土木施設関係

県土木部では、県の管理する道路、河川、ダム、地すべり防止区域等、施設管理及び防災上必要な地点に、自動観測装置を設置し、降雨量、積雪深、水位等を観測している。観測データは、無線や電話回線等を通じて当該地域を管轄する土木部関係地域機関に送信され、水防・除雪等の対策の実施に活用されている。また、それらのデータは県情報ハイウェイや防災行政無線により県庁まで送信され、道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等として、インターネットを通じて広く、県民へ配信されている。

イ　農業水利施設関係

県農地部では、大規模な農業水利施設（排水機場、農業用ダム、頭首工等）に気象観測装置を設置し、降雨量、水位等を観測している。観測データは、関係機関又は土地改良区に送信又は報告される。

ウ　発電施設関係

県企業局では、企業局の設置・管理する発電用ダム及び発電所に気象観測所を設置し、降雨量、ダム水位等を観測している。観測データは、発電の管理事務所に送信又は報告される。

（３）町の観測体制

町は、役場、学校等において気温、雨量、降雪量、積雪深等を毎日観測している。積雪期間中は、県の指定した観測地点の降雪量及び積雪深を毎朝県危機対策課に報告しており、更に県から新潟地方気象台にデータが提供されている。

（４）ＪＲ各社の観測体制

ＪＲ各社は、県内の駅等の観測地点で、職員による計測及び機械観測により、気象観測を行っている。また、新潟地方気象台から、気象注意報・警報の提供を受けている。

ア　社員による計測

天候・風向・気温・気圧・湿度・雨量・降雪・積雪を１日２回観測し、定時に支社へ報告する。観測結果は記録として保存し、災害・事故発生時の気象状況の分析等に活用する。

イ　機械観測

駅、駅間、橋梁等に自動雨量計・風速計等を設置し、雨量・風速を２分間隔で計測する。観測結果は支社等に設置された監視画面に表示され、列車の運転規制等に使用する。冬季間は県内数カ所の駅に設置された観測機で、降雪深・積雪深を計測する。

４　今後の観測体制整備の方向

各機関は、自動観測装置や遠隔監視（テレメトリー）システムの導入等、観測体制の強化充実及び観測施設の耐震性や耐水性を含めた信頼性の確保に努め、観測情報、災害情報、防災情報等を相互提供できる情報公開システムの構築を図る。また、一般住民へも各種メディアを利用した情報公開を図る。

第５節　防災通信施設の整備と風水害対策

【町担当】　総務課

１　計画の方針

防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。また、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

２　町の役割

（１）町防災行政無線施設の整備

ア　同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、町から住民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うための通信設備の整備を具体化する。

イ　移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、町と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためのシステムを整備する。また、総務省の無線免許に係る動きに注意し、デジタル移動通信システムの整備を検討する。

ウ　地域防災無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、町と地域の防災関係機関、生活関連機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うための通信設備を整備する。

（２）防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等を整備する。

（３）新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に被害の軽減を図るため、市町村と県の間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

（４）町・県防災行政無線施設の運用

ア　勤務時間外においても、非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

イ　実践的な非常通信訓練を定期的に実施し、無線運用の習熟を図る。

（５）停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

（６）通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

3　県の役割

（１）新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市町村、防災機関の意志決定を支援し、県民へ安全・安心情報を配信するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

（２）新潟県防災行政無線施設の整備（総務監理部）

ア　地上系、衛星系無線施設

イ　移動系無線施設

（３）防災相互通信用無線機の整備（総務監理部）

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を図る。

（４）停電対策（総務監理部）

ア　商用電源停電時も通信設備に支障のないように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の整備を図る。

イ　発電設備の無給油による運転可能時間は、無人施設で７２時間以上、有人施設で６時間以上を目安とする。

（５）新潟県防災行政無線施設の運用（総務監理部、土木部、防災局）

ア　新潟県防災行政無線を設置する機関は、新潟県防災行政無線運用規定（昭和 50 年５月 26 日新潟県告示第 590 号）に基づき、これを運用する。

イ　通信管理者は通信取扱責任者を指名し、通信の輻輳及び途絶を想定した通信機器の操作、訓練及び災害時の運用方法について指揮をさせる。

ウ　非常用発電設備については、実負荷運転等の災害発生を想定した実践的な保守・点検整備及び操作訓練を定期的に行う。

エ　非常通信の取扱い、通信の統制及び緊急時の可搬型衛星地球局等通信機器輸送・操作等について、平時から訓練を定期的に行う。

（６）通信機器の配備及び調達体制の整備（総務監理部、土木部、防災局）

ア　無線不感地帯での連絡手段を確保し、災害時における情報の収集・連絡を円滑に行うため、通信事業の提供する衛星電話等の移動通信機器の配備を図る。

イ　通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

ウ　ヘリコプターテレビ電送システムなどにより、災害対策本部等に被災現場の状況画像を発信できる通信ネットワークの構築を図る。

オ　ホームページにおける災害情報へのアクセス数殺到への対応を講じる。

４　防災関係機関の役割

（１）北陸地方整備局

ア　水防・道路用通信施設の整備

（ア）画像情報等を含めた高度な情報伝達に対処するために、地上系マイクロ多重無線回線と光ファイバー通信回線統合化の計画的な推進に努める。

（イ）衛星回線については、機動性の向上を図るため、計画的な機器の整備に努める。

（ウ）災害時における外部との情報連絡を確実なものとするため、関係機関との通信網の強化に努める。

（エ）情報を迅速かつ的確に収集、伝送し、応急対策等を円滑に実施するため、情報収集、伝達体制等の整備に努める。

イ　停電対策

（ア）商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等の計画的な整備に努める。

（イ）発電設備の無給油による連続運転可能時間を 72 時間以上確保の整備に努める。

ウ　点検整備

電気通信施設の機能性能及び耐久性の確保を図るため、国土交通省電気通信施設保守要領に基づく点検整備を行う。

（２）南魚沼警察署（警察本部、関東管区警察局）

ア　警察無線通信施設の整備

（ア）通信機器の整備に努め、警察活動の効率化を図る。

（イ）ＮＴＴ東日本専用回線の２ルート化に努める。

イ　停電対策

（ア）定期的に非常用電源設備の保守点検を行い、機器の万全に努める。

（イ）商用電源の２ルート化に努める。

ウ　通信の確保

（ア）平常時から通信設備の総点検を定期的に実施して、機器の万全に努める。

（イ）平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

（３）南魚沼市消防本部

ア　消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備

現在のアナログ消防救急無線を平成28年5月末までにデジタル方式へ計画的に移行し、広域応援体制による緊急消防援助隊等の防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ　停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ　耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

エ　通信の確保

(ｱ) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(ｲ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

第６節　避難体制の整備

【町担当】　総務課、健康福祉課、地域整備課、教育課

１　計画の方針

（１）基本方針

風水害による人的被害を最小限に押さえるため、適切な事前避難と、避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、県、町、防災関係機関及び住民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

ア　浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知

イ　警報、避難情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備

ウ　客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難情報の発出

エ　避難誘導体制の整備

オ　災害の内容に応じた、安全な避難所、避難経路の確保・周知及び避難所の機能・環境の整備

（２）広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

ア　県、市町村及び防災関係機関の情報伝達体制の整備

イ　旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要となる車輌等の事前確保

ウ　迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

２　住民の役割

（１）住民等に求められる役割

ア　住民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努める。

（ア）ハザードマップ・防災マップ等により、浸水、土砂災害等、地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

（イ）災害時の避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておくすること。

（ウ）災害時の家族・社員等の連絡方法をあらかじめ決めておくこと。

（エ）携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること。

（オ）避難情報（準備・勧告・指示）の意味を正しく理解しておくこと。

イ　多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

（ア）保育園、学校、病院、社会福祉施設等、園児、児童・生徒や災害時要援護者が主に利用・所在する施設の管理者

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること。

c　災害時の情報伝達・避難誘導体制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること。

d　近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること。

e　保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること。

（イ）その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

a　施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと。

b　気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること。

c　施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導体制を整備すること。

（２）地域に求められる役割

ア　住民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織的等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

（ア）地域の危険箇所、避難路、避難所等を事前に確認すること。

（イ）災害時要援護者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと

（ウ）町と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること。

イ　企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

（ア）災害時要援護者等の避難を支援すること。

（イ）必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること。

ウ　防災上特に注意を要する施設の避難計画

学校、保育園、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者が利用する施設の管理者及び大規模小売店、ホテル、旅館、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者は、防災責任者を定めるとともに次の事項を考慮して避難計画を策定しておく。

（ア）地域の実情に応じた避難所（町指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示・伝達の方法

（イ）集団的に避難する場合の避難所の確保、保健衛生、給食の実施方法

（ウ）入院患者、自力避難の困難な災害時要援護者等の避難誘導方法

（エ）保護者等への安否の連絡及び引渡し方法

（オ）施設外の状況の利用者への的確な伝達

（カ）利用者の施設外への安全な避難誘導

（キ）施設の安全性の確認方法

３　町の役割

町は、危険が差し迫った状態になる前に住民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、安全な避難所の指定と周知及び即応体制の整備、災害時要援護者の避難支援プラン策定及び福祉避難所の指定等を行う。

（１）地域の危険に関する情報の事前周知

ア　住民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた風水害に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ　県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、土砂災害警戒区域等や避難場所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図る。

（２）避難情報（準備・勧告・指示）等情報伝達体制の整備

ア　気象警報等について、夜間・休日を含めた受信・対応体制を整備する。

イ　被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、住民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要援護者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

ウ　小学校就学前の子供たちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所・認定こども園等の施設と町間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

エ　在宅の災害時要援護者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

オ　避難情報伝達に、地元のコミュニティＦＭ放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

カ　避難情報（準備・勧告・指示）の意味及び住民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

（３）避難情報発出の客観的基準の設定

町長は、遅滞なく避難情報を発出できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び住民等に周知する。

ア　水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難情報発出基準を設定する。

イ　その他の中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ　浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図等を基に、避難が必要となる範囲をあらかじめ定める。

エ　土砂災害警戒情報等を活用し、土砂災害に対する避難情報発出基準を設定する。

（４）避難誘導体制の整備

ア　避難の勧告・指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区別にあらかじめ定める。

イ　在宅の要援護者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協力して「避難支援プラン」を策定する。

ウ　一般避難スペース、福祉避難スペース、介護施設等から、避難者に応じて最も適切な避難場所を見極め、誘導する手法を確立する。

（５）避難所等の指定

ア　指定と周知

（ア）町長は、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで避難場所（屋外）又は避難所（屋内）（以下「避難所等」という）に指定する。

（イ）避難所等を指定したときは標識、広報紙、ハザードマップ・防災マップ、防災訓練などにより住民にその位置等の周知徹底を図る。

イ　指定にあたっての注意点

（ア）地区別に指定し、災害時要援護者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保する。

（イ）避難経路が、火災の延焼、津波・浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮する。

（ウ）避難者の誘致圏域及び入口にも見合った面積を確保すること

面積の目安は、避難場所は１人あたり 1.0 ㎡、避難所は 3.3 ㎡あたり２人とする。（消防庁震災対策指導室編「市町村地域防災計画（震災対策編）検討委員会報告書」）

（エ）指定した避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、備蓄薬、炊きだし用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

（オ）女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、男女のニーズの違い、男女双方の視点等に配慮する。

（カ）避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建築物とするよう努める。

なお、浸水想定区域内にあたるなど、安全な避難所の確保が困難な地域にあっては、既存の堅固な中・高層建築物といった垂直避難のできる避難所整備を図る。

（キ）避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努める。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

（ク）避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努める。

ウ　即応体制の整備

（ア）夜間・休日でも直ちに施設を開錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。

（イ）避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。

（ウ）避難所開設の初動対応をあらかじめマニュアル化しておくよう努める。

（エ）避難施設には、住民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。

（オ）避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める。

エ　福祉避難所の指定

（ア）町長は、障がい者等、一般の避難所での共同生活が難しい要援護者のための「福祉避難所」の予定施設をあらかじめ指定する。

（イ）福祉避難所予定施設は、バリアフリー化されているとともに、災害時要援護者の避難生活に必要なスペースや設備等を備えた施設とする。

（ウ）町は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

（６）広域避難に係る体制の整備

ア　他市町村への広域避難の発生に備えた体制整備

（ア）町は、避難の際に必要となる住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

（イ）町は、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ　広域避難の受け入れに備えた体制整備

（ア）町は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村から避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

（イ）町は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関等の協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

（７）住民避難誘導訓練の実施

ア　地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難の勧告・指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ　住民、自主防災組織、民生・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、災害時要援護者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ　浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。

４　県の役割

（１）住民への防災に関する情報の提供（防災局、土木部）

ア　風水害に関する基礎的な知識と避難にあたっての注意事項などの普及･啓発を行う。

イ　道路情報や河川情報、土砂災害危険度情報等については、インターネット等により、県民に提供する。

（２）町の避難体制整備の支援（防災局、福祉保健部、土木部）

ア　地域の危険情報の町への提供
イ　町による避難情報の早期発出・伝達体制整備の支援
ウ　避難所等の確保への協力
エ　関係機関との情報交換体制の整備

（３）広域避難に係る市町村の体制整備の支援（防災局）

ア　他市町村への広域避難の発生に備えるための町の体制整備の支援
イ　広域避難の受け入れに備えるための市町村の体制整備の支援
ウ　大規模公益災害時に、県内市町村が他県への円滑な広域避難を実施できるよう、他都道府県との広域避難に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難方法を含めた手順等を定めるよう努める。

5　防災関係機関の役割

（１）北陸地方整備局

ア　町が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
イ　管理する河川等の水位情報等を、インターネット等を通じて常時住民に提供する。
ウ　過去の河川氾濫の実績や、破堤氾濫による浸水予測結果等を公表し、住民に対して水害の危険に関する注意を喚起する。

（２）新潟地方気象台

ア　町が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。
イ　気象、水象、の予報及び警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、報道機関やインターネットを通じて、気象情報や過去の災害時の気象記録など住民が自ら危険を察知するために必要な情報を随時提供する。
ウ　市町村が行う避難勧告等の判断・伝達マニュアルやハザードマップ・防災マップ等の作成に関し、技術的な支援・協力を行う。

（３）福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、町の避難支援プランの定めるところにより、災害時要援護者の居住実態等、情報の把握・共有に努め、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について町と協議し、対応できる体制を定めておく。

6　災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者の安全のため、特に次の事項に配慮する。

（１）災害時要援護者の居住状況、必要な支援内容等の事前把握
（２）早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
（３）防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
（４）避難先での生活面の配慮

7　積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

（１）当該地区の避難者全員を収容できる避難所の確保
（２）避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
（３）雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の住民等への事前周知

第７節　災害時要援護者の安全確保

【担当】　総務課、健康福祉課、町民課、教育課、産業観光課

１　計画の方針

（１）基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、乳幼児、観光客、外国人等を災害時要援護者と位置づける。

災害時要援護者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、町、行政機関と日ごろ、災害時要援護者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）とが協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができる体制を確立する。

※　以下「避難所」には福祉避難所を含む。

〔災害時要援護者の安全確保計画の体系〕

大　項　目	中　項　目	小　項　目
災害時要援護者の把握、情報の共有、啓発、訓練等		・災害時要援護者の把握 ・災害時要援護者情報の共有 ・災害時要援護者への広報・啓発 ・災害時要援護者向け備品等確保 ・災害時要援護者対象の防災訓練
避難誘導 避難所管理等	避難誘導等	・避難勧告等の情報提供 ・避難誘導　　・移送
	避難所の設置・運営	・災害時要援護者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・災害時要援護者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・ 福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア　　・訪問看護等
	福祉対策	・災害時要援護者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供　　・生活資金等貸与（特別）
	社会福祉施設等の支援	・入所者等の安全確保 ・災害時要援護者の受け入れ
	保健・福祉対策の実施体制の確保	・市町村の実施体制 ・県等の支援体制
観光客対策		・観光客に対する災害情報や避難情報などの提供
外国人支援対策	防災教育	・外国人への防災教育の実施 ・外国人を含めた防災訓練の実施
	多言語支援体制の構築	・外国語による災害情報等の提供方法や相談体制の整備 ・通訳・翻訳ボランティア等の確保

ア　町

町は、避難勧告等の判断・伝達マニュアルや避難支援プラン等を策定するとともに、災害時要援護者一人ひとりの避難計画である避難支援プランを策定する。また、実際に避難訓練等を行うほか、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保を図る体制づくりを行う。

また、職員、住民等の災害への意識醸成や、災害時要援護者への注意喚起等を実施する。

イ　県

県は、町、防災関係機関、関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協議して、災害時要援護者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、町に対しては、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を参考にした災害時要援護者の情報の収集・防災関係機関への提供のための体制づくりの支援を行う。

ウ　介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図る。県、町から要請を受けた災害時要援護者を受け入れる体制づくりに努める。

エ　国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等（以下「外国人関係団体」という。）

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、外国人の防災知識の普及啓発に努めるとともに、町及び県が行う災害時の多言語支援体制の構築を支援する。

オ　地域住民、町内会、自主防災組織等

地域住民、町内会、自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等の協力を得ながら、地域社会全体で災害時要援護者一人ひとりの避難支援個別計画を策定する等安全確保を図る体制づくりに努める。

カ　災害時要援護者及び保護責任者

災害時要援護者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、地域住民から援助が必要なことがあれば、町、地域住民等に対して情報発信に努める。

（２）積雪期の対応

関係機関の協力を得て、必要により災害時要援護者宅の雪下ろし、除雪等の措置を講じる。

また、災害時要援護者が入所している施設管理者は、県、町と協力して、避難場所、避難経路の確保のため適時除雪等を実施する。

2　町民・企業等の役割

（１）町民、地域の役割

在宅の災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持ち、町、自主防災組織、民生委員、町内会等と協力して、災害時要援護者への支援を図る。

（２）民生委員、福祉関係者等の役割

在宅の災害時要援護者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、民生委員などの福祉関係者等は、災害時要援護者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、県、町、防災関係者と協力して、災害時要援護者への支援を図る。

（３）社会福祉施設等の役割

社会福祉施設等は、施設内の災害時要援護者の安全確保を図るとともに、町、福祉関係者及び防災関係者と協働して、在宅の災害時要援護者の中で治療、看護、介護等が必要な災害時要援護者の受け入れ体制の整備を図る。

（４）外国人関係団体の役割

①　国際交流協会

町及び県の国際交流協会は、災害時の多言語支援窓口の運営に必要な通訳・翻訳ボランティア等の育成を行う。

②　外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人に対する防災知識の普及・啓発に努める。また、災害時の被災・避難状況の確認態勢を整備する。

（５）企業等の役割

障がい者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障がい者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係団体と協働して避難所まで円滑に避難できるように努める。

3　町の役割

（１）災害時要援護者の把握、情報の共有、啓発・訓練等

町は、「災害時要援護者の避難支援プラン」を参考にして、災害時要援護者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援プラン、避難勧告等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難所の設置、施設等のバリアフリー化、災害時要援護者向けの食料・備品等の確保に努める。収集した災害時要援護者情報は、個人情報の保護に関する法令に配慮しつつ、県や防災関係機関との情報の共有を図るとともに、災害時要援護者対象の防災訓練の実施などの体制整備に努める。

（２）避難誘導・避難所の管理等

ア　避難誘導対策

町は、情報の伝わりにくい災害時要援護者への避難勧告等伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、町は、避難・誘導に際して警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上、災害時要援護者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、災害時要援護者の避難途中に危険がある場合は、車輌等による移送に配慮する体制整備を図る。

イ　避難所の設置・運営

町は、避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や防災関係機関の連絡・協力を得ながら、災害時要援護者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

（ア）避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した災害時要援護者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

（イ）避難所において、災害時要援護者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障がい者に対して的確な情報が伝わるよう、その伝達手段の確保に配慮する体制整備を図る。

（ウ）避難所において、車椅子や粉ミルク、食事制限者向けの特殊食品等災害時要援護者の特性に応じた生活必需品・食料の確保を行うと共に、ボランティア等の協力を得ながら災害時要援護者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

（エ）避難所での生活が困難な災害時要援護者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

（３）生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設にあたっては、災害時要援護者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、災害時要援護者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

加えて、公的宿泊施設は、施設設備が整い、食事も確保されることから、災害時要援護者の収容先として確保に努める。

（４）保健・福祉対策

ア　保健・福祉対策の実施体制の確保

町は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市町村及びボランティア等との協力体制を整備する。

イ　保健対策

災害時要援護者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、町保健師は、避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。

特に、災害時要援護者に対しては十分に配慮する。

（ア）巡回等による健康相談・栄養指導

（イ）こころのケア

（ウ）訪問指導等の保健サービス

ウ　福祉対策

（ア）災害時要援護者の把握等

発災直後に、避難支援プラン等に基づき福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、町内会等の協力を得て、災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

（イ）福祉サービスの提供

介護の必要な災害時要援護者の社会福祉施設等への緊急入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

（ウ）情報提供

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が災害時要援護者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、文字放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

（５）社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への災害時要援護者の緊急一時受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

（６）外国人支援対策

ア　現状・ニーズ把握、普及啓発等

町は、日ごろから、在住する外国人の現状やニーズの把握に努める。

また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ　多言語化表示の推進

避難場所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語化に努める。

ウ　防災体制の整備

町が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

エ　災害時多言語支援の体制づくり

災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制の構築を行う。また、通訳・翻訳ボランティア等の育成に努める。

４　県の役割

（１）避難誘導・避難所の支援等（防災局、福祉保健部）

災害時要援護者への情報提供、避難誘導等に対して、町等の要請により支援を行う体制整備を図る。また、災害時要援護者の移送に必要な車輌、船艇等の確保支援体制整備を図る。

（２）生活の場の確保対策（土木部）

公営住宅等は、災害時要援護者で健康面に不安のある者のために、県で確保に努めるとともに、町が行う公的宿泊施設の確保を支援する体制整備を図る。

（３）保健・福祉対策（福祉保健部）

ア　保健・福祉対策の実施体制の確保

県は、町からの応援要請に対して保健・福祉関係職員を派遣するとともに、災害の規模等によっては､国又は他の都道府県等への応援要請を行う体制整備を図る。

イ　保健対策

町が実施する災害時要援護者の心身の健康確保に対して、関係職員等を派遣し、町保健師と協力して巡回相談、栄養指導、こころのケア、訪問看護等を行う体制整備を図る。

ウ　福祉対策

町が行う災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談、福祉サービスの提供（社会福祉施設等への緊急入所など）等に対して人的又は情報収集提供等で支援する体制整備を図る。

特に、報道機関と協力して、災害時要援護者に的確に情報提供されるように町等を支援するとともに、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては、文字又は手話等により情報提供が行われるよう町等を支援する体制整備を図る｡旅館及びホテルの借上げについては、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と協定を締結し、事前確保の体制整備を図る。

また、児童の心の不安解消のため、児童相談所、学校等の関係機関による相談活動を行う体制整備を図る。

緊急の生活資金の必要な低所得者等の生活安定のため、生活資金等の貸付(特別)等の適切な措置を講ずる。

（４）介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援（福祉保健部）

社会福祉施設等への災害時要援護者の緊急受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

（５）外国人支援対策（知事政策局）

県は、災害時の多言語支援窓口の設置・運営体制及び県内市町村間の相互支援体制を構築する。

第８節　孤立集落対策

【町担当】総務課

１　計画の方針

（１）基本方針

中山間地域等、土砂崩れ、雪崩等による交通遮断で孤立状態となることが予想される地域においては、救援が届くまでの間、自立的に持ちこたえることを前提に、必要な装備、物資の事前配置や防災拠点の整備など環境整備を行う。

（２）各主体の責務

ア　孤立が予想される集落の住民は、自ら孤立に備えて食料・物資等の備蓄に努めるとともに、自主防災活動に積極的に参加する。

イ　町は、孤立予想集落の通信手段の確保、施設・資機材（電源、熱源等）の整備、物資（食料、水、生活用品）の備蓄等を行う。

ウ　消防本部は、孤立が予想される集落の現地の消防団と直接会話できる通信手段を確保する。

エ　県は、町の施設整備等を支援するとともに、関係機関とともに住民の救出・救助体制を整備する。

２　住民等の役割

（１）住民の役割

孤立予想集落の住民は、最低７日間分の食料、飲料水、生活必需品、燃料を各家庭で備蓄する。

（２）地域の役割

災害発生時に、住民の安否の確認、救出、初期消火、炊き出し等の実施、町への初期的な被害状況の報告、救援の要請等を住民自らが行うため、自主防災組織等による防災訓練等を実施する。

（３）企業・事業所の役割

孤立予想集落の企業・事業所は、災害時の施設や資機材提供等の協力について、あらかじめ自主防災組織等と協議する。

３　町の役割

（１）孤立予想集落の把握及び町民への周知

（２）衛星携帯電話等の通信手段の確保

（３）集落防災拠点施設の確保

（４）資機材（電源、水源、熱源等）の整備、物資の備蓄と事前配置

（５）地域住民の自治組織を自主防災組織として整備

（６）集落内のヘリポート適地の確保（冬期間積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、河川敷、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。）

（７）積雪期に備えた装軌車両の確保

４　県の役割

（１）孤立の可能性がある集落の把握と防止対策の実施（土木部）

ア　迂回路のない集落と周辺の集落・避難所等と接続する道路について、道路構造や、その距離、地形条件を整理し、被災に伴う交通遮断の可能性の有無を事前に把握する。

イ　被災によって交通遮断となる可能性のある道路を、市町村との役割分担を考慮し、災害に強い道路整備を行う。

（２）孤立予想集落の資機材整備に対する支援（防災局）

国の補助制度の活用や県単独の市町村補助により、自主防災組織及び消防団等の資機材等の整備を支援する。

（３）積雪期のヘリコプター運用（防災局）

積雪期のヘリコプターによる住民の救出、医療救護班の派遣、物資の補給方法等について、市町村及び消防本部等と協議し、必要に応じて訓練を行う。

５　災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者が速やかに地区外へ避難できるよう、連絡体制及び移動手段及び受け入れ先を確保する。

６　積雪期の対応

雪崩による孤立の長期化、屋外避難の困難等を考慮し、避難所予定施設の収容人員、暖房・調理用熱源・燃料の確保に特に配慮する。

第９節　火災予防

【町担当】　総務課、消防団

【関係機関】南魚沼市消防本部

１　計画の方針

防火に関する知識の普及に努めるとともに、風水害発生時の火災の発生を防止するため、住民、企業、事業所、学校、町及び県は異常乾燥及び強風時における防火管理に努める等必要な対策を講じる。

（１）基本方針

ア　住民(各家庭、企業、学校、事業所等)は、異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する等、風水害発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ　町は、住民の防火に関する知識の普及に努め、消防本部及び関係機関と連携し、消防職員及び消防車輌等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。また、県・消防機関と連携して防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を図る。

エ　町及び県は、木造住宅密集地域において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導体制の整備に努める。

２　住民・企業等の役割

（１）住民の役割

ア　異常乾燥及び強風時における火の取扱いに注意する。

イ　消防法で義務づけられた住宅用火災警報器の設置を行う。

ウ　消火器、消火バケツ等の消火器具の設置に努める。

エ　台所など火を使う場所の不燃化に努める。

オ　カーテン、じゅうたん等は、防炎製品の使用に努める。

カ　灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

キ　町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

（２）地域の役割

自主防災組織等の地域は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日ごろから火災防止意識の醸成に努める。

（３）企業・事業所等の役割

ア　防火管理者及び防災管理者の選任義務のある事業所等は、自衛消防の組織を設置するとともに、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、実務講習等の教育及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。

イ　救出、救護知識の普及及び必要な資機材を整備する。

ウ　火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。

エ　病院、社会福祉施設等災害時要援護者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理を行う。

3　出火防止

（1）火気使用設備・器具等の安全化及び内装材料等の不燃化

災害発生時には、火気使用設備・器具等から出火する危険性が極めて高い。このため、町及び消防機関は火災の発生を予防するため、火気使用設備器具周囲の保有距離の基準化等の各種安全対策を推進するとともに、建築物の内装材料、家具調度品、装飾物品等の不燃化を推進するよう指導する。

（2）予防査察及び防火診断の実施

消防機関は、災害が発生した場合、特に防災対策が必要な飲食店、スーパー等の防火対象物、工場、作業場等で多数の火気を使用する防火対象物及び構造上の特殊性により避難や消火活動に困難が予想される高層建築物等の防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施する。また、その他の事業所及び一般住宅等についても防火診断等を通じて出火防止の指導を行うとともに、施設管理者等における災害時の出火防止対策を徹底する。

（3）防火管理者等に対する指導

消防機関は、防火管理者及び施設の管理者に対し、次の火災予防対策を講じるよう指導する。

ア　従業員に対する消防計画の周知徹底

イ　管理権限者の複数の建物における管理責任区分及び共同防火管理に関する協議事項の徹底

ウ　救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備

エ　防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育

オ　実践的かつ定期的な訓練の実施

カ　火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転落落下防止措置

キ　病院、社会福祉施設等災害時要援護者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等の適正な設置及び維持管理

（4）住民指導の強化

町及び消防機関は、住民の防火に関する知識普及のため、次の項目について啓発に努める。

ア　異常乾燥及び強風時における火の取扱いの注意

イ　消火器、消火バケツ等消火器具の普及

ウ　家具類の転倒、日用品等の落下防止措置の徹底

エ　住宅用火災警報器の設置徹底

オ　火を使う場所の不燃化

カ　カーテン、じゅうたん等防炎製品の普及

キ　灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理の徹底

ク　町や自主防災組織、町内会等が実施する防災訓練等への参加

4　消防用設備等の整備

消防機関は施設の管理者に対し、災害時においても十分に消防用設備の機能が発揮され、発生した火災を初期のうちに消火することができるよう適正な整備について指導する。

また、災害時要援護者や不特定多数の人を収容する病院、社会福祉施設、物品販売店舗等については、特にその規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備等の適正な設置及び維持管理を行うよう指導する。

5　初期消火体制の強化

消防機関は初期消火体制の確立を図るため、家庭、事業所等に対し次の対策を指導する。

（１）訓練、集会、印刷物等を通じて住民の防災意識並びに消火、避難及び通報等の防災行動力の向上を図る。

（２）防火管理者を置く事業所に対して消防計画の作成を徹底し、それに基づく各種訓練等を通じて指導を行うとともに、その他の事業所に対しても地域における消防訓練への参加及び印刷物等の配布により、防災意識及び防災行動力の向上を図る。

6　火災の拡大防止体制の強化

異常乾燥及び強風時には、延焼による火災の拡大が予想されることから、消防力の充実強化を図り、その被害の軽減に努める。

（１）消防体制の強化

ア　常備消防組織の強化

南魚沼市消防本部は、大規模災害等への対応力を強化するため、隣接する消防機関との各種消防応援体制の充実強化に努める。

イ　災害時における体制

消防関係機関は、災害時における要員の迅速な確保を図るため、あらかじめ職員の参集基準と参集方法を定めておく。

ウ　消防力の整備充実

消防職員及び消防車輌等の消防力の整備指針・消防水利の基準に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

（２）特殊建築物等の把握

町及び消防機関は、特殊建築物等及び災害救護用物資の貯蔵施設等の重要建築物について、優先的に火災防御活動を行うため、それらの施設の所在を明記した地図等を整備保管し、迅速な火災防御活動に努める。

（３）消防水利の確保

ア　町及び消防機関は、同時多発火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、多元的な消防水利の確保が重要となることから、消火栓のみに頼ることなく地域の実情に即した次のような水利の確保を図り、災害に備える。特に、積雪期には他の時期に比較して消防水利の確保が困難な場合が多いので、地域住民等の協力を得ての消火栓の除雪や防火水槽吸水装置の整備等積雪期における消防水利の確保対策を進める。

（ア）河川、池の利用

（イ）農業用水、消雪用井戸、プール

（ウ）消火栓、防火水槽、耐震性貯水槽

上記の消防水利の位置について明記した地図（水利マップ）を整備保管し、迅速な消防活動に努めるものとする。

イ　災害時における消防水利として防火水槽、耐震性貯水槽が有効であることから、その整備促進を図る。

（４）消防団の体制強化

ア　消防団の活性化

消防本部は、消防団活性化計画を策定するものとし、策定にあたっては実効性のある計画づくりに努める。

町及び消防本部は、消防団活性化計画の策定について、県から積極的に指導、助言を仰ぐものとする。

消防団活性化計画の主な内容は、次のとおりとする。

（ア）若手リーダーの育成、レクリエーション活動の実施等青年層の入団促進

（イ）女性消防団員の入団促進

（ウ）報酬、各種手当の額の改善、公務災害補償の充実等団員の処遇改善

（エ）消防団拠点施設の整備

（オ）通信体制、消防車輌等の整備による機動力の強化

（カ）装備や設備の小型化、軽量化

（キ）防火衣、防火帽等安全装備の充実

（ク）地域との連携強化等による、消防団のイメージアップ

（ケ）青年団、町内会、各種サークル等地域内諸団体との連携強化

（コ）災害時における消防団広域応援体制の検討

（サ）団員確保対策として、機能別団員・分団制度の検討

7　消防の広域応援体制

南魚沼市消防本部は、単独では対処不可能な災害への発生に備え、隣接市町村等と消防相互応援協定を締結し、広域的な応援体制の確立に努める。

なお、消防組織法第 39 条の規定に基づく南魚沼市消防本部の消防相互応援協定締結状況については、次のとおりである。

消防相互応援協定

名　　称	締結年月日	業務内容	締結市町村及び組合等
新潟県広域消防相互応援協定	平成 18 年４月１日 (当初 平成２年１月１日)	災　害	新潟県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合
新潟県消防防災ヘリコプター応援協定	平成 18 年４月１日 (当初 平成７年４月１日)	災　害	新潟県下の市町村及び消防事務に関する一部事務組合
中部消防応援協定	平成 18 年４月１日 (当初 平成 46 年 10 月 19 日)	災　害	長岡市、三条市、柏崎市、魚沼市、見附市、燕・弥彦総合事務組合、十日町地域広域事務組合、小千谷地域広域事務組合、加茂市・田上町消防衛生組合、南魚沼市
消防相互応援に関する協定	平成 18 年４月１日 (当初 平成２年１月１日)	災　害 救　急 救　助	利根沼田広域市町村圏振興整備組合 南魚沼市
関越自動車道小出･六日町間相互消防応援協定	平成 18 年４月１日 (当初 平成 58 年 10 月 25 日)	災　害 救　急 救　助	魚沼市 南魚沼市

８　新潟県消防防災ヘリコプター

（１）緊急運行要請手続

ア　災害が発生し、消防防災ヘリコプターの緊急連行を要請しようとする場合は、消防本部を経由して消防防災航空隊へ電話で緊急運行の要請を速報連絡する。

イ　速報後、消防防災航空隊に対して、「消防防災航空隊出動要請書」によりＦＡＸで要請する。

ウ　運航管理責任者は緊急運航の要請を受けた場合には、消防防災航空隊の出場の可否を決定し、その旨を消防防災航空隊に指示するとともに、要請消防長にその旨を回答する。

（２）ヘリポートの整備

ア　町は専用場外離着陸場の整備を行う。

イ　専用場外離着陸場以外の場所については、本計画において定める。

９　災害時要援護者に対する配慮

（１）町は、災害時要援護者と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

（２）町は、災害時要援護者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

10　積雪時の対応

町は積雪期においては除雪等を的確に行い、消防は、必要な消防水利を確保する。また、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

第 10 節　水防管理団体の体制整備

【町担当】総務課、消防団

1　計画の方針

（1）基本方針

ア　町（水防管理団体）は、当該区域における水防を十分に果たすため、水防計画の策定や組織体制の構築等を図る。

イ　町（水防管理団体）は、水防計画の策定や重要水防箇所の見直し等を行い、関係機関へ周知する。

（2）災害時要援護者に対する配慮策

災害時要援護者関連施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報や水防警報等の伝達体制の整備を図る。

（3）積雪地域での対応

雪崩又は融雪に伴い地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

2　住民・企業等の役割

（1）住民の役割

ア　日頃から、自分の住んでいる地域の浸水履歴、浸水の可能性について認識を深める。

イ　風水害時、水防管理者（町長）、水防団長（消防団長）又は消防長からやむを得ず水防の協力要請があらた場合は、水防に従事すること。

（2）地域の役割

水害に関する教育や避難訓練を実施し、協力体制を整備する。また、避難時においては、隣近所に声を掛け合い、迅速に行動すること。

（3）企業・事業所の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、(社)新潟県建設業協会は、日頃から応急復旧用資機材の点検、備蓄に努める。

3　町の役割

（1）水防計画の策定

指定水防管理団体の水防管理者は、県水防計画に応じて当該区域における水防計画又は地域防災計画を策定し、水防団等の水防組織を整備する。

（2）水防協力団体の指定

水防管理者は、公益法人又は特定非営利活動法人で水防活動への協力等の業務を行うことができると認められるものを水防協力団体として指定することができる。

（3）水防団（消防団）の育成強化

ア　水防管理者は、平時から消防団及び水防団の研修や訓練の計画を定め、水防組織の充実と習熟に努める。

イ　水防管理者は、自主防災組織のリーダーに対する研修や訓練を定期的に実施し、自主防災組織の強化に努める。

ウ　水防管理団体は、毎年出水期前に１回以上水防訓練を行う。

（４）水防施設の整備

水防管理者は、水防活動の拠点となる防災施設や自主防災組織の研修施設の整備に努める。

（５）地下空間の浸水被害軽減

地下空間における浸水被害軽減のため地下施設管理者と連帯した情報伝達及び避難体制の整備を図る。

（６）災害発生時の処置

水防管理団体は、堤防が決壊し、又はこれに準ずる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通報し、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう水防活動を実施する。

なお、危険が伴う場合は、水防活動に充実する者の安全の確保を図る。

４　県の役割

（１）水防計画の策定

ア　洪水に際し、水災を警戒防御し、これによる被害を軽減するため、新潟県水防協議会に諮って策定する。

イ　水防組織や重要水防箇所に関する事項や気象情報や水防に関する警報等の伝達方法、その他水防活動に必要な事項を定める。

ウ　危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保に必要な事項を定める。

（２）水防管理団体の指定

水防法に基づきく水防管理団体である町及び水防事務組合のうち、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を「指定水防管理団体」に指定する。

（３）水防資器材

ア　緊急時の水防活動や応急復旧用資機材の確保について、地域の河川の特性を踏まえ、水防管理団体及び(社)新潟県建設業協会等の民間団体と協力して、資器材の整備に努める。

イ　非常の際の水防資機材及び作業員の輸送計画について、あらゆる事態においても必要な輸送措置が講じられるよう体制整備に努める。

（４）重要水防箇所の調査

浸水等による重要水防箇所を定期的に調査し、水防管理団体に周知徹底を図る。

５　防災関係機関の役割

北陸地方整備局

緊急かつ適切な対応に資するため情報伝達訓練及び水防演習を国、県、水防管理団体と合同で実施する。

6　災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者利用施設については、洪水時に円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法等体制整備を図る。

7　積雪期の対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても水防管理団体の体制を整備しておく。

第 11 節　救急・救助体制の整備

【町担当】　総務課、健康福祉課、消防団

【関係機関】　南魚沼市消防本部　湯沢町保健医療センター

1　計画の方針

風水害等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危険に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受け入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

（1）　基本方針

ア　各主体の責務

（ア）消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

（イ）県警察、町及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに連絡体制を確保する。

（ウ）県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。また、県、県警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

（エ）町、県、消防本部、南魚沼郡市医師会及び医療機関は救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、町、県、医療機関及び医療関係団体は、それぞれ関係機関・業者の協力を得て、医療従事者及び医療器材等を確保する体制を整備する。

（オ）県は、大規模災害時にあっては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、県、消防及び県警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

（カ）町、県、消防本部又は消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び災害時要援護者への対策を行う。

住民は、大規模災害発生時にあっては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

（キ）県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊等、航空機を保有する機関は、平時から訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

（ク）県、県警察、消防機関、第九管区海上保安本部、自衛隊は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

（ケ）県及び消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

2　住民・企業等の役割

（１）住民の役割

住民は、平時から地域・学区・町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織の活動に積極的に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

（２）企業・事業所の役割

ア　医療機関

医療機関は、町、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努める。

イ　医療関係団体

医療関係団体は、町、県と災害時における医療従事者及び医療器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3　町及び消防本部の役割

町は、災害発生時の救助活動、救急搬送について、地域住民、消防本部及び防災関係機関と連携した活動ができるように体制の整備を図る。

（１）消防団員の確保及び充実

町及び消防本部は、消防力の整備指針に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

（２）消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と管轄する消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制の整備を支援する。

（３）消防力の整備

町は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防本部が行う消防署における資機材及び人員等の整備充実を支援する。

（４）防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、警察署、県内各消防本部、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

（５）住民等に対する防災意識の啓発

町は、消防本部、消防団等と連携し、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識高揚を図る。

また、災害時要援護者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、災害時要援護者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

（６）救急・救助活動における交通確保

町は、洪水、浸水等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察署、消防署及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

（７）民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救助活動に必要な車輌、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

（８）医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、広域災害・救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報共有、伝達体制の確立を図る。

（９）医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、南魚沼郡市医師会を通じ、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、南魚沼郡市医師会、関係業者等と協定を締結し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 県内広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、新潟県広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、新潟県緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

４　県の役割

（１）救急・救助連絡体制の確立（防災局）

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、警察本部、町、消防本部間の連絡体制を確保する。

（２）救急医療連絡体制の確立（防災局、福祉保健部）

広域災害・救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防・医療機関等の連絡体制を確保する。

（３）救急救命士の救命技術の高度化（防災局）

県消防学校において、気管挿管や薬剤投与等の教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

（４）緊急消防援助隊の受援体制の整備（防災局）

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入れを円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

（５）医療資器材等の供給協定（福祉健康部）

町における医療資機材等の不足に対応するため、新潟県医薬品卸組合、新潟県薬事協会、新潟県医療器械同業者組合及び東北新潟歯科用品商協同組合と医療器材等の供給に係る協定を締結する。

（６）航空消防防災体制の充実（防災局）

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

（７）航空機保有機関との協力体制の確保（防災局・福祉保健部）

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及び新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）等、県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

５　防災関係機関の役割

（１）第九管区海上保安本部

海上における要救助者の効果的な救出を行うため、救急技術向上及び資機材の整備充実を図る。

また、海上のみでなく、陸上における救急救助体制についても、業務に支障のない範囲で、関係機関との協働による迅速な救急救助体制の充実強化に努める。

（２）南魚沼郡市医師会

町から援助の要請があったときは医療救護班を編成して現地に派遣し医療活動を行う。また急迫した事情のある場合及び医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

（３）日本赤十字社新潟県支部

日本赤十字社新潟県支部は、県から援助の要請があるとき又は必要と認めたときは、常備救護班を現地に派遣し、医療救護活動を行う。

災害救助法適用後は、県との協定に基づき医療救護にあたる。

（４）新潟ＤＭＡＴ指定医療機関の対策

ア　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県等からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

イ　新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）は、ドクターヘリを活用した新潟ＤＭＡＴの活動に係る訓練の機会の確保に努める。

6　災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、町及び消防本部は、災害時要援護者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は、自らの安全を確保し、災害時要援護者の避難支援を行うよう努める。

7　積雪期の対応

町及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の地震災害等発生時における道路の除雪体制及び避難場所等への住民の避難誘導体制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備える。

第 12 節　医療救護体制の整備

【町担当】　健康福祉課

【関係機関】　湯沢町保健医療センター

1　計画の方針

町、県、医療機関及び医療関係団体は、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療(助産を含む。)救護を行うための体制をあらかじめ構築する。

2　住民・企業等の役割

（1）住民の役割

住民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努める。

（2）医療機関の役割

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成する。

ア　病院

（ア）　病院は、町及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院が自ら被災することを想定して病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。

（イ）　病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込む。

・災害対策委員会の設置
・防災体制に関する事項
（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
・災害時の応急対策に関する事項
（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
・自病院内の既入院患者への対応策に関する事項
（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、へリポートの確認等）
・病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項
（トリアージ、入院システム等）
・人工透析実施の医療機関にあっては、医療機器及び水の確保対策
・その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用方等）

（ウ）　広域災害救急医療情報システムに登録した病院においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、システムへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うものとする。

イ　診療所

診療所は、病床の有無、規模等の事情を踏まえて、病院防災マニュアルに準じてマニュアルを作成し、訓練を行うものとする。

ウ　災害拠点病院

災害拠点病院は、次の体制整備に努めるとともに、県から医療救護班の派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておく。

（ア）　地域災害拠点病院（新潟県立六日町病院）

a　地域災害拠点病院は、二次医療圏ごとに整備し、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入れ及び医療救護班の派遣等を行う。

b　地域災害拠点病院は、災害時の患者受入、水・医療費器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。

（イ）　基幹災害拠点病院

a　基幹災害拠点病院は、長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。

b　基幹災害拠点病院は、災害時の患者受入、水・医療資器材等の備蓄等に係る施設、設備の整備に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

エ　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関

新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からＤＭＡＴの派遣要請があった場合、また、派遣要請がない場合においても、自らの判断でＤＭＡＴを直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

また、新潟ＤＭＡＴの技術の向上等を図るため、編成した新潟ＤＭＡＴの研修、訓練の機会の確保に努める。

オ　ドクターヘリ基地病院

ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院）は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

カ　医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関

医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、災害発生時に県から救護班の派遣要請があった場合に、直ちに派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

キ　医療関係団体

新潟県医師会、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するともに、ＪＭＡＴ、被災地支援薬剤師、災害支援ナースなどの医療チーム等を迅速に派遣できるよう、平時から体制を整えておくものとする。

3　町の役割

（１）救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）をともなう医療救護活動）を行う場所）の設置

ア　救護所設置予定施設の指定

町は、避難施設に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、住民に周知する。

イ　救護所のスタッフの編成

町は、湯沢町保健医療センター及び南魚沼郡市医師会等の医療関係団体と協議の上、救護所設置に係る医療救護班（医師１名、看護師２名、薬剤師１名及び補助者１名）及び歯科医療救護班（歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名）の編成計画を定める。

ウ　救護所設置予定施設の点検

町は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

（２）救護所等の医療資器材等の確保

町は、救護所等の医療救護活動に必要な医療資器材等の確保のための計画を定める。

４　県の役割

（１）新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備

県は、災害急性期（概ね発災後４８時間）に災害現場へできるだけ早い時期に出向いて救命医療を行う新潟ＤＭＡＴの派遣体制の整備を行う。

新潟ＤＭＡＴは、原則として１チームにつき医師１名、看護師２名、業務調整員１名の４名で構成する。

（２）医療救護班及び県歯科医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に町、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

ア　県医療救護班

県医療救護班は、原則として医師１名、看護師２名、薬剤師１名及び補助者１名の５名で構成し、全県で 22 班編成する。

イ　県歯科医療救護班

県歯科医療救護班は、原則として歯科医師１名、歯科衛生士２名及び補助者１名の４名で構成し、全県で８班編成する。

（３）救護センター（患者の動向等を踏まえ一般医療、歯科医療又は精神科医療（被災による精神不安定等に対応するためメンタルケア）を行う場所）の設置

ア　救護センターの設置場所

県は、避難所の設置が長期間と見込まれる場合などに、保健所等の施設に救護センターを設置する。

イ　救護センターのスタッフの編成

県は、医療機関及び医療関係団体と協議し、救護センター設置に係る医師１名、看護師２名、薬剤師１名、歯科医師１名、歯科衛生士２名、精神科医師１名、精神ソーシャルワーカー1名及び補助者１名の編成計画を定める。

ウ　救護センター予定施設の点検

県は、災害が発生した場合、直ちに救護センターが設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護センター予定施設の設備等の点検を行う。

（４）災害拠点病院の整備

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

（５）救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

（６）医療資器材等の確保

ア　医療資器材等の配備

県は、県医療救護班（22 班のうちの 6 班）と県歯科医療救護班（8 班）が携行する医療機器セットを購入し、各救護班を編成する団体に配備する。

イ　医療資器材等の供給支援

県は、町、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、新潟県薬事協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部と医療資器材等の供給に係る協定を締結する。

また、災害時における輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

（７）広域医療搬送拠点・ＳＣＵの確保

県は、被災地域で対応困難な重症患者を被災地域外に搬送し、緊急の治療を行うための広域搬送拠点として使用することが適当な場所を確保するとともに、搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための施設（ＳＣＵ）・設備の確保に努める。

（８）平時からの連携体制の整備

災害時に関係機関・団体が連携して迅速に対応できるよう災害拠点病院、新潟県医師会などの医療関係者等で構成する新潟県災害医療連絡協議会等を定期的に開催し災害医療救護対策について意見交換を行う。

5　災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、町及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、災害時要援護者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

6　積雪期の対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

第 13 節　食料・生活必需品等の確保

【町担当】総務課、健康福祉課

1　計画の方針

住家や施設の被災により備蓄した物資等が取り出せない住民や一時滞在者に物資等を供給する。備蓄及び物資調達は、必要最小限の備蓄以外は、民間企業の保有する流通在庫を活用し、被災者への迅速な物資供給を実施する。

2　住民・企業等の役割

（１）住民の役割

ア　各家庭において、家族の３日分程度の物資等の備蓄に努める。

イ　高齢者、乳幼児、腎臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等、食事に特別な配慮をする必要のある者は、平時から３日分程度の分量を自ら確保するよう努める。

ウ　カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。

エ　石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。

オ　その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

（２）企業・事業所、学校等の役割

ア　企業・事業所及び学校等は、長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者のは把握に努め､これらの者が１～３日間程度泊まり込むのに必要な量の物資等の備蓄に努める。

イ　企業・事業所は、災害時においても事業継続するために必要な人員の把握及び確保に努めるとともに、そのために必要な物資などの備蓄に努める。

ウ　福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする３日分程度の物資等の備蓄に努める。

3　町の役割

（１）物資等の備蓄

ア　県・町の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。

イ　災害時の必需品で､住民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、町での公的備蓄に努める。

ウ　備蓄物資は、極力避難所予定施設等に予め配備し、災害時に避難者が直ちに取り出して使用・配付できるようにする。

（２）物資等の緊急供給体制の確立

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。

ウ　地域の住民組織、町災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

（３）住民への普及啓発

ア　町は、家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。

イ　防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。

ウ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4　県の役割

（１）物資等の備蓄（防災局）

町が供給又は緊急調達が困難な事態に備え、県・町の備蓄分担割合に基づき、上・中・下越及び佐渡の拠点に物資等を備蓄する。

（２）物資等の緊急供給体制の整備（防災局、産業労働観光部、農林水産部、交通政策局）

ア　企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

イ　他県との災害時の応援協定による緊急調達体制を整備する。

ウ　輸送事業者等との協定による物資等の緊急輸送・配付体制を整備する。

（３）燃料の緊急供給体制の整備（防災局）

石油関連団体等との協定による緊急調達体制を整備する。

（４）町に対する支援体制の整備（防災局）

町に対し、燃料や物資等の提供・代理調達、輸送・配付等の支援を行う体制を整備する。

（５）県民への普及啓発（防災局）

ア　家庭、企業・事業所、学校等に対して、災害備蓄の重要性及び災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。

イ　小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

5　防災関係機関の役割

（１）日本赤十字社新潟県支部

ア　非常用食料や毛布等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・町からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・町と情報交換し、連絡を密にする。

（２）(公社)新潟県トラック協会

ア　県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な態勢を整備する。

イ　会員企業への緊急連絡体制を整備する。

6　災害時要援護者に対する配慮

（１）町は、食料の供給にあたって、高齢者、乳幼児、肝臓病等慢性疾患者、食物アレルギー患者等摂食上配慮をする必要がある者を特定し、これらの者に必要な食料及びその数量を把握し、備蓄方法等について事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。食料の備蓄、輸送、配食等に当たっては、管理栄養士等の活用を図る。また、併せて、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備する。また、県は、町の体制整備を支援する。

（２）町は、高齢者、乳幼児、女性、障がい者に提供する物資のほか、温食提供、介護等のため必要な物資及びその数量について、事前に検討し、災害時に速やかに供給できる体制を整備する。県は、町の体制整備を支援する。

7　積雪地域での対応

（１）町は、輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

（２）町は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。

（３）町は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

7　夏季における対応

（１）町は、夏季においては、避難所予定施設が高温多湿になることも予想されることから、食料の提供に当たって、食中毒の発生を防止する等衛生対策に万全な体制を整備する。

第 14 節　雪害予防

【町担当】　総務課、健康福祉課、地域整備課、産業観光課

【関係機関】　湯沢町社会福祉協議会

1　計画の方針

町及び防災機関は除排雪体制の強化、克雪施設の整備等総合的な雪対策を推進し、雪害防止に努める。

2　各主体の役割

（1）交通の確保

道路管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、交通確保を図る。

ア　道路管理者相互の連携

道路管理者は、道路除雪計画を策定し、積雪期の円滑な交通確保を目的とし、国、県、町の関係機関が相互に連携し調整を図る。

イ　車道交通確保

各道路管理者の除雪計画は次のとおり。

道路区分	道路管理者	除雪計画
県管理道路	新潟県　南魚沼地域振興局地域整備部	冬期道路交通確保計画
町管理道路	湯沢町	湯沢町冬期道路交確保計画

ウ　除雪機械の確保

道路管理者は、除雪区間の延伸と除雪水準の向上を図るため、計画的に除雪機械を確保する。

エ　排雪関係

（ア）排雪場所の指定

町は、関係機関と連携し排雪場所を指定する。

オ　消雪施設

道路管理者は降雪期前に、消雪パイプ等の各融雪施設等の保守点検整備を実施するとともに、降雪期間中も定期的に適切な維持管理を行う。

カ　住民への広報

町は、降雪期前に広報紙により、町民に除雪に対する協力を求めるとともに、雪害時における被害の軽減を図るため､各施設管理者と積雪期における交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

（2）建築物の雪害予防

ア　克雪住宅の普及

町及び県は、雪下ろしに伴う住民の負担、危険等の軽減を図り克雪住宅の普及の支援事業等による支援を行う。

イ　要援護世帯の除雪援助

自力での屋根雪処理が不可能な要援護世帯に対して､除雪費の助成を行うとともに、これらの世帯の除雪にあたっては、地域の連帯、相互扶助体制の確立に努める。

ウ　屋根雪処理等に関する広報

町は、広報紙、チラシ等により住民に雪処理中の事故防止を呼びかける。

（３）雪崩防止施設等の整備

ア　雪崩危険箇所の指定、周知

（ア）雪崩危険箇所の指定

町及び県は、雪崩対策事業の効率的実施のため、道路及び集落等に被害を及ぼすおそれのある箇所について雪崩危険箇所に指定する。

（イ）雪崩危険箇所の周知

町及び県は、住民に対して雪崩災害防止のため、雪崩に関する知識の啓発に努めるとともに、雪崩発生危険箇所の周知を図る。

イ　雪崩防止施設等の整備

町及び国、県は雪崩防止予防施設等の整備に努める。

（ア）雪崩予防施設の整備

雪崩発生のおそれがあり、人的・物的被害が予想される箇所に対し、雪崩防止林･階段･予防柵等の雪崩予防施設を設置し､雪崩災害発生の予防措置を講じる。

（イ）雪崩防護施設等の整備

道路及び道路の付属施設の保全及び交通の安全を確保するため、防護柵・防護擁壁・スノーシェッド・雪崩割り・誘導工等の防護施設の整備を推進し、雪崩災害発生の防止を図る。

（ウ）砂防・治山の施設整備

雪崩・融雪等により、河川・沢等をせき止め、洪水・土石流災害を引き起こす原因となることから、砂防・治山等の設備整備を図る。

（エ）雪崩防止施設・設備の点検整備

雪崩防止施設の管理者は、雪崩防止施設の機能を有効に発揮させるために、降雪前に定期的に整備・点検に努める。また、降雪時においては、積雪の状況を把握するとともに、パトロール等により整備・点検を行う。

（４）雪崩防止

町及び国、県、関係機関は、雪崩発生危険箇所（以下「危険箇所」という。）のパトロール及び監視の実施により雪崩による災害の発生防止に努める。

ア　道路・鉄道等の危険箇所の査察

道路・鉄道等の管理者は、積雪期間中は、雪崩危険箇所の査察を適宜実施し、雪崩の早期発見と事故防止に努める。

イ　雪崩パトロールの実施

町は、雪崩危険箇所の監視を行うため、雪崩パトロールを実施する。雪崩発生の兆候及び雪崩を発見したときは、次により警戒を行う。

警戒の種別	警戒の方法
巡回警戒	降雪・積雪の程度により行う。または時間を定め定期的に行う。
固定警戒	危険状況により常時監視を行う。

ウ　町による監視

町及び関係機関は、危険箇所に近接している民家、不特定多数の者が利用する公共施設、集会施設又は旅館等を対象に、住民の生命の安全確保を図るため、監視警戒を行うよう警戒体制の整備を図る。

また、危険度合いを見極めて関係者に早期危険度予告を行うとともに、適切な措置を講ずる。

エ　県及び県警察の協力体制

県は町から要請があったときは、所轄警察署と協力して危険箇所の巡視を行い、警戒及び住民の避難に関して指導する。

オ　住民の心構え

地域住民は、居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意し、雪崩災害から自らの命を守るため相互に協力するとともに、雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合は、直ちに近隣住民及び町に通報し、必要に応じて自主的に避難する。

（５）孤立防止

ア　通信手段の確保

町及び通信関係事業所は、孤立予想地区の災害による有線通信の途絶に備え、通信手段の多ルート化に努める。

イ　住民への広報活動

町は、孤立予想地区に対し、緊急時の通信、連絡体制について住民へ周知する。

（６）克雪事業の推進

町及び国、県は相互に連携し、克雪事業を推進するとともに、雪対策の確立と雪による障害の解消に努める。

（７）屋根雪等による事故防止の啓発

核家族化や高齢化の進行に伴い、雪処理の担い手が高齢化する中で、高齢者を中心とした雪下ろしによる事故が毎年発生している。

町は、屋根雪等による人身事故防止について住民に対する啓発に努めるとともに、地域、ボランティア等の共助による雪処理を支援する。

（８）空き家の雪処理

家屋の雪処理は、所有者又は管理者が行うことが原則であるが、近年空き家が増加し、屋根雪処理が行われないために隣家へ危険を及ぼしている場合がある。このため、隣家への倒壊防止のため、空き家の屋根雪対策について検討する。

第 15 節　ライフライン(上水道)の風水害対策

【町担当】　上下水道課

1　計画の方針

（1）基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、風水害による水道の断滅水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

（2）各主体の責務

ア　町の役割

災害時における水道の断滅水を最小限に抑えるため、施設の防災対策を強化する。また、被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

町は、被災状況等の情報を一元化し、町全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

イ　県の役割

町による災害予防対策が促進されるよう支援体制の充実、強化を図る。

ウ　住民の役割

概ね３日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

耐震化の目標	具　体　例
①　応急復旧期間	被災後、概ね１ヶ月を目途に応急復旧
②　応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの１人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量(３ℓ/日) ・１週間後は炊事、洗面等最低生活水量(30ℓ/日) ・２週間後は生活水量の確保(40ℓ/日) ・１ヶ月後は各戸１給水栓の設置

2　町の役割

災害等の防災対策計画を策定して施設及び体制面の防災対策を推進する。

（1）施設の防災対策

ア　主要施設の防災性の強化

（ア）貯水、取水施設

緊急遮断弁を設置し、汚水等の混入による二次災害の防止等、防災性の強化を図る。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

（イ）送水、配水施設

緊急時における飲料水等の確保対策として、沈砂池、配水池等に緊急遮断弁を設置する。

送、配水幹線については、異なる送、配水系統間の相互連絡の整備を行う。また、配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

イ　付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても防災性の強化を図る。

（２）体制面の防災対策

ア　水道施設の保守点検

水道施設を定期的に点検し、機能維持を図る。

イ　風水害による水道施設の被害想定

風水害による被害を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ　応急対策計画の策定

（ア）動員計画

応急給水、応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

（イ）応急給水計画

a　被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

b　地区ごとに給水方法（沈砂池や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。

c　応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

（ウ）応急復旧計画

a　応急復旧期間を設定する。

b　沈砂池、配水池、基幹管路等の主要施設及び避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。

c　拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。

d　応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。

（エ）防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保

a　給水拠点となる沈砂池、貯水槽等の施設を整備する。

b　給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車輌等の資機材を整備する。

エ　災害時における協力・応援体制の確立

自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。

（３）連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

（４）防災広報活動

災害時の活動を円滑にするため、住民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

（５）消防水利（消火栓）の確保

消防機関に災害による断・減水の状況を報告するとともに消火活動が適切に行われるよう配慮する。

（６）災害対策等の充実

ア　応急給水実施の確保

災害発生や水質事故等により給水停止に陥った際、必要な応急給水の実施を適確に行うため、給水拠点の整備が必要となる。そのため、町においては、冬期のアプローチも容易で町の中心部に位置する上水道低区配水地を緊急給水拠点と位置づけ、災害時応急給水の可能な設備を準備する。低区配水地は、1,700 ㎥の容量を持ち、最低限必要水量を一人１日３ℓとすれば、約８千人の住民に対して約 70 日間の給水が可能となるため、これを活用して病院や福祉施設、観光客等を含めても、常時十分な水量の確保が図られるよう努める。

イ　応急復旧体制の整備

近隣の他水道事業者等との災害時応援協定の締結により、支援体制・応急復旧体制の整備について明確化する。

町は、災害時における「水道事業初動対応マニュアル」を定め、関係各課・県・近隣市町村・日本水道協会新潟県支部・県水道協会・水道工事事業者等に速やかな応援を要請・協力できるよう相互応援体制の整備に努める。

ウ　渇水対策

渇水時においても、給水区域内で断水が生じない給水体制や、そのための水源確保等の渇水対策について考慮する。概ね、10 年に１回程度の少雨の年を想定し、安定した水源の確保、水道施設の多系統化、配水容量の確認等による備蓄量の確保、渇水時等の節水対策の推進等が必要となる。町では、冬期スキー客や観光客のピークに対応すべく、予備も含めた多くの水源を確保しているため、現状で夏期渇水期に不安はない。

３　県の役割

（１）水道事業者、町からの情報収集や助言等

水道施設の災害予防対策に関する国の施策、他の自治体等が取り組んでいる有用な情報の収集に努め、水道事業者及び町に対し助言等を行う。

（２）災害対策用資機材の備蓄状況の把握

水道事業者における応急給水用、応急復旧用資機材の備蓄状況を把握し、関係機関において情報を共有する。

（３）関係機関との防災体制の構築

町からの応援要請に対応できるよう平時から日本水道協会新潟県支部等の関係機関と災害予防対策に関する情報等について共有化を図り、災害時における応援活動が円滑に進む体制づくりに努める。

（４）連絡体制の確立

関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。

また、災害発生時においても通信手段を確保するための対策を講じる。

４　防災関係機関の役割

（１）日本水道協会新潟県支部

災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。

（２）新潟県水道協会

主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

５　積雪期・中山間地での対応

（１）中山間地での配慮

ア　水道事業者は、地盤条件や周辺の地形条件によっては災害による土砂崩れや河川の増水で冠水するおそれがあることから、水道施設の位置や基礎構造の選定に配慮する。

イ　町は、孤立集落の発生が懸念されるため、当該集落に対する応急対策を確立する。

ウ　町は、土砂崩れ等の影響による給水機能の低下防止対策を検討する。

エ　町は、集中型の水道システムでは、長期間に渡り復旧不能な事態に陥ることに備えて予備水源の確保に努める。

オ　町及び県は、地域全体の大規模な復旧、復興が必要である場合、他のライフライン部局等と協議し、効率的な復旧、復興を図る。

（２）積雪期の対応

町は、約半年間は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

第 16 節　ライフライン(下水道)の風水害対策

【町担当】　上下水道課

1　計画の方針

風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水等）の処理場、ポンプ場及び管渠が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下した場合は、下水道等の使用を自粛する。

2　住民・企業等の役割

（1）住民・地域の役割

ア　各家庭において､風水害発生から３日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ　災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ　住民は、地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ　下水道施設等の復旧に協力するように努める。

（2）企業・事業所、学校等の役割

ア　企業・事業所、学校等において、風水害発生から３日間程度に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ　災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ　下水道施設等の復旧に協力するように努める。

3　町の役割

（1）緊急体制の整備

ア　関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

イ　関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ　県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

エ　他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

（2）災害時における下水道施設等の使用に関する町民への普及啓発

一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道使用について、普及啓発を図るように努める。

（3）下水道施設等の管理

ア　下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定及び必要な応急処置を実施する。

イ　県と協力し、早期に機能回復できるように努める。

ウ　下水道施設の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、住民等に周知するように努める。

エ　仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは調達ができるように努める。

（4）下水道施設等の復旧

町は県と協力し、被災施設の復旧計画をたて、施設の機能回復及び復旧の早期達成を目指す。

風水害後～３日目程度	・風水害対応運転、施設の浸水対策 ・住民への情報提供、使用制限の広報 ・処理場、中継ポンプ場、管渠等の緊急点検、緊急調査、緊急措置
風水害後３日目程度～１週間程度	・応急調査着手、応急計画策定 ・施設応急対策実施
風水害後１週間程度～１ヶ月程度	・本復旧調査着手 ・応急復旧着手・完了
風水害後１ヶ月～	・本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・災害査定実施、本復旧着手

４　県の役割

（１）緊急体制の整備

ア　関係事業者団体等との応援協定等による緊急体制の整備

イ　関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

ウ　他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

（２）町に対する支援体制の整備

ア　大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備するように努める。

イ　災害査定における、技術的・知識的アドバイス等支援を行う体制を整備するように努める。

（３）災害時における下水道の使用に関する県民への普及啓発

一般家庭・事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び災害時の下水道等使用について、普及啓発を図るように努める。

５　関係機関の役割

（１）公益財団法人新潟県下水道公社

ア　県の指示により、早期に機能回復できるように努める。

イ　県の指示により､仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは調達できるように努める。

ウ　県と協力し、その他災害時に必要な処置を講ずるように努める。

（２）地方共同法人日本下水道事業団

ア　県、町からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　調査･復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

（３）一般社団法人地域環境資源センター

ア　県、町からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　調査･復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。

（４）公益社団法人日本下水道管路管理協会

ア　県、市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県、市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。

ウ　必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

（５）一般社団法人新潟県下水道管路管理業協会

ア　県・町からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。

イ　緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・町と情報交換し、連絡体制を整備すように努める

ウ　必要な機材の調達等、災害時の対応に協力するように努める。

６　災害時要援護者に対する配慮

（１）町は、避難所に災害時要援護者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

（２）県、町は、被災箇所にバリケード等を設置し、災害時要援護者が危険箇所に進入し被災を受けないように配慮するように努める。

７　積雪期の対応

（１）町は、輸送の困難性を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備するように努める。

（２）町は、避難所等におけるトイレ使用を円滑に出来るように努める。

（３）県、町は連絡を密にし、適正な下水道使用に努める。

第 17 節　電気通信事業者の風水害対策

【実施主体】　電気通信事業者

【町担当】　総務課

1　計画の方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の風水害等の対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る。

2　計画の体系

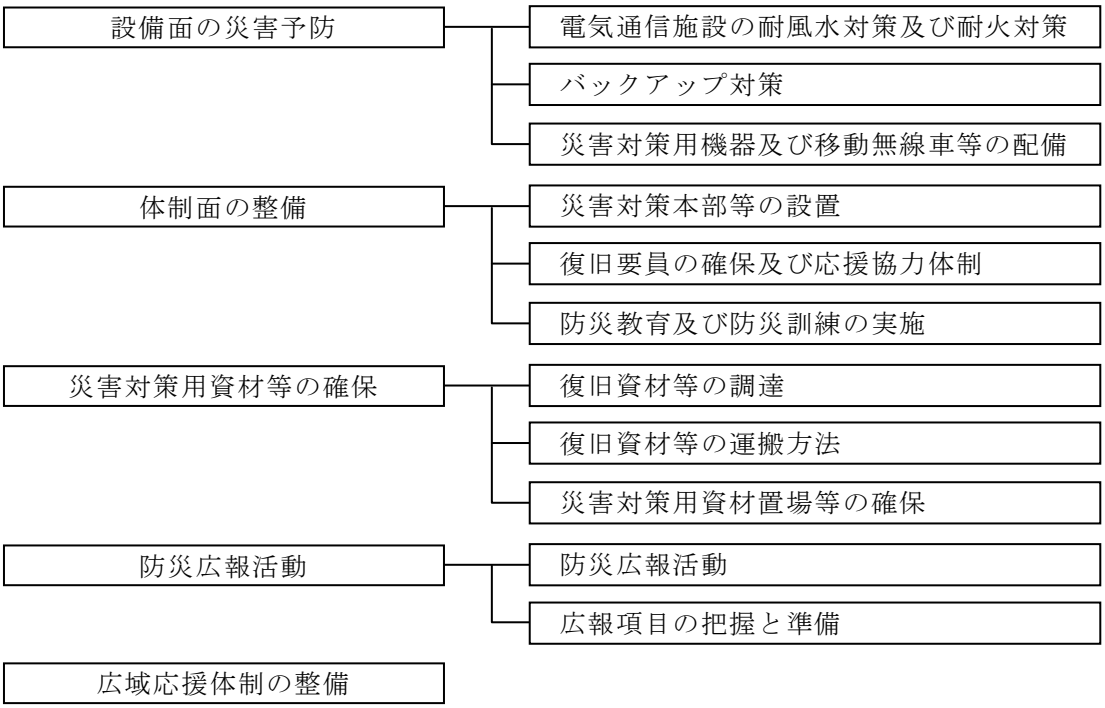

3　設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計及び設置を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

（１）電気通信施設の耐風水対策及び耐火対策

ア　通信建物及び電気通信設備等の防風水対策

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリ）等について、防風水対策及び防潮対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ　防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

（２）バックアップ対策

風水害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア　主要伝送路のループ構成､多ルート構成或いは２ルート構成による通信網の整備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ　電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

（３）災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア　孤立防止対策用衛星電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動電源車及び可搬電源装置

エ　応急復旧光ケーブル

オ　ポータブル衛星車

カ　その他応急復旧用諸装置

４　体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、風水害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、風水害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

（１）災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及びあらかじめ定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア　情報連絡室の設置

イ　非常災害警戒本部の設置

ウ　災害対策本部の設置

（２）復旧要員の確保及び応援協力体制

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常召集

イ　グループ会社等関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

（３）防災教育及び防災訓練の実施

ア　災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし､情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ　中央防災会議及び県・市町村が実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

ウ　防災関係者等を講師とする講習及び研修の実施及び各種講習会へ参加する。

5　災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等の主要拠点への配備充実を図る。

（１）復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモの当該支店が保有の資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア　各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ　電気通信設備の予備パッケージ等

（２）復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

（３）災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

6　防災広報活動

風水害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

（１）防災広報活動

ア　広報車での呼びかけ

イ　テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ　インターネットを通じての周知

（２）広報項目の把握と準備

ア　被害状況

イ　復旧見込み

ウ　特設無料公衆電話設置場所の周知

7　広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請して迅速な災害復旧を可能とするよう、平常時から予め措置方法を定めておく。

第 18 節　放送事業者の風水害対策

【実施主体】　放送事業者

【町担当】　総務課

1　計画の方針

放送は、風水害発生時において、気象警報や避難に関する情報等の伝達、被害状況、応急対策の実施状況及び住民の取るべき行動などを迅速に広範囲に伝達するとともに、パニックなどの社会的混乱を最小限にくい止めるなど、応急対策上極めて重要な役割が期待されている。

県内各放送機関は、各局の防災に関する業務計画等の定めるところにより、放送電波の確保のため、放送施設の浸水、落雷、強風対策等の推進と防災体制の確立を図る。

気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよ、その体制及び施設・設備の整備を図る。

2　各放送機関の対策

（１）必要な対策

ア　放送設備の落下転倒防止の補強等耐震対策

イ　消耗品、機材等の常備

ウ　非常用電源の確保、浸水防止対策

（２）対策の計画

ア　風水害による被害状況を予想し、予備機器等の整備検討

イ　防災意識の高揚

ウ　防災体制の強化

（３）体制面の整備

ア　防災訓練の実施

災害時の報道機関の責務を果たし、放送の確保を図るため、日常における防災訓練を実施し、災害報道に備える。また、町、県、消防等の実施する防災訓練に積極的に参加し、又はこれに協力する。

イ　連絡体制の強化

災害時の対応について、町等との災害協定等を締結、連絡体制の整備を図る。

第 19 節　電力供給事業者の風水害対策

【実施主体】　電力供給事業者

【町担当】　総務課

1　計画の方針

電力供給機関は、災害時における電力供給ラインを確保し、人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2　計画の体系

- 設備面の災害予防
  - 電力設備の安全化対策
  - 電力の安定供給
- 体制面の整備
  - 電力の安定供給
  - 防災訓練の実施
  - 電気事故の防止
- 災害対策用資材の確保
  - 災害対策用資機材等の確保及び整備
  - 災害復旧用施設及び設備の整備
- 防災広報活動
- 応援協力体制の整備

3　設備面の災害予防

（１）電力設備の安全化対策

電力設備は、各設備毎に計画設計時において建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による各種対策を十分考慮するとともに、従来の経験を生かし予防対策を講ずる。

（２）電力の安定供給

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となり運用している。

また、電力各社間も送電線で接続されており、緊急時には各社より供給力の応援を行うことになっている。

東北電力系統は、常時隣接する北海道電力、東京電力の系統と連係して運用しており、新潟系統も基幹送電線により東北全系統と連係し、県内の水力、火力発電所と電力消費地を結んでいる。

このため、重要な送配電線は２回線化やループ化するなど信頼度の高い構成とするとともに、これらを制御する通信系統も２重化を行う。

4　体制面の整備

（１）電力の安定供給

新潟給電指令所、各技術センター制御所及び営業所において 24 時間の監視体制を行っており、非常時においては、できるだけ停電を防ぐよう送配電設備の切り替え操作を行う。

（２）防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年１回以上防災訓練を実施する。

また、国及び地方自治体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

（３）電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、災害を意識し定期的に巡視点検を行う。

5　災害対策用資材等の確保

（１）災害対策用資機材等の確保及び整備

災害時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。

また、車輌、船舶、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

（２）災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6　防災時広報活動

常日頃から、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止に向けた広報活動に努める。

7　応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通、災害対策用資機材及び復旧応援体制を整備しておく。

また、関連工事会社については「非常災害復旧に関する協定」に基づき応援協力体制を整備しておく。

第 20 節　ガス事業者等の風水害対策

【実施主体】　ＬＰガス充てん事業者、ＬＰガス販売事業者

【町担当】　総務課

1　計画の方針

（１）基本方針

ア　ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者(以下、「ガス事業者」という。）は、次の対策を行う。

（ア）ＬＰガス充てん所（以下、「ガス供給設備」という。）の風水害に対する安全対策を講じる。

（イ）消費者に対して風水害発生時にとるべき安全措置を広報等により周知する。

（ウ）二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ　ＬＰガス充てん事業者及びＬＰガス販売事業者（以下、「ＬＰガス事業者」という。）は、避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ　住民は、風水害発生時に取るべき安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の風水害対策に努める。

エ　町は、風水害発生時に取るべき安全措置等について普及・啓発を図る。

（２）積雪時の対応

住民は、ガスメーター・配管及びＬＰガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2　ガス事業者の役割

（１）風水害による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア　ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

（ア）ガス供給設備の浸水による故障を防ぐ措置のほか、風水害対策を計画的に進める。

（イ）消費者に対してＬＰガス容器の流出防止措置等の風水害対策について助言を行う。

イ　二次災害防止のための措置

（ア）消費者に対して風水害発生時に取るべき安全措置を予め周知する。

（イ）緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。

（ウ）ＬＰガス事業者は、風水害により流出・埋設した容器の回収に必要な体制を整備する。

（エ）風水害発生時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

（２）複数の通信手段の確保に努める等、被害状況を県及び町へ連絡する体制を整備する。

（３）速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備え、停電対策の整備に努めるとともに、応援協力体制を整備する。

（４）積雪期における風水害発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してＬＰガス容器やガスメーター周辺の除雪について協力を求める。

（５）ガス事業者は、避難所等へのＬＰガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

３　住民・企業の役割

（１）所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、風水害対策を行う。

（２）風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について、ガス事業者からの周知等を通じて予め理解しておく。

（３）ガス供給停止に備え、カセットコンロ等の簡易調理器具を家庭で準備する。

（４）積雪時における風水害発生時の事故防止と緊急点検・安全確認点検のため、ＬＰガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

４　町の役割

（１）公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のＬＰガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。

（２）一般家庭・事業所に対して、風水害発生時に取るべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。

　また、高齢者等災害時要援護者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、風水害時の安全措置等の重要性について、普及・啓発を図る。

（３）防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行うよう努める。

５　県の役割

ＬＰガス事業者に対して、次の事項について指導する。

（１）ＬＰガス供給設備の風水害発生に対する安全対策の推進。

（２）被害の生じたＬＰガス充てん所及び消費先ガス設備の早急な復旧に必要な体制の整備。

（３）一般家庭・事業所における風水害発生時にとるべき安全措置の重要性についての普及・啓発。

６　防災関係機関の役割

（１）新潟県ガス協会

ア　研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して風水害対策や災害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

（２）（社）新潟県ＬＰ協会

ア　研修会・講習会を開催することにより、ＬＰガス事業者に対して風水害対策や風水害発生時の安全措置等の習得・充実を図る。

イ　連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。

ウ　ガス器具等を備蓄するとともに、避難所、公共施設等へのＬＰガス緊急供給体制を整備する。

エ　風水害発生時に取るべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

7　積雪時の対応

住民は、ガスメーター・配管及びＬＰガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びＬＰガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

第 21 節　建築物等災害予防

【町担当】　総務課、町民課、産業観光課、地域整備課、健康福祉課、教育課

1　計画の方針

災害による建築物の被害を防止するため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

（１）基本方針

ア　災害時の避難場所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

（ア）防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

a　災害対策本部が設置される施設（庁舎等）
b　医療救護活動の施設（湯沢町保健医療センター等）
c　応急対策活動の施設（消防庁舎等）
d　避難収容の施設（学校、体育館、公民館等）
e　社会福祉施設等（保育園、養護老人ホーム、身体障がい者療護施設等）

（イ）防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

a　建築物及び建造物の安全確保
施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

b　防災設備等の整備
施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。
(a) 飲料水の基本水量の確保
(b) 非常用電源の基本能力の確保
(c) 配管設備類の固定強化
(d) 敷地内の排水施設及び擁壁等の整備
(e) 防災設備の充実、他

c　施設の維持管理
施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管理を行う。
(a) 法令に基づく点検等の台帳
(b) 建設時の図面及び防災関連図面
(c) 施設の維持管理の手引き

イ　町は一般建築物の安全を確保するため以下の指導等を行う。

（ア）不特定多数の人が使用する建築物の安全確保について
必要により防災査察を行い、その結果に応じ指導・助言を行う。

（イ）著しく劣化している建築物の安全確保について
防災パトロール等の機会を利用し、防災点検の必要性を啓発する。

（ウ）落下物等による災害防止について

建物から外れやすい窓、戸及び看板類等の落下物並びに断線などによる災害を防止するための安全確保の指導、啓蒙を行う。

（エ）水害常襲地の建築物における耐水化について

床上浸水等の災害を回避するため、予想される浸水位以上の盛土、基礎高の確保、又は床下浸水を防止する防止板等の設置の指導を行う。

（オ）がけ地等における安全立地について

建築基準法及び条例の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導及び区域内の既存不適格建築物の移転を促進する。

2　住民・企業等の役割

（１）住民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、県や町の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

（２）地域の役割

地域内で著しく劣化している建築物や、落下物の発生するおそれのある建築物等を把握するとともに、当該建築物の所有者や管理者等に安全性の向上を図るよう助言する。

（３）企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

ア　防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。

イ　自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、県や町の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。

3　町の役割

（１）防災上重要な建築物の災害予防推進対策

ア　町が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ　事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

（２）一般建築物の安全確保対策

所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。

（３）老朽化した建築物の長寿命化計画

町は、老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4　県の役割

（１）防災上重要な建築物の災害予防推進対策（総務管理部、土木部）

ア　県が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。

イ　町、事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。

（２）一般建築物の安全確保対策（土木部）

（３）老朽化した建築物の長寿命化計画（総務監理部、土木部）

5　防災関係機関の役割

南魚沼市消防本部は、防災上重要な建築物の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

6　災害時要援護者に対する配慮

（１）防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、災害時要援護者に配慮した施設、設備の整備に努める。

（２）災害時要援護者の収容施設や、利用施設、災害時要援護者の居住する住宅等においては、浸水時等における安全に配慮した建築物の整備を行うとともに、避難や救助のために必要な措置を講じる。

7　積雪期の対応

（１）防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。

（２）住宅等、一般建築物においては積雪期の風水害による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、克雪・耐雪化等を推進する。

第 22 節　土砂災害予防

【町担当】　総務課、地域整備課、産業観光課

1　計画の方針

（1）基本方針

土砂災害（地すべり、山・がけ崩れ、土石流）は、毎年降雨期及び雪解け時期に多く発生し、被災地域が比較的狭い範囲に限られる割に、被災者の死傷率が高く、人家等に壊滅的な被害を与えることが多い。本町は、山間地や急傾斜地周辺に多くの集落が散在するため、土砂災害により被害を受けるおそれのある地区が極めて多く存在する。

ア　住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、関係機関に連絡する。また、自主防災組織の一員として、日頃から災害対応ができる間柄の形成に努める。

イ　町は、住民へ土砂災害危険箇所等を周知し、土砂災害警戒情報等の伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策を推進する。

ウ　施設管理者は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

2　住民・企業等の役割

（1）住民・企業の役割

住民・企業は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所、避難路・避難所について位置を把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集し、自主防災組織の一員として、災害対応ができる間柄の形成に努める。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努める。

（2）地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

3　町の役割

（1）住民への土砂災害危険箇所等の事前周知

土砂災害警戒区域等を土砂災害ハザードマップ等により住民へ周知する。

また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても住民へ周知する。

（2）応急対策用資機材の備蓄

町は、風水害により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

（３）住宅の移転促進

各種制度の活用により、人命、財産等を土砂災害から保護するため、必要となる住宅の移転促進を図る。

（４）情報伝達体制の整備

ア　住民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ　緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備に努める。

ウ　土砂災害警戒情報、土砂災害緊急情報及び土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に関する避難勧告等の判断にあたり活用するよう努める。

（５）地すべり防止区域巡視員の設置（農林水産部、農地部、土木部）

県より地すべり防止区域の巡視業務を委託された場合は、業務を実施するための地すべり巡視員を設置し、効率的な巡視計画を定め業務を実施する。

（６）土砂災害防止法に基づく、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア　住民の警戒避難体制

町は、県、新潟地方気象台から発表される土砂災害警戒情報等や住民からの情報提供及び現地パトロール等で、土砂災害のおそれがあると判断した場合は、避難準備情報の発令、避難所への避難勧告・指示を実施する。その際は、住民代表への連絡や防災行政無線、広報車等を利用し、避難情報の周知を図るものとする。

また、避難路についても、土砂災害警戒区域等を参考に区域ごとに事前に住民へ周知するよう努める。

イ　社会福祉施設等要援護者関連施設等の警戒避難体制

町は、社会福祉施設等の要援護者関連施設等については、施設管理者、地域住民等と協力し、事前に避難体制の整備に努める。避難に際しては、災害時要援護者用の設備の整った避難所への避難に努める。

（７）危険箇所の法指定

土砂災害危険箇所について、対策工事の施工、一定行為の禁止・制限を行うための関係法に基づく指定を国及び県に対し働きかける。

法　　律	適　　用
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域等

（８）砂防施設

老朽化し、現行の設計基準を満たしていない砂防ダムや新規指定された箇所について、国及び県に対し整備促進を働きかける。

（９）急傾斜地崩壊防止施設

要対策箇所が多く整備率が低いことから、重点的な施設の整備促進を国及び県に対し働きかける。また、小規模急傾斜地崩壊対策事業の推進に努める。

(10) 山地災害の予防

ア　保安林の指定及び整備山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ　治山施設の未整備山地災害区域において、定期的な点検・調査を実施し、山地災害の危険性の高い地区については、治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。また、既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(11) 二次災害の予防

ア　土砂災害危険箇所等の調査点検

町は、県が行う土砂災害危険箇所等及び対策施設の点検調査に協力をする。また、監視や、パトロールに努める。

異状が発見された場合、県へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ　避難勧告・指示等の実施

町は、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合等の危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図り、必要な警戒避難体制の構築又は避難勧告・指示等を実施する。

4　県・国の役割

（1）山地に起因する土砂災害防止対策の実施（農林水産部）

ア　保安林の指定及び整備

イ　治山施設の整備

（2）砂防事業の実施（土木部）

（3）地すべり対策事業の実施（農林水産部、農地部、土木部）

（4）急傾斜地崩壊対策事業の実施（土木部）

（5）土砂災害危険箇所等の調査及び住民への周知（農林水産部、農地部、土木部）

（6）土砂災害警戒情報の発表（土木部、新潟地方気象台）

（7）土砂災害警戒情報システムの整備（土木部）

（8）情報伝達体制の整備（農林水産部、農地部、土木部）

（9）住宅の移転促進（土木部）

(10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進（土木部）

ア　基礎調査の実施

イ　土砂災害警戒区域における対策

ウ　土砂災害特別警戒区域における対策

（ア）住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための特定開発行為に関する許可

（イ）建築基準法に基づく建築物の構造規制

（ウ）土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告

（エ）勧告等による移転者への融資、資金の確保

(11) 地すべり防止区域の巡視業務委託（農林水産部、農地部、土木部）

（12）専門技術ボランティア等の活用（農林水産部、土木部）

ア　治山防災ヘルパーの活用（農林水産部）

イ　砂防・治山ボランティアとの協働（農林水産部、土木部）

（13）土砂災害緊急調査実施体制の整備

県及び国は、重大な土砂災害が想定される場合にその土地の区域及び時期を明らかにするための調査（以下「緊急調査」という。）を実施する体制及びこの調査で得られた情報（以下「土砂災害緊急情報」という。）を速やかに町に提供できる体制を整備する。

（14）二次災害の予防（農林水産部、農地部、土木部）

地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合など、危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や住民に周知を図るとともに、不安定土砂の除去、仮設防護柵、感知器・警報機等の設置等、必要な応急対策工事を実施する。

5　防災関係機関の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑化を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

6　災害時要援護者に対する配慮

（１）町は、平時から災害時要援護者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

（２）町は、平時より避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、災害時要援護者関連施設の管理者や福祉担当者に対し土砂災害に関する啓蒙を行う。

第 23 節　道路・橋梁・トンネル等の風水害対策

【町担当】　地域整備課、産業観光課

1　計画の方針

（１）基本方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、住民の生活道路などその意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、風水害に対する安全性を備えた道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

（２）計画の重点

ア　緊急輸送道路ネットワークの形成

高速自動車国道と一般国道、これらを連絡する幹線的な道路、ならびにこれらの道路と知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路を、１次から３次の緊急輸送道路とし下記のとおり指定されている。

（ア）１次緊急輸送道路

高速自動車国道と防災拠点を連絡する一般国道

（イ）２次緊急輸送道路

１次緊急輸送道路と梯子状に代替性を確保する道路のほか、主要な防災拠点を連絡する道路

（ウ）３次緊急輸送道路

１次、２次の緊急輸送道路とその他防災拠点を結ぶ道路

イ　道路施設の防災性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

（ア）道路管理者は法面や盛土等の“斜面”の強化や横断樋管等の十分な通水能力の確保など、道路施設の風水害に対する防災性を計画的に強化・維持する。

（イ）緊急輸送道路は特に重点的に強化する。

（ウ）被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め相互連絡体制を整備する。

2　各道路管理者の役割

道路管理者である東日本高速道路㈱、国土交通省、県及び町はその管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また、道路管理者は、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

なお、被災時の道路機能を維持するため、代替性（ﾘﾀﾞﾝﾀﾞﾝｼｰ）が高い道路整備に努める。

（１）道路施設の整備・強化

ア　法面、盛土等の斜面対策

落石等危険箇所調査などに基づき、落石防止や植栽等による法面の風化防止など災害予防のための適切な対策を施す。

イ　排水施設等の十分な能力の確保

風水害時には道路横断樋管などの排水施設等が機能不全に陥り、溢水が盛土等を浸食し被災することが多い。

こうした被害を防ぐため、排水施設等には十分な通水能力を備えるとともに、日常点検等により草木や土砂を取り除くなど適切に管理する。

ウ　橋梁・トンネル等重要構造物の対策

日常・臨時・定期点検長寿命化計画等により、補修工事が必要な箇所は速やかに対策を施す。

エ　ハザードマップの活用

各道路管理者は相互の協力を得て、河川管理者等が作成する洪水のハザードマップ等をもとに水害時の避難・輸送路の確保を図る。

オ　道路附帯施設

道路附帯施設の管理者は、次により施設の防災対策を講じる。

（ア）信号機、道路案内標識等の整備

風水害時の交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用震源装置の設置を推進する。

（イ）道路占用物や近接施設の安全性の確保

風水害時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用物及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、進路管理者は道路パトロール等をとおしてそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

（ウ）トンネル等の防災信号システムの整備

主要トンネルの防災信号システムの整備を推進する。

（２）防災体制の整備

ア　情報連絡体制の整備

各道路管理者は災害情報や道路情報の収集.・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、ＩＴＶ）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ　迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関及び災害時の応援対策業務等に関する協定を結んでいる湯沢町建設業安全協議会などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動のための自転車等）備蓄の体制を整備する。

ウ　道路通行規制

異常気象時、被災時の道路通行規制に関する基準等（路線または区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ　道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

3　町の役割

災害時において道路は、応急対策、復旧対策の基幹となるものであり、円滑な災害対応を実施するため、町及び防災関係機関は次の事項について実施に努める。

（１）緊急輸送道路の指定

災害時の応急対策活動を円滑に行うため、町内の防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点等を結ぶ道路網を主体とした緊急輸送道路を指定する。

（２）危険調査等

災害時における道路機能確保のため、所管する道路について落石等危険箇所調査を実施し、必要に応じて補修等の対策工事を実施する。

（３）定期的に橋梁の点検を行い、必要に応じて補修等の対策工事を実施する。

（４）定期的に標識、照明灯等の付属設備の点検を行い、災害時に転倒、落下等がないよう維持管理に努める。

第 24 節　鉄道事業者の風水害対策

【実施主体】　鉄道事業者

【町担当】　総務課

1　計画の方針

ＪＲ東日本、ＪＲ貨物及び北越急行㈱（以下、「各鉄道事業者」という。）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

2　町の役割

連絡体制の整備

町はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

3　計画の体系

- 施設面の災害予防
  - 施設の保守管理
  - 近接施設からの被害予防
- 体制面の整備
  - 災害対策本部等の設置
  - 情報伝達方法の確立
  - 運転基準及び運転規制区間の設定
  - 防災教育及び防災訓練の実施
- 災害対策用資材等の確保
  - 建設機材の現状把握及び活用
  - 技術者の現状把握及び活用
  - 災害時における資材の供給等
- 防災広報活動
  - 防災広報活動

4　防災関係機関の役割

（１）施設面の災害予防

ア　施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ　近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

（２）体制面の整備

ア　災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ　情報伝達方法の確立

（ア）防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び鉄道関連機関相互間の情報伝達を円滑に行うために次の通信設備を整備する。

a　緊急連絡用電話
b　指令専用電話
c　ファクシミリ
d　列車無線
e　携帯無線機等

（イ）風速計、雨量計、積雪計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ　運転基準及び運転規制区間の設定

災害等発生時の運転基準及び運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ　防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

（ア）災害発生時の旅客の案内
（イ）避難誘導等混乱防止対策
（ウ）緊急時の通信確保・利用方法
（エ）旅客対策等

（３）災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア　建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法及び運用方法について定めておく。

イ　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員及び配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するためあらかじめ定めておく。

（４）防災広報活動

関係鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第 25 節　河川災害予防

【町担当】　総務課、地域整備課、上下水道課

1　計画の方針

（1）住民は、平時から、洪水ハザードマップ等に基づき、避難経路や避難場所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

（2）町は、洪水による浸水や湛水の被害発生を防止するため、河川法の定めるところにより、河川改修、洪水予防施設の整備等を計画的に行う。（準用河川、普通河川）

2　住民・企業等の役割

（1）住民・企業の役割

住民・企業は、平時より堤防や護岸などの河川管理施設等に漏水や亀裂などの前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は、遅滞なく県、町、消防機関、警察機関へ連絡する。

また、洪水ハザードマップ等により避難経路や避難所について、確認しておく。

（2）地域の役割

住民は、自主防災組織の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、洪水を想定した避難訓練等の実施に努め、洪水時において、水防団（消防団）等から要請により、水防活動に従事する。

（3）企業・事業所等の役割

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

3　町の役割

（1）洪水への防災対策

ア　施設及び災害危険箇所の点検、調査等

（ア）各施設の点検要領に基づき、安全点検を実施し、必要な補修等を計画的に実施する。

（イ）市街地への浸水による二次災害を考慮し、内水対策について検討する。

イ　河川管理施設の整備

必要に応じ、施設等の整備を計画的に推進する。

ウ　下水道施設による雨水排除対策

（ア）市街地においては、少なくとも５年に１回程度の大雨に対する浸水被害を解消を図るため、総合的な雨水排除計画を策定し、下水道雨水排除施設の整備を計画的に推進する。

（イ）下水道システム全体の機能停止を避けるため、ポンプ場及び処理現場施設（特に、電気及び機械関係設備・機器）の十分な浸水防止対策を講じる。

（2）減災対策

ア　水防体制の整備

（ア）町は、水防管理団体として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有することから、当該区域における水防計画を策定し、水防団（消防団）及び水防管理団体の水防組織を整備する。

（イ）水防計画には、水防資機材の保有状況、緊急調達、危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保、応援要請先及びその手続きに関する資料を掲載する。

イ　災害時要援護者利用施設への情報伝達体制の整備

町は、地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）又は災害時要援護者が利用する施設については、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報及び避難判断水位到達情報の伝達方法を定める。

ウ　警戒避難体制の整備

（ア）洪水ハザードマップ等により避難路・避難所を住民に周知するとともに、住民の避難のための連絡体制の確保を始め、必要な警戒避難体制を構築する。

（イ）緊急時の伝達媒体である防災行政無線を整備するなど情報伝達体制を確保する。

エ　住民の防災意識向上に向けた啓発

防災情報の収集方法や洪水ハザードマップ等の活用方法等について広報し、町民の防災意識の向上を図る。

4　県の役割

（１）洪水への防災対策（土木部、農地部）

ア　施設及び災害危険箇所の点検、調査等

イ　河川管理施設の整備及び維持管理

（ア）築堤、河床掘削等による河川改修やダム建設

（イ）内水被害に対応するための排水機場の設置や可搬式ポンプの配備

（ウ）防災調整池や雨水貯留等の流域対策の検討

（エ）老朽化した施設等について、長寿命化計画の作成・実施

ウ　下水道施設による雨水排除対策

エ　臨時ヘリポートの確保

（２）洪水への減災対策（土木部、農林水産部）

ア　水防体制の整備

（ア）水防計画の策定及び指定水防管理団体

（イ）緊急用の水防資機材の確保

（ウ）情報管理手法の確立

河川、ダムの管理者は、これらの施設の防災情報を一元的に集約する体制及び災害時における施設の被害情報を収集する体制の整備に努める。

（エ）重要水防箇所の調査及び水防管理団体との合同巡視

イ　防災体制の充実

（ア）河川防災情報システムの機器更新整備

（イ）河川情報の共有化

ウ　防災意識の向上

（ア）洪水ハザードマップの作成支援

（イ）水防警報河川及び水位情報周知河川の拡充

（ウ）洪水予報河川の拡充

（エ）防災情報提供の充実
（オ）ダム放流警報スピーカーの市町村への開放
（カ）防災意識の向上に向けた啓発
（キ）学校教育等との協力による防災教育の推進
エ　河川管理施設（堤防等）の機能の維持向上
（ア）堤防等の点検強化
（イ）河川巡視の強化

5　浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

（１）洪水予報等の伝達方法

町は、防災行政無線を基本とするほか電話、ＦＡＸ等の災害時おける伝達可能な方法により、住民に対し洪水予報等を迅速かつ確実に伝達する。

（２）避難場所

町は、浸水の際想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえ、適当な場所を定める。（別に定める資料編に記載）

（３）地下街等及び災害時要援護者利用施設の名称並びに所在地情報は、別に定める資料編に記載する。

（４）地下街等及び災害時要援護者利用施設所有者又は管理者の義務

地下街等及び災害時要援護者利用施設所有者又は管理者は、洪水予報等を利用者に伝達し、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、当該地下街等における避難確保計画を作成する。また、作成した計画は町へ報告し公表するものとする。

（５）住民に周知するための措置

町は、洪水ハザードマップ等を作成し、印刷物の配布その他適切な方法により、区域内の各世帯に提供する。また、住民が随時情報を入手できるようにするため、町ホームページに掲載する。

（６）情報の伝達系統図

ア　洪水予報

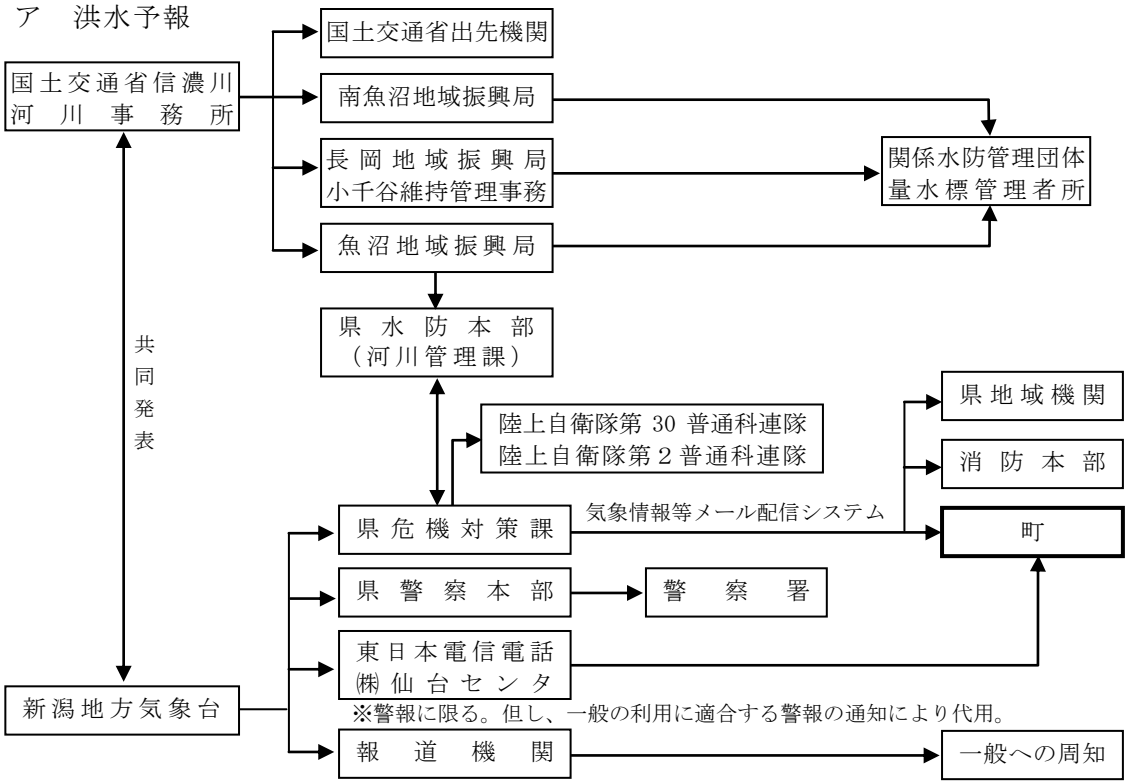

イ　関係機関及び一般への周知

水位情報周知河川の河川水位が避難判断水位（特別警戒水位）に達した時は、関係機関へ通知するとともに、インターネットや町を通じて一般へ周知する。

なお、水位情報の放送については、報道機関の判断による。

水位情報の通知および一般への周知に係る伝達は以下のとおりとする。

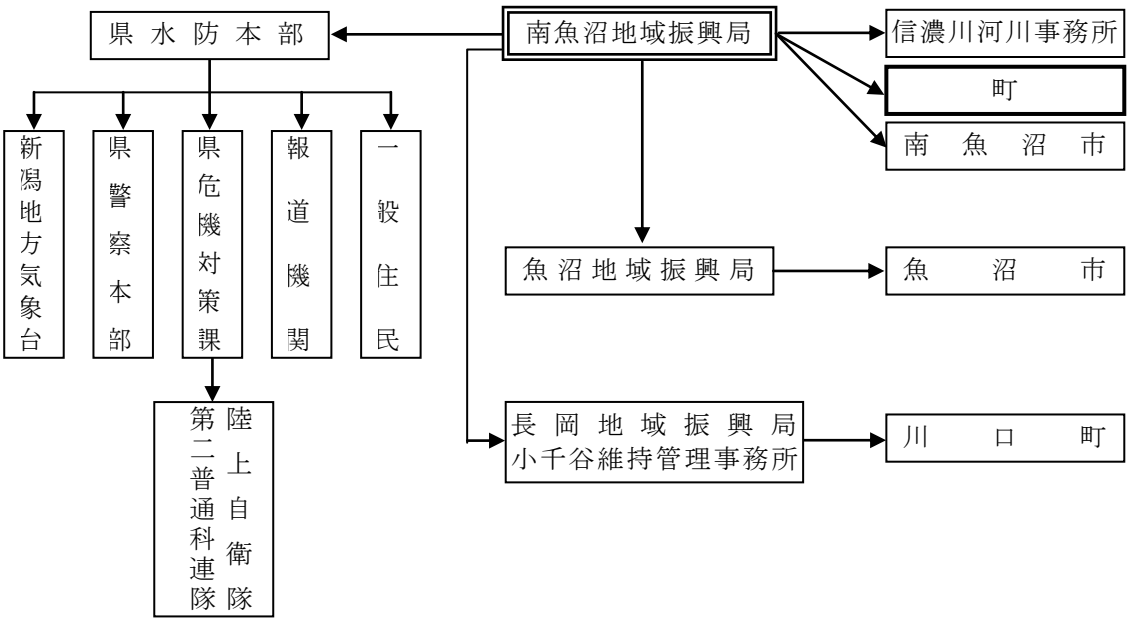

6　災害時要援護者に対する配慮

町は、浸水想定区域内災害時要援護者施設等については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難確保が図られるよう洪水予報、特別警戒水位到達情報の伝達方法を定める。

7　積雪期の対応

町は、河道内の堆雪により融雪時の溢水被害の発生のおそれある河川については、事前に河川除雪を行う。

魚野川洪水予報文

魚野川

はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

魚野川洪水予報　　第　　号

洪水注意報（発表）	洪水注意報	洪水警報（発表）
洪水警報	洪水注意報（警報解除）	洪水注意報解除

平成　　年　　月　　日　　時　　分

国土交通省信濃川河川事務所
気象庁新潟地方気象台　　共同発表

区分	番号		発表内容	担当
見出し	1		魚野川では　はん濫注意水位に到達　水位はさらに上昇　→主文 14	国
	2		魚野川では　避難判断水位に到達したが　水位の上昇はない見込み　→主文 15	
	3		魚野川では　今後はん濫危険水位に達する見込み　→主文 16	
	4		魚野川では　避難判断水位に到達　今後はん濫危険水位に達する見込み　→主文 17	
	5		魚野川では　避難判断水位に到達　水位はさらに上昇　→主文 18	
	6		魚野川では　はん濫危険水位に到達　はん濫のおそれあり　→主文 19	
	7		魚野川では　はん濫危険水位を下回る　→主文 20	
	8		魚野川では　避難判断水位を下回る　→主文 21	
	9		魚野川では　はん濫注意水位を下回る　→主文 22	
	10		魚野川では　はん濫が発生	
	11		魚野川では　当分の間はん濫注意水位を超える水位が続く見込み	
	12		魚野川では　当分の間避難判断水位を超える水位が続く見込み	
	13			
主文	14		魚野川の（六日町（南魚沼市坂戸）・小出（魚沼市青島）・堀之内（魚沼市堀之内））水位観測所では、はん濫注意水位（レベル２）に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	国
	15		魚野川の（六日町（南魚沼市坂戸）・小出（魚沼市青島）・堀之内（魚沼市堀之内））水位観測所では、避難判断水位（レベル３）に到達したが、今後水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。	
	16		魚野川の（六日町（南魚沼市坂戸）・小出（魚沼市青島）・堀之内（魚沼市堀之内））水位観測所では、はん濫危険水位（レベル４）に達する見込みです。 市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	17		魚野川の（六日町（南魚沼市坂戸）・小出（魚沼市青島）・堀之内（魚沼市堀之内））水位観測所では、避難判断水位（レベル３）に到達しました。今後、はん濫危険水位（レベル４）に達する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	18		魚野川の（六日町（南魚沼市坂戸）・小出（魚沼市青島）・堀之内（魚沼市堀之内））水位観測所では、避難判断水位（レベル３）に到達しました。水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	19		魚野川の（六日町（南魚沼市坂戸）・小出（魚沼市青島）・堀之内（魚沼市堀之内））水位観測所では、はん濫危険水位（レベル４）に到達しました。はん濫するおそれがありますので、各自安全確保を図るとともに、市町村からの避難情報に留意して下さい。	
	20		魚野川の（六日町（南魚沼市坂戸）・小出（魚沼市青島）・堀之内（魚沼市堀之内））水位観測所では、はん濫危険水位を下回りました（レベル３）。 水位は下降する見込みです。引き続き警戒して下さい。	
	21		魚野川の（六日町（南魚沼市坂戸）・小出（魚沼市青島）・堀之内（魚沼市堀之内））水位観測所では、避難判断水位を下回りました（レベル２）。 水位は下降する見込みです。引き続き十分な注意をして下さい。	
	22		魚野川の（六日町（南魚沼市坂戸）・小出（魚沼市青島）・堀之内（魚沼市堀之内））水位観測所では、はん濫注意水位を下回り（レベル１）、危険はなくなったものと思われます。	
	23	1	魚野川の六日町水位観測所（南魚沼市坂戸）では、当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル２）・避難判断水位を超える水位（レベル３）・はん濫危険水位を超える水位（レベル４））が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
		2	魚野川の小出水位観測所（魚沼市青島）では、当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル２）・避難判断水位を超える水位（レベル３）・はん濫危険水位を超える水位（レベル４））が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
		3	魚野川の堀之内水位観測所（魚沼市堀之内）では、当分の間（はん濫注意水位を超える水位（レベル２）・避難判断水位を超える水位（レベル３）・はん濫危険水位を超える水位（レベル４））が続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に留意して下さい。	
	24			

魚野川洪水予報文

魚野川

はん濫注意情報	はん濫警戒情報	はん濫危険情報
はん濫発生情報	はん濫注意情報解除	

魚野川洪水予報　　第　　号

洪水注意報（発表）	洪水注意報	洪水警報（発表）
洪水警報	洪水注意報（警報解除）	洪水注意報解除

平成　　年　　月　　日　　時　　分

国土交通省信濃川河川事務所
気象庁新潟地方気象台　　共同発表

区分	番号		発表内容	担当
降雨と水位の現況	25		（台風第＿＿号・＿＿＿低気圧・＿＿＿前線）の（接近・通過・活動・停滞）による（雨・大雨）により、	気
	26		降り始めの	
	27	1	＿＿日＿＿時 から＿＿日＿＿時 までの＿＿＿＿の流域平均雨量は＿＿ミリ	
		2	＿＿日＿＿時 から＿＿日＿＿時 までの＿＿＿＿の流域平均雨量は＿＿ミリ	
		3	（に達しました・となっています）。	
	28		また、（　ところにより・＿＿＿＿）１時間に、＿＿＿ミリの雨が降っています。	
	29		現在、雨は　（小降りになりました・やんでいます）。	
	30			
	31	1	魚野川の水位は＿＿＿日＿＿＿時現在、次のとおりです。	国
		2	六日町水位観測所（南魚沼市坂戸）で＿＿．＿＿m （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））（上昇中・横ばい・下降中）	
		3	小出水位観測所（魚沼市青島）で＿＿．＿＿m （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））（上昇中・横ばい・下降中）	
		4	堀之内水位観測所（魚沼市堀之内）で＿＿．＿＿m （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））（上昇中・横ばい・下降中）	
	32			
降雨と水位の予想	33		この雨は、（　今後一層強まる・当分この状態が続く・今後次第に弱まる　）でしょう。	気
	34	1	＿＿日＿＿時 から＿＿日＿＿時 までの＿＿＿＿の流域平均雨量は＿＿ミリ	
		2	＿＿日＿＿時 から＿＿日＿＿時 までの＿＿＿＿の流域平均雨量は＿＿ミリ	
		3	の見込みです。	
	35			
	36	1	魚野川の水位は、＿＿＿日＿＿＿時頃には、次のとおりと見込まれます。	国
		2	六日町水位観測所（南魚沼市坂戸）で＿＿＿．＿＿＿m 程度 （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））	
		3	小出水位観測所（魚沼市青島）で＿＿＿．＿＿＿m 程度 （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））	
		4	堀之内水位観測所（魚沼市堀之内）で＿＿＿．＿＿＿m 程度 （水位危険度レベル（１・２・３・４・５））	
	37		＿＿＿＿の水位は＿＿日＿＿時頃　最高となり、その水位は＿．＿m程度と見込まれます。	
	38			
事注項意	39			

参　考	六日町水位観測所(受け持ち区間　左岸　南魚沼市五日町から南魚沼市五箇、右岸　南魚沼市麓から魚沼市岡新田) はん濫危険水位 161.70m　避難判断水位 161.20m　はん濫注意水位(警戒水位)160.50m　平常水位 158.26m 小出水位観測所(受け持ち区間　左岸　南魚沼市五箇から魚沼市四日町、右岸　魚沼市岡新田から魚沼市四日町) はん濫危険水位 91.80m　避難判断水位 91.30m　はん濫注意水位(警戒水位)90.00m　平常水位 88.93m 堀之内水位観測所(受け持ち区間　左岸　魚沼市四日町から信濃川合流点、右岸　魚沼市四日町から信濃川合流点) はん濫危険水位 84.10m　避難判断水位 83.60m　はん濫注意水位(警戒水位)82.50m　平常水位 80.33m 水位危険度レベル ■レベル５　はん濫の発生 ■レベル４　はん濫危険水位超過 ■レベル３　避難判断水位超過 ■レベル２　はん濫注意水位（警戒水位）超過 ■レベル１　水防団待機水位超過

（問い合わせ先）
水位関係　：国土交通省　信濃川河川事務所　防災情報課　0258-32-3273
気象関係　：気象庁　新潟地方気象台　観測予報課　025-244-1705

第 26 節　農地・農業用施設等の災害予防

【町担当】　産業観光課

1　計画の方針

（1）基本方針

ア　各施設の共通的な災害予防対策

（ア）農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、水路等の農業用施設の管理については、一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、管理技術者の育成確保、連絡体制の確立など管理体制の強化と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

（イ）常に気象予報に注意し、出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検の手順、点検マニュアル等の作成を行う。

（ウ）農業用ダム、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、水路、地すべり防止施設等の農業用施設等に関する雨量、水位、水質等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ　農業用ダム施設の災害予防対策

築造後年数を経たものもあり、管理者は計画的な施設の改善に努めるとともに施設管理体制の強化により、適正な維持管理を推進する。

ウ　用排水施設の災害予防対策

地域全体の排水機能向上等の多面的効果が発揮されるよう配慮するものとし、土地利用の変化や排水先河川の整備状況も十分考慮した冠水防除事業や地盤沈下対策事業の実施により、農業用施設の機能回復を図るなど被害の早期救済と未然防止に努める。

また、頭首工、樋門、樋管など、農業用河川工作物については、危険度や緊急度に応じて計画的な整備を推進し、効果の早期発現に努める。

エ　ため池、水路等施設の災害予防対策

ため池、水路等の管理者は、平時から施設の点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備に努める。出水時及び異常時には応急措置を施すことができるよう体制を整備するとともに、貯水制限等の措置を講じて災害の未然防止に努める。

また、老朽化の甚だしいもの、堤体構造に不安のあるものについては、放流用の水路を整備するとともに計画的な施設整備に努める。

（2）応急措置の実施

豪雨により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施すことができるようにする。

２　町の役割

（１）土地改良区、農業協同組合及び水路管理者との連絡体制の整備

土地改良区等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、町から土地改良区等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

（２）気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大２４時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

（３）施設の点検

警報等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、ため池、水路、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

また、町は緊急用資材の点検・備蓄に努める。備蓄計画及び現在の品目・数量・配置場所等は、資料編を参照。

（４）被害状況の把握

土地改良区及び農業協同組合及び水路管理者の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

（５）応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

緊急時の資材等の緊急調達、輸送の依頼は、建設湯沢会等の災害協定締結団体を中心に行う。

３　県の役割

（１）町等との連絡体制の整備

町等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに関係機関に報告されるよう、また、県から町等へ伝達が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

（２）気象、水象情報等の収集・連絡

最大時間雨量、最大２４時間雨量、連続雨量等の気象情報や、洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

（３）施設の点検

警戒等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、県営事業実施中の施設、県管理施設、地すべり防止施設等の緊急点検を行う。

また、必要に応じて町等が行う危険ため池等の緊急点検に、必要に応じて協力する。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

（４）被害状況の把握

町、土地改良区等の協力を得ながら、農地・農業用施設等の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

（５）応急対策等の実施

関係機関との連携のもとに被災者の生活確保を最優先に県管理施設等の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続をとり災害査定前に復旧工事に着手する。

４　土地改良区・施設管理者等の役割

（１）町等との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに町等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から町等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

（２）気象、水象情報の収集・連絡

最大時間雨量、最大 24 時間雨量、連続雨量等の気象情報や洪水発生の有無等の被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

（３）施設の点検

警戒等が発表され災害が発生する危険が予想される場合は、直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行うがその際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための勧告等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

（４）被害状況の把握

町等の協力を得て、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

（５）応急対策等の実施

関係機関の協力を得て被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、所要の手続きをとり災害査定前に復旧工事に着手する。

５　防災関係機関の役割

（１）北陸農政局

ア　国営農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ　農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

（２）新潟県土地改良事業団体連合会

各土地改良区との情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第 27 節　危険物等施設の風水害対策

【町担当】　総務課、町民課

【関係機関】南魚沼市消防本部

1　計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、風水害による災害の未然防止を図るため、事業者、消防機関、県、関係機関は、必要な対策を講じる。

2　事業者の役割

（１）共通事項

ア　災害発生時の消防、県警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ　従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ　初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

（２）危険物施設

ア　危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ　自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

ウ　危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について、近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

（３）火薬類製造施設等

ア　火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全を確保する。

イ　火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ　火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

（４）高圧ガス製造施設等

ア　高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

イ　災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。

（５）毒物劇物保管貯蔵施設

ア　毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。

イ　毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。

（６）有害物質取扱施設等

ア　大気汚染防止法、水質汚濁防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。

イ　有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。

３　町の役割

（１）危険物等施設の設置状況を把握する。

（２）危険物等施設の安全管理

町は、県、消防本部、関係機関及び関係事業所と連携し、危険物施設管理者に対し、法令.・安全規則の遵守等適正な施設の管理について、適切な指導・助言を行うよう努める。また、取扱者の保安教育及び訓練等を通じ、自衛消防組織の育成を図り、危険物、高圧ガス、毒物劇物等の爆発・漏洩、放射性同位元素による被爆等による災害防止及び拡大防止を図るよう指導に努める。

（３）学校や研究施設等における危険物等の安全対策

町は、県、消防本部、関係機関と連携し、学校や研究施設等における少量危険物・薬品等に関し、管理者に法令・安全規則の遵守等適正な管理について、指導・助言を行う。また、危険物等の落下による被害の未然防止等について、指導・助言を行う。

４　県の役割

（１）危険物施設安全対策（防災局）

ア　町、消防機関に対し、効果的で重点的な立入検査を実施して危険物施設の安全確保を図るよう指導する。

イ　危険物取扱者等に対し、保安に関する講習会等を通じて危険物施設の自主保安体制の確立に関する指導、啓発に努める。

（２）火薬類製造施設等安全対策（防災局）

ア　火薬類製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して火薬類取締法の基準に適合するよう指導するとともに、災害の未然防止と公共の安全確保を図る。

イ　消防機関と情報の共有化を図るとともに、事業者等に対し災害時の連絡体制整備の指導に当たる。

ウ　(一社)新潟県火薬類保安協会の協力を得て、火薬類保安責任者講習会等を通じて保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

（３）高圧ガス製造施設等安全対策（防災局）

ア　高圧ガス製造施設等に対し、保安検査及び立入検査を実施して高圧ガス保安法の規定に適合するよう指導するとともに、保安体制の確立を指導する。

イ　高圧ガス容器の転倒防止措置の徹底及びガス放出防止弁の設置を指導する。

ウ　（一社）新潟県高圧ガス保安協会、(一社)新潟県ＬＰガス協会、新潟県冷凍空調設備保安協会（以下「高圧ガス関係協会」という。）の協力のもとに、高圧ガス取扱事業所の保安係員、業務主任者等に対し、保安に関する講習会等を随時開催し、高圧ガスの自主保安体制の確立を指導する。

エ　高圧ガス関係協会に対し、災害発生時に高圧ガス取扱事業所の要請により応援、協力できる体制を整備するよう指導する。

（４）毒物劇物保管貯蔵施設安全対策（福祉保健部）

ア　毒物劇物営業者及び届出を要する業務上取扱者に対しては、毒物及び劇物取締法に基づく立入検査等を実施し、適正な取扱いについて指導するとともに、毒物劇物の貯蔵状況、危害防止規程等を調査し、対策、改善が必要な場合には整備、補強等を指示する。

イ　届出を要しない毒物劇物を大量に取扱う業務上取扱者に対しては、実態把握に努め、適正な取扱いについて指導するとともに、立入検査の実施、研修会の開催など指導の強化を図る。

（５）有害物質取扱施設等安全対策（県民生活・環境部）

ア　有害物質取扱施設等に対し、水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく立入検査を実施し、有害物質の流出及び地下への浸透の防止等を指導する。

イ　届出を要しない事業場等の実態把握に努め、これらの事業場等に対し、有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透等の防止対策や事故時の関係機関への連絡等を指導する。

５　消防機関の役割

（１）所管する危険物施設を消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態に維持させるため、立入検査を実施する。

（２）危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

第 28 節　廃棄物処理体制の整備

【町担当】　町民課、上下水道課

1　計画の方針

（1）住民（各家庭等）は、町の広報、防災訓練等を通じて、水害により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。

（2）住民（各家庭等）は、豪雨等の予報に注意し、必要に応じ、家財等を２階へ上げるなど、水害ごみの発生防止に努める。

　ただし、町の避難勧告等、生命に危険が生じる可能性がある場合は、当然のことながら早期の避難を心がける。

（3）町は、水害時を想定したごみ及びし尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、住民に対し、協力を求める事項について周知する。

（4）町は、一般廃棄物処理施設の浸水対策及び応急復旧対策の整備に努める。

（5）町は、広域処理対応が必要な場合に備え、県、他市町村等と緊密な連携がとれるよう体制を整備する。

2　住民の役割

（1）各家庭において、宅地の嵩上げなど住宅の浸水対策に努める。

（2）町が周知する水害時の廃棄物の排出方法等を理解し、水害時の廃棄物処理に協力できるよう努める。

3　町の役割

湯沢町は一般廃棄物処理施設を有しておらず、南魚沼市に処理を委託していることから、次の事項については必要に応じて南魚沼市と協議し整備に努める。

（1）災害廃棄物処理計画の策定

ア　水害時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、住民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。

イ　住民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。

（2）一般廃棄物処理施設の浸水対策等

ア　施設の浸水対策を図るとともに、水害時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。

イ　応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。

（3）協力体制の整備

　近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、災害廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

４　県の役割

広域避難体制の整備

（１）県内市町村間の広域処理体制を整備する。

県内市町村の収集・処理能力を把握し、災害時の廃棄物処理の広域応援体制を整備する。

（２）関係団体との協力体制

災害時の応援協定等による広域処理体制を整備する。

（３）近隣他県との協力体制

災害廃棄物処理に関し、近隣他県、国との協力体制を整備する。

５　関係機関の役割

（１）新潟県環境整備事業協同組合

ア　県との災害時応援協定に基づき、発災直後の県・市町村からの要請によるし尿・災害ごみの収集、運搬に備える。

イ　組合員への緊急連絡体制を整備する。

（２）(一社)新潟県産業廃棄物協会

ア　町・県からの要請による災害ごみの収集、運搬及び処分に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

（３）(一社)新潟県浄化槽整備協会

ア　町・県からの要請による浄化槽の応急復旧等に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

（４）(一社)新潟県解体工事業協会

ア　町・県からの要請による損壊家屋の解体に備える。

イ　会員への緊急連絡体制を整備する。

（５）(公財)新潟県環境保全事業団

県からの要請に基づき、災害ごみの処理に備える。

第 29 節　学校・保育園の風水害対策

【町担当】　教育課

1　計画の方針

（1）基本方針

（ア）各学校及び保育園（以下、「学校等」という。）は、湯沢町地域防災計画や県教育委員会が示すモデル等を参考に、学校防災計画を作成するとともに、児童、生徒、学生、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育及び防災訓練を実施する。

（イ）学校等設置者（町、県、学校法人等）は、学校等の施設について、風水害の被害を最小限にとどめ、また、ライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を確保できるよう配慮する。

（ウ）町は、学校等設置者としての役割のほか、町防災計画に沿って学校等及び学校等設置者の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。

（エ）県は、学校等設置者としての役割のほか、県以外の学校等設置者に対し、学校防災計画の作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、学校等が作成すべき学校防災計画のモデル等を示すなど、学校等及び学校等設置者を支援する。

2　学校等の役割

（1）学校防災計画の作成

学校等は、町が示すハザードマップ等を参考に学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、県教育委員会が示す学校防災計画のモデル等を参考に下記予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校防災計画を作成する。

ア　予防対策

①　学校等防災組織の編成
②　施設・設備等の点検・整備
③　防災用具等の整備
④　防災教育の実施
⑤　教職員の緊急出動体制の整備
⑥　家庭との連絡体制の整備　など

イ　応急対策

①　災害発生が予想されるときの事前休校、休園、授業短縮措置等
②　災害発生直後の生徒等の安全確保
③　避難誘導
④　生徒等の安否確認
⑤　気象情報の収集
⑥　被災状況の把握と報告
⑦　下校又は保護継続
⑧　避難所開設・運営協力

⑨　教育活動の再開
⑩　生徒等の心のケア　など

（２）防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校等は、学校防災計画の作成や見直しについて検討し、及び防災計画に定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、災害発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

学校等の施設は、災害時においては避難所に利用されることから、避難所となった場合の管理及び協力体制についても考慮する。

（３）施設・設備等の点検・整備

学校等の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止、屋外設備・物品の破損・飛散防止等、必要な措置を行うとともに非常電源の確保に努める。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日ごろから定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、降雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不能に夏ことを想定し、避難経路を確保しておく。

（４）防災用具・非常持出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

（５）教職員の緊急出動体制

校長及び園長は、夜間・休日等の勤務時間外に災害が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

（６）家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で災害発生時の連絡先、生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報が漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

（７）防災教育の実施

ア　教職員に対する防災教育

校長及び園長は、学校防災計画等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ　生徒等に対する防災教育

校長及び園長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。)、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

（ア）事件・事故・災害等の実態、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

（イ）様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにすること。

（ウ）自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校等、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施にあたっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、ビデオ、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

（８）防災訓練の実施

校長及び園長は、学校防災計画等に基づき、災害発生時に安全・迅速に避難できるよう、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア　形式的な内容に終わることなく、災害発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ　登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。なお、学校等の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知する。

ウ　中学校にあっては、地域社会の一員として、生徒を地域の防災訓練に積極的に参加させる。（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）

３　学校等設置者の役割

（１）災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校等設置者は、災害に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

（２）地域防災機能の強化に対応した施設整備

特に公立学校の設置者は、地域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア　施設整備

（ア）備蓄倉庫の整備

（イ）避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

（ウ）飲料水、生活用水等の確保

a　飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b　生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ　設備整備

（ア）断水時にも使用可能なトイレの整備

（イ）救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実

ウ　情報連絡体制

（ア）携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入

（イ）インターネット等を利用した情報伝達体制の整備

4　町の役割

（１）町立学校等の設置者としての役割

前項記載のとおり

（２）学校等に対する支援及び助言

町は、町地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5　県の役割

（１）県立学校の設置者としての役割（総務管理部、県教育委員会）

第３項記載のとおり

（２）学校防災計画のモデル等の作成（県教育委員会）

県教育委員会は、学校等が学校防災計画を策定し、又は見直す際に参考とすべきモデル等を示し、学校等の取組を支援する。

（３）公立学校教職員に対する防災教育（総務管理部、県教育委員会）

県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

6　災害時要援護者に対する配慮

学校等や学校等設置者は、学校防災計画の作成や災害に備えた施設・設備の整備にあたっては、本章第７節「災害時要援護者への安全確保」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮する。

7　積雪期の対応

学校等や学校等設置者は、学校防災計画の作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等にあたっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮する。

第 30 節　文化財の風水害対策

【町担当】　教育課

1　計画の方針

（1）基本方針

ア　文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、風水害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。

イ　町は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた風水害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導･助言を行う。

ウ　県は、文化財保護指導員の巡視報告や町からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、町並びに文化財所有者に対して、風水害への予防措置等の指導・助言を行う。

（2）文化財の種別毎の対策

ア　建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備を実施する。町及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ　美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、町及び県の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をする。

ウ　史跡、名勝、天然記念物

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、暴風・洪水による倒壊・崩壊又はそれによる二次災害等が生ずることのないよう､事前の措置を講じておく。町及び県はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2　住民・地域等の役割

（1）住民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

（2）地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

（3）文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、暴風・洪水に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3　町の役割

（１）指定文化財への対策

ア　国及び県指定等文化財

町内に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県教育委員会に報告する。

また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者も管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ　町指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

（２）未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

4　県の役割

（１）指定文化財等への対策

ア　国及び県指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の促進や支援を行う。

イ　町指定等文化財

現状の情報収集を行いながら、町を通じて文化財の防災対策についての啓発・助言を行う。

（２）未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応について、町を通じて支援や助言を行う。

第 31 節　ボランティアの受入れ体制の整備

【町担当】　健康福祉課

【関係機関】　湯沢町社会福祉協議会

1　計画の方針

（1）基本方針

災害時における被災者の救援活動においては、大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、湯沢町災害ボランティアセンターの設置及び運営を迅速かつ的確に実施するため、町及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

（2）事前体制整備

ア　町社会福祉協議会は、新潟県災害救援ボランティア支援センター（以下「県支援センター」という。）や湯沢町災害ボランティア協会の支援や協力を得ながら、災害ボランティアを受け入れる湯沢町ボランティアセンター（以下「ボランティアセンター」）の体制を整備する。

イ　災害ボランティアの受入計画は、概ね次による。

災害発生中	県と調整会議による意思決定、県支援センターの設置、情報の受発信
災害発生後 12 時間以内	町への県ボランティア本部員の派遣
避難勧告解除後 24 時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、ボランティアセンターの設置、被災地のニーズの把握
避難勧告解除後 2 日以内	災害ボランティア受入広報の発信

2　県支援センターの役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、県民生活課長と調整会議座長が副座長及び県民生活課長と協議し、県支援センターを新潟県庁内に設置する。

（1）情報の受発信に係る体制の整備

ア　被災状況、各種の団体の活動状況などに関する、行政機関、関係団体との情報交換を行う。

イ　被災地の外に向けた、寄付金・義援金や災害ボランティアの受入体制などの情報の発信を行う。

ウ　マスコミや県外の行政機関、県内外の支援団体などの総合窓口となる。

（2）ボランティアセンターの立ち上げ支援体制の整備

ア　ボランティアセンターだけでは対応できない課題の整理やニーズに対する支援要請について連絡調整を行う支援体制を整備する。

イ　調整会議構成団体のコーディネーター派遣などによるボランティアセンターの立ち上げ支援体制を整備する。

3　町社会福祉協議会の役割

災害が発生し、ボランティア活動の可能性が考えられるとき、町災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

（１）災害ボランティアの受入れ計画の作成

ア　災害ボランティアの受入れに伴うボランティアセンターの運営計画を作成する。

イ　ボランティアセンターの運営計画の作成において町災害対策本部と協議を行う。

（２）ボランティアセンターの運営

町社会福祉協議会事務局長を責任者とし、ボランティアセンター設置に伴う職員の配置及びボランティアセンターの運営を行う。

災害時において、ボランティア活動を希望する団体等にあっては、あらかじめ登録しておき、町社会福祉協議会は、登録ボランティアに対し研修会等の実施に努める。

4　町の役割

（１）災害ボランティアの受入れ体制の整備

ア　災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前指定する。

イ　ボランティアセンターの体制整備については、町社会福祉協議会と協議する。

（２）ボランティアセンターの運営支援

ア　ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援する。

イ　ボランティアセンターと町災害対策本部との情報の共有を図る。

（３）災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発

防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。また、普及啓発の実施にあたっては、ボランティアとの協働に努める。

5　県の役割

県支援センターの体制支援（県民生活・環境部、福祉保健部）

（１）県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。

（２）県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報共有を図る。

6　関係機関の役割

（１）新潟県社会福祉協議会

ア　県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び県支援センターを支援する体制を整備する。

イ　県内外の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

（２）日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会

ア　県支援センターの設置に伴う職員の派遣及び県支援センターを支援する体制を整備する。

イ　他県の日本赤十字社の支部や他県の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

（３）町内ＮＰＯ及び湯沢町災害ボランティア協会

ボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第 32 節　事業所等の事業継続

【町担当】　総務課

【関係機関】　商工団体、企業・事業所

1　計画の方針

企業・事業所(以下、「事業所等」とする。)は、災害時の事業所等の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各事業所等において防災活動の推進に努める。

2　町の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

（１）　実施の把握

事業所等のＢＣＰ策定状況など､危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

（２）　事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう､防災や事業継続計画の策定等に関する必要な情報の提供など、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

（３）　地域防災訓練等への参加の呼びかけ

事業所等を地域コミュニティの一員としてとらえ､地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

【事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）】

災害時等に特定された重要業務が中断しないこと、また万一事業活動が中断した場合に目標復旧時間内に重要な機能を再開させ、業務中断に伴う顧客取引の競合他社への流出、マーケットシェアの低下、企業評価の低下などから企業を守るための経営戦略として、その方法、手段などをあらかじめ取り決めておく計画のこと。

バックアップシステムの整備、バックアップオフィスの確保、安否確認の迅速化、要員の確保、生産設備の代替などの対策を実施する。

3　県の役割

地域経済への影響を最小限にとどめるため、事業所等が被災後、速やかに事業を再開できるよう事業継続計画（ＢＣＰ）策定を促進し、危機管理体制の整備が図られるよう普及啓発活動を行う。

このため、次の取組を進める。

（１）　実態の把握

事業所等の事業継続計画策定など､危機管理体制の整備状況について実態把握に努める。

（２）　事業継続計画策定など危機管理体制の整備に向けた普及啓発

事業所等が災害に強い企業となるよう､事業所等の事業継続計画策定に必要な情報提供を行うなど、危機管理体制の整備に向けた普及啓発に努める。

4　商工団体の役割

（１）　事業継続計画の策定を促進するための情報提供や相談体制の整備などの支援等により、会員・組合員等の防災力向上の推進に努める。

（２）　会員・組合員等に対し、企業防災の重要性や事業継続計画の必要性について啓発する。

（３）　行政等の支援策の実施や情報の会員・組合員等への周知に協力する。

5　事業所の役割

事業所等は、災害時の事業所等の果たす役割を十分に認識し、防災活動の推進に努めるものとし、特に、災害時にも事業が継続でき、かつ、重要業務の操業レベルを早急に災害前に近づけられるよう、事前の備えを行い、被災地の雇用やサプライチェーン（製造業における原材料調達・生産管理・物流・販売までの一つの連続したシステム）を確保するなど、事業継続の取組を推進する。

（１）　災害時に事業所等が果たす役割

ア　生命の安全確保

顧客等不特定多数の者が施設に来たり、施設内に留まったりすることが想定される事業所等は、迅速に顧客、従業員等業務に携わる者の安全確保に努める。

イ　二次災害の防止

事業所等においては、火災の防止、建築物等の倒壊防止、薬液の漏洩防止など、周辺地域の安全確保の観点から二次災害防止に努める。

ウ　事業の継続

被災した場合の事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、事業継続マネジメントの実施に努める。

エ　地域貢献・地域との共生

災害が発生した際には、町民、行政、取引先企業などと連携し、地域の一日も早い復旧を目指すとともに、地域住民や自治体との協調の下、企業の特色を活かした活動による地域貢献に努める。

（２）　平常時の防災対策

ア　事業継続計画の策定

事業所等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定するよう努める。

イ　事業継続計画の定期的な点検と見直し

事業継続計画を策定した事業所等は、定期的に点検を行い、必要な見直しを行う。

ウ　平常時の危機管理体制の構築

防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化を実施するなど、平常時からの危機管理体制の構築に努める。

第 33 節　行政機関等の業務継続計画

【町担当】　総務課

1　計画の方針

地震発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（ＢＣＰ）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（ＢＣＭ）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2　町の役割

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定などにより、業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため必要な資源の確保や教育、訓練等を通じた体制整備に努める。

（１）　業務継続計画の対象となる重要業務

ア　業務への影響分析と重要業務の洗い出し

業務を実施できない時間が経過することにより発生する社会的影響等の観点から、業務を実施できない場合の影響分析を行い、優先的に実施する重要業務の洗い出しを行う。

イ　目標時間の設定

重要業務については、実施すべき目標時間を設定し、その目標時間を達成するための体制構築に努める。

（２）　業務執行体制の確保

ア　職員の参集体制

本計画に定める配備体制（第３章第１節）を参考に、重要業務を速やかに実施できるよう参集体制の確立に努める。

イ　安否確認

緊急時の連絡網を整備し、大規模な危機の発生時には、安否の連絡のない職員について、安否確認を実施する。

ウ　人員計画の立案

重要業務の実施に必要な人員や職種等を把握し、人員計画等に反映させる。

エ　業務引継

重要業務の担当職員が業務を実施できない場合に備え、業務内容の共有化やマニュアルの整備、代替要員への引継等を適宜行う。

オ　庁内の応援体制の確立

（ア）　所属の取組

所属内で必要人員が確保できないと想定される場合は、他所属による応援体制の確立に努める。

（イ）　課等の取組

主管課等は、課等等内各所属の業務及び人員計画等を取りまとめ、課等と

しての対応計画を作成する。対応計画を作成する際は、各所属の業務量の偏りに留意し、必要に応じて応援体制を準備する。

カ　庁外からの応援体制の確立

大規模な危機の発生時でも、協定先から円滑な応援を受けることができるのかを検討し、協定内容や新たな協定先を検討する。

キ　受注業者の業務継続体制の確保

重要業務の実施又は実施に必要な資源等の確保が庁外の業者等に委託されている場合は、受託業者が大規模な危機の発生時においても当該業務を継続することが可能な体制を整備しているか確認し、継続できない場合は体制の整備を要請する。

ク　その他

上記の他、業務執行体制において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

（３）　執務環境の確保

ア　執務スペース

（ア）　庁舎に被害が発生した場合の対応

庁舎管理者は、庁舎の安全を確認し、安全が確保できない場合は、被害箇所及び立ち入り制限区域を周知するとともに、安全や業務継続への影響が大きい箇所を優先して、応急復旧を実施する。

（イ）　代替施設の利用

庁舎を長期的に利用できないと判断される場合、災害対策本部等において、本部長が代替施設での重要業務の実施を決定する。

（ウ）　代替施設の決定

代替施設は、次の候補施設の中から、大規模な危機の発生箇所、規模等に応じて決定する。代替施設を決定した場合、町民、関係機関等へ周知する。

ａ　湯沢カルチャーセンター

ｂ　湯沢町公民館

ｃ　国、他の自治体、防災関係機関等の施設

ｄ　民間施設

（エ）　代替施設の設備状況等の把握

庁舎管理者は、代替施設の設備状況や代替施設の利用に伴う手続き、資源等について、把握に努める。また、個別の重要業務に必要な資源は、各所属において把握に努める。

イ　通信手段

（ア）　通信手段が利用できない場合の対応

庁舎管理者、管理する施設の通信手段を復旧するとともに、通信事業者等に対して、優先的な復旧を依頼する。

（イ）　通信事業者回線の拡充

県庁舎交換機と県危機管理センター交換機の相互バックアップのため、端末の拡充等に努める。

（ウ）　防災行政無線

非常時において適切に機器を操作し、通信確保が出来るよう各種訓練を充

実させる。

ウ　情報システム

（ア）　庁内ＬＡＮ等が利用できなくなった場合の対応

障害発生箇所を把握し、早期復旧を図るとともに、必要に応じて事業者に支援を要請する。

（イ）　バックアップデータの遠隔地保管の拡充

ホストコンピュータ以外のバックアップデータについても、遠隔地保管に努める。

（ウ）　安全対策の拡充

電子計算機室以外に設置した機器（パソコン、プリンタ等）についても、落下・転倒防止のための固定措置を行う。

（エ）　災害対応体制の強化

大規模な危機の発生時に運用受託事業者が迅速に登庁できない場合等に備えて次の対応に努める。

・　ネットワークの障害状況の職員による把握を可能にする。

・　運用受託事業者に広域的な応援体制の構築を依頼する。

エ　データのバックバップ

所属長は重要業務に必要なデータのバックアップに務めるものとする。

オ　電源

（ア）　電源が利用できない場合の対応

商用電源の供給が停止した場合、町庁舎においては、非常用発電機等により電源を供給する。また、非常用発電に必要な燃料を72時間分備えるよう努める。

（イ）　非常用発電機の実負荷訓練等

非常用発電機の円滑な電源切替が可能となるよう実負荷訓練を実施するとともに、更新時期を迎えた発電機の更新に努める。

カ　トイレ

（ア）　トイレが利用できない場合の対応

下水道機能の停止や工業用水道の供給停止等により、トイレが使用できない場合、町庁舎においては、仮設トイレの供給等により、３日間程度利用できるように努める。

（イ）　仮設トイレ等の調達等

機能停止時に速やかに、仮設トイレ等により対応できるよう、仮設トイレの調達先や設置場所等について、あらかじめ準備する。

キ　職員の食料等

（ア）　職員の食料等が入手できない場合の対応

防災部局は、大規模な危機が発生し、食料、飲料水、生活必需品等（以下、「食料等」という）の入手が困難な状況になった場合、備蓄している食料等を職員に配布する。また、備蓄している食料等が不足する場合は、協定を締結している民間企業等からの物資供給を手配する。

（イ）　食料等の備蓄

職員が、家庭において、最低限３日分の食料等を備蓄するとともに、職場

において、最低限１食分の食料等を備蓄するよう周知を進める。

ク　支払い

（ア）　財務会計システムが利用できない場合の対応

所属長は、特に重要で緊急の支払が必要な経費について、町民課と協議し、必要な手続きを行う。

ケ　その他

所属長は、上記の他、重要業務を目標時間内に実施するために、執務環境において、障害となる可能性がある事項をあらかじめ整理し、対策を検討する。

（４）　業務継続力の向上

所属長は、現在の業務執行体制及び執務環境では、目標時間までに業務を実施することが困難と想定される重要業務について、目標を達成するための戦略を検討し、必要な対策を実施する。

（５）　教育・訓練の実施

職員に対する教育・普及啓発を行うとともに、職員自らも情報収集し、必要な対策を講じる。また、訓練を実施し、業務継続方針やマニュアル等の実効性を確認する。

（６）　業務継続方針等の見直し

対策の課題等を洗い出し、所用の見直しを行い、業務継続方針やマニュアル等を見直すなど、継続的な改善を行う。

第３章　災害応急対策

第１節　災害対策（警戒）本部の組織・運営計画

【災害対策本部担当】　総務部

１　計画の方針

風水害発生時における円滑な初動体制の確立、災害の拡大防止及び被害の軽減を図り、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するための組織、任務及び職員の配備について定めるとともに、風水害発生前の準備体制及び災害警戒本部の設置について定める。

災害対策基本法に基づく、「湯沢町災害対策本部」は体系的かつ効果的な対策を図る。

また、風水害等発生後の各段階において優先的に実行又は着手すべき主な事業を時系列的に示し、自主防災組織等の地域防災力と連携した活動を実施する。

２　各段階における業務の内容

災害発生の可能性が見込まれるとき	災害警戒本部の設置
避難準備情報発表が見込まれるとき	災害対策本部の設置 現地災害対策本部の設置
浸水・暴風による被害発生中	災害対策本部会議の開催 現地災害対策本部会議の開催 関係機関への出動を要請 災害救助法の適用の検討
解除後３日以内	本部組織の見直し再編
事後１週間以内	激甚法の適用

３　災害警戒本部の設置

（１）災害警戒本部設置（災害対策本部設置以前の体制）

災害が発生又は発生するおそれのあるとき等に、副町長を本部長とする災害警戒本部を設置する。警戒本部設置に伴う各種の手続きや運営方法等については、本部において定める。

４　災害対策本部及び現地災害対策本部

（１）設置基準

ア　災害対策本部

町長は、次に掲げる場合は、直ちに災害対策基本法第 23 条に基づき災害対策本部を設置する。

（ア）町の地域において、風水害等により大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、全庁的な対応が必要であると認められる場合

（イ）避難準備情報、避難勧告等を発表・発令すると見込まれる場合

（ウ）特に災害応急対策を必要とすると町長が認めたとき

イ　現地災害対策本部

本部長は、災害対策本部が設置された場合で必要と認めたときは、災害対策本部の事務の一部を行う現地災害対策本部を設置する。

（２）設置場所

ア　災害対策本部

災害対策本部は、原則として本庁舎東館２階応接室に設置する。ただし、対策本部としての機能が果たせない場合は西館３階大会議室とする。

町庁舎に甚大な被害を生じ対策本部としての機能が果たせない場合は、湯沢カルチャーセンターとする。湯沢カルチャーセンターも機能を果たせない場合は、湯沢町公民館とする。

各部の対策は、各部長の所属部等で実施する。

イ　現地災害対策本部

必要と認める場所に設置する。

（３）本部の組織、運営等

ア　災害対策本部

（ア）本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

（イ）副本部長（副町長、教育長）

副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときはその職務を代行する。

（ウ）本部員

総務課長、税務課長、町民課長、産業観光課長、地域整備課長、上下水道課長、健康福祉課長、議会事務局長、教育課長、消防団長、湯沢消防署長及びその他本部長が必要と認めた者

（エ）代理部員等

本部長、副本部長、本部員等の職務を代理する順序は、次のとおりとする。

区分	代理部員 第１位	代理部員 第２位	代理部員 第３位	代理部員 第４位	代理部員 第５位以下
本　部　長	副　町　長	教　育　長	総 務 課 長	以下別に定める	
副 本 部 長	総 務 課 長	税 務 課 長	以下別に定める		
各部の部長	各課ごとに班長等の中から別に定める				

※原則として、各代理部員は、あらかじめ指名しておく。

（オ）本部員以外からの意見聴取

本部長は必要と認める場合は、関係機関等からの派遣を要請し、その意見等を災害対策に反映させるよう努める。

イ　本部会議

本部長は、災害対策に関する重要事項の協議を行うため、必要に応じ本部会議を招集する。

本部会議の構成は、本部長、副本部長及び本部員とし、必要に応じて関係機関の職員の出席を要請する。

ウ　解散基準

本部長は、災害応急対策が概ね終了した場合、又は予想された災害の危険性が解消されると認めた場合は、災害対策本部を解散する。

エ　設置又は解散の通知

湯沢町災害対策本部を設置し、又は解散したときは、町長(本部長)は県知事、防災機関等にその旨通知する。

5　配備体制

（1）配備体制基準

町に、新潟地方気象台から気象等に関する注意報又は警報等が発表された場合の準備体制基準は以下のとおりとする。

また、風水害等発生の可能性が極めて高い場合、直ちに第１次配備体制をとり、災害が発生したときに備える。さらに、災害が発生した場合は、直ちに第２次配備体制以上の配備体制をとり、災害応急対策を実施する。

<table>
<tr><th colspan="2">配備体制</th><th>災害の種類</th><th>配備内容</th><th>参集職員</th></tr>
<tr><td colspan="2">準備体制</td><td>・気象等に関する注意報、警報等が発表されたとき
・その他、災害が発生する危険が予測されるとき</td><td>町の地域で警報等が発令された場合や大雨が続く場合等、災害が発生する危険性が高いときは、災害発生の可能性がある事項に関する情報を収集する。</td><td>・総務課　防災管財班
・産業観光課　産業振興班
・地域整備課　維持管理班
・上下水道課　各班で必要と認める職員
・健康福祉課　福祉介護班</td></tr>
<tr><td rowspan="3">災害警戒本部</td><td rowspan="3">第１次
配備体制
(警戒配備)</td><td>豪雨災害
（災害の発生が予想される場合）</td><td rowspan="3">町の地域で災害発生の予兆が見られ、災害発生の危険性が極めて高いとき、災害警戒本部を設置し、未然に災害発生時の対応に備える。参集職員以外の職員は待機する。</td><td rowspan="3">・総務部
・産業観光部
・地域整備部
・上下水道部
・福祉保健部　福祉支援係と他係で必要と認める職員
・その他必要とする部の職員</td></tr>
<tr><td>河川水害
（警戒水位超過）</td></tr>
<tr><td>豪雪災害
（大雪警報等発令）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">災害対策本部</td><td rowspan="3">第２次
配備体制</td><td>豪雨災害
（大規模災害の発生）</td><td rowspan="3">町の地域で災害が発生したとき、災害対策本部を設置する。災害対策本部は、町災害対策本部職務編成表に定める関係部が活動する体制とし、本部会議を開催し、必要な応急対策を実施する。</td><td rowspan="3">・第１次配備体制職員
・全係長以上の職員
・各部長が必要と認める職員</td></tr>
<tr><td>河川水害
（特別警戒水位超過・災害の発生）</td></tr>
<tr><td>豪雪災害
（県災害救助条例適用）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">第３次
配備体制</td><td>豪雨災害
（広域的な大規模災害の発生）</td><td rowspan="3">町災害対策本部職務編成表に定める各部がその機構を上げて常時活動する体勢とし、本部会議は毎日定時に会議を行い、全職員で災害対策にあたる。</td><td rowspan="3">・全職員</td></tr>
<tr><td>河川水害
（広域的な大規模災害の発生）</td></tr>
<tr><td>豪雪災害
（広域的な大規模災害の発生）</td></tr>
</table>

（２）参集及び伝達方法

本部長の配備決定に基づき、次の系統で参集する職員に伝達する。

夜間、休日等の勤務時間外において、配備体制を決定した場合は、各課等の非常招集系統を使用し、電話等により職員に伝達する。

なお、電話等の通信手段が使用不能又は著しく使用困難な場合においては、本部からの参集伝達が困難となる。職員は自ら被害の情報を収集し、自主参集する。この場合、自主参集基準は概ね以下のとおりである。

ア　テレビ、ラジオ等を通じて、町地域において、大規模災害の発生を知ったとき

イ　大規模災害の発生を覚知したが、停電等により情報の入手ができない場合

ウ　大規模災害が発生し、自宅周辺等で相当な被害を確認した場合

6　災害対策本部の運営

災害対策の事務は、第１次配備体制にあっては、参集した関係部が運営することとし、第２次、第３次配備体制にあっては、各部１名又は必要に応じて数名常駐し、情報収集にあたり、総合的かつ効果的な対策を検討する。この場合において、災害対策本部総務部長がこれを統制する。

7　指揮命令

（１）指揮命令の順位

災害対策を実施する上で指揮命令権者が不在の場合は、本節４「災害対策本部及び現地災害対策本部」に基づく代理職員の順位により指揮命令系統を確立する。

（２）緊急時の措置

緊急に災害対策を実施しなければならない場合において、指揮命令権者の指示を受けることができないとき、又はその暇がないときは、当該現場における最上席の職員の判断により実施し、事後、指揮命令権者に報告するものとする。

8　勤務時間内の初動対応

勤務時間内に災害があった場合は、庁舎内勤務者はもちろんのこと、庁舎外の施設勤務者も本節５の「配備体制」に基づき応急対策を実施する。

なお、庁舎外の施設の長は電話等が不通の場合は、使者を派遣して、災害対策本部との連絡にあたる。

9　勤務時間外の参集・初動対応

（１）自主参集基準

勤務時間外の職員の自主参集は、原則として職員本人の負傷等で応急活動を実施することが困難な場合と職員の家族が生命に関わるような負傷をした場合等で、どうしても職員が救護活動等にあたらなければならない場合を除き、全職員が速やかに参集する。参集がどうしても困難又は遅れる等の場合は、所属長へ報告し指示を受ける。参集にあたっては、次によることとする。

ア　参集手段

参集時の交通手段は原則として自転車、バイク又は徒歩で行う。ただし、これによりがたい場合は、安全を確保した上で、他の方法で行う。

イ　参集途上の措置

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属部長に報告する。

また、要救護者を発見したときは、救護措置にあたった後、速やかに参集する。

ウ　参集時の服装・装備

職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、災害対策に適する服装や装備により参集する。

（２）勤務時間外の初動対応

勤務時間外において、大規模災害が発生し、通信手段及び交通が途絶した場合は、速やかな災害対策本部の設置と応急対策が困難になることが予想される。

このため、職員は、本項（１）の自主参集基準により参集し、本部長等の指示があるまで概ね次の活動にあたる。

ア　参集場所及び通信施設の被害確認及び復旧活動

イ　本部長等への連絡

ウ　対策本部室の設営

エ　参集職員の把握、所属職員の安否確認

オ　通信手段の確保

カ　被害状況の収集

10　応援要請

風水害等による被害が甚大で、町職員のみでは十分な応急対策活動が行えないと予想される場合は、状況に応じて速やかに県や協定市町村等に職員の派遣等応援協力を要請する。なお、要請の方法については、本章第２節「防災関係機関の相互協力体制」による。

11　大規模風水害等災害発生時の対応スケジュール

（１）風水害等発生から１時間以内

ア　被災情報の収集

イ　初期消火、消火活動

ウ　危険な建物・場所からの避難

エ　建物等の下敷きになった者の救出（地域住民の共助）

オ　災害時要援護者の安全確保（地域住民の共助）

カ　防災関係機関職員の緊急参集(勤務時間外発生の場合)

キ　災害対策本部の設置、防災関係機関の指揮体制確立

ク　自衛隊等の出動準備要請

ケ　通信施設被害の状況確認及び確保

（２）風水害等発生から３時間以内

ア　被災情報の収集

イ　県、協定市町村等への応援要請

ウ　自衛隊等の派遣要請、広域応援の要請

エ　避難所の開設（施設の安全確認、管理・運営担当職員の派遣）

オ　緊急道路の啓開

カ　交通規制の実施

キ　救護所の設置

ク　公的救助機関による被災者の救出、負傷者の搬送

ケ　県ボランティア本部・町ボランティアセンターの設置

コ　ライフライン、公共土木施設等の被災状況調査と応急指置

（３）風水害等発生から６時間以内

ア　被災情報の収集

イ　災害救助法（条例）の適用

ウ　通信途絶地域への仮設通信設備設置

エ　避難所への避難者の概数及び飲料水、食料等必要量の把握

オ　町の被害状況の把握

カ　被災地外からの医療救護班の受入れ

キ　輸送用車輌の確保

（４）風水害等発生から 12 時間以内

ア　被災情報の収集

イ　各種施設の被災状況把握

ウ　避難所の仮設トイレの設置

エ　避難所への飲料水・食料・生活必需品の輸送

オ　避難所での災害時要援護者の状況把握

（５）風水害等発生から 24 時間以内

ア　避難所外避難者の状況の把握

イ　被災建築物応急危険度判定

ウ　ボランティアの受入れ

エ　義援金の受付

12　災害応急対策各業務の実施時期

防災関係機関は、災害応急対策の各業務が相互に深く関連していることを理解し、他の業務との相互連携に留意して効率的な実施を図る。

13　災害時の庁舎管理上の対応

（１）電力の確保

停電発生時に円滑な災害対策が行えるように、発電機等の増強及び設置を行い、予備電源の確保を行う。

（２）燃料の確保

予備電源装置の燃料確保に努める。停電により燃料給油機能が停止した場合は、火災に注意し、人力等により地下タンクから燃料を確保する。

（３）宿日直者の対応

休日・夜間に大規模な災害が発生した場合、身の安全を確保した上で、庁舎の被害状況を確認するとともに、出入口及び通路の確保を行い、迅速な災害対策に努める。

14　積雪期の対応

積雪期にあっては、雪崩による交通途絶、二次災害の危険性が予想される。職員は本部に参集する場合、雪崩危険箇所等に特に注意する。

雪崩等により道路等が寸断された場合は、復旧するまでの間、地域の自主防災組織等の活動に参加し、地域の被害状況を収集するとともに、本部への情報伝達にあたる。また、道路等が寸断され、かつ、通信手段が確保できない場合は、地域の被害状況の収集等にあたり、二次災害の危険性が低くなったときに、各自の勤務する施設に参集する。

15　災害対策本部の組織図

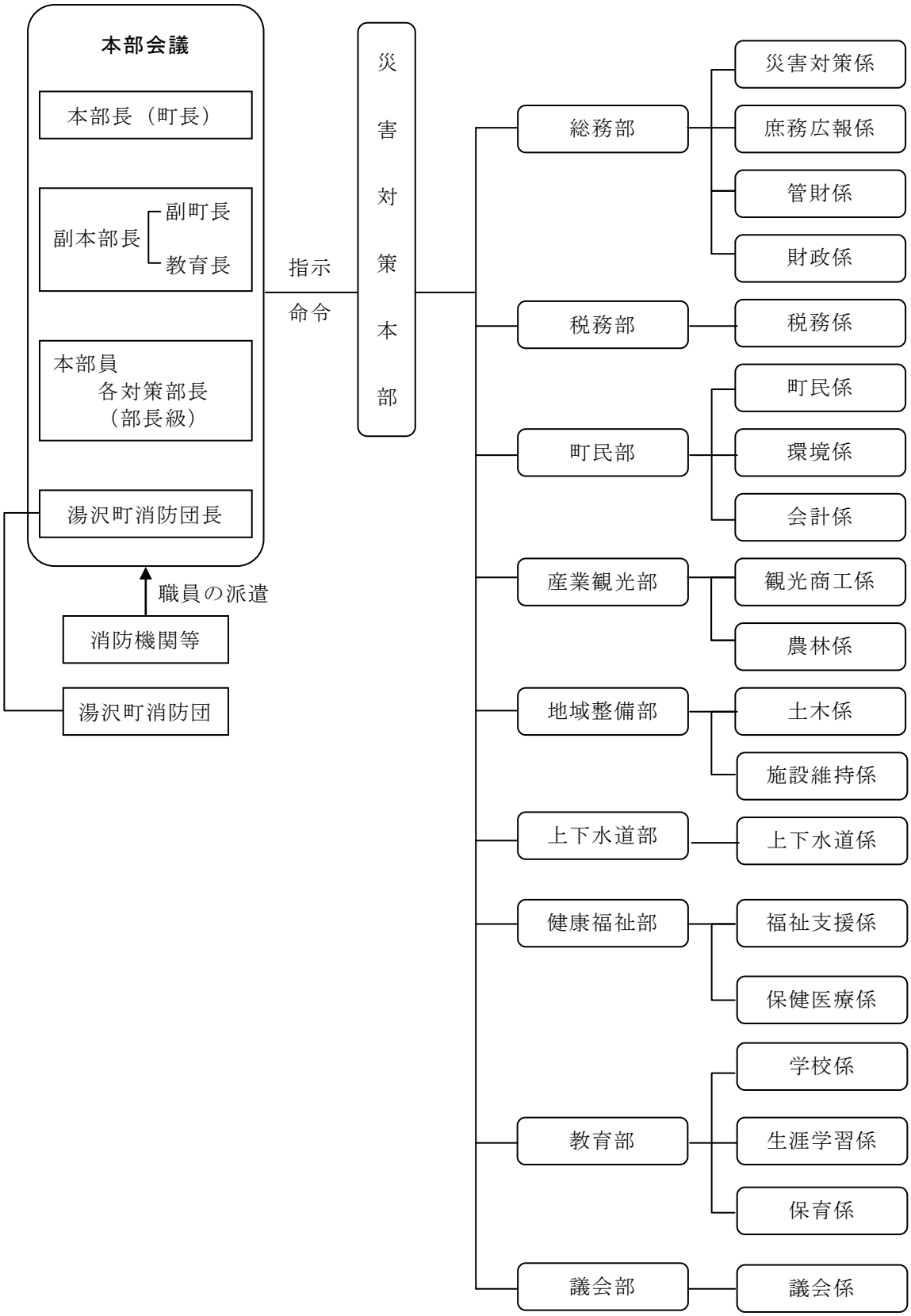

16　町災害対策本部職務編成表

災害対策本部の構成及び事務分掌は、下表のとおりとする。

各部及び各係は、平常時における課等、班の事務分掌と原則として符合するものとするが、本部設置により新たに生じる業務も当然含まれるものとする。

部長は各課長等が当たる。係長は平常時における各業務の班長が当たるが、係長に対応する班長がいない場合は、部員の中から代理係長を決めておくこととする。

部名	部長担当職	係構成	主な事務分掌
総務部	総務部長	災害対策係	1　発災直後の初動対応及び本部体制に関する統括 2　各部、各係への連絡司令に関すること 3　本部会議、関係部長・関係係長会議に関すること 4　応援要請に関すること 5　報道機関への対応に関すること 6　避難勧告、指示、警戒区域設定に関すること 7　被災情報及び防災情報等の収集・処理に関すること 8　県に対する報告並びに県・国・各関係機関、災害時応援協定に関すること 9　地震情報、気象情報の授受及び伝達に関すること 10　防災行政無線等被害状況調査及び緊急機能確保並びに通信手段の確保、運用に関すること 11　災害救助法適用及び激甚災害指定の申請に関すること 12　消火活動に関すること
		財政係	1　災害対策予算の編成等財政措置に関すること 2　復興計画及び予算に関すること 3　災害見舞金、弔慰金の受入れ、管理及び配分調整に関すること
		庶務広報係	1　被災者への食料等救援物資の供給に関すること 2　災害関係の広報・広聴活動に関すること 3　エリアメール等による町民等への緊急連絡に関すること 4　町内の電気、電話、その他公共性を有する施設の応急対策に関すること 5　写真等による災害情報の収集及び記録に関すること 6　災害救助活動の記録に関すること 7　国、県、他市町村の災害応援職員の受入、身分取扱いに関すること 8　災害対策のための配車計画と応援車輌の要請及び配車調整に関すること 9　災害時の防犯対策その他県警察との連携に関すること 10　総合相談窓口の開設、運営に関すること 11　災害対策従事職員等の給与、食事、仮眠、健康管理に関すること

部名	部長担当職	係構成	主な事務分掌
		管財係	1　庁舎等所管施設の被害状況調査、機能確保等に関すること 2　町有財産（他部署所管分を除く）の被害状況調査、機能確保等に関すること 3　全国瞬時警報システム（J-ALERT)、新潟県総合防災システム、災害時の総合行政システム及び庁内・関係部署とのネットワーク機能の確保に関すること 4　応急資機材等の確保に関すること 5　救援・救助物資の保管場所に関すること
税務部	税務部長	税務係	1　被災家屋及び宅地等の被害調査、被害判定に関すること 2　り災証明書の発行に関すること 3　被災者に対する町税等の納税猶予、減免等に関すること
町民部	町民部長	町民係	1　戸籍等事務に関すること 2　遺体の収容及び埋葬許可に関すること
		環境係	1　被災者の行方・捜索等に関すること 2　被災した愛玩動物、死亡畜獣に関すること 3　廃棄物及び災害廃棄物の処理に関すること 4　防疫、衛生及び環境保全対策に関すること 5　トイレ対策に関すること 6　ストックヤードの被害状況調査及び機能回復に関すること
		会計係	1　災害対策に関する経理事務に関すること 2　義援金の受入、保管に関すること
産業観光部	産業観光部長	観光商工係	1　観光客の被災状況の調査及び安全確保に関すること 2　観光施設等所管施設の被害状況調査、機能確保等に関すること 3　商工業関係の被害調査に関すること 4　被災者向け災害応急資金融資に関すること 5　被災者の入浴対策に関すること
		農林係	1　所管施設の被害状況調査、機能確保等に関すること 2　農地、農業用施設、水産関連施設、林業関連施設等の被害調査及びその対策に関すること 3　水稲、野菜等農作物の被害調査及びその対策に関すること 4　行方不明者の捜索に関すること
地域整備部	地域整備部長	土木係	1　被災家屋の応急危険度判定に関すること 2　被災宅地の応急危険度判定に関すること 3　被災町民の応急仮設住宅に関すること 4　所管施設の被害状況調査に基づく復旧計画に関すること

部名	部長担当職	係構成	主な事務分掌
		施設維持係	1　道路、橋梁の被害状況調査及び応急対策等その機能確保に関すること 2　河川、水路施設の被害状況調査及びその機能確保に関すること 3　中央公園等所管施設の被害状況調査及び機能確保に関すること 4　町営住宅の被害状況調査及び応急対策等その機能確保に関すること
上下水道部	上下水道部長	上下水道係	1　上下水道施設の被害状況調査及びその機能確保等対策に関すること 2　被災者への応急給水に関すること 3　浄化槽等対策に関すること 4　トイレ対策に関すること（下水道利用ができない場合）
健康福祉部	健康福祉部長	福祉支援係	1　災害時要援護者の安否確認及び避難支援に関すること 2　ボランティアの受入及び運営等に関すること 3　町外からの災害救援物資等の受入れ、保管に関すること
		保健医療係（病院係）	1　湯沢町保健医療センター及び所管施設の被害状況調査、機能保全に関すること 2　保健医療情報の収集と町民への周知に関すること 3　被災者への健康・保健指導、心のケアに関すること 4　福祉避難所運営の支援に関すること
教育部	教育部長	学校係	1　児童、生徒の安全確保に関すること 2　学校施設等所管施設の被害状況調査及び機能確保等対策に関すること 3　指定施設における避難所の開設、運営に関すること 4　児童、生徒、教職員の被災状況及び授業への影響調査に関すること 5　応急教育の実施に関すること 6　児童、生徒のこころのケアに関すること 7　学校等指定避難所の開設、運営に関すること
		生涯学習係	1　社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること 2　公民館等指定避難所の開設、運営に関すること 3　文化財の被害状況調査及び応急対策に関すること
		保育園係	1　保育園の被害状況調査、機能確保等に関すること 2　保育園児の安全確保及び援護に関すること 3　指定施設における福祉避難所の開設、運営に関すること 4　乳幼児、園児の応急保育に関すること
議会部	議会部長	議会係	1　議会との連絡調整及び議会の災害対策活動の支援に関すること 2　議員の安否確認

※各部、各係の人員は、平常時における課等、班の人員を基本に、災害の内容（種類、程度、時間の経過による重点項目の変動等）や対応状況等を本部会議で図り、必要な部署に必要な人員配置を行う。

第２節　防災関係機関の相互協力体制

【災害対策本部担当】　総務部

１　計画の方針

大規模な災害が発生し、町単独では応急対策が困難なときは、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等の協力を得て応急対策を行い、災害の拡大を抑止する。

なお、町は事前に県内市町村、県外都市等と相互応援協定を締結し、災害時の応援協力体制を構築する。

２　各主体の責務

（１）町の役割

ア　被災町にあっては、被害状況等を迅速に把握し、必要があると認めた場合は速やかに応援又は職員派遣の要請を行うとともに、受入体制を確立する。

イ　被災町から応援を求められた町は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。

ウ　被災地以外の町にあっては、被災地の被害状況等に関する情報収集を積極的に行うとともに、速やかに応援体制を整備する。

エ　市町村間の災害時相互応援協定の締結の促進等を通じて体制整備に努める。なお、相互応援協定の締結に当たっては、大規模災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

オ　被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

カ　災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に他の市町村等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

キ　速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

（２）県の役割

ア　県は、被災市町村と連絡を密にし、必要な応急対策を迅速に実施するとともに、県単独では十分な応急対策が実施できない場合には、速やかに関係機関に応援又は職員派遣の要請を行う。また、必要に応じて、専門家に助言・支援の要請を行う。

イ　県は、災害応急対策を行うために必要な場合、区域内の市町村に対して被災市町村を応援することを求める。

ウ　県は、災害の規模等に照らし、地方公共団体間の応援の要求等のみによっては災害応急対策が円滑に実施されないと認める場合、国に対して、他の都道府県が被災都道府県又は被災市町村を応援することを求めるよう要求する。

エ　隣接県等との協定の締結促進に努め、相互応援体制の強化を図る。

オ　災害規模や被災地のニーズに応じて円滑かつ迅速に国又は他の都道府県等から応援を受けることができるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法などの必要事項を応援計画や受援計画で定め、関係機関で共有する等、必要な準備を整える。

カ　市町村が災害対応力を喪失等したときは、その機能を迅速かつ適切に支援する。

キ　県は、市町村と調整の上、市町村の相互応援円滑に進むよう配慮する。

ク　連絡不通時の市町村への県職員の派遣、大規模災害時における県による自主的応援を含めた支援を行う。

ケ　速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者などと情報共有するなど連携に努める。

（３）その他の防災関係機関の役割

ア　その他の各防災機関は､その所掌する災害応急措置を速やかに実施するとともに、必要があると認める場合は、他の防災関係機関に対し必要な応援等の要請を行う。

イ　ライフライン事業者は、必要に応じ、応急対策に関し広域的応援体制をとるよう努める。

ウ　災害規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の防災関係機関等から応援を受けることができるよう、防災業務計画に応援計画や受援計画を位置づけるよう努めるとともに、応援又は受援に必要な準備を整える。

エ　速やかなインフラ復旧のため、インフラ事業者間で情報共有するなど連携に努める。

３　各段階における業務の内容

避難準備情報発表	避難準備の必要性が高いとき、該当地区に発表
避難勧告	避難の必要性が高いとき、該当地区に発表
避難指示	避難勧告の後、さらに危険が高まったときに該当地区または該当箇所に発表
浸水・暴風による被害発生中	消防本部から緊急消防援助隊への派遣要請 応援協定に基づく応援要請 県を通じ自衛隊に派遣要請 民間団体等に対する要請

4　情報の流れ

【災害対策基本法等に基づく応援要請等】

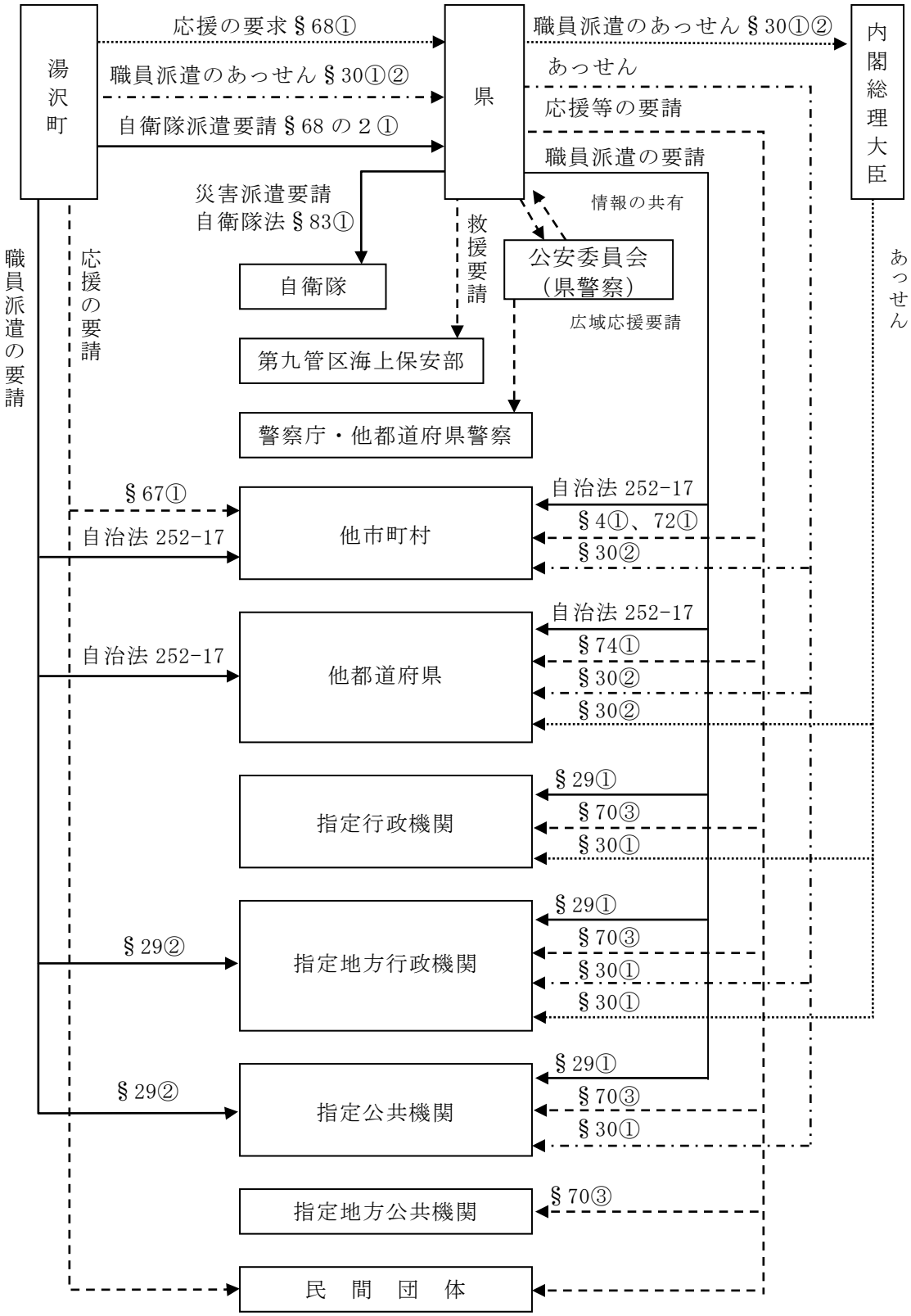

5　時系列区分による応援要請

第１段階	人命の救護に必要な応援要請 災害の拡大防止に必要な応援要請	ア　救出・搬送用人員、資機材 イ　医療に関する応援 ウ　火災の鎮圧及び救助・救急に関する応援 エ　その他状況に応じた応援
第２段階	災害対策に必要な応援	ア　必要物資の供給、輸送に関する応援 イ　給水等ライフライン応急対策に関する応援 ウ　遺体保護・防疫などに関する応援 エ　その他状況に応じた応援
第３段階	復旧対策に必要な応援要請	ア　復旧対策に関する応援 イ　その他状況に応じた応援

6　町が実施する行政機関に対する主な応援要請の種別

要請先	要請の内容	根拠法令
指定地方行政機関	当該指定地方行政機関職員の派遣要請	災害対策基本法第 29 条
県知事	1　指定地方行政機関職員の派遣あっせん要請 2　他の地方公共団体職員の派遣あっせん要請 3　応援の要求及び応急措置の実施要請 4　職員の派遣要請 5　自衛隊への派遣要請	災害対策基本法第 30 条第１項 災害対策基本法第 30 条第２項 災害対策基本法第 68 条 地方自治法第 252 条の 17
他の市町村長等	1　応援の要請 2　職員の派遣要請 3　災害応援に関する協定に基づく要請	

7　町の行う応援要請

（１）指定地方行政機関に対する要請

ア　町長は、応急対策に関する応援等を要請し、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

イ　指定地方行政機関の長は、職員の派遣要請を受けたときは、その所掌事務に支障のない限り適任と認められる職員を派遣する。

ウ　北陸地方整備局

町長は、応急対策又は災害復旧のため、災害対策用機械等が必要と認めるときは、北陸地方整備局に対し、災害対策用機械等の支援を要請する。県を通じてのあっせん要請のほか、直接出先機関に要請することもできる。

【使用要請事項】

・使用を要請する理由
・使用を必要とする期間
・その他必要な事項

（２）知事への要請

町長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（あっせんを含む。）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請する。

ア　連絡先及び方法

県危機対策課へ防災行政無線、電話やＦＡＸで行う。なお、防災行政無線、電話で要請した場合は、後にＦＡＸで処理する。

イ　知事は、町長から応援要請を受けたときは、県の応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について最大限の協力を行う。

（３）他の市町村に対する要請

ア　町長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、資料編「災害時相互応援協定」に基づき、応援協定締結市町村の長に対し応援を要請する。

イ　町長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法等の規定に基づき他の市町村長に対し応援を要請する。

（４）防災関係民間団体等に対する協力要請

ア　町長は、応急対策を実施するため必要と認められるときは、資料編の各種協定に基づき協定締結団体の長に対し応援を要請する。

イ　町は、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、町の地域を統括する民間団体等に対し、次の事項を明らかにして協力を要請する。

【応援協力を要請する主な民間団体等】

（ア）農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体、社会福祉団体等の産業別団体

（イ）医師会、歯科医師会、薬剤師会、建築士会等の職業別団体

（ウ）その他町に対して協力活動を申し出た団体、NPO 団体等

＊応援要請に関する共通事項

応援要請は、次の事項を示して文書で行う。ただし、文書による暇がないときは電話等で要請する。

【応援要請事項】

・応援を必要とする理由
・応援を必要とする場所
・応援を必要とする期間
・その他応援に関し必要な事項

8　県の行う応援要請

県は町からの応援要請があったとき、又は必要と認めたときは、県地域防災計画の定めに基づいて必要な措置を行う。

9　指定行政機関及び指定地方行政機関の要請、指示

（１）指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、知事、町長又は指定公共機関若しくは指定地方公共機関に対し、応急対策の実施を要請又は指示することができる。

（２）知事、町長及び指定公共機関若しくは指定地方公共機関は、要請があったときは、所掌する応急対策との調整を図りながら、必要と認められる事項について応急対策を実施する。

10　指定公共機関及び指定地方公共機関の応援要請

（１）指定公共機関又は指定地方公共機関は、所掌する応急対策の実施に関し必要があると認めるときは、指定行政機関の長に対し、応援を求めることができる。

（２）指定公共機関の長若しくは指定地方公共機関の長又は、知事若しくは町長は、指定公共機関又は指定地方公共機関から応援を求められたときは、所掌する応急対策との調整を図り、可能な限りこれに応じる。

11　受入体制

町は、応援要請により災害派遣される人員、車輌、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し災害活動を実施するに必要な物資の供給体制等についで事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に関連施設等の確保を行う。

（１）情報の収集・伝達・交換

応援要請等の必要が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、国及び関係都道府県、町に通報するほか、必要な情報交換を行う。

（２）受入体制の確立

国、関係都道府県、町との連絡を速やかに行うための連絡窓口を定めるとともに、物資等の応援や人員派遣を速やかに受け入れるための施設の指定など受け入れ体制を確立する。

（３）応援隊事務室の設置

町は、応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い災害対策を迅速に実施するため事務室を設置する。

（４）宿泊場所の確保

ア　避難所として指定されていない公共施設とする。

イ　自衛隊については宿営を原則とし、宿営地はあらかじめ指定する町管理用地を基本とする。

ウ　被災状況、応援隊の規模等により町で確保することができない場合は、近隣市町村に依頼し確保する。

（５）車輌集結場所の確保

ア　宿泊場所に隣接したグラウンド、空き地及び駐車場とする。

イ　不足の場合は、状況に応じ直近の公共用地、民間の駐車場の借上げ等により確保する。

（６）燃料確保及び供給

ア　災害応援車輌への燃料の供給は、原則として湯沢町石油・ガス組合及び新潟県石油商業組合長岡支部の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ　被災の状況等により、確実な供給をすることができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

（７）食料の供給及び炊事施設の確保

ア　自衛隊及び緊急消防援助隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結する。

イ　他市町村、消防機関等（緊急消防援助隊を除く。）の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として町で行うが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

12　積雪期の対策

町は、積雪期において災害が発生し応援の要請を行う場合、応援隊の受入れ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

第３節　気象情報等伝達計画

【災害対策本部担当】　総務部、地域整備部

１　計画の方針

風水害等は、気象情報の収集により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、災害応急対策活動や住民等の避難の効果的な実施に役立てる。

２　各主体の責務

（１）住民の役割

町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

（２）町の役割

町は、県から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたときは、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達するよう努める。

（３）県の役割

県は、新潟地方気象台から災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたときは、町に通知するよう努める。

（４）国の役割

新潟地方気象台は、気象等の警報等をしたときは、直ちにその警報事項を関係機関に通知しなければならない。

３　業務の体系

- 気象業務法に定める注意報・警報等
  - 注意報・警報等の種類と概要
  - 注意報・警報等の伝達
- 消防法に定める火災気象通報及び火災警報
  - 火災気象通報
  - 火災警報

４　業務の内容

（１）注意報・警報及び気象情報

新潟地方気象台は、気象業務法等法令の定めるところにより新潟県内における注意報・警報及び気象情報の発表を行い、関係機関に通知し住民に周知させる。

ア　注意報・警報等の種類及び発表基準

（ア）注意報

種　類			発　表　基　準
注意報	気象注意報	風　雪 注意報	風雪による被害が予想される場合 具体的には、平均風速が陸上で４月～９月：12m/s 以上、10 月～３月：15m/s 以上となり、かつ雪を伴うと予想される場合である。
		強　風 注意報	強風による被害が予想される場合 具体的には、平均風速が陸上で４月～９月：12m/s 以上、10 月～３月：15m/s 以上となると予想される場合である。
		大　雨 注意報	大雨による被害が予想される場合 具体的には次のいずれかの降雨があると予想される場合である。 雨量基準　　１時間で 30mm 以上 土壌雨量指数基準　77
		大　雪 注意報	大雪による被害が予想される場合 具体的には、12 時間の降雪の深さが 35cm 以上になると予想される場合である。
		濃　霧 注意報	濃霧のため、交通機関等に著しい支障を及ぼすおそれのある場合 具体的には、濃霧のため視程が陸上で 100m 以下になると予想される場合である。
		雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
		乾　燥 注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には、気象官署の値で、実効湿度が 65%以下、最小湿度が 40%以下になると予想される場合である。
		なだれ 注意報	なだれが発生して被害があると予想される場合 １　24 時間降雪の深さが 50cm 以上で気温の変化が大きい場合 ２　積雪が 50cm 以上あって、最高気温が 8℃以上、又は日降水量で 20mm 以上の降雨があると予想される場合
		着雪(氷) 注意報	１　着雪(氷)が著しく、通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合 ２　気温が０℃付近で、並以上の雪が数時間以上続くと予想される場合
		霜注意報	霜により農作物に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ４月 25 日～６月 15 日に、日最低気温が３℃以下(なお、発表期間は農作物の生育を考慮し、変更することがある。)
		低　温 注意報	低温のため、農作物等に著しい被害が予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 ５月～９月:日平均気温が平年より３℃以上低い日が３日以上継続すると予想される場合 11 月～４月:日最低気温が-10℃以下となることが予想される場合
		融　雪 注意報	融雪に伴う洪水、山くずれ、地すべり等によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 １　積雪地域の日平均気温が 10℃以上と予想される場合 ２　積雪地域の日平均気温が７℃以上と予想され、かつ日平均風速が５m/s 以上か、日降水量 20mm 以上が予想される場合
	洪水注意報		洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合　具体的には、次のいずれかの降雨があると予想される場合である。 雨量基準　　1 時間で 30mm 以上　3 時間で 45mm 以上 流域雨量指数基準 魚野川流域 10、清津川流域 13

（イ）警報

種　類			発　表　基　準
警報	気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、平均風速が 20m/s 以上が予想される場合である。
		暴　風 雪警報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、平均風速が 20m/s 以上で、かつ雪を伴うと予想される場合である。
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次のいずれかの降雨があると予想される場合である。 雨量基準　　１時間で 50mm 以上 土壌雨量指数基準　111
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には 12 時間の降雪の深さが 60cm 以上になると予想される場合
	洪水警報		洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には、次の条件に該当する場合である。 雨量基準　　１時間で 50mm 以上 流域雨量指数基準　魚野川流域 17、清津川流域 21

イ　気象情報

（ア）気象等の予報に関係のある台風、大雨、その他の災害に結びつくような激しい気象現象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、注意報・警報に先立って予告的に注意・警戒を呼びかけることを目的としたものと、注意報・警報発表中にその内容を補い、それらの効果をより高めることを目的としたものに大別できる。

（イ）土砂災害警戒情報

a　土砂災害警戒情報の発表

気象業務法第１１条及び災害対策基本法第５５条に基づき、新潟地方気象台と県が共同で作成・発表する。

新潟地方気象台と県は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいた発表基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を発表する。

b　土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。

（ウ）竜巻注意情報

a　竜巻注意情報の発表

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報等を補足する情報とし新潟県を対象に新潟地方気象台が発表する。有効期間は発表から１時間であり、注意すべき状況が続く場合は再度発表する。

b　竜巻注意情報の伝達

竜巻注意情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は気象警報等の伝達経路図に準ずる。

ウ　新潟地方気象台の業務

（ア）一般の利用に適合する注意報・警報等の伝達

新潟地方気象台は、気象警報等(航空機、鉄道・電気事業の利用に適合するための警報を除く)を発表、切替え、解除したときは、気象注意報・警報等の伝達系統図により、関係機関へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

（イ）鉄道・電気事業の利用に適合する予報及び警報

a　新潟地方気象台は、鉄道事業施設の気象、津波等による災害の防止及び鉄道事業の運用に資するため、鉄道気象通報を行い、鉄道事業者に対し、鉄道気象通報を通報する。

b　新潟地方気象台は、電気事業施設の気象災害防止及び電力事業の運用に資するため、電力気象通報(雷雨警戒報等)を行い、電気事業者に対し、電力気象通報を通報する。

エ　町の業務

町長は、関係機関からの警報等の伝達を受けた時は、速やかにその内容に応じ、あらかじめ計画された組織の活動により、的確な防災並びに避難対策等の必要な措置を講ずるとともに、適切な方法によって、所在官公庁及び住民に周知する。

オ　県の業務

知事は、（１）ア又はイの通報を受けた時は、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを関係地方機関及び町長に伝達する。また、気象情報等の通報化についても、必要と認める事項は関係市町村等に通報するものとし、この場合は、新潟県防災行政無線によるほか、一斉メール、一般電話、県警察本部所管の通信網及び日本放送協会新潟放送局の放送等により周知を図る。

カ　ＮＴＴ東日本の業務

ＮＴＴ東日本（障害時にはＮＴＴ西日本）は、（１）ア又はイの通報を受けたときは、一般通信に優先し所管の通信網（ＦＡＸ）により、あらかじめ計画された組織によって速やかにこれを町長に伝達する。

キ　放送機関の業務

日本放送協会新潟放送局は、（１）ア又はイの通報を受けた時は、ラジオにあっては番組間を利用し、又は緊急の場合は番組を中断し、テレビにあっては字幕により放送し、速やかに関係地域一般にこれを放送しなければならない。

なお、その他の放送機関においても積極的に協力する。

ク　第九管区海上保安本部の業務

第九管区海上保安本部長は、（１）ア又はイの通報を受けた時は、必要と認めるものについて管内関係先へ通報する。

ケ　水防警報等の取扱い

本章第４節「洪水予報・水防警報伝達計画」に定めるところによる。

コ　気象注意報・警報等の伝達系統

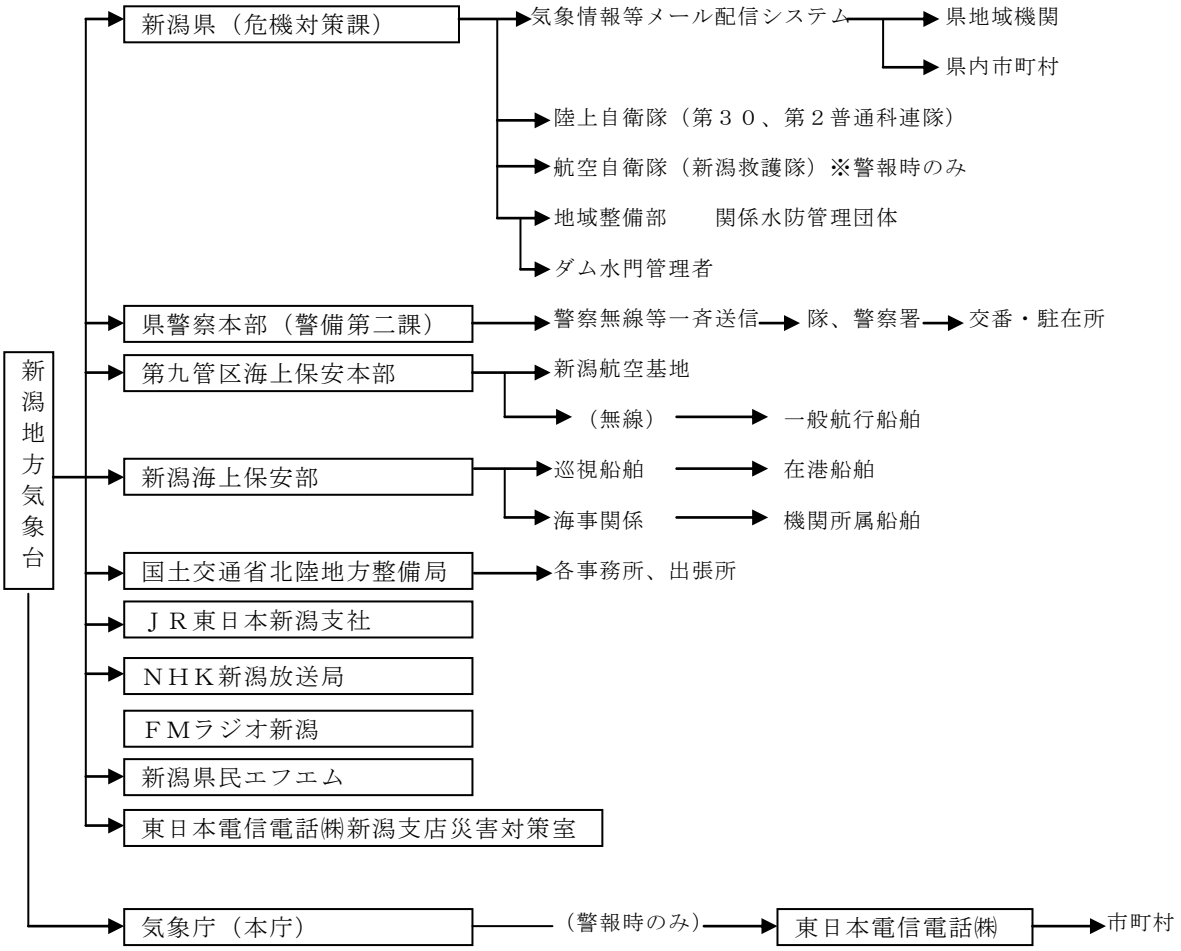

サ　異常現象発見時における措置

（ア）異常現象の種別

a　たつ巻、農作物、建造物に被害を与える程度以上のもの。

b　強い降ひよう、農作物等に被害を与える程度以上のもの。

c　なだれ、建造物または交通等に被害を与える程度以上のもの。

d　その他異常なもの。

（イ）　通報手続

a　異常現象を発見した者は、速やかに市町村長、警察官又は海上保安官に通報する。

b　通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨市町村長に通報する。

c　(ｲ)のａ又はｂにより通報を受けた町長は、直ちに下記機関に通報する。

(a) 新潟地方気象台

(b) 南魚沼地域振興局及びその他関係機関

(c) 当該災害に関係する近隣市町村

（２）火災気象通報

ア　新潟地方気象台の業務

新潟地方気象台長は、火災気象通報を発表するときは、知事へ速やかに専用通信施設又は公衆通信施設により伝達する。

イ　県の業務

知事は、新潟地方気象台長から火災気象通報を受けたときは、一般の気象注意報警報の伝達に準じて、関係市町村に伝達する。

ウ　火災気象通報の通報基準

通報を行う基準は、当日の気象状態が次のいずれかの条件を満たしたときとする。

（ア）実効湿度が 65％以下になる見込みのとき

（イ）平均風速 15m/s 以上の風が 1 時間以上続いて吹く見込みのとき（降雨、降雪中は通報しないこともある）。

（ウ）出火危険度５以上になる見込みのとき

注：「出火危険度」とは、その日の実効湿度、最小湿度、最大風速から計算される指数

（３）火災警報

ア　町の業務

町は、火災警報が発せられたときは、消防本部と連携し、広報室・消防車・同報系無線による呼びかけ等により、住民及び所在の官公署・事業所等に周知する。

また、消防本部は県消防課に通報する。

イ　県の業務

県消防課は、南魚沼市消防本部から「火災警報」の通報を受けたときは、放送機関に放送を依頼する。

第４節　洪水予報・水防警報伝達計画

【災害対策本部担当】　総務部、地域整備部

１　計画の方針

風水害等は気象情報の収集により、災害発生の危険性をある程度予測し、事前対策を講ずることが可能なことから、関係機関及び住民に対し迅速かつ適切に情報を伝達し、住民等の災害応急対策活動や避難の効果的な実施に役立てる。

２　各主体の責務

（１）住民の役割

町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象・防災情報に十分注意を払い、地元町内会や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等防災に寄与するよう努める。

（２）町の役割

国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、住民への避難勧告等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

また、水防管理者として、水防活動を十分に果たすべき責任を有しており、河川の水位が通報水位を超えるときは水防計画で定める関係者に通報し、水防上必要があるときは水防団を準備又は出動させ、消防団、消防本部に準備又は出動を要請する。

（３）国及び県の役割

ア　洪水予報河川

流域面積の大きい河川で洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が洪水予報河川に指定し、気象庁と共同して、洪水のおそれがあるときは河川の水位又は流量を町に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

イ　水位周知河川

上記洪水予報河川以外で、洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水位情報周知河川に指定し、避難判断水位（はん濫注意水位を超え、災害の発生を特に警戒すべき水位）を定め、河川の水位がこれに達したときは水位又は流量を町に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

ウ　水防警報河川

洪水により相当な損害が予想されるものについては国、県が水防警報河川に指定し、これにより水防警報をしたとき又はその通知を得たときは、直ちにその警報事項を市町村、その他水防関係機関に通知する。

エ　水位の通知及び公表

量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機推水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

また、量水標の水位がはん濫注意水位（水防団待機水位を超え、災害の発生を警戒する水位）を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

3　各段階における業務の内容

避難準備情報発表	特別警戒水位到達の周知 水防警報の伝達

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
町	関係行政機関	河川の水位の状況
県(地域機関)	関係行政機関	〃
国(河川事務所)	関係行政機関	〃

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
町	住民、水防従事者	避難情報
県(地域機関)	町、住民、報道機関	河川の水位または流量
国(河川事務所)	〃	〃

5　設定水位の種類

・水防団待機水位：通常の水位から上昇し、水防団の出動準備の目安となる水位

↓

・はん濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位

↓

・避難判断水位　：避難等の参考となる水位

避難判断水位に到達したときは、広く住民に周知する。

↓

・はん濫危険水位：洪水により相当の被害を生じる氾濫の恐れがある水位

6　業務の体系

量水標管理者からの伝達フロー図

（１）量水標管理者→「県の地域機関」からの場合

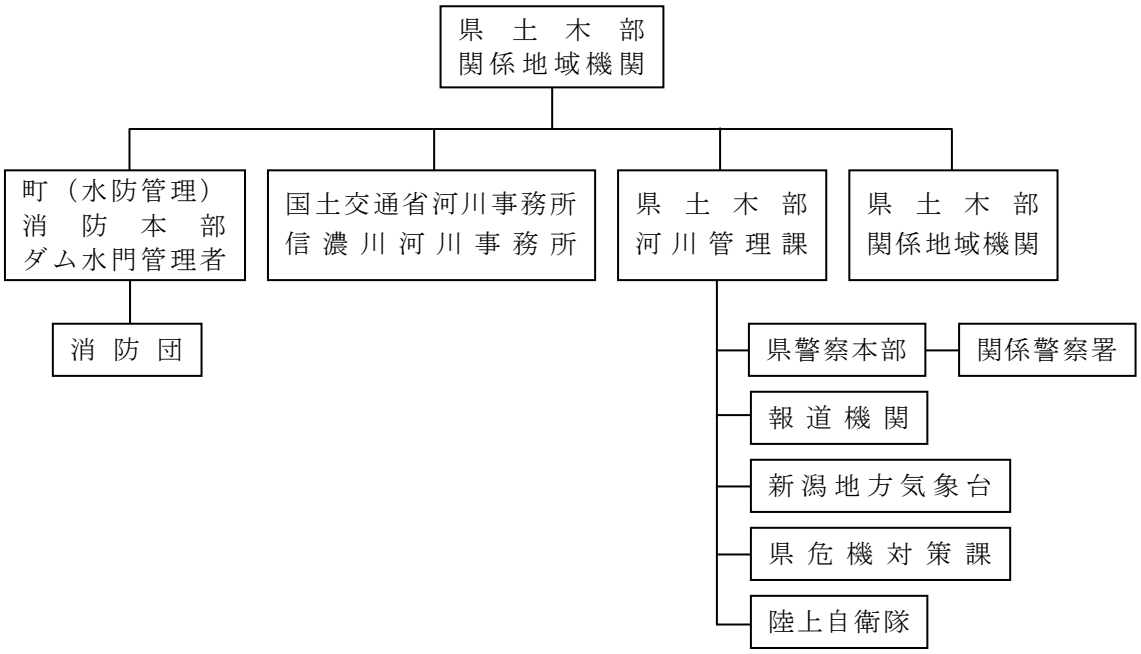

（２）量水標管理者→「国の河川事務所」からの場合

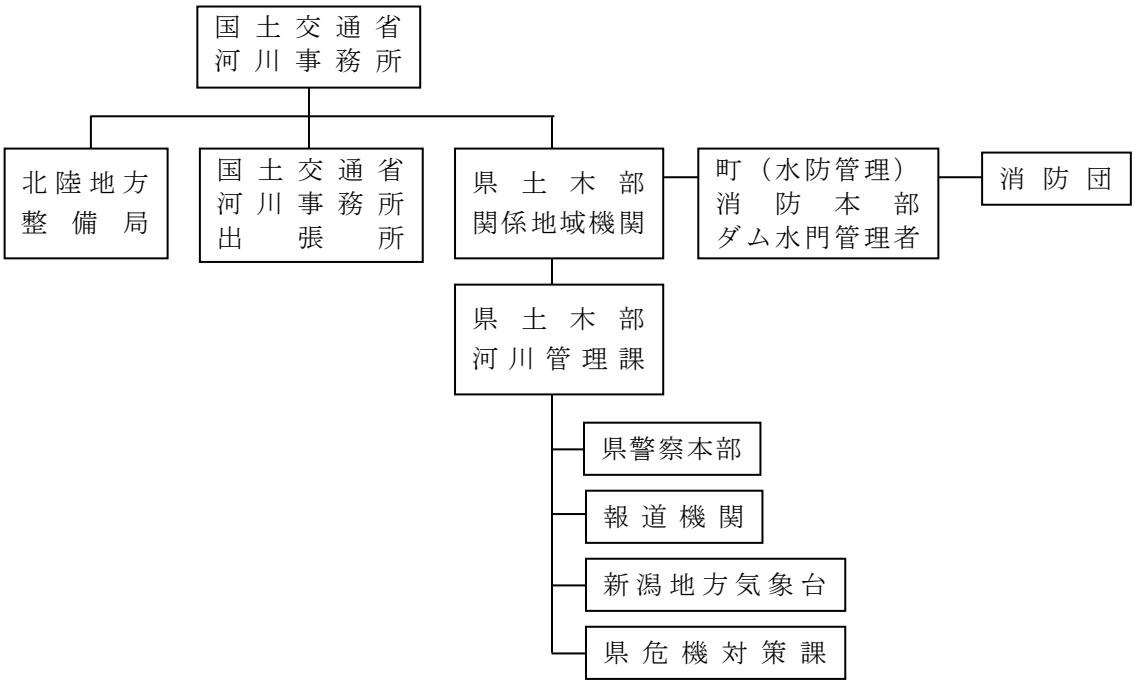

7　町の水防活動

（１）町の水防責任

町は「水防管理者」として、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

（２）避難情報の発令

国、県が伝達する避難判断水位等の水位情報やダム放流量等の防災情報、新潟地方気象台が発表する気象情報等に基づき、住民に対する避難勧告発令の時機を判断し、迅速かつ的確に発令し伝達する。

（３）水位の通報及び公表

町は水防管理者として、洪水のおそれがあって国又は県から河川の水位が水防団待機水位を超える旨の通知を受けたときは、その水位の状況を、町及び県の水防計画に定めるところにより、関係者に通報する。

（４）水防団及び消防関係の出動

町は水防管理者として、水防警報が発せられたとき、水位がはん濫注意水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、町及び県の水防計画に定めるところにより、水防団（消防団）及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせる。

8　水防活動の利用に適合する予報及び警報

気象情報は、気象等の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を具体的かつ速やかに発表するものであり、注意報、警報に先立って注意を解説するため、新潟地方気象台が必要に応じて発表する。

9　県の業務

（１）洪水予報河川

ア　国の洪水予報河川について水位又は流量、氾濫後においては加えて浸水の区域及びその水深について通知を受けたときは、直ちにこれを町に通知する。

イ　国が洪水予報河川に指定した以外の流域面積が大きい河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を洪水予報河川に指定する。

ウ　洪水のおそれがあるときは、気象庁と共同して、河川の水位又は流量を示して水防管理団体に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

（２）水位周知河川

ア　国の水位情報周知河川について水位情報の通知を受けたときは、直ちにこれを市町村に通知する。

イ　洪水予報河川以外の河川で洪水により、相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位周知河川に指定する。

ウ　避難判断水位を定め、水位がこれに達したときは河川の水位又は流量を示して水防管理団体に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて一般に周知する。

（３）水防警報河川

ア　国の水防警報河川について警報事項の通知を受けたときは、直ちにこれを町に通知する。

イ　洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水防警報河川に推定する。

ウ　これにより水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を町その他水防関係機関に通知する。

（４）水位の通報及び公表

ア　量水標管理者として、洪水のおそれがあり、量水標の水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定める関係者に通報する。

イ　また、量水標の水位がはん濫警注意水位を超えるときは、その水位の状況を水防計画で定めるところにより公表する。

（５）河川防災情報システムによる情報提供

ア　河川に関する雨量・水位・ダム放流量等をリアルタイムで情報処理する河川情報システムを更新・整備する。

イ　上記について広く一般に情報提供するため、インターネットにより配信する。

ウ　雨量の度合いや水位の状態（消防団待機水位、はん濫警注意水位、避難判断水位、はん濫危険水位）を各段階に応じて色分け表示し、これを地図上に示すなどして、わかりやすい防災情報の提供を行う。

（６）県所管の洪水予報・水防警報・水防情報提供河川の一覧

ア　水位周知河川（平成 23 年 4 月 1 日現在）

河川名	指定水位局	所管地域機関	関係市町村
魚野川	中之島水位局	南魚沼地域振興局	湯沢町、南魚沼市

イ　水防警報河川（平成 23 年 4 月 1 日現在）

河川名	指定水位局	所管地域機	関係市町村
魚野川	中之島水位局	南魚沼地域振興局	湯沢町、南魚沼市

10　災害時要援護者に対する配慮

町は、国、県、新潟地方気象台等からの気象・防災情報等に基づき、災害時要援護者への避難準備情報等発令の時機を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

11　積雪期の対応

積雪期と出水期が重ならないため、特段の対応は不要であるが、積雪期・融雪期に発生する河道閉塞等への対応は、本計画に準じて行う。

第４節の２　土砂災害緊急情報・土砂災害警戒情報伝達計画

【災害対策本部担当】　総務部

１　計画の方針

（１）基本方針

ア　住民の役割

町が伝達する避難情報やその他機関が配信する気象･防災情報に十分注意を払い、町や近隣住民とも連絡を密にするなどして自ら災害に備えるとともに、自発的な防災活動に参加する等、防災に寄与するよう努める。

イ　町の役割

国、県、新潟地方気象台からの土砂災害緊急情報及び土砂災害警戒情報に基づき、住民への避難勧告等発令の時期を判断し、迅速かつ的確に伝達する。

ウ　国及び県の役割

（ア）　土砂災害緊急情報

重大な土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするするために必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施した場合、得られた結果を、避難のための立ち退きの勧告又は指示の判断に資するため土砂災害緊急情報を町に通知する。

（イ）　土砂災害警戒情報

大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった時には、土砂災害による被害の防止・軽減のため、県は新潟地方気象台と共同して、町に土砂災害警戒情報を発表する。

２　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市町村	関係行政機関	被害情報、危険箇所の情報
県	関係行政機関	被害情報、危険箇所の情報

（２）被災地へ

情報発信者	情報受信者	主な情報内容
市町村	住民	避難情報
県（地域機関）	市町村	土砂災害緊急情報
国	県、市町村	土砂災害緊急情報
新潟地方気象台 (県と共同発表)	県、関係行政機関、報道機関	土砂災害警戒情報

3　業務の体系

（１）土砂災害緊急情報の伝達フロー図

ア　国が緊急調査を行う場合

河道閉塞を原因とする土石流及び湛水の場合、国が行う。

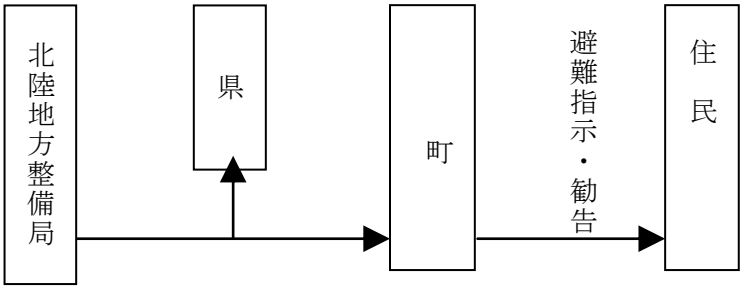

イ　県が緊急調査を行う場合

地すべりの場合、県が行う。

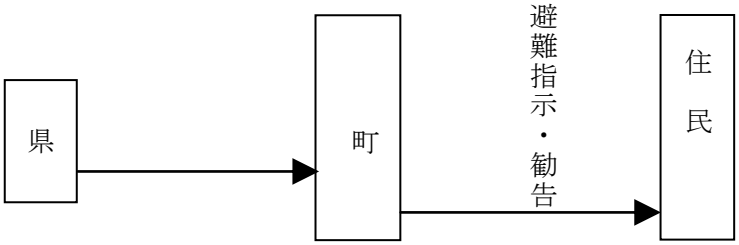

（２）土砂災害警戒情報の伝達フロー図

土砂災害警戒情報を発表した際には、新潟地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は町へ伝達する。

○土砂災害警戒情報伝達系統図

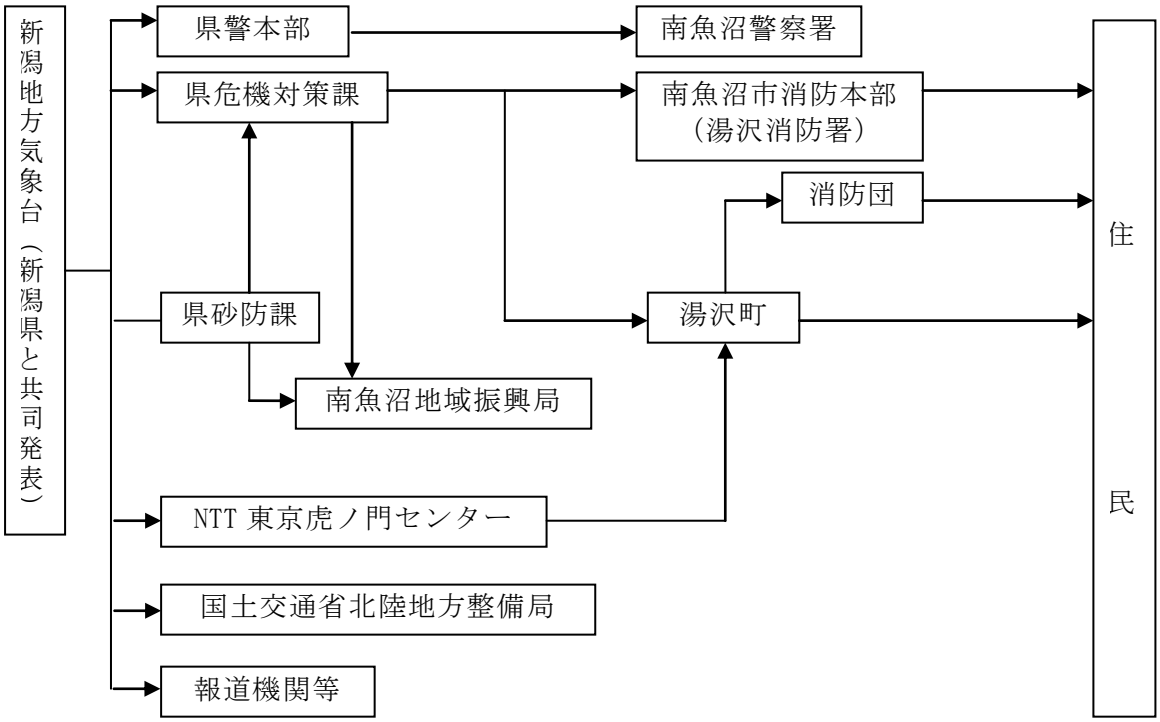

4　業務内容

実施主体	対策	協力依頼先
町	避難情報の発令	住民
国又は県	土砂災害緊急情報の通知等	市町村
県・新潟地方気象台	土砂災害警戒情報の発表	

（１）国の業務

ア　河道閉塞を原因とする土石流や湛水によって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を県、町に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変化したと認めるときについても、この結果を県、町に通知する。

（２）県の業務

ア　地すべりによって重大な土砂災害が発生する恐れがある場合に実施した緊急調査の結果を町に通知する。

イ　土砂災害が想定される土地の区域若しくは時期が明らかに変したと認めるときについても、この結果を町に通知する。

ウ　大雨によって土砂災害発生の危険度が高まった時に市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、新潟地方気象台と共同で、土砂災害警戒情報を発表する。

第５節　災害時の通信確保

【災害対策本部担当】　総務部

１　計画の方針

災害発生時における被害状況の把握や被災者救助活動などの応急対策を迅速かつ適確に実施するためには、情報収集・伝達手段の確保が重要である。関係機関は、全国瞬時警報システム（J-Alert）など各種の通信手段を的確に運用するとともに、通信施設の被災状況の把握と早期復旧及び代替通信手段を確保する。また、被災箇所での緊急対策実施のために臨時の通信手段が必要となる場合、関係機関の協力を得てこれを確保する。

２　各主体の責務

（１）町の役割

ア　公衆回線、防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、代替通信手段を確保する。

イ　自力で通信手段を確保できない場合は県及び防災関係機関､通信事業者等に支援を要請する。

（２）県の役割

ア　防災行政無線の不通箇所を把握し、早期復旧に努めると共に、公衆回線に係る通信事業者の早期復旧を支援し、代替通信手段を確保する。

イ　防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、町で利用する通信手段の確保を支援する。

ウ　防災関係機関、通信事業者等の協力を得て、被災箇所での緊急対策実施に利用する通信手段を確保する。

（３）防災関係機関、通信事業者等の役割

町、県から要請があった場合は通信の確保に協力する。

３　業務の内容

避難準備情報	避難準備の必要性が高いとき、該当地区に発表
避難勧告	避難の必要性が高いとき、該当地区に発表
避難指示	避難勧告の後、さらに危険が高まったときに該当地区または該当箇所に発表
浸水・暴風による被害発生中	防災行政無線の疎通状況確認 被災地との通信インフラ確認 防災相互波の開局確認 非常通信の取扱要請 無線局開局 アマチュア無線に協力要請

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
町	県	通信施設の状況 非常時に利用する通信手段の通知 通信手段確保の要請
町	防災関係機関等	通信手段確保の要請

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	町	通信施設の状況 復旧の見込み 非常時に利用する通信手段の通知 提供可能な通信手段の情報
防災関係機関等	町	提供可能な通信手段の情報

5　業務の体系（フロー図又は業務体系図）

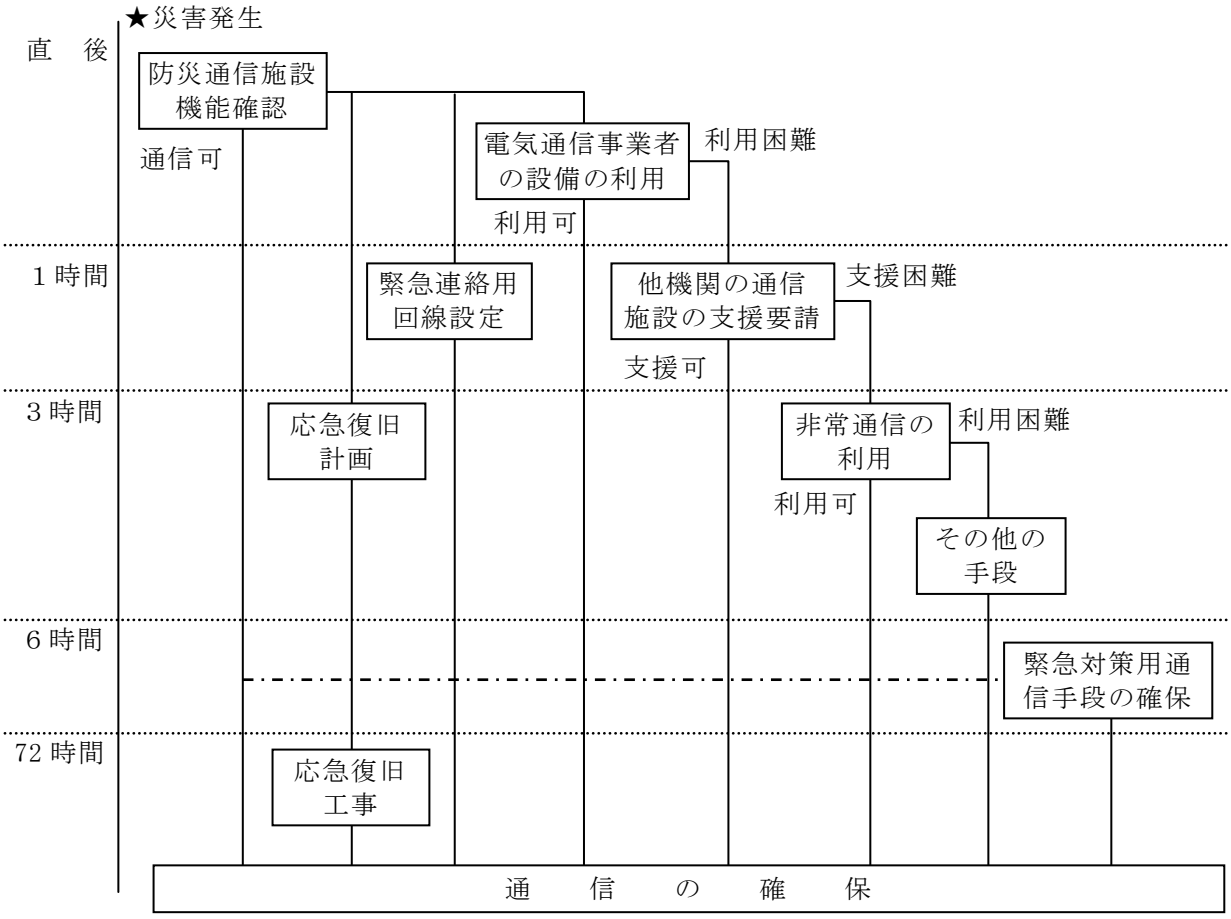

6　通信施設の応急対策

災害発生時は、直ちに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は至急復旧にあたる。その間、代替通信手段を確保し復旧までの通信需要をまかなう。

7　代替通信手段の確保

主な通信手段は、公衆通信（NTT 電話）、無線通信及び衛星通信であるが、公衆通信施設は災害時、故障や通話の輻輳等により通信が困難となることが予想される。そのため各機関は、公衆通信施設のほか業務用無線等により通信を実施する。

（１）公衆通信施設

ア　災害時優先電話

通話が輻輳しても、防災関係機関の重要通信を確保するため、一般の電話に対して優先的に利用できるよう、あらかじめＮＴＴ東日本の指定を受けた電話である。一般の電話より比較的容易に通話ができるので、各機関は当該電話を職員に周知し有効に利用する。

イ　非常・緊急通話

通話が輻輳した場合、災害時優先電話でも電話がかかりにくくなることがある。

この場合、災害時優先電話の設置対象機関は、他の通話に対して優先される非常緊急通話を行う。

（ア）非常通話

災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする手動接続電話で、他に優先して接続する通話である。

（イ）緊急通話

非常通話以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする手動接続電話で、接続する順位は非常通話に次ぐ扱いとなる。

（ウ）利用方法

・登録機関が交換手を呼び出す。（局番なしの 102）
・交換手が応答する。
・登録機関は非常・緊急通話の内容、相手等を伝え、通話を申し込む。
・交換手が接続したら通話を行う。

（２）無線通信

ア　町防災行政用無線

イ　県情報通信ネットワーク（県防災行政用無線）

町、県及び県内消防本部等、県情報通信ネットワーク加入機関相互の通信及び地域衛星通信ネットワーク加入の消防庁、他県の自治体との通信は、県情報通信ネットワークを有効に利用する。

ウ　防災相互通信用無線は、防災関係機関が防災活動を行うにあたり、全国共通の 150MHz 帯及び 400MHz 帯の専用周波数を用いて通信を行うものであり、全ての整備機関との通信が可能である。

ただし、周波数の違いや専用で無線局を開設するものと各々業務用無線局に防災相互通信用周波数を併設するものがあるので、関係機関は適切な運用が図られるよう調整を行う必要がある。

（３）衛星通信の利用

ア　孤立防止対策用無線

災害時に孤立するおそれがある区域の緊急通話を確保するため、公共機関等に配備する無線機

イ　衛星携帯電話

災害対策本部において、衛星携帯電話を配備し、被災地との情報連絡手段を確保するよう努める。

（４）アマチュア無線の利用

災害の態様、防災関係機関の通信事情等によってはアマチュア無線の支援を要請する。なお、アマチュア無線はあくまでもボランティアであることに配慮する。

（５）その他の通信の利用

公衆通信施設及び防災無線が利用できないときは、次の通信手段を利用して通信を行う。

ア　他機関の通信施設

緊急を要する場合、町長及び知事は、電気通信事業法第８条第２項により、優先電気通信法に掲げるものが設置する優先電気通信設備もしくは無線設備を使用することができる。

使用することができる主な機関

警察通信設備　海上保安通信設備　電力通信設備　消防通信設備
気象通信設備　鉄道通信設備

イ　自衛隊の通信支援

町長及び防災関係機関は、災害応急対策のため自衛隊の通信支援を必要とする場合は、知事に対して要請の依頼を行う。

ウ　非常通信の利用

信越地方非常通信協議会に対し非常通信を要請する。非常通信は地方非常通信ルートによる。

エ　移動式通信設備の使用

携帯電話、ＭＣＡ無線等を通信手段として活用する。

オ　使送

全ての有線及び無線通信が途絶した場合は、使者を派遣する。

第６節　被災状況等収集伝達

【災害対策本部担当】　全機関

１　計画の方針

災害情報の収集・伝達・共有は災害対応の要であることから、町及び関係機関は、一定の規模以上の風水害が発生した場合は、速やかにかつ自動的に情報収集活動を開始し、相互に職位レベルに応じた情報の伝達を行うとともに、地理情報システム（GIS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

２　各主体の責務

（１）住民、企業等の役割

災害発生前後において、情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するために、避難にあたっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備する。

（２）町・消防機関の役割

災害発生前後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するための関連情報を収集する。情報収集にあたっては、消防団、町内会、防災機関等から情報収集できる体制を予め確立する。

なお、その災害により被害が発生した場合、被害の第一報を「消防庁への火災・災害等即報基準」により、県防災局へ報告する。

（３）県の役割

ア　県は被災地の消防本部､県地域機関及び県警本部等を通じ被害情報を収集するとともに、町、防災関係機関と相互に情報交換する。また、必要に応じて職員を被災市町村に派遣する。

イ　被害が発生した場合、天候状況等を勘案しながら、消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの目視及び画像撮影（ヘリコプターによる画像電送を含む。）等により被災地情報を収集する。

また、必要に応じて自衛隊、第九管区海上保安本部、国土交通省北陸地方整備局に対してヘリコプター、巡視船艇等の情報収集を依頼する。

ウ　県は、北陸信越運輸局、鉄道事業者、東日本高速道路株式会社等を通じ、避難道路等に係る被災状況の情報を収集し、町に提供する。

エ　危機管理センターを上記の情報収集･提供を行う拠点とし、情報収集伝達体制を確立する。

オ　県は収集した情報を集約し、被害の概括を把握し、直ちに必要な行動を起こすとともに、国、各防災機関及び被災地内外の住民に地理情報システム（GIS）の活用など各種手段を使って「情報の共有化」を図る。

カ　被災市町村から県への被災状況の報告ができない場合､県職員等が被災地の情報収集を行う。また、あらかじめ情報収集要領の整備に努める。

キ　県警察本部の役割

（ア）災害発生時には、通信指令課を中心に駐在所、パトカー、白バイ、ヘリコプターなどにより直ちに情報収集に当たり、通信指令課による一元的な情報収集体制を確立する。

（イ）ヘリコプターテレビシステム、交通監視カメラ等の画像情報を活用し、被災地域の情報を収集するとともに、必要に応じ交通機動隊のトライアル班を編成し、被災地の情報を収集する。

（４）防災関係機関の役割

災害により被害が発生した場合、自衛隊、第九管区海上保安本部、北陸地方整備局は、それぞれの組織において被災地の情報を収集するとともに必要に応じ、ヘリコプター、巡視船艇、パトロールカーなどを出動させ、被災地情報を収集する。

３　各段階における業務の内容

避難準備情報発表	水位情報、気象情報の把握 地域の状況等把握
風水害等による被害発生中	町有施設(避難所等)被災状況把握 火災の発生状況 医療機関の被災状況・受入可否 町管理（道路等）施設状況把握 人的被害の把握、県への被災状況報告
解除後３日以内	道路等公共土木施設の復旧状況 農業土木施設等の被災状況
事後１週間以内	被害金額等の概算集計

４　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
住民、町内会等	町、消防機関、警察等	地域の状況、被害状況等
町、消防機関、警察等	国、県、報道機関	同上
県	国、防災関係機関	同上

（２）被災地

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	町、防災関係機関、報道機関	地域の状況、被害状況等
町、消防機関、警察等	住民、町内会等	同上
住民、町内会等		同上

５　災害情報の時系列収集区分

町は、初動体制の迅速な確立とその後の応急対策の実施のため、詳細情報の収集を災害発生後の時間経過に応じて行い、関係機関は所管業務にかかる被災情報を町に提供する。

区分		収集事項	収集要領
第１段階	（災害速報） 災害発生後、24 時間を目途に実施	・人的被害 ・火災状況 ・住民避難状況 ・医療機関被害状況 ・主要道路・橋梁被害状況 ・ライフライン施設被害状況	・迅速性を第一として、町内の被災概況を把握する。 ・消防・県警察を主体とした関係機関からの状況を収集する。 ・職員の参集途上においての情報収集 ・自主防災組織、町内会等からの通報・聴取
第２段階	（中間報告） 第１段階終了後、応急対策の間、逐次把握する。	・第１段階調査事項 ・公共施設被害状況 ・農林商工業被害状況	・確定報告までの間、常に被害状況の把握に努め、逐次本部へ報告する。 ・現地調査を行うことを基本とする。 ・被害の数量的把握（金額等）に努める。
第３段階	（確定報告） 応急対策終了後、原則として３ヶ月以内	・全ての被災状況を集約	・被災状況を数量的に確定する。

6　情報収集・伝達

町災害対策本部は、配備計画に基づき直ちに本部を設置し、関係機関、団体、自主防災組織、町内会等と密接に連絡をとり、被災状況等の情報収集に努める。収集した情報は整理のうえ、関係機関及び住民に伝達する。

（１）職員からの情報収集

災害発生が勤務時間外の場合、非常参集する職員は道中で被災状況を確認し、所属部長へ被災状況を報告する。各現地災害対策本部総務部は情報を取りまとめ、災害対策本部の総務部へ連絡を行う。また、緊急性の高い情報（人的被害、住宅被害、幹線道路の状況等）については、随時連絡する。

（２）地域からの情報収集・伝達

被災現地での情報の収集及び伝達は、避難所派遣職員、消防団、自主防災組織、町内会等の活動組織を通じて行い、情報の正確性を保持するため、災害対策本部との窓口の一本化を図るように努める。

（３）防災機関からの情報収集

県警察への 110 番や消防の 119 番通報のほか、国・県出先機関やＮＴＴ、電力会社等からも連絡員室（総務部が兼ねる）を通じ情報収集を行う。

（４）現地調査

被害が甚大な地域、通信手段が途絶した地域にあっては、被災状況の調査のため調査隊を組織し、派遣する。また、今後の災害救助活動に重要な町外への幹線道路（国県道等）の被害状況の調査も迅速に実施する。

（５）ヘリコプター等による情報収集

通信施設の途絶等により、被災状況の収集に支障がある場合には、県消防防災航空隊等のヘリコプターを所有する機関に出動を要請する。

（６）被害状況の報告

町が県に対して行う被害報告は、災害対策基本法第 53 条に基づくものであり、報告すべき事項は、県が定める「災害報告取扱要領」に従い、被災状況・応急措置等とする。

ア　災害速報

被害等を覚知したときは、直ちに前記「被害報告」に掲げる事項について判明したものから順次県防災局危機対策課に電話、無線、電子メール又はＦＡＸで報告する。

イ　災害確定状況報告

応急対策を終了した後原則として 10 日以内に、前記要領により、郵送又は電子メールで報告する。

7　収集すべき情報

（１）災害の発生場所

（２）被害の程度

・人的被害
・一般家屋
・公共施設
・道路、河川

（３）災害対策の概要

・避難勧告・指示の状況
・消防機関等の活動状況
・応急措置の概要

（４）その他応急対策上必要事項

・食料、医薬品、その他緊急に補給を必要とする物資及び数量等

8　防災関係機関の実施体制

（１）被災情報の収集は、各機関がそれぞれ必要な事項に基づいて行う。町及び県等から情報収集に関する要請があった場合、防災関係機関は協力する。

（２）防災関係機関は、所掌する事務又は業務に係る被災状況等及び各々の災害応急対策の状況について、各関係機関に伝達する。

9　災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者に対する情報伝達として、自主防災組織、町内会、消防団などの避難誘導体制の整備を進めるとともに避難所における手話通訳、文字情報などに配慮する。

10　積雪期の対応

積雪期に災害が発生した場合、山間地の集落は通信・交通ともに途絶状態となる可能性が高いため、あらかじめ連絡が不通になることがないよう情報収集・伝達手段を確保することに努める。

第７節　広報・広聴活動

【災害対策本部担当】　総務部

１　計画の方針

災害発生時や災害発生が予想される時には、住民等に正確な情報を迅速かつ的確に伝え、民心の安定を図り、災害対策を円滑に実施することが重要である。このことから、町、県、防災関係機関、報道機関等は、相互に協力して多様な広報手段を活用し、迅速かつ的確に必要な情報を広報する。

２　各主体の責務

（１）住民、企業・事業所等の役割

災害に関する情報には留意し、情報を入手したときは、災害時要援護者や情報を入手していない地域住民、観光客等の滞在者に的確に伝達し、適切な対応がとれるよう配慮する。

（２）町・県の役割

災害に関する情報を積極的に収集し、災害発生が予想されるときは、避難情報を始めとする防災に関する情報を広報し、住民等の安全を確保する。災害発生後は被害状況や復旧見込み等の情報を広報し、さらなる災害の拡大と流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、民心の安定を図るとともに、救援・復旧活動に対する協力を仰ぐため、社会的関心を喚起する。

また、障がい者や外国人等の災害時要援護者にも、的確に情報が伝わるよう、多様な広報手段を積極的に活用する。

（３）県警察の役割

生命、身体及び財産を災害から保護し、犯罪の予防、交通の確保等、公共の安全と秩序を維持するため、広報活動を行う。

（４）新潟地方気象台の役割

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報等を伝達する。

（５）北陸地方整備局の役割

災害発生が予想されるときは、的確な防災対策が講じられるよう、気象情報、河川の水位情報等を広報する。

（６）ライフライン関係機関（電気、ガス、上水道、下水道、情報通信事業者）の役割

災害発生時に的確な防災対策が講じられるよう、防災情報等を広報し、迅速に救援活動・復旧活動等が講じられるよう、被災地での活動の根幹となるライフラインの被害状況、復旧状況、復旧予定等を広報する。

（７）公共交通機関（鉄道、バス）の役割

避難、救援活動が迅速に行われるよう、被害状況、運行時間・経路変更、代替手段、復旧状況、復旧予定等を広報する。

（８）報道機関の役割

災害に関する情報を入手した時は、被害の拡大と社会的混乱を防ぐため、それぞれの計画に基づき報道する。

3　各段階における業務の内容

避難準備情報発表	避難準備情報発表の呼びかけ
避難勧告	避難勧告発令の呼びかけ
避難指示	避難指示発令の呼びかけ
風水害等による 被害発生中	災害発生の呼びかけ 初動対策に必要な情報の提供 被害状況の発表(以後、随時) ライフラインに関する情報の提供(以後、随時) 交通に関する情報の提供(以後、随時) 避難所に関する情報の提供 住民等の安否に関する情報の提供 水や食料、生活物資供給に関する情報の提供 保育、教育及び社会福祉施設等に関する情報の提供
避難勧告等解除	避難勧告等解除の呼びかけ
解除後３日以内	災害ごみの処理に関する情報の提供 その他、応急対策に必要な情報の提供
事後１週間以内	被災相談に関する情報の提供 その他、復旧対策に必要な情報の提供
事後１ヶ月以内	生活再建に関する情報の提供
事後３ヶ月以内	復興に関する情報の提供

4　災害発生時や災害発生が予想されるときの広報活動の基準

災害広報活動は時系列区分を基本として実施するものとし、各段階においての広報は次の事項を重点的に行う。

時　系　列	広　　報　　内　　容
災害発生直前	・避難情報の発表・発令(以後、随時)
災害発生時	―
第１段階 災害発生直後	・災害発生情報(規模等) ・初動対策に必要な情報
第２段階 災害応急対策初動時	・人的・建物被害、公共施設・公共土木施設の被害状況 ・ライフラインの被害状況と使用に関する注意 ・交通規制情報 ・避難所に関する情報(避難者数等) ・住民等の安否情報 ・保育園の休園や学校の休校等に関する情報 ・社会福祉施設等の稼動状況、受入れ状況に関する情報 ・災害ごみの処理に関する情報 ・その他、応急対策に必要な情報
第３段階 災害応急対策本格稼動期	・被災相談に関する情報(り災証明書の発行) ・生活再建に関する情報(生活再建支援制度) ・その他、復旧・復興対策に必要な情報

5　広報活動の実施

（１）町の広報活動

町は、広報活動の実施主体として災害情報を迅速に収集、確認、整理し、庁舎内で共有する。上記広報活動の基準に基づき、報道機関に公表するとともに、住民等に対し一元化した正確な情報を提供する。

ア　広報・広聴すべき事項

（ア）避難、医療、救護、衛生、健康（心のケアを含む）に関する情報
（イ）人的被害（行方不明者の数を含む。）建築物等の被害等の情報
（ウ）給水、炊き出し、生活必需品の配給の実施に関する情報
（エ）生活再建、仮設住宅、医療、教育、復旧計画に関する情報
（オ）地域自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等
（カ）被災者の相談・要望・意見
（キ）その他被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

イ　手段

（ア）電話・防災メール・防災情報受信用端末・個別訪問・広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
（イ）住民相談窓口の開設
（ウ）県を通じての報道依頼（必要に応じて報道機関へ直接報道依頼）
（エ）防災行政無線による情報発信依頼
（オ）緊急速報メールによる情報発信
（カ）コミュニティ放送への情報発信（平時から事業者との協力体制を整えておく。）
（キ）インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト等）

（２）県の広報活動

県は、報道会館への情報提供等、被災地域内外への情報発信、広域的な救急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等の収集を行う。また、町が行う被災者への直接的な広報活動に関して、町からの要請の有無に関わらず、必要に応じて支援する。

ア　広報・広聴すべき事項

（ア）気象観測地点の観測測定情報
（イ）県地域機関、町、その他防災関係機関から報告された被害状況
（ウ）国、県、町等公的機関の災害対応に関する情報
（エ）知事の住民への呼びかけ及び対応方針
（オ）緊急速報メール
（カ）医療機関の被災状況・受入可否
（キ）ライフライン、交通情報
（ク）河川の水位情報、土砂災害情報、道路情報
（ケ）物資・食料・義援金、ボランティアの受け入れ情報
（コ）救急・救助活動、復旧活動、県災害対策本部会議、視察等の予定
（サ）広域的な応急対策・復旧・復興等に対する意見・要望・提言等

イ　手段

（ア）報道機関への情報提供（一斉同報ファクス）
（イ）記者会見（知事、県災害対策本部各本部員等）

（ウ）インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト、ソーシャルメディア(ブログ等の個人間のコミュニケーションを促進するサービスの総称）等）
（エ）災害の記録誌、記録映像の作成
（オ）緊急速報メールによる情報発信
（カ）電話、手紙、電子メールによる意見・要望等の収集
（キ）コミュニティメディアでの情報発信（広告掲出を含む）

（３）新潟地方気象台、北陸地方整備局

ア　役割

主に災害が発生する危険性がある場合、二次災害が発生する危険性がある場合の観測情報を提供する。

イ　広報すべき事項

（ア）気象予報、注意報、警報、火山情報等
（イ）河川の水位情報、土砂災害警戒情報及び道路情報

ウ　手段

（ア）防災情報提供システム等での提供
（イ）報道機関、県、町、防災関係機関への気象予測説明会の実施
（ウ）インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

（４）ライフライン関係機関（電気、ガス、情報通信事業者）

ア　役割

主に被災地域の利用者に対する直接的な広報活動を行う。

イ　広報すべき事項

（ア）被災により使用できない区域
（イ）使用可能な場合の使用上の注意
（ウ）復旧状況及び復旧見込み

ウ　手段

（ア）広報車による呼びかけ、印刷物の配付・掲示
（イ）利用者相談窓口の開設
（ウ）報道機関への報道依頼
（エ）防災行政無線による情報発信依頼
（オ）コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・ＣＡＴＶ等コミュニティメディアへの情報発信（平時から事業者との協力体制を整えておく。）への報道依頼
（カ）インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

（５）公共交通機関（鉄道、バス）

ア　役割

主に被災地域内外の利用者に対する直接的な広報活動を行うものとする。

イ　広報すべき事項

（ア）被災による不通区間の状況、運休、運行・運航のとりやめ

（イ）臨時ダイヤ・運行時間・経路変更、代替手段
（ウ）復旧状況及び復旧見込み

ウ　手段

（ア）乗降場での印刷物の掲示
（イ）場内・車内・船内・機内等での放送
（ウ）報道機関への報道依頼
（エ）防災行政無線による情報発信依頼
（オ）コミュニティ放送・有線ラジオ放送局・ＣＡＴＶ等コミュニティメディアへの情報発信（平時から事業者との協力体制を整えておく。）への報道依頼
（カ）インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト、多言語サイト）

（６）県警察

ア　役割

被災者及び被災地域の関係者に対し、広報すべき情報を提供する。

イ　広報すべき事項

（ア）災害に乗じた犯罪の抑止情報
（イ）交通規制に関する情報
（ウ）市町村長から要求があった場合等の避難指示広報

ウ　手段

（ア）報道機関への情報提供
（イ）警察官による現場広報
（ウ）インターネットによる情報発信（パソコン、携帯サイト）

（７）その他防災関係機関等

住民等に伝達が必要な事項をインターネット及び報道機関等を通じて公表する。

（８）インターネットによる情報発信における連携

各防災関係機関が住民等に伝達が必要な事項をインターネットにより発信する際は、可能な限り連携し、相互にリンクを貼るなどして住民等が情報を入手しやすくなるよう配慮する。

（９）記録を目的とする取材活動

町は、後の資料とするための取材を行い、映像・写真・録音・文書（電子データを含む。）等により記録を残すよう努める。この場合、被災した住民のプライバシーに配慮する。

6　広聴活動

災害発生時には、被災者からの相談、要望、苦情等を受付け、適切な措置をとるとともに災害応急対策や復旧・復興に対する提言、意見等を広く被災地内外に求め、町の災害対応の参考とする。

実施主体	対策
町	・地域自主防災組織及び自治組織等からの相談・要望等の受付け ・被災者のための相談窓口の設置
県	・町の行う被災者のための相談活動に対する支援 ・災害応急対策や復旧に対する提言・意見等の被災地内外からの聴取
ライフライン関係機関	・利用者相談窓口の開設

7　災害時要援護者に対する配慮

（１）災害や雪で道路や通信が途絶した地域へも情報が伝達されるよう多様な広報手段を活用する。

（２）視覚、聴覚障がい者等にも情報が伝達されるよう、音声と掲示を組み合わせ、手話通訳者や誘導員の配置等、多様な情報伝達手段を確保するよう努める。

（３）外国人にも災害に関する情報が伝達されるよう、通訳の配置、多言語サイトの構築などにより情報を提供するよう配慮する。

（４）一時的に被災地から離れた被災者にも、生活再建、復興計画等に関する情報が確実に伝わるよう情報伝達方法を工夫する。

（５）高齢者、障がい者等地域の災害時要援護者に対して、自主防災組織、地域住民等を通じて、災害に関する情報が伝達されるよう配慮する。

（６）地域情報に不案内な観光客、遠距離通勤・通学者等に対し、企業・事業所、学校等を通じて、適切な対応がとれるための情報が伝達されるよう配慮する。

第８節　自分と家族を守る応急対策

【災害対策本部担当】　全機関

１　計画の方針

災害発生時は、日ごろ身につけた知識や技術を活かし、自分や家族の安全を確保する。

また、地域住民と連携して災害時要援護者等の安全確保を図るとともに、物的被害を最小限に食い止める。

２　各段階における業務の内容

発災から１時間以内	自分や家族の安全確保 災害時要援護者など、地域間での安全確保 被害状況に応じて、自宅の２階などへの高所避難や指定避難場所等への避難開始
発災から３時間以内	協働による避難所運営の実施

３　応急対策の実施

（１）災害情報収集・伝達

ア　災害発生前後において､情報が錯綜することから自分の置かれた状況を冷静に判断するため、避難にあたっては携帯ラジオ等を備えた非常用持出袋などを準備

イ　災害に関する情報には留意し､情報を入手したときは､災害時要援護者や情報を入手していない地域住民､観光客等の滞在者に的確に伝達し､適切な対応が取れるよう配慮

（２）災害時の避難

ア　避難行動

（ア）自宅の２階などへの高所避難

（イ）早い段階から気象、河川情報や地域の状況に注意し、行政の出す避難準備情報等に的確に対応

（ウ）家族、隣近所の人たちとまとまった避難所への避難

（エ）けが人や高齢者などと一緒の避難

（オ）徒歩での避難

イ　避難所運営

住民は危険が急迫し、緊急に避難する必要のあるときは、町による開設を待つことなく次により避難所に立ち入り、安全を確保する。また、避難住民は、秩序ある行動で避難所運営に協力する。

（ア）避難施設の被災状況を観察し、安全を確認

（イ）出入口、窓等侵入可能な箇所を破壊し、避難

（ウ）分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ

（３）土砂災害・雪崩発生時等応急対策

ア　土砂災害・斜面災害

治山・砂防施設の被災等を確認した際、遅滞なく町や県や警察官等へ連絡

イ　雪崩発生時

（ア）居住地周辺の地形、積雪の状況、気象状況等に注意

（イ）雪崩の兆候等異常な事態を発見した場合、直ちに近隣住民及び町に通報し、必要に応じて自主的に避難

ウ　林野火災

（ア）林野等で火災の発生を発見した際の最寄りの消防署への通報

（イ）発生した火災が微小な場合、消防隊の到着までの間、地域住民等と協力して自身に危険が及ばない範囲内での初期消火活動

（４）消火活動

住民、企業、学校、事業所等は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、小さな火災であってもすぐに消防署に通報する。

ア　コンロ、暖房器具等の火の元を消す

イ　出火した場合、近傍の者にも協力を求めて初期消火

ウ　消防署へ迅速に火災発生を通報

エ　消防隊の速やかな到着は非常に困難になることを念頭に置き､暖房器具等からの出火防止に努めるとともに､保管･備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検

オ　近所の消火栓･防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合、火災の発生の有無にかかわらず直ちに除雪

（５）救急救助・医療救護への協力

災害発生時は、公的機関の防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であることから、地域住民や自主防災組織は公的機関が行う防災活動に、積極的に協力する。

ア　災害時要援護者の救護

イ　簡易救出器具等を活用しての救出活動

ウ　傷病者の救出及び応急手当、救護所への搬送等の実施及び協力

エ　地域内の被害状況等の情報収集

（６）医療救護活動

家族、隣近所、町内会及び自主防災組織と防災関係機関が協力した、医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所への搬送

（７）こころのケア対策

ア　被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識

イ　自身はもとより災害時要援護者である高齢者･障がい者･乳幼児等に十分配慮したこころの健康の保持・増進

（８）防疫保健衛生

ア　医療・保健の情報の積極的活用による、自らの健康管理

イ　居住地域の衛生確保

（９）ライフライン関係

ア　電話

（ア）災害発生時は一般回線や携帯電話が通じにくくなることが予想される。電話での連絡は必要最低限とするよう心がける。

（イ）災害用伝言ダイヤルや携帯電話の災害用伝言板の活用

（ウ）比較的つながりやすいメールの有効活用

イ　電気

（ア）火災発生防止のため、アイロンやドライヤーなどの熱器具のスイッチを切り、プラグをコンセントから抜き、ブレーカーを落とす。

（イ）切れた電線や垂れ下がった電線には絶対に近づかない。

ウ　ガス

（ア）ガス栓を閉止し、出火、爆発等の事故防止を行う。

（イ）避難時に誘導等を行なう地域住民は、災害時要援護者世帯の元栓閉止等の安全措置の実施状況を確認

（ウ）積雪期の災害発生時にあっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、ＬＰガス容器やガスメーター周辺を除雪

エ　上水道

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね３日間に必要な飲料水は自ら備蓄していたもので賄う。

オ　下水道

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の流量を少なくするため、トイレの使用、入浴等をできる限り自粛

（ア）各家庭において、災害発生から２日間程度に必要な携帯トイレを備蓄

（イ）災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

（ウ）地域の避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の配付・管理等を共同で行う。

(10) 防犯対策

大規模災害時においては、一時的に社会生活が麻痺状態になり、また、災害時の混乱に乗じた各種犯罪の発生も予想される。これらの事態に対処するため、警察署等の警備活動に協力する。

４　災害時要援護者に対する配慮

地域住民、町内会等は、町、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等と連携して、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保に努める。

（１）家族、近隣住民及び自主防災組織が協力した避難誘導

（２）自主防災組織による、避難所における災害時要援護者の安全の確保

（３）安全が確保されていない方について、県警察や町等に連絡

第９節　災害時の放送

【実施主体】　各放送機関

【災害対策本部担当】　総務部

１　計画の方針

（１）放送機関の対応

県内各放送機関は、風水害に関する情報が入信したときは、直ちにそれぞれの計画に基づいて、災害時の放送を行うものとする。

風水害に伴う避難等の視聴者に対する呼びかけは、基本的には各放送機関のマニュアルに従う。

（２）緊急放送の要請

町又は県は、災害のため有線電気通信設備もしくは無線通信設備により通信できない場合又は通信が著しく困難な場合は、災害対策基本法第 57 条の規定により、日本放送協会新潟放送局及び県内一円を放送区域とする一般放送事業者（以下両者を合わせて「全県波放送局」という。）に緊急放送を要請する。

県が全県波放送局に緊急放送を要請する際の方法及び手続きは、県と全県波放送局が締結した「災害時の放送に関する協定」による。

町が全県波放送局に緊急放送を要請する場合は、県（防災局危機対策課）を経由して行う。

ア　緊急放送を要請できる内容

河川の氾濫、高潮、火災の延焼、危険物の流出等、住民に差し迫った危険が及ぶことが予想される際の、住民への緊急の避難呼びかけとする。

（３）その他緊急を要する情報の提供

町が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急時情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

同ルートにより伝達する情報は、災害対策基本法に基づく避難勧告、避難指示の発令及び解除、並びにこれに準じて行う避難準備情報の発令及び解除とする。

２　各放送機関（全県波放送局）

局　　名	情　報　受　信　責　任　者
ＮＨＫ新潟放送局	放送部長
ＢＳＮ新潟放送	報道担当部長
ＢＳＮ新潟放送(ラジオ)	報道制作局付部長(ラジオ担当)
ＮＳＴ新潟総合テレビ	報道部長
ＴｅＮＹテレビ新潟放送網	報道部長
ＵＸ新潟テレビ２１	報道グループ長
エフエムラジオ新潟	放送営業部長
新潟県民エフエム放送㈱	編成局編成制作部長

町は、上記の他、災害時の放送に関する協定書を結んだ㈱エフエム雪国を通じ、災害情報等の放送を行う。

第 10 節　住民等避難対策

【災害対策本部担当】　総務部、健康福祉部、地域整備部、教育部

1　計画の方針

豪雨、暴風等、災害発生が予想される気象状況においては、災害発生の予兆を察知し、避難情報の迅速な伝達と早期避難の適切な実施により、人的被害の発生を極力回避する。

2　各主体の責務

（1）住民・企業等

ア　自らの身は自ら守るため、気象情報や市町村等の広報に注意するとともに、身近な河川の水位や斜面の状況等を自ら確認する。

イ　町が発表する避難情報を正しく理解し、的確に行動する。

区　分	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備情報(要援護者避難情報)	・要援護者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	・要援護者等は、計画された避難場所への避難行動を開始 ・上記以外の者は、家族との連絡、非常用持出品の用意等いつでも避難できるよう準備を整える。
避 難 勧 告	・避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状態。	・原則全ての住民は、計画された避難所等へ避難を開始する。
避 難 指 示	・前兆現象の発生や地域の特性等から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・付近で被害が発生した状況。	・その場にとどまることが危険であり、まだ避難していない住民は、直ちに避難する。
警戒区域指定		・当該区域へ立入らない、又は当該区域から退去する。

ウ　異状を発見した場合は、直ちに町、消防等に通報する。

エ　危険を感じた場合は、近隣住民等とともに自主的に避難する。

オ　浸水等で移動避難が危険な場合は、建物の上層階等で危険を避け、必要に応じて救助を要請する。

（2）町の役割

ア　気象情報の河川水位、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報等に関する情報等を的確に入手・把握し、早い段階から住民に注意喚起の広報を行う。

イ　町長は、河川水位、降雨量等が、あらかじめ設定した基準に達したとき、又は危険と判断したときは、躊躇することなく、避難情報（準備、勧告、指示）を発令する。

ウ　避難情報の伝達は避難情報伝達マニュアルに従い、防災行政無線サイレン、電子メール、コミュニティーＦＭ放送など、多様な手段を併用して、一斉・迅速・確実に行う。

危険が急迫した状況で、通常の手段による伝達が困難な場合は、県内放送機関に対する緊急放送の要請を県に依頼する。また、市町村が、全県波放送局に緊急情報を提供する場合は、「新潟県緊急情報伝達連絡会」の情報伝達ルート及び手段による。

エ　消防、県警察の協力を得て、避難住民の誘導に当たり、必要に応じて県に応援を要請する。

オ　避難情報を発出した場合は、直ちに避難所を開設する。避難情報発出前に住民が自主的に避難した場合は、直ちに職員を派遣し必要な支援を行う。

カ　避難情報を発令した場合は、発令時刻、対象地区、世帯数、人数、避難先、避難が必要となった理由等を、直ちに新潟県総合防災情報システム等を利用して県に報告する。

（３）県の役割

ア　気象情報、河川水位情報、土砂災害緊急情報、土砂災害警戒情報等、避難の判断材料となる情報を、町に随時提供し、状況判断について技術的な支援を行う。

イ　前記の情報収集・提供を行う拠点を危機管理センターとし、町への情報支援体制を確立する。

ウ　町の避難情報の発令状況を被害状況と共に集約し、総務省消防庁に報告すると共に、報道機関や県ホームページを通じて公表する。

エ　知事は、避難住民の輸送や救出のため、町からの要請又は職権に基づき、消防の広域応援、緊急消防援助隊の派遣、自衛隊の災害派遣、第九管区海上保安本部の協力等を要請する。

オ　町の避難所開設運営に関し、施設の提供、物資の提供など必要な支援を行う。

カ　北陸信越運輸局、鉄道事業者等と調整のうえ、町長の応援要請に応じて避難住民及び緊急物資の運送に係る車輌等の確保に係る支援を行う。

（４）県教育委員会

所管する県立学校の避難所としての使用に協力する。

（５）県警察

ア　住民の避難途上の安全確保に協力する。

イ　必要に応じて、広域緊急援助隊の出動を要請し、避難住民の輸送や救出に当たる。

３　各段階における業務の内容

避難準備情報	避難の準備 避難所の開設
避難勧告	住民避難
避難指示	住民退避
浸水・暴風による被害発生中	医療機関等へ災害時要援護者の移動

4　避難準備情報・避難勧告・避難指示の発表・発令

（１）避難情報の実施者

区　分	実施者	発表・発令基準及び根拠法令	報告・通知
準備情報	町　長	避難勧告発令時に住民の計画的な避難を円滑に実施させる必要があるとき。	知事に報告
避難勧告	町　長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。(災害対策基本法第 60 条第１項)	知事に報告
避難勧告	知　事	当該災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。(災害対策基本法 56 条第５項)	告示を要する
指　示	町　長	災害が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。(災害対策基本法 60 条１項)	知事に報告
	警察官	町長が避難のための立ち退きを指示できないと認められるとき、又は町長から要請があったとき。(災害対策基本法 61 条)	町長に通知
	災害派遣を命ぜられた自衛官	避難の指示を必要とする場合で、現場に警察官がいないときに限る。(自衛隊法第 94 条)	町長に通知
	知　事	当該災害の発生により、町長がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなったとき。(災害対策基本法第 60 条第５項)	告示を要する
	知事又はその命を受けた吏員	地すべりにより著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。(地すべり等防止法第 25 条)	警察署長に通知
	知事、その命を受けた県職員又は水防管理者	洪水のはん濫により著しい危険が切迫しており、住民の安全を確保するため、立ち退きの必要があるとき。(水防法第 22 条)	警察署長に通知

（２）避難勧告等の発令基準

対象災害	気象情報	区　分	発令基準
水害 (洪水)	大雨警報	避難準備（要援護者避難情報）	・町にある雨量観測所の時間雨量が 50ｍｍ以上、又は 24 時間雨量が 100ｍｍ以上となり、更に降雨が続くことが予想されるとき。
		避難勧告	・河川の増水等により、水害発生の可能性が高いとき。
		避難指示	・堤防上からの溢水等が見られ、水害発生の危険性が明らかに切迫しているとき。 ・堤防の決壊や付近で浸水が発生したとき。
土砂災害	大雨警報 土砂災害前ぶれ注意情報 ＊避難の必要な土	避難準備（要援護者避難情報）	・土砂災害前ぶれ注意情報が発表され、町にある雨量観測所の時間雨量が 50ｍｍ以上、又は 24 時間雨量が 100ｍｍ以上となり、前兆現象（湧き水、地下水の濁りや量の変化）が発見されたとき。

対象災害	気象情報	区　分	発令基準
	砂災害発生の目安となる線（CL）に到達する３時間前		
	土砂災害警戒情報 ＊避難の必要な土砂災害発生の目安となる線（CL）に到達する２時間前	避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表され、前兆現象（斜面崩落、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックの発生等）が見られ、災害発生の危険性が高まっているとき。
		避難指示	・土砂移動現象、前兆現象（山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂等）が見られ、災害発生の危険性が明らかに切迫しているとき。 ・付近で土砂崩落・流出が発生したとき。
雪害 （雪崩）	大雪警報	避難準備（要援護者避難情報）	・町の積雪指定観測所の 24 時間平均降雪量が 100ｃｍを超え、又は平均積雪深が 250ｃｍ以上となった場合で、今後も降雪の続くことが予想されるとき。
		避難勧告	・住家の近くで雪崩の前兆現象（斜面が平らになっている、大きなスノーボールが落ちている､斜面に雪の裂け目が入っている、雪しわがある等）が見られ、雪崩発生の危険性が高いとき。
		避難指示	・前兆現象に加え、雪崩発生の危険性が明らかに切迫しているとき。 ・付近で雪崩が発生したとき。

（３）避難情報の発表

避難情報の発表及び発令は、次の事項を明示して行う。

・避難対象地域
・避難先
・避難経路
・避難理由
・避難時の注意事項

避難情報を発表・発令したときは、広報車による伝達のほか、防災無線、町内会、自主防災組織、報道機関等の協力を得て直ちに対象地域の住民に伝達し、避難の周知徹底を行う。

（４）要避難地域における住民避難の確認

避難勧告又は指示の後、速やかに当該地域への通行を規制すると共に、広報車等により住民等の避難の確認に努める。また、消防団、自主防災組織等と協力し、住民の避難状況を確認する。

（５）自主避難

住民は災害が発生し、又は発生するおそれがあり、自分の生命に危険を感じた場合は、行政からの避難準備情報の発令、勧告及び指示がない場合でも自主避難に努める。このため、住民は、平時から消防団、自主防災組織、町内会等を中心に避難経路の安全確認等に努める。

（６）避難誘導

避難誘導は、町、消防、県警察、自主防災組織等があたり、災害時要援護者の避難を優先して行う。また、住民は相互に協力して可能な限り集団避難を実施する。

5　警戒区域への立入制限・禁止及び区域外への退去命令

（１）警戒区域設定の権限

警戒区域の設定は、次の区分により行う。

区分	実施者	基準	根拠法令
災害時の一般的な警戒区域設定権	町長	住民等の生命・身体の保護を目的	災害対策基本法 63 条第１項
	警察官	町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	災害対策基本法 63 条第２項
	自衛官	町長若しくはその委任を受けてその職権を行う吏員がいないとき。	災害対策基本法第 63 条第３項
水防上緊急の必要がある場所での警戒区域設定権	水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）、消防機関に属する者	水防・消防活動関係者以外の者を現場から排除し、水防・消防活動の便宜を図る。	水防第 14 条第１項
	警察官	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	水防法第 14 条第２項
防火上緊急の必要がある場所での警戒区域設定権	消防吏員又は消防団員	消防活動関係者以外の者を現場から排除し、消防活動の便宜を図る。	消防法第 28 条第１項 消防法第 36 条
	警察官	消防吏員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があった場合	消防法第 28 条第２項 消防法第 36 条

（２）警戒区域の設定の実施方法

警戒区域の設定は、権限を有するものが現場において、バリケードや規制ロープの丁張り等の事実行為として行う。また、警戒区域内への立入りの制限・禁止及び区域内からの退去について、拡声器等による呼びかけや看板等の設置により周知を図り、これに従わない者には法令に定めるところにより罰則を適用できる。

警察官又は自衛官が、町長に代わって警戒区域の設定を行った場合は、町長は必要に応じて、避難所を開設して受け入れる。

6　避難誘導

町及び関係機関は、避難誘導にあたっては、可能な限り、自主防災組織、町内会等、職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

（１）避難所の被害状況確認

災害発生後、町は指定した避難所について、施設管理者等又は調査のため派遣した職員からの被害状況報告により、利用の可否を速やかに確認する。

（２）避難路の選定及び住民への周知

避難勧告の発令又は指示した者は、町、関係機関及び自主防災組織、町内会等から避難路の状況を確認し、二次災害の危険性の低い避難路を選定し、速やかに当該地域の住民等へ周知する。

（３）避難の方法

ア　自主防災組織、町内会等及び事業所等は、避難準備情報の発令、勧告又は指示があった場合において、集団避難方式により段階的に避難所への避難を実施するよう努める。

イ　避難準備情報の発令、勧告又は指示等が、うまく伝わらない状況下においては、住民はラジオ等の震災報道又は周囲の被災状況に応じて、自主的に避難場所等へ避難する。

ウ　避難場所へ避難した住民は、自主防災組織、町内会等と協力し、地域住民の安否確認をできる範囲で行い、連絡の取れない住民の把握に努める。また、当該避難所に危険が迫った場合は、消防団、自主防災組織、町内会等、町職員又は警察官の誘導により、他の安全な避難場所に避難する。

エ　帰宅が困難な状況においては、消防団、自主防災組織、町内会等、町職員又は警察官の誘導により安全な避難場所へ移動する。

（４）災害時要援護者対策

高齢者・乳幼児・障がい者・疾病者・妊婦等の災害時要援護者は、自力で避難することが困難なため、民生委員、消防署や消防団、自主防災組織、町内会等の補助により、優先的に避難する。

（５）避難時の安全確保

町は、迅速かつ安全な避難を確保するため、職員の派遣及び道路管理者、警察官、消防団、自主防災組織、町内会等の協力により避難路上にある障害物の除去、危険箇所の周知に努め、避難の円滑化を図る。

7　外来者、一時滞在者の避難誘導について

外来者、一時滞在者の避難誘導については、県警察、消防、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て行う。誘導先については、最寄りの指定避難場所とする。

8　自動車内における避難計画

被害が拡大し、被災者が多数となった場合又は避難所が被災し使用不能になった場合等は、町内の避難所だけでは、収容が困難になることが予想される。このような場合は、近隣の自治体の協力を得て、その自治体の避難所に収容させてもらうよう要請する。しかし、緊急の手段として次の事項に注意しながら、各自の判断により自動車内で避難することもやむをえない。

（１）二次災害の危険性が低いこと。

（２）駐車場の周囲の建物、工作物等に倒壊の危険がなく、また、付近に多量の危険物等が集積されていないこと。

（３）町や自主防災組織、町内会等の安否確認が容易に受けられること。

（４）給水、給食等の救助活動を容易に受けられること。

（５）エコノミークラス症候群を予防するため、時々車外に出て体操を行い、適度に水分を補給すること。

この場合において、町は、エコノミークラス症候群の発生等の危険性について注意喚起とその広報を行うものとする。

（６）排気ガスによる一酸化炭素中毒等に注意すること。（特に降雪期の積雪等による排気筒の目詰まり）

９　広域的な避難計画

被害が拡大し、被災者が多数となったり、避難所が被災し使用不可能になった場合には、町内の避難所での収容が困難になる場合も想定される。そのような時は、協定市町村等に避難の受入れを要請する。

10　災害時要援護者に対する配慮

（１）情報伝達、避難行動に制約がある災害時要援護者は、避難準備情報発令時等、一般の住民よりも早く、車輌の走行が可能な段階で、安全な場所に避難させる。

（２）町は、あらかじめ策定した「災害時要援護者の避難支援プラン」に基づき、消防、県警察、自主防災組織、民生委員、介護事業者等の福祉関係者等の協力を得ながら、災害時要援護者の避難・誘導に当たる。また、情報の伝達漏れや避難できずに残っている災害時要援護者がいないか点検する。

（３）町は、避難先で必要なケアが提供できるよう手配する。

（４）県は、避難後の災害時要援護者のケアについて、受け入れ施設の提供、人員の派遣等、町を支援する。

11　積雪期の対応

（１）外では音声情報が伝わり難くなるため、町は、無雪期よりも確実に避難情報等を伝達するよう留意する。

（２）足場が悪く、避難行動の制約が大きくなるため、町は、特に災害時要援護者の避難支援について地域住民等の協力を求める。

（３）寒冷な時期であるため、避難先での暖房確保、温かい食事の早期提供等に配慮する。

12　広域避難への対応

（１）被災市町村による協議等

被災町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等により、被災町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入については当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入については県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

（２）県による協議等

県は、町からの協議要求があった場合は、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要請を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで、広域避難のための要求を町に代わって行う。

（３）県による助言

県は、町から求めがあった場合には、受け入れ先の候補となる自治体及び当該自治体における被災住民の受け入れ能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言する。

（４）避難元自治体と避難先自治体間の情報共有

避難元と避難先の都道府県及び町は、居住地以外の市町村に避難する被災者の住所地等の情報の共有に努める。

第 11 節　避難所運営

【災害対策本部担当】　教育部、健康福祉部

1　計画の方針

風水害の場合の避難所は、当該地域への避難情報(準備・勧告・指示)発出後速やかに開設し、住民が帰宅又は仮設住宅等の落ち着き場所を得た段階で閉鎖する。避難情報の発出がなくても、住民等が避難所予定施設に自主的に避難してきた場合は速やかにこれを受け入れ、必要な支援を行う。避難所の開設・運営は町が中止となって行う。運営にあたっては、避難者の安全の確保、生活環境の維持、災害時要援護者に対するケア及び男女の視点の違いに十分に配慮する。

また、避難所の開設に当たっては災害時の危険を回避するために一時的に避難する一時避難所（避難場所）とライフラインの確保がなされているなど避難所としての妥当性に十分配慮された避難所の区別に配慮する。

2　各主体の責務

（１）住民の役割

避難住民は、秩序ある行動で避難所運営を行う。

（２）町の役割

町は、避難所を開設し、地域住民、応援自治体職員、ボランティア等の協力を得て避難所を運営する。

（３）県・県警察の役割

県は、町の避難所の開設・運営を支援する。県警察は、避難所の保安等に当たる。

（４）施設管理者の役割

避難所予定施設の管理者は、避難所の迅速な開設及び運営について町に協力する。

3　各段階における業務内容

避難準備情報	避難所の開設、タオル・毛布日用品等提供
避難勧告	災害時要援護者別室、別施設の確保
避難指示	防災関係機関への支援要請、仮設トイレ設置
避難勧告等解除	避難所の閉鎖

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所配置職員	町災害対策本部	避難者数、ニーズ
町災害対策本部	県災害対策本部	避難所・避難者数、ニーズ
	町災害ボランテイアセンター	
県災害対策本部	国、関係機関等	避難状況、支援・供給要請

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
国・関係機関等	県災害対策本部	支援・供給情報
県災害対策本部	町災害対策本部	
町災害対策本部	避難所	

５　業務の体系（フロー図又は業務体系図）

★風水害発生

０～３ｈ	避難所開設
～６ｈ	避難者の状況把握
～12ｈ	外部からの応援受入開始
～24ｈ	要援護者の移動
～３日	避難所の拡張・拡充
３日～	避難者サービスの充実
７日～	避難所の集約化
～２ヶ月	避難所の解消

（１）避難所の開設

町は、避難準備情報発令時には直ちに避難所を開設する。

ア　避難所の開設は、避難施設としての安全性、居住性、面積、給水・給食、暖房設備等の有無を勘案して定める。また、被災者の生活再建等を考慮し、可能な限り居住地近傍の指定した施設に設置するよう努める。

イ　町長は、避難所を開設したときは、開設場所、開設時間及び開設期間を定め、県、南魚沼警察署、消防本部等関係機関に報告する。

ウ　避難所を開設した場合は、管理責任者をおく。

エ　学校等文教施設を避難所として開設する場合は、校長等の協力を得て維持運営に必要な資材等を整え、被災者の保護を図る。

オ　避難所が不足する場合は、協定市町村等に受入れの要請をし、なお不足する場合は、県に受入れのあっせんを依頼する。

（２）避難所開設担当者の指定

ア　小・中学校

当該小・中学校の教職員又は町災害対策本部が派遣する職員又は鍵の管理者

イ　保育園その他町有避難所

勤務者及び災害対策本部が派遣する職員

ウ　集落公民館その他町有以外の避難所

施設管理者及び当該施設職員

（３）避難所を開設する暇がない場合の緊急措置

住民は、緊急に町が指定する避難所内に避難する必要があり、かつ避難所外で危険を回避することが不可能な場合は、町等による開設を待つことなく次により避難所に立ち入り、安全を確保する。

ア　分散せずまとまって開設担当者の到着を待つ。

イ　出入口、窓等侵入可能な箇所を確保し避難する。

ウ　避難所内の危険な場所には近づかない。

エ　避難施設の被災状況を観察し、安全を確認する。

（４）避難所運営体制

避難所の運営管理は、住民、町職員、施設職員、教職員、国、県・他市町村等の応援職員、自主防災組織、町内会、ボランティア等の相互協力のもとに次の事項に留意し実施する。

ア　避難者の栄養、健康等の対策

避難者の必要最小限の栄養確保（特に乳幼児等に配慮）及び生活必需品（下着、生理用品等）の確保に努めるとともに寒冷期においては暖房等に配慮し、健康管理に十分留意するよう努める。

イ　避難所の衛生、給食、給水等対策

（ア）入浴設備、便所、ごみ処理等の維持管理等衛生面に十分に配慮しながら、避難者と協力して行う。

（イ）炊き出し施設を設けるなどして、応急的な食料の供給を行う。

（ウ）給水車等による応急給水についても考慮する。

ウ　避難者の生活相談

避難者の心の安定を図るため、町は県と協力して避難所における相談業務を実施する。町は聴取した内容について、速やかに各関係部署に連絡をして、早期解決に努める。

（５）避難所運営に伴う各機関への協力要請

町は、避難所運営に際し、必要に応じて県に対し医療救護班、巡回保健班、食品衛生班等や自衛隊への炊き出し、入浴施設の支援要請を行うとともに、日赤県支部、県医師会等に協力要請を行う。

（６）避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止のため、ルールを遵守し他者（特に災害時要援護者）への配慮を心がける。

（７）災害対策本部との連絡体制

避難所と災害対策本部との連絡については、避難所の運営を行っている災害対策本部職員又は自主防災組織、町内会等の代表者が行うものとする。各避難所の要望等を取りまとめ、電話等の通信手段又は物資輸送担当職員等を通じて行う。

（８）避難所への広報活動

避難所への広報活動については、災害対策本部職員による口頭伝達や掲示物、チラシ等により行う。その際には、災害時要援護者（視聴覚障がい者、外国人）に配慮するよう努める。

（９）避難所開設後の業務

ア　避難所開設後 24 時間以内の業務

実施主体	対　　策	協力依頼先
町	避難所開設（～３ｈ） ・福祉避難所の開設及び災害時要援護者の受入 ・職員配置、避難所開設報告 ・施設の安全確認 避難者の状況把握（～６ｈ） ・避難者数・ニーズの把握、報告 ・避難所備蓄物資の提供 ・避難所運営委員会設置 外部からの応援職員受入（～12ｈ） ・避難所運営応援職員の受入 ・ボランティアの配置 ・食料・生活必需品提供の開始 ・仮設トイレ設置 ・冷房器具の手配（夏季） ・暖房器具、燃料の手配（冬季） ・町医療救護班等の派遣 ・災害時要援護者支援要員の配置 災害時要援護者の移動（～24ｈ） ・傷病者等の医療機関への搬送 ・福祉施設等への緊急入所	 介護事業者等 県災害対策本部 施設管理者 避難者 県災害対策本部 避難者 県災害対策本部 ボランティアセンター 県災害対策本部 〃 〃 〃 郡市医師会、郡歯科医師会 保健所 消防署、保健所 福祉施設

イ　避難所開設後３日目以内の業務

実施主体	対　　策	協力依頼先
町	・避難所の拡張・充実 ・屋外避難者へのテント等提供 ・避難所環境の改善 （緩衝材、間仕切り等設置） ・避難者による自治組織編成	 県災害対策本部 〃 避難者

ウ　避難所開設後３日目以降の業務

実施主体	対　　策	協力依頼先
町	・避難者サービスの充実（３日～） ・入浴機会の確保 ・避難所での炊飯開始 ・避難者の随伴ペットの保護 ・臨時公衆電話等の設置を要請	 県災害対策本部 ボランティアセンター 〃 電気通信事業者

（10）避難所運営の留意点

ア　一般的事項

（ア）避難所の開設・運営については、運営主体の引受先を事前に指定し、協議しておくよう努める。

（イ）安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、更衣室、授乳室、男女別の物干し場の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所運営に努める。

（ウ）運営体制の構築を行い、各配置人員の役割分担を明確にする。

（エ）避難者に食料及び生活必需品を提供する。性別、年齢、障害等に基づく様々なニーズに対応するよう努める。また避難所で生活せず食事のみ受け取りに来る被災者等にも配慮する。

（オ）避難者２人当たり 3.3 ㎡のスペースが確保できるよう注意する。

（カ）風水害の場合、避難所の建物外での避難は困難であり、全避難者の屋内収容を原則とする。

（キ）トイレは仮設トイレも含めて男女別とし、和式、洋式両方の配置に努める。

（ク）テレビ、ラジオ、見えるラジオ等の文字放送、臨時公衆電話、インターネット端末等、避難者の情報受発信の便宜を図るよう努める。

（ケ）避難者による自治組織の結成を促し、段階的に避難者自身による自主的な運営に移行するよう努める。

（コ）入浴施設の設置など、避難の長期化に応じた避難所環境の整備に努める。

（サ）非常用電源の配備や再生可能エネルギーの導入などの停電対策に努める。

イ　男女共同参画の視点に立った避難所運営

（ア）避難所への職員配置は、男女共同参画に配慮する。

（イ）避難住民による避難所管理組織に対しては、男女共同参画に配慮するよう求める。

（ウ）男女のニーズの違いに配慮した相談体制を整備する。

6　外来者、一時滞在者への支援について

外来者、一時滞在者の避難については、県警察、消防、自主防災組織や施設管理者等の協力を得て行うものとする。避難先については、最寄りの指定避難所とする。また、交通情報等の周知に努める。

7　避難所外避難者への対応.

（１）避難所外避難者への状況調査

ア　避難所外避難者は、町、消防、県警察又は最寄りの公的避難所に現況を連絡する。

イ　町は、防災行政無線、広報車等により避難所への誘導を実施するとともに、避難所外避難者の状況調査に努める。また、県、消防、県警察、消防団、自主防災組織、町内会等と協力し、避難所外避難者の状況把握に努める。

ウ　各関係機関（消防、県警察、消防団、自主防災組織、町内会等）は、町と連携して避難所外避難者の状況把握に努める。

エ　避難所外避難者

町、消防、自主防災組織、町内会等、防災関係機関等に対し、避難状況について連絡を取るよう努める。

（２）避難所外避難者への支援情報伝達、支援の実施

ア　町

（ア）情報伝達

町は、防災行政無線、広報車等により支援情報の伝達を行うとともに、消防、県警察、消防団、自主防災組織、町内会等と連携し、避難所外避難者への支援情報の伝達に努める。また、ホームページ等で広報が可能な場合は、積極的に活用し情報伝達に努める。

（イ）支援の実施

避難所外避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

8　災害時要援護者への配慮

（１）避難所での配慮

ア　町は、避難所施設内の段差解消などバリアフリー化に努める。

イ　情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、災害時要援護者の情報環境に配慮する。

ウ　保健師・看護師の配置又は巡回により避難者の健康管理に努める。通常の避難所での生活が難しいと判断される傷病者、障がい者、高齢者等には、医療機関への転送、福祉施設等への緊急入所又は福祉避難所への移動を勧める。

（２）福祉避難所の開設

ア　町は、施設への緊急入所を要しない程度の要介護高齢者、障がい者等のために福祉避難所を開設し、一般の避難所からの誘導を図る。

イ　福祉避難所には、障がい者・高齢者の介護のために必要な人員を配置し、資機材等を配備する。

9　積雪期の対応

（１）積雪期においては、指定した避難所が使用できないことも予想されるため、これに代わる避難所の確保に努めるとともに、協定市町村等への受入要請や県に受入れのあっせんを依頼する。

（２）暖房器具、採暖用具の配置並びに温かい食事の早期提供に配慮する。

（３）屋外へ車等で避難している被災者に対しては、降雪等による一酸化炭素中毒等の注意や時々車外に出て体操を行うなどして、エコノミークラス症候群の予防に努める。避難所の除雪等については、施設管理者、消防団、自主防災組織、町内会、ボランティア等の協力を得て行う。

第 11 節の 2　避難所外避難者への支援

【災害対策本部担当】　総務部、健康福祉部

1　計画の方針

避難所外被災者に対し、食料・物資等の提供、情報の提供、避難所への移送など必要な支援を行う。「避難所外避難者」とは、町があらかじめ指定した避難所以外の場所(屋外及び施設内)に避難した被災者をいう。

2　各主体の責務

（１）避難所外避難者

町、消防、県警察又は最寄りの公的避難所に、現況を連絡する。

（２）町の役割

避難所外避難者の状況を調査し、必要な支援を行う。

（３）県の役割

町が行う避難所外避難者の状況調査に協力する。また、町からの要請に基づき、関係機関に支援を要請する。

（４）民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス等

避難所外の災害時要援護者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町へ提供する。

3　各段階における業務の内容

発災後 72 時間以内	仮設トイレの設置 避難者数・内訳把握 避難状況の把握・食料等配布状況の周知 エコノミークラス症候群等の予防、保健指導

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所外避難者	町災対本部	避難所外避難者の状況
町災対本部	県災対本部	避難所外避難者の支援ニーズ
県災対本部	関係機関	支援要請

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災対本部	町災対本部	支援に関する情報
町災対本部	避難所外避難者	〃

5　業務の内容

（１）　避難所外避難者の状況調査実施（発災後３日以内）

ア　町は、防災行政無線、広報車等により避難所への誘導を実施するとともに、避難所外避難者の状況調査に努める。また、県、消防、県警察、消防団、自主防災組織、町内会等と協力し、避難所外避難者の状況の把握に努める。

イ　県は、町の要請に基づき、職員の派遣等を行い、避難所外避難者の状況把握に努める。

ウ　各関係機関(消防、県警察、消防団、自主防災組織、町内会等)は、町と連携して避難所外避難者の状況把握に努める。

エ　避難所外避難者

町、消防、自主防災組織、町内会等、防災関係機関等に対し、避難状況について連絡を取るよう努める。

（２）避難所外避難者への支援情報伝達、支援の実施.

ア　町

（ア）情報伝達

町は、防災行政無線、広報車等により支援情報の伝達を行うとともに、消防、県警察、消防団、自主防災組織、町内会等と連携し、避難所外避難者への支援情報の伝達に努める。また、ホームページ等で広報が可能な場合は、積極的に活用し情報伝達に努める。

（イ）支援の実施

避難所外避難者に対しても、柔軟に対応し、必要な支援に努める。

a　新たな避難場所の提供(避難施設、テントなど)

b　食料・物資の供給

c　避難者の健康管理、健康指導

d　防災行政無線等を利用した情報の提供

（３）エコノミークラス症候群の予防

中越大震災では、運動不足やトイレに行く回数を減らすため水分摂取を控えたことなどからエコノミークラス症候群を発症する人も出た。このため、エコノミークラス症候群の発症を予防するため、下記を避難者に呼びかける。

ア　時々、軽い体操やストレッチ運動を行う。

イ　十分にこまめに水分を取る。

ウ　アルコールを控える。できれば禁煙する。

エ　ゆったりとした服装をし、ベルトをきつく締めない。

オ　かかとの上げ下ろし運動をしたりふくらはぎを軽くもむ。

カ　眠る時はあしをあげる。

6　災害時要援護者に対する配慮

避難所外に避難した災害時要援護者は、できるだけ早く避難所、福祉施設又は医療機関へ移送する。

7　積雪期の対応

積雪期の屋外避難は危険なため、全員ができるだけ早く避難所等の施設内に避難するよう誘導する。また、車内避難者は、排ガスの車内充満等の危険性もあるため、マフラー付近の除雪を心がけるように呼びかける。

第 12 節　災害時要援護者の支援対策

【災害対策本部担当】　総務部、健康福祉部、町民部、教育部、産業観光部

1　計画の方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある災害時要援護者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、発災前の避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講じていく。町、県等の行政と日ごろ、災害時要援護者の身近にいる地域住民、自主防災組織、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等（以下「社会福祉施設等」という。）との協働のもと支援を行う。

また、早期の災害時要援護者支援プランの作成を進める。

（注）災害時要援護者の定義については、「湯沢町災害時要援護者支援プラン」と異なる。

2　各主体の責務

（１）町の役割

町は、災害発生直後は地域住民、民生委員、自主防災組織、介護保険事業者及び社会福祉施設等の協力を得て、災害時要援護者の安全を確保する。必要によっては県、防災関係機関等に協力要請や災害時要援護者情報の共有を行う。また、災害時要援護者の安否確認を迅速に行う。避難後は災害時要援護者支援の窓口となって、県、地域住民、介護保険事業者、社会福祉施設等との調整を行い、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保を図る。

また、外国人、視聴覚障がい者等の情報弱者に対して、適切な情報提供等の支援を行う。

（２）県の役割

県は、町等からの情報収集に努め、必要に応じて関係職員等の派遣を行うとともに、国や防災関係機関と協働して、町、介護保険事業者及び社会福祉施設等の活動を支援する。

また、外国人に対して情報提供等の支援を行うほか、町が行う視聴覚障がい者等への情報提供を支援する。

（３）介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等等の管理者は、施設内の時要援護者の安全確保を図るとともに、町、防災関係機関等の協力を得て、施設外の災害時要援護者の安全確保の協力に努める。

（４）企業の役割

災害時要援護者を雇用している企業及び関係団体は、災害時要援護者の優先的な避難誘導を行い、安否確認を迅速に行う。

（５）国際交流協会、外国人雇用企業、留学生が所属する学校及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)の役割

ａ　国際交流協会

町県及び県の国際交流協会は、町及び県の要請に基づき、多言語支援窓口の運営

に必要な通訳・翻訳ボランティア等の確保及び県内外関係団体への協力要請を行う。

b　外国人雇用企業、留学生が所属する学校、国際交流関係団体（日本語教室を含む）

所属する外国人の安全確保に努める。また、被災・避難状況を把握し、町に報告する。

（６）地域住民、自治会、自主防災組織等の役割

地域住民、自治会、自主防災組織等は、町、防災関係機関、介護保険事業者及び社会福祉施設等と協働して、地域社会全体で災害時要援護者の安全確保や避難誘導及び安否確認を行う。

（７）災害時要援護者及び保護責任者の役割

災害時要援護者及び保護責任者は、情報収集に努めるとともに、状況に応じて関係機関の積極的な協力を求め早めの避難行動開始に努めるなど自らの安全を確保する。

３　各段階における業務の内容

避難準備情報	町、報道機関等により情報提供 避難に備えた準備を行う。 避難準備行動として、必要により地域住民により避難所や２階への避難を開始する。
避難勧告	町、報道機関等により情報提供 地域住民などにより、災害時要援護者の避難所への避難誘導及び避難状況の確認、安否確認
避難指示	町、報道機関等により情報提供
発災後１日以内	避難所の救護所の中に心の相談窓口を設置
発災後３日以内	避難所巡回健康相談（こころの相談含む）を開始
発災後３ヶ月以内	仮設住宅転居者等の健康相談を開始

４　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者 民生委員、町内会、 介護保険事業者、 福祉関係者等	町	災害時要援護者の安否や保健・福祉等のニーズ
町	県、他市町村 介護保険事業者 社会福祉施設等	災害時要援護者の集約された各種ニーズ、職員等応援要請
県	国、都道府県、町 介護保険事業者 社会福祉施設等	災害時要援護者への各種サービス要請、職員派遣要請

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	町	サービス、派遣予定等の情報
町、社会福祉施設等	避難所、避難者等	サービス、派遣予定等の情報

5　業務の体系

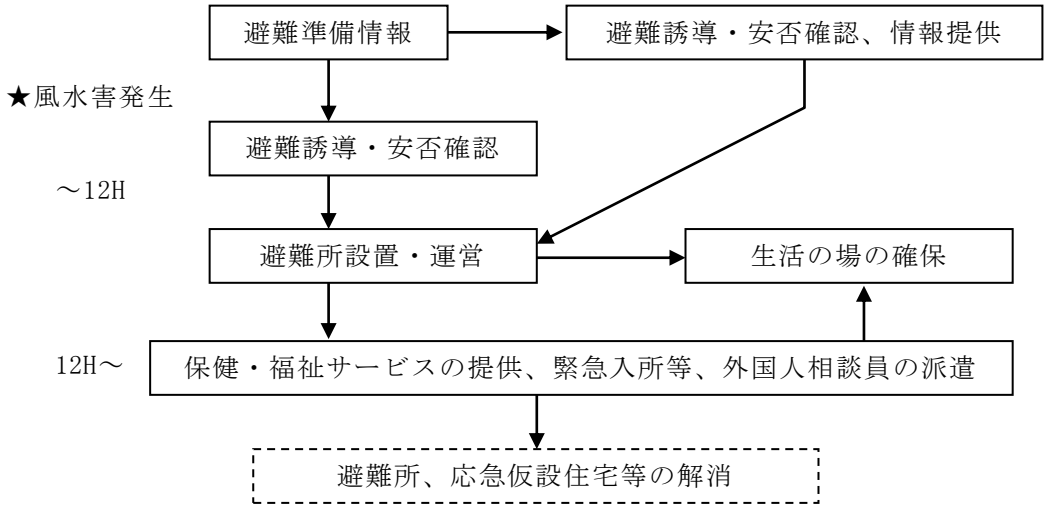

6　情報伝達

避難準備情報等の避難情報を災害時要援護者や支援者に迅速かつ正確に提供するため、報道機関等の協力を得て緊急割り込み放送や文字放送、ホームページ等により情報の伝達を行う。

7　避難誘導対策

（１）災害時要援護者名簿による情報共有

災害時は災害時要援護者名簿について、必要な範囲において関係機関との情報共有を図る。その際、個人情報への配慮に留意する。

（２）避難誘導体制

町内会、自主防災組織、民生委員、防災・福祉関係機関、警察署、消防署、消防団等の協力を得て、災害時要援護者に迅速に避難情報等を伝達するとともに避難準備行動及び避難誘導及び安否確認を行う。

8　避難所の設置・運営

町内会、自主防災組織等と協働し、災害時要援護者へ配慮した対応を行う。

（１）避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成にあたり、負傷者や衰弱した災害時要援護者の把握に努めるとともに安否確認を行う。

（２）避難所において、災害時要援護者に対して必要なスペースの確保、障がい者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分配慮する。

（３）視覚・聴覚障がい者に対しては、的確な情報が伝わるよう配慮し、情報入手に困難を伴う視覚障がい者に対しては点字、大活字又は音声により、聴覚障がい者に対しては文字又は手話等による情報提供を行うよう努める。

（４）避難所において、車椅子や粉ミルク等の災害時要援護者の生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら災害時要援護者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う。

（５）避難所での生活が困難な災害時要援護者は、社会福祉施設等への緊急入所や入院、公的住宅等への一時避難ができるよう事前に協定等を締結しておくよう努める。

９　生活の場の確保

仮設住宅への収容や公営住宅の入居に際しては、災害時要援護者世帯を優先して入居させる。

10　保健・福祉対策

災害の各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービスの提供を県や他の市町村等と協働し、また、ボランティア等の協力を得て行う。

（１）保健対策

被災者の心身の健康確保のため、町保健師により避難所、応急仮設住宅、自宅等で健康相談等（巡回相談・栄養指導、こころのケア、訪問指導、訪問看護等の保健サービス）を行う。

（２）福祉対策

町社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、福祉関係者、町内会等の協力・連携により、災害時要援護者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う。

（３）各機関の調整・取りまとめ

災害時要援護者への対応については、社会福祉施設、医療施設、民生委員など多数の関係機関の調整が必要なことから、町はコーディネート窓口を設置し、必要な対策を実施する。

11　観光客支援対策

湯沢町の観光集客を考慮し、それに応じた災害時要援護者対策をとる。

旅館、ホテルに滞在する観光客が被害を受ける可能性もあるため、町は、観光協会、旅館組合、民宿組合等に対して、観光客を災害から守るための防災対策のいっそうの充実を図るよう指導する。

また各施設にたいして、避難マニュアルを作成するよう指導する。

12　外国人支援対策

県、外国人関係団体と協働して外国人への災害情報の提供、安否確認、相談等の支援活動を行う。

13　町外から来町中の災害時要援護者対策

町災害対策本部は、県と協力し、地域外からの災害時要援護者に対し、居住地との連絡調整を行い、それぞれに対し情報提供を行う。

第 13 節　警備・保安及び交通規制対策

【実施主体】　県警察

【災害対策本部担当】　総務部、地域整備部、町民部

1　計画の方針

大規模災害発生時においては、災害時の非常事態に対処するため、本町を管轄する南魚沼警察署は、関係機関との緊密な連絡のもと、早期に警備体制を確立し被害状況の収集等に努め、住民の生命及び身体の保護のため、「新潟県大規模災害警備基本計画」に基づき的確な災害警備活動を行う。

2　警察署における応急対策フロー図

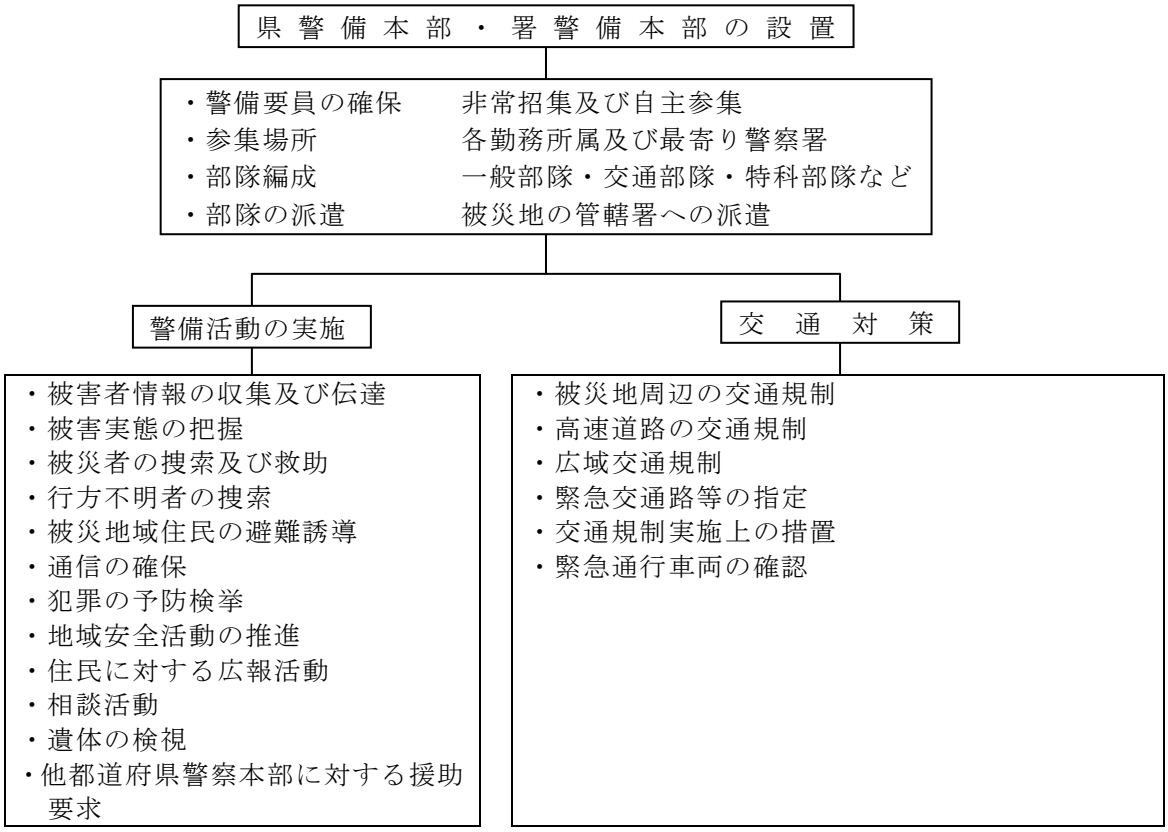

3　業務の内容

（１）警備活動における関係機関との連携

災害に対処するため町及び関係機関と連携を密にし、それぞれの活動状況を互いに把握するとともに、相互に協力し救助活動、災害応急活動等を効果的に行う。

町	1　被災状況、避難者動向等の緊密な情報交換 2　一般治安対策、地域安全活動等の実施協力
消防機関	1　消火、救急活動のため消防車輌の通行及び警戒線の設定等における連携 2　被災者の捜索、救助活動に関する情報交換及び連携
自衛隊	災害情報の提供、災害活動の支援

（２）県警察における警備活動

大規模災害が発生が発生した場合に次の警備活動を行う。

ア　警備体制の確立

a 指揮体制の確立

b 警備要員の確保

イ　警備の重点

a　被害情報の収集及び伝達

b　被害実態の把握

c　被災者の捜索及び救助

d　行方不明者等の捜索

e　警戒区域の設定及び被災地域住民の避難誘導

f　通信の確保

g　犯罪の予防検挙

h　地域安全活動の推進

i　住民に対する広報活動

j　相談活動

k　遺体の検視

l　他都道府県警察本部等に対する救助要求

ウ　災害警備活動に対する関係機関の協力

県警備本部長又は署警備本部長は、県、町、消防、その他関係機関の協力を得て、それぞれの活動を把握するとともに、救助活動等を効果的に行うため、必要な措置を要請する。

（３）道路交通対策

大規模災害が発生した場合は速やかに道路の被害状況及び交通状況の把握し、避難及び人命救助等のため必要な交通規制を実施する。あわせて、交通情報、車両の使用の抑制、その他運転者の執るべき措置等についての広報を実施し、危険防止及び混雑緩和のための措置を行う。

ア　情報の収集

緊急交通路、避難路及び交通規制実施時の迂回路の確保をするため、被災地を中心とした幹線道路の被災情報を収集する。

イ　交通規制の実施

大規模災害が発生した場合、交通の混乱を防止し、避難路及び緊急交通路を確保するため、順次、次の交通規制を実施する。

a　被災地周辺の交通規制

b　高速道路の交通規制

c　広域交通規制

d　緊急交通路等の指定

（４）交通規制実施上の措置

ア　交通規制の結果生ずる滞留車両への措置

イ　主要交差点対策

（５）緊急通行車両及び規制除外車両の確認

県知事及び県公安委員会は、緊急通行車両及び規制除外車両の確認を行う。

（６）運転者のとるべき措置

南魚沼警察署は、平常時から関係機関と連携して、自動車運転者に対し、災害発生時の執るべき措置について、周知徹底を図る。

（７）関係機関との協力

交通規制の実施に際しては、道路管理者及び関係機関と緊密に連絡し、状況に即した適切な交通規制を実施するとともに、必要に応じ派遣された警備業者等に交通誘導等の協力依頼を行う。

（８）広報

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、地域住民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、立て看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

４　災害時要援護者に対する配慮

住民の避難誘導にあたっては、高齢者、障がい者、子ども、外国人等の災害時要援護者を優先的に避難させる等、十分配慮した対応を行うものとする。

５　積雪期の対応

積雪期の災害に備え、降積雪量、道路確保状況その他冬期における特殊条件の実態を把握し、基礎資料として整備しておくものとする。

第 14 節　消火活動

【実施主体】　南魚沼市消防本部、消防団

【災害対策本部担当】　総務部

1　計画の方針

異常乾燥下及び強風下等において発生した火災に対し、住民の初期消火による延焼防止、消防機関等の迅速、効果的な消火活動及び応援要請による消防力の増強により、災害の拡大を防止する。

2　各主体の責務

（1）住民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、家庭及び職場等において、出火防止や発生火災の初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関に通報しなければならない。

（2）消防団は、消防長又は消防署長の総括的な統制の下に火災防ぎょ活動に当たる。

（3）消防本部は、火災が発生した場合、消防団等連携し適切な消火活動を行うとともに、自らの消防力で対応できない場合には、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画に基づく応援要請を迅速に行う。

（4）緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部、以下本節中「新潟市消防局等」という。）は、消防の広域応援の必要がある場合は、南魚沼市消防本部及び県と協力してその対応にあたる。

（5）県は、大規模な火災が発生した場合、町の被害状況及び消火活動状況を把握し、関係機関への応援を要請し、消火活動の迅速な実施を図る。

3　各段階における業務の内容

出火・暴風による被害発生中	初期活動 県内広域応援による消火 地域の防災力による消火 緊急消防援助隊による消火

4　情報の流れ

（1）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
住民	消防団・消防本部	出火・延焼
消防団・消防本部	町	出火・延焼・消火活動
消防本部	被災地外消防本部又は地域代表消防本部（大規模火災の場合）県	出火、延焼、消火活動・応援要請（県内消防、緊急消防援助隊、自衛隊）

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
消防団・消防本部	住民	出火・延焼・避難・消火活動
被災地外消防本部又は 地域代表消防本部 （大規模火災の場合）	町 消防本部 県	県内広域応援出動
県	町・消防本部	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動
消防庁・自衛隊等	県	緊急消防援助隊応援出動 自衛隊出動

5　業務の体系

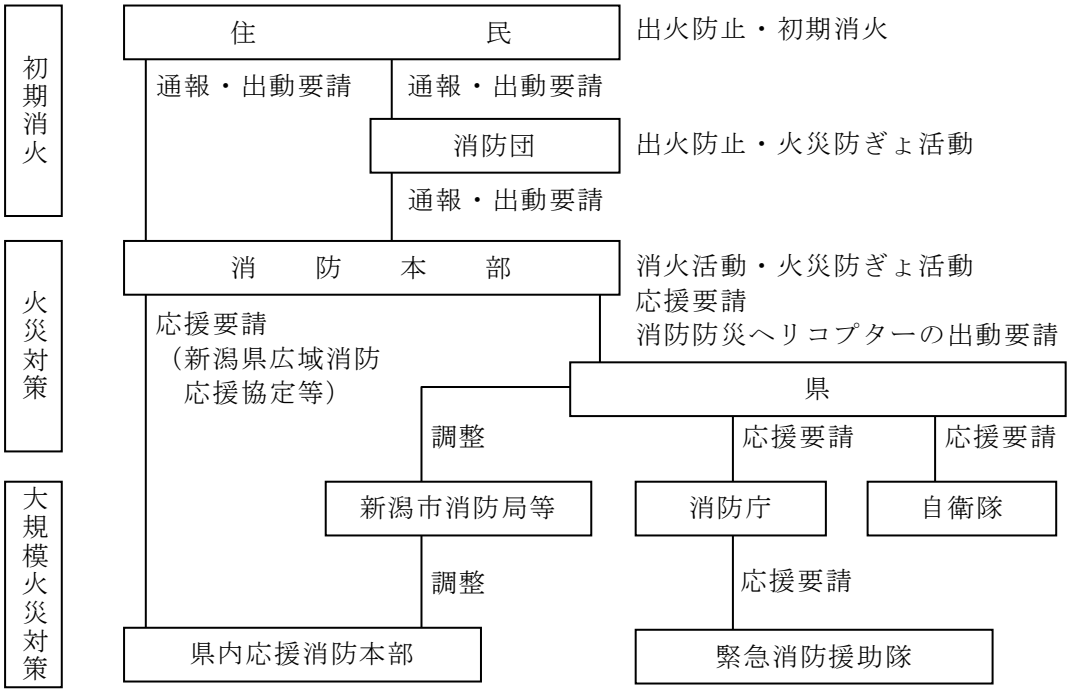

6　風水害火災対策

大規模災害時には、同時多発火災、道路の決壊及び土砂災害等の多くの災害の同時発生が予想され消防の総力をもってしても全災害に対処することは、非常に困難と考えられる。

したがって、最も効果的な消防活動を行うため、多数の人命を守ることを最優先にし、次の目標を設定して対策を立てる。

（１）住民等の対策

自主防災組織の設立を推進し、自助・共助による消防活動の実施に取り組むよう努める。

ア　出火防止

（ア）住民等は災害の発生を知ったときは、火気の使用、自動車の運行、危険な作業等を直ちに中止し、出火防止に努め、安全な場所に避難する。

（イ）家族の安全措置を図るとともに、町、消防機関、警察官、自主防災組織、町内会等、その他の者が実施する消防活動、救助等に係る措置に協力しなければならい。

イ　初期消火

（ア）使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を遮断するとともに、プロパンガスはボンベのバルブ、石油ストーブはタンクのもとバルブをそれぞれ閉める等の措置を行うこと。

（イ）火災が発生した場合は、消火器、風呂のくみおき水等で初期消火活動を行うとともに、直ちに消防機関に通報する。また、近隣住民、自主防災組織、町内会等、消防団員等に大声で知らせる。

（２）南魚沼市消防本部・消防団の対策

南魚沼市消防本部警防内部規定及び湯沢町消防団警防要綱による。

（３）町の対策

町は、災害が発生したとき、町だけでは災害の規模等が把握できず対処不可能の場合は、県に依頼し、消防防災ヘリコプターの緊急出動要請を行い、調査活動及び消火・救助活動の実施を依頼する。

（４）県の対策

県は、大規模な災害が発生した場合、自ら又は消防本部等の出動要請により、消防防災ヘリコプターの緊急出動を行い、自ら調査活動を実施し、又は現地消防本部と連携して救助活動を行う。

ア　消防防災ヘリコプターの運航

（ア）県は、災害発生時において必要と認められる場合は、消防防災ヘリコプターの緊急出動を行う。

（イ）緊急運航手続においては、第２章第９節「火災予防」による。

（ウ）緊急運航活動

a　災害応急対策活動

災害の状況把握、緊急物資の搬送等

b　火災防ぎょ活動

林野火災等の消火活動、火災情報の収集・伝達、資機材等の運搬、住民への避難誘導等の広報

c　救急活動

山間地等からの救急患者の搬送

d　救助活動

水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助等

7　広域応援要請

（１）県内市町村に対する応援要請

消防本部の総力をもってしても対処不可能な場合等には、消防本部間の協定に基づき応援要請を行うものとし、次の基準等により行う。

（※広域応援体制については、第２章第９節「火災予防」に掲載）

ア　隣接市町村等消防応援協定

（ア）災害発生場所が隣接市町村等との境界付近にある場合

（イ）応援要請は災害対策本部長（以下「管理者」という。）が南魚沼市長を通じて協定市町村長に対して行う。

イ　中部消防応援協定

（ア）南魚沼市消防本部の消防力では災害防ぎょが困難と認める場合

（イ）応援要請は管理者が南魚沼市長を通じて協定市町村長に対して行う。

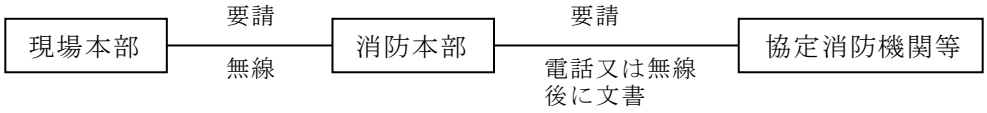

ウ　新潟県広域消防相互応援協定

（ア）消防本部の消防力においても災害防ぎょが著しく困難と認める場合

a　第一要請　　中越地域内の市町村等

b　第二要請　　第一要請地域及び直近隣接地域の市町村等

c　第三要請　　県下全域の市町村等

（イ）応援要請は消防長が県内市町村区分に基づく代表消防本部を通じて行う。

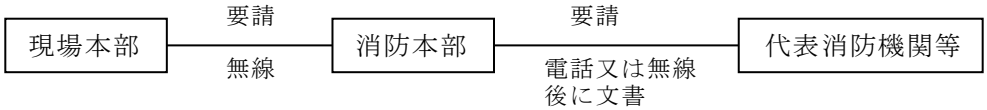

（２）他都道府県に対する応援要請

県内の消防相互応援協定に基づく応援を受けても、なお対処できないと判断したときは、消防組織法第 44 条に基づき緊急消防援助隊の要請を行う。

ア　管理者は、災害の状況及び管内消防力並びに県内消防応援力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、速やかに県知事に対して緊急消防援助隊の出動要請をする。この場合において、県知事と連絡の取れない場合には直接消防庁長官に対して要請を行う。

イ　県は、管理者から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと判断したときは、直ちに消防庁に対して必要な措置に関する要請を行う。

８　孤立地区における消火活動

孤立地区の消火作業は、孤立地域の消防団を集結し、消火作業にあたるとともに、近隣消防本部に要請して対処する。

９　災害時要援護者に対する配慮

近接住民、自主防災組織、消防団、ボランティア組織、施設管理者等は、災害時要援護者の住宅、施設等からの出火防止を図るとともに、火災が発生した場合は、身の安全を確保するとともに、初期消火に努める。

10　積雪期の対応

（１）積雪期における消火活動

南魚沼市消防本部警防内部規定及び湯沢町消防団警防要綱による。

（２）住民の対応

ア　消防隊の速やかな到着は、非常に困難になることを念頭に置き、暖房器具等からの出火防止に努めるとともに保管･備蓄している燃料の漏出等がないか直ちに点検する。

イ　近所の消火栓・防火水槽等を点検し、雪で埋まっている場合は、火災の発生の有無にかかわらず除雪に協力する。

（３）消防機関の対応

ア　火災発生現場への消防車輌の通行確保のため、関係機関に除雪等を要請する。

イ　除雪機械等を保有する機関・事業者に現場への人員、資材等の輸送に対する協力を要請する。

ウ　火災発生時に速やかな消火活動を行うため、管理する消火栓・防火水槽等の消防水利の除雪及び点検を行い、適切な維持管理に努める。

（４）惨事ストレス対策

ア　消火活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第 15 節　水防活動

【災害対策本部担当】　総務部

【関係機関】　南魚沼市消防本部、消防団

1　計画の方針

危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

2　各主体の責務

（1）住民の役割

ア　水防管理者（町長)、水防団長（消防団長）又は消防長が要請したときは、水防に従事する。

イ　堤防その他の施設が決壊したときは、町、国、県、水防団、消防機関に直ちに連絡する。

（2）町の役割

洪水等により、水災の発生が想定される区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

（3）国、県の役割

ア　洪水等により､水災の発生が想定される区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように、河川の水位や雨量、ダム放流情報等の防災情報の提供や、洪水予報や水防警報及び避難判断水位到達情報の通知並びに水防資機材の提供を行うものとする。

また、国は、洪水等によって著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上救急を要すると認めるときは、水防管理者に代わって、進入した水の排除、高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。

3　各段階における業務の内容

避難準備情報	浸水・暴風による被害発生中
避難勧告	浸水区域、土砂災害危険箇所の警戒
避難指示	警戒区域の設定

4　業務フロー

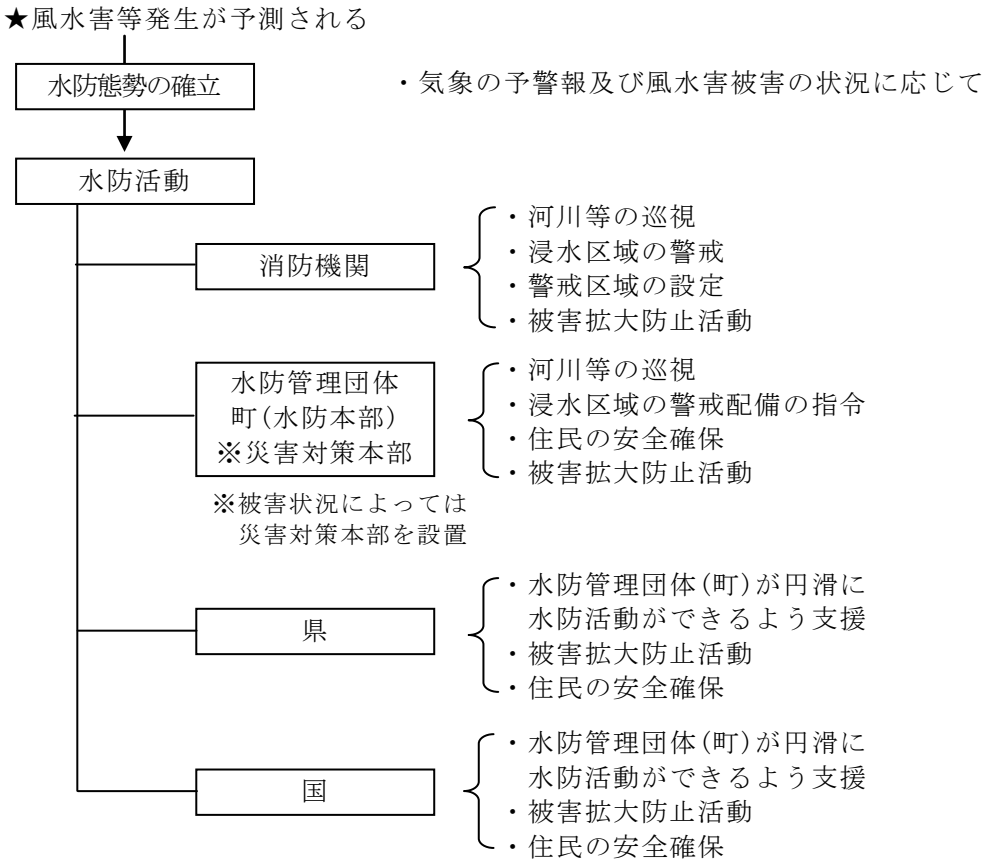

5　業務の内容

（１）水防体制の確立

ア　消防機関

気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、水防管理者（町）が発する待機、準備、出動の配備指示により態勢を整える。

イ　町

気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、町水防計画に定めている配備体制を整える。

ウ　県（南魚沼地域振興局地域整備部局含む。）

気象の予警報及び風水害の被害状況に応じ、県水防計画に定めている配備体制を整える。

（２）河川等の巡視

ア　水防団、水防協力団体、消防機関

水防団長又は消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに該当河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

イ　町

町は、随時区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川堤防等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

現在、町の重要水防箇所は３箇所、砂防指定地は 70 箇所、土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定箇所は、138 箇所、急傾斜地危険箇所は 28 箇所、地すべり危険箇所は９箇所、土石流危険渓流は 75 箇所ある。詳細については、資料編を参照

ウ　県（南魚沼地域振興局地域整備部）

県は必要に応じ河川巡視を実施するとともに、巡視の結果や水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者からの連絡等により、水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に実施する。

エ　国（北陸地方整備局湯沢砂防事務所）

町、県、消防機関より連絡のあった水防上危険であると認められる箇所の措置を早急に図る。

（３）浸水区域の警戒

ア　水防団、水防協力団体、消防機関

河川管理施設は、洪水等の災害から住民の生命・財産を守る根幹施設となるため、準備、出動にあっては、次の危険箇所等に対して警戒配備を行う。

（ア）河川水位がはん濫注意水位に近づいている箇所
（イ）過去に洪水被害を生じた箇所
（ウ）地形地質上の弱堤箇所
（エ）土砂災害防止の観点から弱堤箇所
（オ）二次被害防止の観点から低標高箇所
（カ）主要河川構造物の設置箇所

イ　町

適時に水防団、消防機関が浸水被害の警戒に当たれるよう配備指令を発する。

ウ　国・県

河川管理業者等の協力のもと、河川パトロール等を実施し、危険箇所等の警戒を行う。

（４）警戒区域の設定

ア　水防団、水防協力団体、消防機関

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要と認められるとき、水防団長、水防団員、水防協力団体の構成員及び消防関に属する者は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずるものとする。

（５）住民の安全確保

ア　町

河川災害に関する情報の収集を行い、洪水予報や避難判断水位到達情報を関係機関へ速やかに伝達する。伝達方法については、風水害編第２章第 25 節　河川災害予防計画を参照。

必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くことを指示する。

災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

住民に対する避難準備情報の発令、避難勧告又は避難指示は、関係法令に基づき、それぞれの実施責任者が時期を失わないようにするものとする。

特に町長は、避難措置実施の第１次責任者として必要に応じ、県、警察機関、自衛隊等に協力を求め、適切な措置を講ずる。

避難を指示する場合には、南魚沼警察署長にその旨を通知する。

イ　県

必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立退くことを指示する。

（６）被害拡大防止活動

ア　水防管理団体・消防機関

水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者・消防機関の長は、直ちにその状況を関係者（湯沢町長、北陸地方整備局湯沢砂防事務所長、南魚沼地域振興局地域整備部長､南魚沼警察署長及び被害の及ぶ方向の隣接水防管理団体その他必要な団体）に通報しなければならない。

また、決壊後も可能な限り氾濫による被害の拡大防止に努める。

イ　県

洪水によって著しく激甚な災害が発生した場合に次に掲げる水防活動を行う。

・当該災害の発生に伴い侵入した水の排除

・高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動

（７）県水防本部・支部の支援

県水防本部は（支部：南魚沼地域振興局）は、町が円滑に水防活動できるように努める。

ア　水防計画の策定

イ　雨量、河川の水位、ダム放流情報等の防災情報の提供

ウ　洪水予報、水防警報、避難判断水位到達情報の通知と住民への周知

エ　浸水想定区域図の作成と指定

オ　水防資材の提供

カ　職員の派遣（災害対策本部設置の場合）

６　災害時要援護者に対する配慮

町、県、国は、災害に際し、危険な地域又は危険が予測される地域にある住居者、滞在者を安全な地域に誘導し、又は安全な場所に収容する。

７　積雪期の対応

雪崩、融雪に伴う地すべり等による河川の埋塞など、積雪地域特有の水害に対しても適切に水防活動を実施する。

第 16 節　救急・救助活動

【実施主体】　南魚沼市消防本部、消防団、医療関係機関

【災害対策本部担当】　総務部、健康福祉部

1　計画の方針

災害により被災した住民等に対し、町、県、県警察、消防機関、自主防災組織、地域住民及び医療機関等は、協力して迅速かつ適切な救急・救助活動を行う。また、自衛隊、第九管区海上保安本部、緊急消防援助隊、警察広域緊急援助隊、県内広域消防応援部隊等は、関係機関と協力して救急・救助活動を行う。

2　各主体の責務

（１）住民の役割

被災地の地域住民及び通行人等、災害現場に居合わせた者は、救助すべき者を発見したときは、直ちに消防等関係機関に通報するとともに、消防団等と協力して救出活動にあたる。

（２）町の役割

町は、直ちに町地域防災計画の定めるところにより、地元医師会等と協力して救護所を開設し、近隣で発生した負傷者等の救護にあたる。

（３）消防機関の役割

ア　南魚沼市消防本部職員及び消防団員は、それぞれの計画の定めるところにより、直ちに自主的に担当部署に参集するとともに、救助隊を編成し、指揮者の下で救急救助活動を行う。

イ　救助隊は、多数の要救助者に対応するため、出動対象の選択と優先順位の設定、現地での住民の協力を得る等、効率的な救助活動を行う。

ウ　南魚沼市消防本部は、管内の消防力等で対応できない場合は、必要に応じて新潟県広域消防相互応援協定等及び新潟県緊急消防援助隊受援計画並びに県･市町村地域防災計画等に基づき、県内広域消防応援部隊及び緊急消防援助隊並びに自衛隊等の応援を要請し、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

エ　緊急消防援助隊新潟県代表消防機関（新潟市消防局、代行：長岡市消防本部、以下「新潟市消防局等」という。）は、広域消防応援の必要がある場合は、南魚沼市消防本部及び県と協力してその対応に当たる。

（４）県・県警察の役割

ア　警察本部は、町等からの応援要請又は自ら必要と判断した場合は速やかに救助部隊を編成し救急救助活動を実施するとともに、必要に応じて警察広域緊急援助隊を要請する等、必要な救急・救助体制を迅速に確立する。

イ　県は、町の被害状況及び救急救助活動状況を把握し、関係機関との総合調整を行う。また、関係機関への応援を要請し、救急・救助活動の迅速な実施を図る。

ウ　県、警察本部は、町からの要請又は自らの判断により、関係機関と協力してヘリコプターによる救急救助活動を実施する。また、県は、必要に応じ、ヘリコプター

保有機関（他都道府県、消防機関、県警察、海上保安庁、自衛隊等）に応援を要請し、安全かつ効率的な救急救助活動の支援・調整を行う。

オ　県内の災害派遣医療チーム（新潟ＤＭＡＴ）は、県等からの要請又は自らの判断により、災害現場等に迅速に駆けつけ、救命処置等の活動を行う。

また、新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）は、必要に応じてドクターヘリを病院所属のＤＭＡＴの移動、患者の搬送等に活用できるものとする。

3　各段階における業務の内容

避難指示	初期救急活動の実施
浸水・暴風による被害発生中	重傷者等の搬送 消防等による救護活動

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
住民、消防団など	消防本部、警察署	被災状況、救急救助要請
消防本部、警察署	県、警察本部	救急救助、応援、ヘリの要請
県、警察本部	消防庁、警察庁など	広域応援要請

（２）被災地へ

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
消防庁、警察庁など	県、警察本部	広域応援出動
県、警察本部	消防本部、警察署	救急救助、応援、ヘリの出動
消防本部、警察署	住民、消防団など	救急救助活動

5　業務の体系

関係機関は、次の活動を必要が生じたとき又は必要とされる間、実施する。

住民、消防団、県、県警察等、地域における初動対応
↓
地元消防本部、県警察等の救急救助隊等による救急・救助
↓
新潟ＤＭＡＴ、救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護
↓
県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動
↓
広域応援等の要請
↓
広域応援部隊及び関係機関の総合調整
↓
航空機活動の調整及び安全・効率的活動の確保

6　業務の内容

（１）住民、消防団、県、県警察等、地域における初動活動

ア　住民、町内会等

（ア）救助すべき者を発見した者は、直ちに消防等関係機関に通報する。

（イ）電話等通常の連絡手段が使用できないときは、タクシー等の無線登載車輌に協力を依頼し、当該車輌の運行者はこれに協力する。

（ウ）災害の現場で消防等救急・救助活動を行う機関から協力を求められた者は、できる限りこれに応ずる。

イ　町

消防団等から現地被災状況を迅速かつ確実に収集し、関係機関に伝達し、必要な救急救助体制を迅速に確立する。

ウ　消防団

消防団員は、直ちに自発的に参集して指揮者は救助隊を編成し、住民の協力を得て初動時の救急救助を実施する。

エ　県、県警察

県（防災局、福祉保健部及び県警察）は、町、消防本部等から情報を収集し、関係機関と情報を共有して必要な総合調整を行う。

（２）南魚沼市消防本部、県警察等の救急救助隊による救急・救助

ア　消防本部

（ア）消防職員は自発的に担当部署に参集し、指揮者は直ちに救助隊にお編成する。

（イ）消防本部は、現地で活動中の消防団から情報を収集し、県に伝達するとともに、必要な救急救助体制を確立する。

（ウ）出動対象の選定と優先順位の設定、現地での住民の労力の活用等、効率的な救助活動の実施に努める。

（エ）必要に応じ、県警察に救急救助活動の応援を要請する。

イ　警察本部

町等から救急救助活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助部隊を編成して救出・救助活動を実施する。

（３）救護所及び最寄りの医療機関等による負傷者の救護

ア　町

（ア）南魚沼郡市医師会と協力して学校等に救護所を直ちに開設し負傷者等の救護にあたる。

（イ）負傷者等の手当は、できるだけ最寄りの医療機関や町の開設した救護所等、現地で行う。

（ウ）重傷者の病院への搬送が必要な場合は、道路交通の混乱を考慮し、必要に応じて県警察に協力を求める。

イ　消防本部

広域災害・救急医療情報システム及び各種連絡手段により、行政・医療機関の情報を共有し、的確な救急活動を行う。

ウ　新潟ＤＭＡＴ

（ア）消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等（現場活動）を行う。

（イ）被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療（域内搬送）を行う。

（ウ）被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等（病院支援）を行う。

（エ）必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）を行う。

（４）県警察ヘリ、県消防防災ヘリ等による救急・救助活動

ア　町、消防、医療機関等

町、消防、医療機関等は、救急車での搬送が困難と判断される場合等、必要があるときは、南魚沼市消防本部を経由して県消防防災ヘリコプターの要請や県警察ヘリコプター等による搬送を要請する。

ただし、医療機関等その他関係機関は、やむ得ない場合を除き、原則として南魚沼市消防本部、南魚沼警察署等を通じて要請する。

イ　県、県警

（ア）県及び県警察は、町等からの要請があった場合又は自らの判断により保有するヘリコプターで重症患者等の搬送を行う。

（イ）ヘリコプターの要請が同時多発的に行われた場合、県（災害対策本部統括調整部広域応援・救助班又は防災局危機対策課）及び県警察がそれぞれ、又は相互に調整の上、その効率的な運航を図る。

（５）ドクターヘリによる救命救急活動

ア　町、消防、医療機関等

町、消防本部、医療機関等は、必要があるときはドクターヘリの派遣を要請する。

イ　県

県は、町等からドクターヘリの派遣要請があった場合、内容を検討のうえ、派遣を決定した場合には、直ちに新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）に出動を指示する。

ウ　新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）

新潟大学医歯学総合病院（ドクターヘリ基地病院）は、県からの出動指示又は町からの派遣要請があった場合又は出動指示がない場合においても、情報収集の結果ドクターヘリの出動が効果的であると判断した場合は、被災地の消防本部と十分な調整をとったうえで、ドクターヘリを出動させることができる。

（６）広域応援の要請

本章第 14 節「消火活動」広域消防応援体制を準用する。

7　災害時要援護者に対する配慮

地域住民、町、県警察及び消防本部等は、災害時要援護者の適切な安否確認を行い、救急救助活動を速やかに実施する。

8　積雪期の対応

積雪期における救急・救助活動については、積雪による被害の拡大や消防隊等の速やかな到着が困難になるため、地元消防団、自主防災組織、町内会等による速やかな初動対応が重要である。そのため、町、消防、県警察は地域の実情に応じた資機材の整備に努める。

また、積雪期の風水害では、要救助者が発生した場合、速やかな救助活動に困難を生ずることが予想される。町は、消防、県警察及び関係機関等と建設重機、災害救助犬等を活用し、協力して救急・救助活動にあたる。

9　惨事ストレス対策

ア　救急・救助活動を行う各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

イ　消防機関においては、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第 17 節　医療救護活動

【実施主体】　医療関係機関

【災害対策本部担当】　健康福祉部

1　計画の方針

町は、県及び関係機関と緊密な情報共有と協力体制のもとに、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行う。

2　各主体の責務

（１）災害発生時に迅速かつ的確な医療を提供するためには正確な情報の把握が最も重要であることから、町は、発災直後に医療機関等から必要な情報収集を行う。

（２）南魚沼地域振興局健康福祉環境部長は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等の協力を得て、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むため災害保健対策現地本部を設置する。

（３）町及び県は、情報共有し、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。

（４）町は、被災が著しく町の体制だけでは医療救護活動を確保できないと判断した場合は、県及び協定市町村等、被災していない市町村に対して支援を要請する。

（５）町及び県は、社会福祉協議会等ボランティア関係団体と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

（６）医療機関は、策定しているマニュアル等に基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

（７）県立六日町病院は地域の中核的な病院として、湯沢町健康保健センターは地元医療機関として主に被災現場、救護所、被災地等からの患者の受入れを行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

（８）新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

（９）ドクターヘリ基地病院（新潟大学医歯学総合病院）は、災害発生時に県からドクターヘリの出動指示又は被災地からの派遣要請があった場合などに、ドクターヘリを派遣し、災害現場等において救命活動を行う。

(10) 県医療救護班及び県歯科医療救護班編成機関は、県から救護班の派遣要請があった場合、また、災害拠点病院は、派遣要請がない場合においても、被災状況等に応じ自らの判断で医療救護班を派遣する。

(11) 県は、新潟大学医歯学総合病院と協力して透析医療機関に被害状況を確認し、新潟大学医歯学総合病院が透析医療機関の患者受入を調整する。

(12) 県は、被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、国及び他の都道府県等に対して支援を要請する。

（13）町及び県は、県災害救援ボランティア本部と情報共有し、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

（14）拠点となる医療関係機関において災害に強い通信手段（衛星携帯電話など）の確保に配慮する。

3　各段階における業務の内容

避難指示	医療機関の被災状況、負傷者の受入可否 職員の招集
浸水・暴風による被害発生中	救護本部及び救護所の設置 負傷者等の状況、救護所の設置状況把握 医療救護班の派遣 関係団体への要請 医療関係ボランティアの把握

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
町	県医務薬事課	新潟ＤＭＡＴ派遣要請
町、消防機関、医療機関	県医務薬事課	ドクターヘリ派遣要請
町	保健所 （健康福祉環境部等）	救護センター設置要請 医療救護班等派遣要請
病院	県医務薬事課	被災状況、診療可否、患者転送要請、 受入患者数、医療スタッフ要請・提供
透析実施機関	県医務薬事課	被災状況、診療可否、患者転送要請、 受入患者数、医療スタッフ要請・提供
診療所 （透析実施機関を除く）	保健所 （健康福祉環境部等）	被災状況、診療可否、患者転送要請、 受入患者数、医療スタッフ要請・提供
保健所（健康福祉部等）	県医薬国保課	診療所の被災状況等救護センター開設 医療救護班等派遣要請
災害医療コーディネートチーム	災害医療コーディネーター	県医療救護班等の派遣要請
県医務薬事課	他の都道府県	県外ＤＭＡＴの派遣要請 医療救護に関する応援要請
県医務薬事課	厚生労働省	県外ＤＭＡＴの派遣要請 医療救護に関する応援要請

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県医務薬事課	町、消防機関、医療機関	ドクターヘリの派遣
保健所 （健康福祉環境部等）	町	救護センター設置 医療救護班等派遣
県医薬国保課	保健所 （健康福祉環境部等）	病院、透析実施機関の被災状況等 救護センター開設指示 医療救護班等派遣
他の都道府県	県医務薬事課	県外ＤＭＡＴの派遣要請 医療救護に関する応援
厚生労働省	県医務薬事課	県外ＤＭＡＴの派遣要請 医療救護に関する応援

5　業務の体系（フロー図又は業務体系図）

（１）ＤＭＡＴ関係

災害発生
↓
新潟ＤＭＡＴの派遣
↓
新潟ＤＭＡＴ本部の設置
↓
災害現場等におけるＤＭＡＴの救命活動
↓
国等へのＤＭＡＴ支援要請
国への支援要請
他県への支援要請

（２）医療救護活動（ＤＭＡＴを除く）

災害発生
↓
被災状況把握
↓
災害保健対策現地本部の設置
災害保健対策現地本部の活動、災害保健対策現地本部の体制
↓
医療救護施設の設置
救護所及び救護センターの設置
↓
災害対策本部における関係機関・団体との情報共有・連絡調整
↓
救護所等における医療救護活動
救護所の医療救護活動、救護センターの医療救護活動、
後方病院における医療救護活動、患者等の搬送、
医療資器材等の供給、医療救護体制の支援
↓
国等への支援要請
国への支援要請、他県への支援要請、医療関係団体への支援要請
↓
医療関係ボランティアの活用
↓
医療関係の災害時の対応

6　業務の内容

（１）ＤＭＡＴ関係

ア　新潟ＤＭＡＴの派遣

（ア）　県医務薬事課は、被災地の市町村、代表消防本部又は災害拠点病院からの要請を受け、新潟ＤＭＡＴ指定医療機関に対し新潟ＤＭＡＴの派遣を要請する。

（イ）　新潟ＤＭＡＴ指定医療機関は、県からの要請又は自らの判断により、新潟ＤＭＡＴを派遣する。

イ　ＤＭＡＴ本部の設置

（ア）　県医務薬事課は、県内で活動するすべてのＤＭＡＴを指揮するＤＭＡＴ新潟県調整本部を設置する。

（イ）　ＤＭＡＴ新潟県本部は、必要に応じてＤＭＡＴ活動拠点本部、ＤＭＡＴ病院支援指揮所、ＤＭＡＴ現場活動指揮所を設置する。

ウ　災害現場等におけるＤＭＡＴの救命活動

（ア）　消防機関等と連携したトリアージ、緊急治療、がれきの下の医療等の実施（現場活動）

（イ）　被災地内及び近隣地域への患者搬送及び搬送中における診療の実施（域内搬送）

（ウ）　被災地内で支援が必要な病院の長（主として災害拠点病院長）の指揮下での病院におけるトリアージ、診療等の実施（病院支援）

（エ）　必要に応じて被災地内では対応困難な重症患者に対する根治的な治療を目的とした被災地外への広域搬送（広域医療搬送）

エ　国等へのＤＭＡＴ支援要請

（ア）　被災地内の災害拠点病院又は新潟ＤＭＡＴは、被災地の状況等により、県に対し県外ＤＭＡＴの派遣を要請する。

（イ）　県は、他の都道府県又は厚生労働省に対し県外ＤＭＡＴの派遣を要請する。

（２）医療救護活動関係（ＤＭＡＴ関係を除く）

被災時に迅速かつ適切な医療を提供するためには、正確な情報の把握が最も重要であるから、次の事項について情報収集を行う。

ア　被災状況把握

（ア）医療機関の施設・設備の被災状況

（イ）負傷者等の状況

（ウ）診療（施設）機能の稼動状況

（人工透析実施の医療機関にあっては、人工透析機器の稼動状況及び稼動見込み）

（エ）医療従事者の確保状況

（オ）救護所の設置状況

（カ）救護所及び医療機関への交通状況

（キ）医療資機材等の需給状況

イ　災害保健対策現地本部の設置

南魚沼地域振興局健康福祉環境部長は、被災の状況により必要と認められる場合は、特に、医療機関等と連携し、地域における医療活動の拠点として速やかな医療救護対策に取り組むことを目的として災害保健対策現地本部を設置することとなっている。

ウ　医療救護施設の設置

（ア）町は、被災状況に応じて救護所を設置する。

（イ）県は、医療救護活動が長時間に及ぶと見込まれる場合等に南魚沼地域振興局健康福祉環境部に救護センターを設置する。

エ　医療救護活動

町及び県は、地域住民の生命、健康を守るため医療救護活動を行う。

（ア）救護所の医療救護活動

町は、南魚沼郡市医師会、歯科医師会等の協力を得て、救護所において次の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

(ｱ)　初期救急医療（トリアージ［治療の優先順位による患者の振り分け］）を伴う医療救護活動

(ｲ)　湯沢町保健医療センター、県立六日町病院及び基幹災害医療拠点病院への移送手配

(ｳ)　医療救護活動の記録

(ｴ)　死亡の確認

(ｵ)　県への活動状況報告（救護所における患者収容状況等）

（イ）　患者等の搬送

搬送計画に基づく患者、医療従事者及び医療資器材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

（ウ）　医療資器材等の供給

医療救護活動に必要な医療資器材等の調達を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

（エ）　救護センターの医療救護活動

県は、設置した救護センターにおいて、一般医療、歯科医療のほかに次の精神科救護活動を行う。

(ｱ)　精神科患者の治療

(ｲ)　避難所への巡回治療及び相談

(ｳ)　精神科医療機関への移送手配

（オ）　県立六日町病院の医療救護活動

県立六日町病院は中核病院として主に以下の医療救護活動を行い、支障が生じた場合は県へ支援要請を行う。

(ｱ)　被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者の受入

(ｲ)　医療救護班の派遣等

（カ）　ドクターヘリの派遣等

災害現場にドクターヘリを派遣するとともに、消防等関係機関との緊密な協力体制により広域的な搬送体制を確保する。

（キ）　医療資器材等の供給

(ｱ)　災害時における救護所及び被災医療機関等への医薬品等への円滑な供給並びに避難所での一般用医薬品の配付、服薬指導等を行うため、新潟県薬剤師会と連携し、町災害対策本部の医薬品集積場所や避難所等に薬剤師を派遣し、医薬品等の管理及び服薬指導を行う。

(ｲ)　町、被災医療機関等から医療資器材等の供給要請を受けた場合、新潟県薬事協会、新潟県医薬品御組合、新潟県医療機器販売業協会及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部へ供給を要請し確保する。

(ｳ)　県は、医療機関から輸血用血液の供給の要請を受けた場合、日本赤十字社新潟県支部へ供給を要請し確保する。

（ク）　医療救護班等の派遣

医療救護班及び歯科医療救護班の編成計画により、新潟大学医歯学総合病院、県立病院、自治体病院、公的病院等からなる救護班を編成し派遣する。

（ケ）　医療救護活動の支援

町は、必要に応じて県に医療救護班及び歯科医療救護班の派遣を要請する。

オ　国等への支援要請

ア　町の支援要請

町は、南魚沼郡市医師会又は南魚沼郡歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。

イ　県医務薬事課の支援要請

被災が著しく県内の体制だけでは医療救護活動を確保できない場合は、次の関係団体に対して支援を要請する。

（ア）　厚生労働省絵の支援要請

厚生労働賞に対して、独立行政法人国立病院機構病院等の協力を要請する。

（イ）　都道府県への支援要請

災害協定を締結している隣接県等に対して、医療救護活動の支援を要請する。

（ウ）　医療関係団体への支援要請

(ｱ)　新潟県医師会への支援要請

協定に基づき新潟県医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。

(ｲ)　新潟県歯科医師会への支援要請

協定に基づき新潟県歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。

(ｳ)　日本赤十字社新潟県支部への支援要請

契約に基づき、日本赤十字社新潟県支部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

ウ　県の支援要請

被災状況に応じ、自衛隊に医療救護の派遣を要請をする

エ　南魚沼保健所の支援要請

南魚沼郡市医師会又は南魚沼郡歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。

オ　新潟県医師会の支援要請

（ア）　県から支援の要請があったときは、医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。

（イ）　南魚沼郡市医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。

カ　新潟県歯科医師会の支援要請

（ア）　県から支援の要請があったときは、歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請する。

（イ）　南魚沼郡市医師会又は南魚沼郡歯科医師会に対して、医療救護活動の支援を要請する。

キ　南魚沼郡市医師会及び南魚沼郡歯科医師会の支援要請

支援の要請があったときは、医療救護班又は歯科医療救護班を編成して現地に派遣するとともに医療機関に収容して救護を行う必要がある場合などには、会員の管理する医療機関の協力を要請するものとする。

カ　医療関係ボランティアの活用

ア　町は、県の設置する災害救援ボランティア本部及び町災害ボランティアセンターと情報を共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

イ　県は、県災害救援ボランティア本部とともに町災害ボランティアセンターと情報共有し、医療関係ボランティア活動組織の正確な把握を行い、救護所等における医療救護活動に医療関係ボランティアを有効に活用する。

キ　医療機関の災害時の対応

ア　被災時においては、医療救護活動を可能な限り早く行うことが極めて重要であることから、医療機関は、策定している病院等防災マニュアルに基づき、直ちに医療救護活動が行えるよう体制を整える。

イ　被災地及び被災地に隣接する医療圏の病院は、受入可能患者数の状況を南魚沼地域振興局健康福祉環境部に報告するとともに、医療救護活動を行う。

7　災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、町及び消防本部は、県、医療機関及び医療関係団体と協力し、災害時要援護者への医療救護活動を円滑に行う。

第 18 節　輸送

【災害対策本部担当】　総務部、地域整備部

1　計画の方針

災害時に、応急対策要員、救援物資等の緊急輸送を迅速かつ効率的に行うために、車輌等の輸送手段、緊急輸送ネットワーク（防災活動拠点（町、県、国、警察署、消防署等の庁舎)、輸送施設（道路、空港、港湾、漁港、鉄道駅、臨時ヘリポート)、輸送拠点（トラックターミナル等)、備蓄拠点を有機的に結ぶ道路網を主体としたネットワーク）などの輸送体制を確保し、陸・海・空の交通手段の活用により緊急輸送を実施する。

2　各主体の責務

（１）町の役割

ア　道路等の被災状況に基づき、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。

イ　災害の発生が予測され、住民等の避難が必要となった場合で、徒歩による迅速な避難が困難な場合は、車輌、ヘリコプター、船舶等により、住民等を安全な地域へ輸送する。

ウ　車輌、船舶等の調達先及び予定数並びに物資の集積場所等を明確にし、県等他機関と連携して輸送体制を確保し、災害時の円滑な輸送を実施する。

エ　車輌、船舶等の輸送手段が調達不能となった場合など、円滑な輸送体制の確保が困難である場合は、他の市町村又は県に応援要請を行う。

（２）県の役割

ア　道路等の被災情報に基づき、被災地に至る輸送施設、輸送拠点、備蓄拠点等の緊急輸送ネットワーク及び輸送手段を確保する。

イ　被災地へのアクセス、道路の被害状況、予想される物流量、規模等を勘案し、物資等の集積・配送の拠点となる輸送中継基地を確保する。

ウ　町からの輸送体制確保に係る応援要請に基づき、関係機関に協力を要請する。

エ　災害発生の初期からヘリコプターを集中的に投入し、緊急輸送道路啓開までの間、輸送を行う。

オ　災害の規模により、被災市町村が自ら輸送体制の確保等を行うことが困難な場合は、県が輸送体制の整備を行う等必要な措置を講じる。

（３）県警察の役割

ア　緊急輸送道路のうち、緊急交通路み指定した区間については、交通の混乱を防止し、被災地内外の円滑な輸送体制を確保するため、交通規制を実施する。

イ　災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要な車輌を緊急通行車輌として確認を行う。

（４）輸送関係機関

自動車・海上・港湾運送事業者等の輸送関係機関は、北陸信越運輸局、新潟運輸支局の指導のもと、県災害対策本部との連絡を密にしながら、輸送体制の確保に協力する。

（５）輸送施設管理者

道路、鉄道駅、臨時ヘリポート等の輸送施設の管理者は、町、県、県警察、消防機関及び他の輸送施設管理者等の協力を得ながら、他の復旧作業に優先して緊急輸送ネットワークの復旧・確保を行う。

３　各段階における業務の内容

避難勧告	避難者の輸送
避難指示	避難者の輸送、食料等物資の輸送
浸水・暴風による被害発生中	緊急交通路の確保 緊急輸送ネットワークの確保 輸送車輌の確保 医療物資・人員、患者等搬送 食料等の輸送

４　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
輸送施設管理者	町 県	・輸送施設の被災状況 ・交通規制等の状況
町 （災害対策本部）	県	・輸送施設の被災状況 ・臨時ヘリポートの確保状況 ・応援要員及び物資等の輸送需要
県	輸送関係機関	・輸送施設の被災状況（収集した広域的情報） ・輸送体制確保についての応援要請

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	町	・輸送体制確保についての応援の内容 ・輸送施設の被災状況（収集した広域的情報）
県警察 道路管理者	住民	・交通の確保、交通規制の実施状況 ・渋滞の状況

5　業務の体系

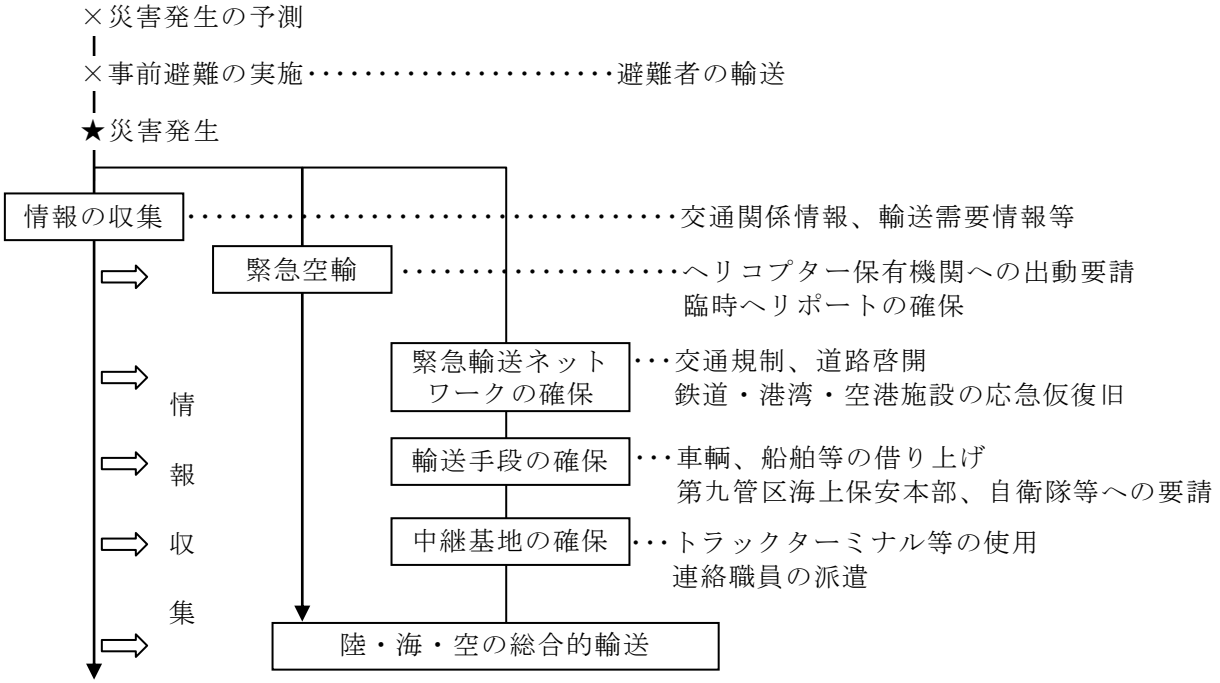

6　緊急輸送道路の指定

町は、災害時の緊急輸送の重要性を考慮し、事前に災害時緊急輸送道路を指定する。災害の際、緊急性の高い路線から被災後 24 時間及び 72 時間を目標として道路啓開する。その路線についてはあらかじめ指定する。

7　交通関係情報の収集・伝達

警察署及び道路管理者は、被災地等の道路情報を収集し、町及び防災関係機関に伝達するとともに、放送機関と協力して一般の随時情報を提供する。

（１）被災地の被害状況

（２）交通の確保、交通規制に関する情報

（３）渋滞の状況

8　緊急交通路の確保

（１）交通規制の実施

南魚沼警察署及び道路管理者は、直ちに緊急輸送道路の確保のため次の措置を行う。

ア　町内への車輌乗り入れ規制

イ　町内の交通規制

ウ　広域圏での交通規制

エ　一般ドライバーへの協力呼びかけ等

（２）緊急輸送道路の啓開

道路管理者は、県警察・消防・自衛隊との協力のもと、建設関係業者等の動員を図り、他の復旧作業に優先して、原則として２車線（やむを得ない場合は１車線）の緊急輸送道路を確保する。

ア　道路上の堆積物、倒壊家屋等の障害物の除去

イ　通行の障害となる路上放置車輌の撤去（強制撤去の実施）

ウ　仮設橋の架橋

エ　道路除雪

（３）輸送経路及び輸送手段の決定

輸送を行う関係機関は、道路の被災情報等に基づき輸送経路及び緊急輸送手段を決定し、必要に応じ県警察本部及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。

９　町の実施体制

町災害対策本部は、被災者、支援物資・資機材の輸送を防災関係機関と連携し有機的に結びつける。

（１）緊急輸送計画

町は、時系列区分により実施する災害応急対策のため輸送活動を行うにあたり、次の輸送対象順位により行う。

ア　輸送計画にあたっての最優先事項

（ア）人命の救助、安全の確保

（イ）被害の拡大防止

（ウ）災害応急対策の円滑な実施

イ　輸送の対象

第１段階	1　救助・救急活動及び医療救護活動の従事者並びに医薬品等人命救助に要する人員及び物資 2　消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員及び物資 3　被災地外の医療機関へ搬送する負傷者及び重症患者 4　国・県・町災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資 5　緊急輸送に必要な輸送施設及び輸送拠点の応急復旧並びに交通規制等に必要な人員及び物資
第２段階	1　上記第１段階の続行 2　食料、水、燃料等生命・生活の維持に必要な物資 3　生活必需物資 4　傷病者及び被災地外へ退去する被災者 5　輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第３段階	1　上記第２段階の続行 2　災害復旧に必要な人員及び物資 3　生活用品 4　郵便物 5　廃棄物の搬出

（２）輸送拠点の指定及び確保

町は、緊急輸送及び物資等の集積配送拠点を事前に指定し、県の指定した輸送拠点と有機的に連携し、応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。

（３）輸送拠点の機能

輸送拠点においての業務は、多くの人員を必要とすることから、ボランティア等を活用し、次の業務を行う。

ア　他地域からの救援物資（食料・飲料水・生活用品等）の一時集積・分類

イ　緊急物資の集積、分類

ウ　配送先別の仕分け

エ　車輌、ヘリコプター等への積み替え、発送

（４）輸送車輌等の確保

道路の被災情報等に基づき物資等の緊急輸送手段及び輸送経路を決定する。必要に応じ県警察及び道路管理者に輸送経路の交通規制等を依頼する。また、必要に応じ、ヘリコプター保有機関に対し、出動要請を行う。

緊急輸送に必要な車輌等及びヘリコプター等の確保は、概ね次の順序による。

ア　防災関係機関の車輌及びヘリコプター等

イ　公共的団体の車輌及びヘリコプター等

ウ　営業用の車輌及びヘリコプター等

エ　その他の自家用車輌等

（５）県等へのあっせん要請

町は、災害時に必要な車輌数及び物資の集積場所を勘案し、町有車輌等で不足をきたす場合が生じた時は、町内の自動車運送業者、タクシー会社、町内路線バス会社等から種類、数量、要員等を明示し借用する。

調達不能又は借用をもってしても、不足をきたす場合が生じた時は、受入責任者を定め、次の事項を明示して協定市町村等に応援要請を行い、なお不足する場合は県等に調達のあっせんを要請する。

ア　輸送区間及び借用期間

イ　輸送人員又は輸送量

ウ　車輌等の種類及び日時

エ　集結場所及び日時

オ　その他必要事項

（６）燃料の確保

災害時における緊急輸送活動に必要な燃料の調達・供給は、関係機関に依頼し給油場所を指定し供給する。

10　自動車による緊急輸送に必要な手続

災害対策基本法第 76 条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車輌以外の車輌の通行が禁止されるため、次により緊急通行車輌の確認を受ける。

（１）緊急通行車輌の確認

町及び公共団体が所有する車の緊急通行車輌の確認は、車輌使用者の申し出により、その都度公安委員会（県警察本部交通規制課）、各関係警察署及び交通検問所において行う。

なお、緊急通行車輌を事前に届け出ておく制度があるため、各機関はあらかじめ各関係警察署に手続きを行う。

ア　緊急通行車輌の申し出は、各関係警察署等に事前に届け出るか又はその都度行う。

イ　確認は各関係警察署等が行い、所定の標章及び証明書を交付する。ただし、事前に届け出た場合は緊急通行車輌等事前届出済証が交付されるので、出勤時に警察署又は交通検問所において標章及び証明書と引き換える。

ウ　緊急通行車輌使用者は、交付された標章を車輌全面左側に掲示し、証明書を携帯する。

（２）緊急通行車輌の範囲

緊急通行車輌の範囲は、道路交通法第 39 条第 1 項に規定する緊急自動車及び災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害対策の業務に特に必要として政令で定めた車輌であり、主に次の業務に従事する車輌とする。

ア　警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの。

イ　消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの。

ウ　被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの。

エ　災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの。

オ　被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの。

カ　清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの。

キ　犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの。

ク　緊急輸送の確保に関するもの。

ケ　上記の他、災害発生の防止又は拡大の抑止のための措置に関するもの。

11　積雪期の対応

（１）各施設の管理者は、積雪期における除雪体制等を整備し、迅速かつ的確な除雪・排雪活動を実施する。

（２）各施設の管理者は、降積雪による被害の防ぎょ、軽減及び交通の混乱防止のため、交通状況及び交通確保対策の実施状況等について、適時適切な広報を行う。

（３）積雪期においては、雪崩等の発生により輸送路が寸断されることが予想される。迅速な輸送の確保のため、優先除雪により緊急輸送ネットワークの確保を行うとともに、必要に応じてヘリコプターの迅速な支援要請及びヘリポートの確保を図る。

第 19 節　防疫及び保健衛生対策

【災害対策本部担当】　町民部、健康福祉部

1　計画の方針

災害時においては、生活環境の悪化や病原体に対する抵抗力の低下等により、心身の健康に不調をきたしたり、感染症が発生しやすくなることから、関係機関は防疫・保健衛生対策の円滑な実施を図る。

2　各主体の役割

（１）住民の役割

住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、相互に助け合い、居住地域の衛生確保に努める。

（２）町の役割

町は、災害等の発生時の被災地区における被災者の避難状況を把握し、消毒等の防疫及び保健衛生上必要な対策をとる。

（３）県の役割

県は、町を通じ被害状況の把握を行い、災害等の発生時の被災地区における感染症患者の早期発見、食品の衛生監視、栄養指導等の防疫及び保健衛生対策を的確に実施する。

3　各段階における業務の内容

浸水・暴風による被害発生中	緊急食品の衛生確保、炊き出し等の衛生指導、避難場所環境整備
避難勧告解除後３日以内	健康相談の実施 防疫資器材の調達 浸水地域の消毒・感染症予防対策
事後１ヶ月以内	巡回栄養指導

4　業務体系図

※　各業務は必要に応じて共同で実施する。

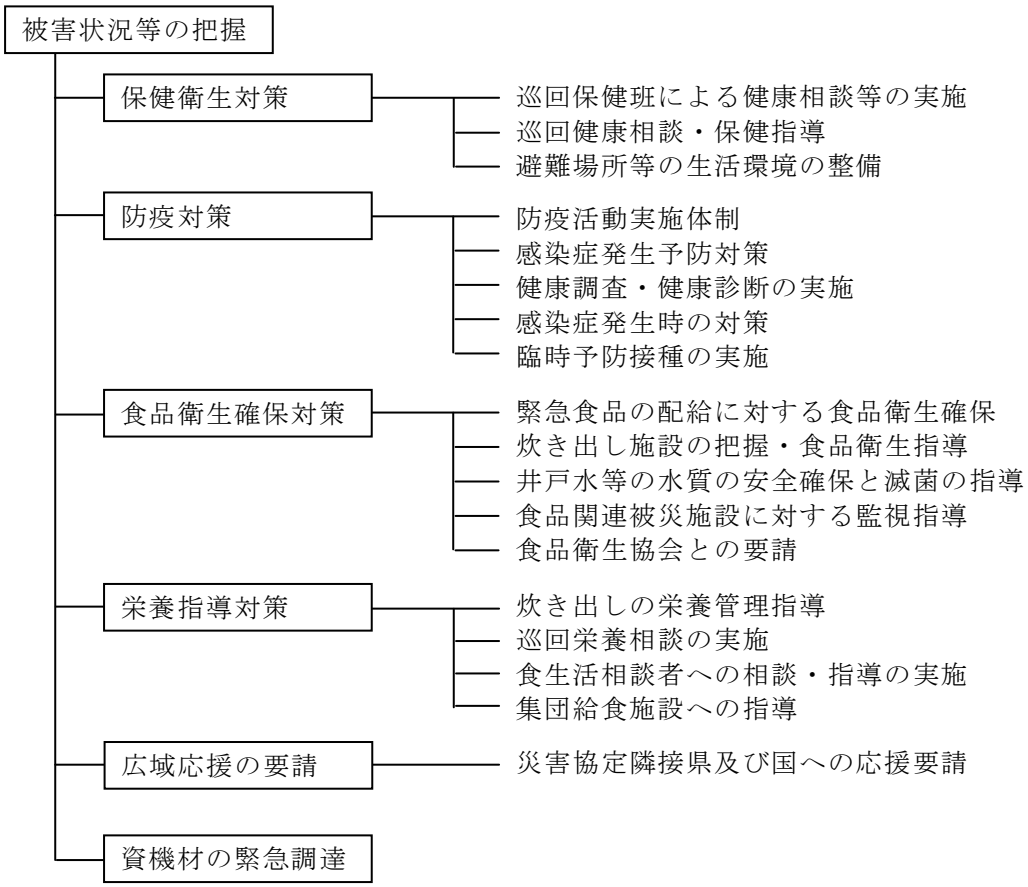

5　被害状況等の把握

被災時における防疫及び保健衛生対策を的確に実施するために町は、次の事項について、被災状況等の把握にあたる。

（１）ライフラインの被害状況

（２）避難所の設置及び収容状況

（３）仮設トイレの設置及び浸水家屋の状況

（４）防疫保健衛生資器材取扱店及び格納倉庫の被害状況

（５）食品及び食品関連施設の被害状況

（６）特定給食施設等の被害状況

6　保健衛生対策

町は、保健師等を中心として南魚沼地域振興局健康福祉環境部その他関係機関と協力し、避難所等の衛生状態を良好に保つとともに、被災者の健康状態を把握するとともに、被災に伴う健康障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

（１）健康相談・保健指導

健康相談にあたっては、災害時要援護者の健康確保を最優先とし、次により被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を実施する。

また、被災者への適切な処遇を行うため、医療救護、防疫対策、栄養指導、精神救護及び福祉対策関係者等と連絡調整を図る。

ア　災害時要援護者及び人工透析患者等の健康状態の把握及び保健指導
イ　難病患者、精神障がい者等に対する保健指導
ウ　インフルエンザ等の感染症予防の保健指導
エ　有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導
オ　不安の除去等メンタルヘルスへの対応
カ　口腔保健指導

（２）避難所等の生活環境の整備

避難所、仮設住宅等において次の状況を把握し、被災者へ指導・助言するとともに県と連携して生活環境の整備に努める。

ア　食生活の状況（食中毒の予防等への対応）
イ　衣類及び寝具の清潔の保持
ウ　身体の清潔の保持
エ　室温、換気等の環境
オ　睡眠及び休養の確保
カ　居室、便所等（仮設トイレを含む。）の清潔
キ　プライバシーの保護

7　防疫対策

（１）防疫活動実施体制

迅速な防疫活動に備え、被災の規模に応じ、適切に対応できるように防疫活動組織を明確にしておく。

（２）感染症発生予防対策の実施

ア　感染症発生の未然防止のため、避難所、浸水地区及び衛生状態の悪い地区を中心に、実施

イ　飲み水、食物の注意、手洗い及びうがいの勧奨を指導。台所、便所、家の周囲の清潔、消毒方法を指導

ウ　道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清潔を維持。

なお、ごみの処理、し尿の処理を重点に実施

エ　便所、台所等を中心に消毒を実施

オ　ねずみ族及び昆虫等の駆除（県が定めた地域内）

（３）感染症発生時の対策実施

ア　県は、被災地において一類又は二類の感染症患者若しくは一類感染症病原体保有者が発生したときは、速やかに指定医療機関に入院の措置をとるものとし、交通遮断のため指定医療機関に収容することが困難な場合はなるべく被災を免れた地域内の適当な医療機関に入院の措置をとる。

イ　町は、台所、トイレ、排水口等の消毒をするための防疫薬品を当該地域に配布し、汚物、し尿は消毒後に処理する。

ウ　知事は、疾病のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行うものとし、町が実施することが特に適当と認めたときは町長にこれを指示する。

8　食品衛生監視

南魚沼地域振興局健康福祉環境部は、町から要請があったとき、又は必要と認めたときは次の活動を行う。

（1）緊急食品の配給に対する食品衛生確保

（2）炊き出し施設の把握と食品衛生指導

（3）井戸水等の水質の安全確保と滅菌の指導

（4）食品関連被災施設に対する監視指導

（5）中越食品衛生協会各支部との連携

9　栄養指導対策

町は、県及び他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

（1）炊き出しの栄養管理指導

炊き出し内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行い、給食業者へ食事内容の指導をする。

（2）集団給食施設への指導

給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上の問題を生じないよう指導する。

（3）その他災害発生時における栄養相談及び指導

被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた指導をする。

10　防疫及び保健衛生用資器材の備蓄及び調達

防疫活動に必要な保健衛生用資器材については、現有する資材及び薬品を優先的に使用するものとし、医薬品等については、南魚沼郡市医師会、薬剤師会等が要請し、病院等から調達する。

なお、不足する場合は、県に対し不足する資器材及び数量等を明示して要請する。

（1）防疫資器材等の備蓄

ア　町は、防疫資器材の整備・充実に努める。なお、薬品を備蓄する場合、責任管理者を定め、管理に万全を期する。

イ　町は、防疫資器材等の整備状況を南魚沼地域振興局健康福祉環境部に報告する。

（２）防疫資器材等の調達

町は、防疫資器材等が不足の場合、南魚沼地域振興局健康福祉環境部に確保を要請する。

11　災害時要援護者に対する配慮

町及び県は、災害時要援護者及び人工透析患者等の健康状態を把握し、情報を共有した上で、医療・保健情報を提供するとともに保健指導を実施する。

12　積雪期の対応

冬期間は気温が低いことから衛生状態は保たれやすいが、気温の低下により身体の不調を来しやすいことから、町は、避難所等の採暖に配慮する。

雪が障害となり防疫資器材の搬出や運搬に支障を来す場合があることから、定期的に積雪状態や道路状況等について点検を行い、除雪や運搬計画等に万全を期す。

第 20 節　自衛隊派遣の要請・受入れ体制

【災害対策本部担当】　総務部

1　計画の方針

（1）基本方針

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速・円滑に行うため、その活動内容、派遣要請手続、受入れ体制等について定める。

（2）自衛隊の災害派遣基準

ア　公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）

イ　差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）

ウ　自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと。（非代替性の原則）

2　各段階における業務の内容

浸水・暴風による被害発生中	県を通じ派遣要請 被災状況の把握 救護活動実施

3　災害派遣要請手続き

（1）町が実施する手続き

町長は、自衛隊の災害派遣要請をしなければならない事態が生じたときは、災害派遣要請依頼書を防災局危機対策課経由で知事に提出する。ただし、事態が急を要する場合は、電話等で通報し、事後に文書を提出することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長は、その旨町の地域に係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後に速やかに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

（2）知事の派遣要請

知事は、町長から派遣の要請依頼を受け、その派遣要請の事由が適切と認めた場合、又は自らの判断で派遣を要請する場合は、災害派遣要請書を本章９「県及び自衛隊の派遣要請諸連絡窓口等」の要請先へ提出する。ただし、事態が急なときは、電話等をもって要請し、事後に文書を送付するものとする。なお、事態の推移に応じ、要請しないことを決定した場合、直ちにその旨を要請先に連絡する。

（3）派遣要請事項

ア　災害の状況及び派遣を要請する事由

イ　派遣を希望する期間

ウ　派遣を希望する区域及び活動

エ　その他参考となるべき事項

4　自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要等

救援活動区分	内　　容
①被害状況の把握	車輌、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
②避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
③遭難者等の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。
④水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積込み等の水防活動
⑤消防活動	火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火に当たる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑥道路又は水路等交通路上の障害物の排除	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去に当たる。（放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合）
⑦応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧人員及び物資の緊急輸送	緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。（航空機による輸送は、特に緊急を要する場合）
⑨炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。（緊急を要し、他に適当な手段がない場合）
⑩救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲渡等に関する総理府令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
⑪危険物の保安及び除去	自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。
⑫その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。

5　自衛隊の災害初動準備及び自主派遣

各自衛隊は、災害発生が予測される場合は、直ちに要請に応じられるよう、情報収集、連絡体制、待機勢力の指定及び資機材の準備等、災害派遣初動の準備態勢を強化する。

なお、知事等の要請を待つ暇がない場合等については部隊を自主派遣する。その場合、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもと効率的な救助活動の実施に努める。

6　派遣部隊の受入体制

町及び県は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるように、次の事項について配慮する。

（１）派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定

（２）作業計画の協議、調整及び資機材の準備

（３）宿泊施設（野営施設）及びヘリポート等施設の準備

（４）派遣部隊の現地誘導及び住民等への協力要請

7　災害派遣部隊の撤収

知事は、災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民生の安定等に支障がないよう当該町長、関係機関の長及び派遣部隊の指揮官等と協議し、原則町長の撤収要請依頼により決定する。

8　救援活動費の負担

自衛隊の救援活動に要した次の経費（自衛隊装備に係るものを除く。）については、原則として派遣を受けた町の負担とする。ただし、災害救助法の適用となる大規模な災害における経費については、県が町に代わり負担する。

（１）災害派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材等の購入費、借上料及び修繕料

（２）災害派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料、借上料、入浴料等

（３）災害派遣部隊の救援活動に伴う光熱水費及び電話料

（４）災害派遣部隊輸送のためのフェリー料金等民間輸送機関に係わる運搬費

9　県及び自衛隊の派遣要請諸連絡窓口等

（１）県の窓口

災害派遣担当	住所等
防災局 危機対策課　危機対策第１	住所　〒950 - 8570　新潟市中央区新光町４番地１ 電話　025-285-5511　（勤務時間内代表） 内線　6434、6435、6436 直通　025-282-1638 FAX　025-282-1640

（２）派遣要請先

災害派遣の要請先	住所等
陸上自衛隊 第２普通科連隊第３料	住所　〒943 - 8501　上越市南城３丁目７番１号 電話　025 - 523 - 5117　内線 235 NTT FAX 025 - 523 - 5117　FAX 切替　内線 239
海上自衛隊 新潟基地分遣隊警備料	住所　〒950 - 0047　新潟市東区臨海町１番１号 電話　025 - 273 - 7771 内線 235 NTT FAX 025 - 273 - 7771　FAX 切替
航空自衛隊 新潟救難隊	住所　〒950 - 0031　新潟市東区船江町３丁目 135 電話　025 - 273 - 9211 内線 218 NTT FAX 025 - 273-9211　FAX 切替

10　積雪期の対応

町は、積雪期において災害が発生し、応援の要請を行う場合、応援隊の受けれ、活動が円滑に実施されるよう、速やかに除雪等を行い関係する施設及び用地の確保に努める。

第 21 節　食料・生活必需品等供給

【災害対策本部担当】　総務部、健康福祉部

1　計画の方針

風水害発生時は、ずぶ濡れの避難者、衛生状態の悪化、被災者は食料・生活必需品の多くを浸水によって失っていることなどを想定して、食料・飲料水・生活必需品等（以下、「物資等」という。）の供給時期、範囲、優先順位等を決定する。

2　各主体の責務

（１）住民の役割

住民は、避難に当たり、最低限１食分の物資等を携行するよう心掛ける。

（２）町の役割

ア　被災者への物資等の供給を行う。

イ　職員の配置・巡回により避難者の需要を把握する。

ウ　自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、県・協定業者等に支援を要請する。

エ　避難が長期化した場合、食事の提供から段階的に食材提供による自炊へと移行し、避難者の自立を促す。

（３）県の役割

ア　物資等の調達、輸送の代行、県及び他市町村職員の応援派遣等により町を支援する。

イ　自力で必要な物資等を確保・輸送できない場合は、指定地方行政機関・協定業者等に支援を要請する。

＜達成目標＞

（ア）食料・飲料水

食料の供給は概ね次の計画を目安とし、災害の規模に応じて調整する。食料は原則として１日３回提供する。

避難～12 時間以内　：住民による自己確保又は避難所等の保存食料
避難 12 時間後～　：おにぎり、パン等の簡単な調達食
避難 24 時間後～　：自衛隊等による配送食（暖かいもの）
避難 72 時間後～　：自衛隊、日本赤十字社、ボランティア、住民等による現地炊飯（炊き出し）

（避難が長期化する場合は、避難所で避難者が自炊できるよう、食材、燃料及び調理器具等を提供する。）

（イ）生活必需品

タオル、着替え、衛生用品、医薬品（風邪薬、胃腸薬等一般的なもの）、乳児用粉ミルク、おむつ（小人・成人用）毛布、仮設トイレ、などの供給は需要の把握からおおむね 12 時間以内に、その他一般的な物資の供給はおおむね 24 時間以内に行うことを目標とする。

3　各段階における業務の内容

避難勧告	食料供給量の把握 備蓄物資による対応
浸水・暴風による被害発生中	調達食の配給 協定等に基づく食料等の調達 避難所へ寝具、日用品、乳児用品の供給 （広域応援要請）
避難勧告等解除後１日以内	炊き出し等による食料の供給 その他生活必需品の供給

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	町災害対策本部	被災地ニーズ
町災害対策本部	県災害対策本部	集約された被災地ニーズ
県災害対策本部	協定先企業、他県	調達情報

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県災害対策本部	町災害対策本部	供給予定情報
町災害対策本部	避難所、避難者	供給予定情報

5　業務の体系

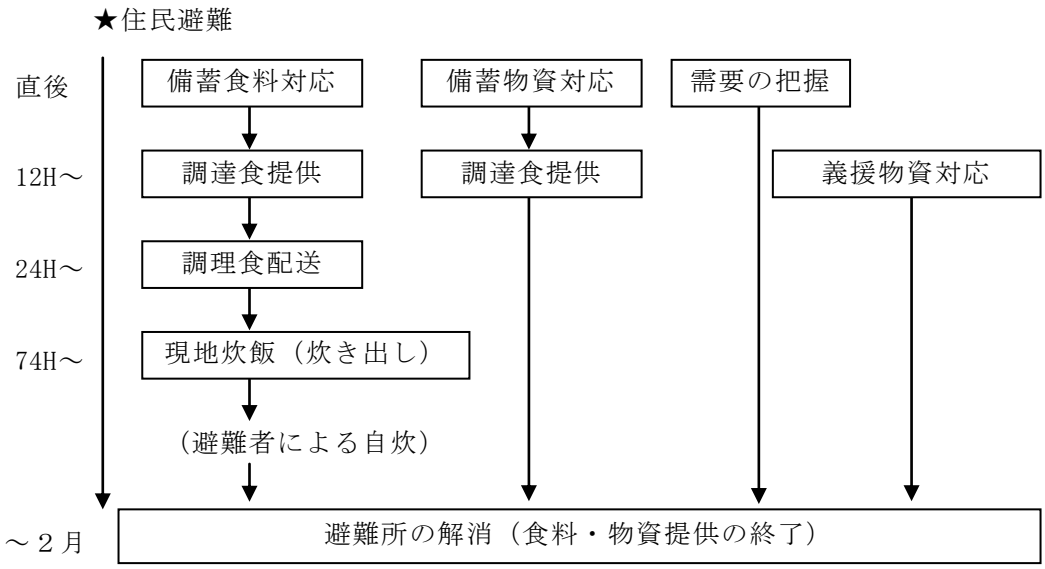

6　食料品の供給

（１）県の実施体制

県は町から要請があったとき又は必要と認めたときは、次の措置を講ずる。

ア　備蓄物資の放出、供給

イ　食品関係機関からの確保・供給

ウ　県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

エ　県の行う応援要請

（ア）被災地以外の市町村に対しての指示又は調整
（イ）自衛隊への要請
（ウ）他の都道府県に対しての要請
（エ）国（新潟農政事務所）に対しての要請

（２）町の実施体制

ア　食料供給対象者

町は、次のいずれかに該当するものに対して、食料品の給与を行う。

（ア）避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者
（イ）住家の被害によって炊事のできない者
（ウ）旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参又は調達ができない者
（エ）被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到達するまでの間、食料の持ち合わせがない者
（オ）被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料の供給を必要とする者
（カ）その他災害により食料が必要な者

イ　調達する主な食料品（例）

（ア）米穀、食パン、即席麺類、レトルト食品
（イ）乳児用ミルク、牛乳
（ウ）副食品（缶詰・漬物・佃煮）、調味料
（エ）仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）
（オ）あめ、チョコレートなどの嗜好品類
（カ）その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

ウ　調達体制

物資の調達については、保管場所、輸送手段、使用期限等を勘案し、発電機、毛布、医療資機材、簡易トイレなど必要最低限の備蓄以外は、予め災害時支援協定を締結した民間企業から調達する。民間企業の持つ管理の十分に行き届いた流通在庫を活用し、避難所への直接搬送も含めた災害時の迅速な対応に努める。

エ　供給体制

町は、被災住民に食料を供給するときは、各段階を考慮し供給するとともに、避難所等供給先には責任者を定めて受入れの確認及び受給の適正化をはかり、公平に配分する。

町は、炊き出しを実施する場合は、次により行う。

（ア）炊き出しは、原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、既存の給食施設もしくは仮設給食施設を設置して自ら又は委託して行う。
（イ）炊き出し要員が不足する場合は、地域の自主防災組織、日赤奉仕団、自衛隊の協力を要請するほか、ボランティアを活用する。

オ　広域応援体制

（ア）他市町村への要請

町は、必要な食料の調達ができないときは、応援協定締結市町村等及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

a　食料の応援要請（品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項）

b　炊き出し用具等の応援要請（人員、器具、燃料で数量、場所、期間、その他必要な事項）

（イ）県への要請

町は、他市町村等の応援でも十分な食料の調達ができないときは、次に事項を明示して県に応援要請する。

＜要請項目＞

a　品目別の調達要請量（自己の調達可能量、他市町村への調達要請の有無及び調達見込量）

b　引渡を受ける場所及び引受責任者

c　連絡担当部署及び連絡責任者

d　荷役作業員派遣の必要の有無

カ　食料の衛生管理・栄養指導体制

食料の衛生管理及び指導については、本章第 20 節「防疫及び保健衛生」により実施する。

7　生活必需品の供給

（１）県の実施体制

県は、町からの要請のあった場合又は必要と認めた場合は、次の措置を講ずる。

ア　備蓄生活必需品の放出、供給

イ　関係企業への供給の要請

ウ　県指定輸送拠点への迅速な輸送・集積

（２）町の実施体制

ア　生活必需品供給対策

供給対象者は、災害によって住家被害等により日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失、又は棄損し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

イ　生活必需品の範囲等

（ア）寝具（毛布、布団等）

（イ）被服（肌着等）

（ウ）炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）

（エ）食器（茶碗、皿、はし等）

（オ）保育用品（ほ乳びん、おむつ等）

（カ）光熱材料（マッチ、ローソク、液化石油ガス等）

（キ）日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

ウ　備蓄体制

町は、紙おむつ、携帯トイレ等、災害時要援護者を重点とした生活必需品の備蓄を可能な限り行う。

エ　調達体制

（ア）災害時食料品等の供給協定先等から調達する。

（イ）被災の状況等により、町において十分な量が確保できないときは、県又は他の市町村に調達、供給を依頼して調達する。

オ　供給・配分

町は、被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

（ア）生活必需品を供給するときは、各避難所にそれぞれ責任者を定めて受入れ確認及び需給の適正を図る。

（イ）住民への事前周知等を徹底し、公平な配分を図る。

（ウ）災害時要援護者への優先配分を図る。

８　町の業務の内容

（１）備蓄食料・物資等による対応（住民避難～12ｈ程度）

ア　避難所等に職員を派遣し、避難者の概数とニーズを把握

イ　避難所で不足する物資等を他の保管場所からの回送又は県若しくは日赤からの緊急提供で補う。

（２）調達食・物資等の提供（住民避難 12ｈ～24ｈ程度）

ア　避難者のニーズ把握

イ　避難所内外の避難者で物資等の供給を要する者に、物資等を提供する。

ウ　協定業者等の協力等を得て避難所ごとにパッケージ化して輸送する等､迅速かつ効率的に物資等を提供する。

エ　調達が困難な場合は、県に調達及び配送の代行を依頼する。

（３）調理食配送による提供（住民避難 24h 程度～）

ア　避難者のニーズを把握し、必要食数を県災害対策本部に報告する。

イ　日赤・ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。

ウ　避難所内外の被災者への給食方法を調整する。

（４）現地炊飯による提供（住民避難 72h 以降）

ア　自衛隊の現地炊飯を希望する避難所及び内容を県に報告する。

イ　自衛隊の炊飯部隊駐留場所を確保し、食材を供給する。

ウ　ボランティア等が実施する現地炊き出し等との需給調整を行う。

（５）被災者による自炊（住民避難２週間後以降）

ア　被災者の自炊の希望をとりまとめ、県に報告する。

イ　調理器具の貸付及び食材、燃料等の提供を行う。

（６）物資の供給及び運送の要請等

災害応急対策の実施に当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し必要な措置を講ずるよう要請し、又は求める。

（７）義援物資の配布

ア　町受入物資を配布する。

イ　物資が過剰とならないよう報道機関等を通じて情報を発信する。

９　災害時要援護者に対する配慮

（１）高齢者、食物アレルギー等に配慮した食事提供（避難 24 時間後～）

（２）災害時要援護者用の生活必需品供給への配慮（避難 24 時間後～）

10　積雪期の対応

（１）町は、現地炊飯開始の前倒し等、早期に温かい食事の提供を図る。

（２）町は、防寒具、採暖用具（ストーブ、使い捨てカイロ等)、寝具、燃料等防災対策に必要な物資を他に優先して供給する。

第 22 節　遺体等の捜索・処理・埋葬

【災害対策本部担当】　町民部、産業観光部

【関係機関】　南魚沼市消防本部、南魚沼警察署、自衛隊

1　計画の方針

風水害等により、建造物の倒壊、火災、土砂崩れ等が発生し、多くの死者を出すことがある。町は関係機関の協力を得ながら、遺体等、（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定されている者を含む。）の捜索、処理、埋葬等一連の業務を迅速に行う。また、一連の業務にあたっては、遺族の感情を十分考慮した上で遺族等へ説明を行う。

2　各主体の責務

（１）町の役割

町は、遺体等の捜索、処理、埋葬等一連の業務を行うに当たり、関係機関と協力するとともに、公衆衛生上の危害を未然に防止する。なお、湯沢町は火葬場を有しておらず斎場業務は南魚沼市に委託していることから、必要に応じて南魚沼市と協議する。

（２）県の役割

県内の被害状況の把握を行うとともに、町と関係機関との連絡・調整を行う。

（３）南魚沼警察署、自衛隊等関係機関の役割

遺体の捜索等早い段階から町及び県等が迅速に業務が推進できるよう支援する。

遺体等の捜索	防災関係機関と協力した捜索活動
遺体の収容	遺体を車両又はヘリコプター等で搬送、一定場所への遺体の安置
遺体の検案・処理	遺体の検視、医学的検査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災機関の業務
遺体の埋葬	遺体を安置場所から搬送し、火葬にするまでの一連の業務

3　各段階における業務の内容

避難勧告解除後１日以内	行方不明者の捜索 霊柩車、棺、骨壷等確保 火葬場の被災状況、受入可否確認
解除後３日以内	遺体安置所へ搬送、身元確認等 火葬

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
町	県	・捜索状況の報告 ・自衛隊への応援要請依頼 ・搬送車輌不足分の手配依頼 ・柩、ドライアイス等が不足する場合の手配依頼 ・霊柩車が不足する場合の手配依頼 ・骨つぼ等が不足する場合の手配依頼 ・死亡者多数の場合における火葬許可手続きの簡略化依頼 ・火葬場の被災状況の報告（必要に応じて南魚沼市へ依頼する。） ・広域火葬の応援要請 ・近隣市町村への応援要請
県	町	・広域火葬の協力要請 ・火葬場の割り振りの通知
県	協定先団体	・自衛隊への応援要請（町の要請による） ・新潟県トラック協会に対する搬送車輌不足分の協力要請（町の要請による） ・新潟県葬祭業協同組合に対する柩、ドライアイス等の協力要請（町の要請による） ・近隣市町村への応援要請（町の要請による） ・町の行う遺体の検案・処理について、協定に基づき日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会へ要請

5　業務の体系

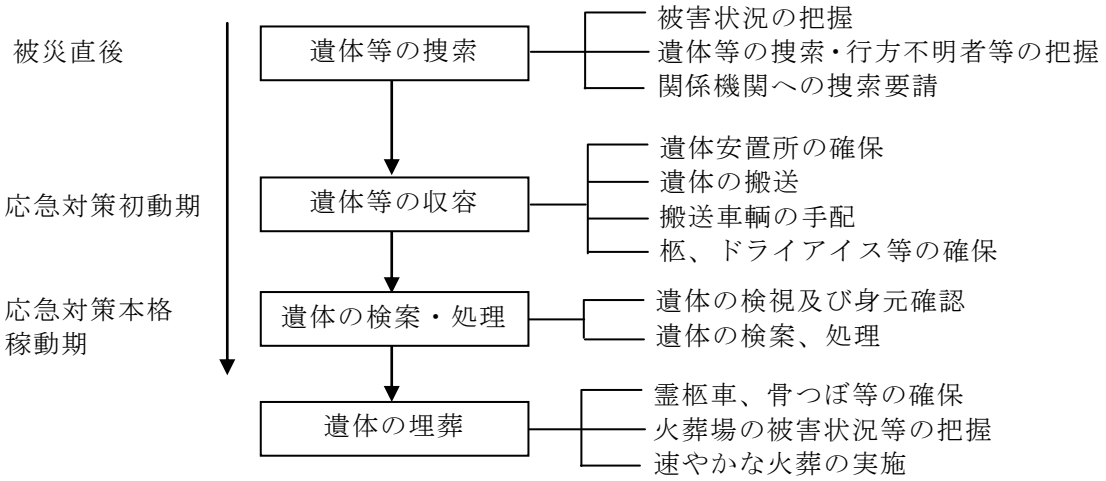

6　遺体等の捜索

町は、警察署、消防機関等と協力して遺体等（行方不明等の状態にあり、かつ、周囲の事情により、既に死亡していると推定されている者も含む。）を捜索収容するための捜索班を編成する。捜索状況は、県に報告するとともに状況に応じて自衛隊に応援要請を依頼する。また、警察署、消防機関等は、必要に応じて建物倒壊等による生き埋め事案や行方不明者等の捜索活動を行うため災害救助犬の派遣を要請する。

7　遺体の収容

町は、遺体の身元識別のため及び死亡者が多数のため短時日に埋葬できない場合は、遺体の安置場所（寺院、学校等）を確保し、関係機関に連絡する。

搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に車輌を手配するよう県に要請する。

柩、ドライアイス等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請し、遺体の腐敗による公衆衛生上の危害を未然に防止するよう努める。

8　遺体の検案及び処理

町は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県医師会等と協力して、医師による死因、その他の医学的検査を実施するための場所等を確保する。

また、南魚沼警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。

9　遺体の埋葬

町は、災害による遺体を安置場所から搬送し、火葬するまで一連の業務は、次より行う。なお、原則として遺体は霊柩車により搬送し、火葬する。

（１）搬送車両が不足する場合は、新潟県トラック協会に手配するよう県に要請する。

（２）骨つぼ等が不足する場合は、新潟県葬祭業協同組合に手配するよう県に要請する。

（３）死亡者が多数のため通常の手続きを行っていたのでは、遺体の腐敗等衛生上の危害が発生するおそれがある場合は、火葬許可手続を簡略化できる方法について、県を通じて厚生労働省へ協議する。

10　身元不明遺体の取扱い

（１）身元不明遺体については、町が南魚沼警察署その他関係機関に連絡し、調査にあたる。

（２）南魚沼警察署は、一連の検視活動を通じ、迅速な身元確認に努める。

11　広域応援体制の整備

（１）町は、自ら遺体の捜索、処理又は埋葬の実施が困難な場合、近隣市町村又は県に応援要請を行うこととし、近隣市町村と相互応援体制の整備に努める。

（２）県は、町から応援要請を受けたときは、状況に応じて県内市町村、近隣県及び全国都道府県への応援要請を行うこととし、次の体制を整えておく。

ア　県内の火葬施設及びその処理能力等の把握をしておき、町から応援要請があった場合に、直ちに応援要請ができるような体制。

イ　近隣県と広域応援体制の協定を締結し、災害時における広域応援体制を確立しておき、町から応援要請があった場合に、直ちに協定県に応援要請ができるような体制。

ウ　厚生労働省を通じ全国都道府県に応援要請ができるような体制。

第 23 節　ライフライン(上水道)応急対策

【災害対策本部担当】　上下水道部

1　計画の方針

災害時において飲料水及び生活用水（以下「飲料水等」という。）の確保は被災者の生命維持、人心の安定を図るうえでも極めて重要である。

被災住民に必要な飲料水等を迅速に供給するため、また、可能な限り速やかに給水機能の回復を図るために必要な措置を講じる。

住民に対しては、応急給水の方法、復旧の見通し、飲料水の衛生確保等について広報し、住民の不安解消に努める。

また、報道帰化刊への対応について、町の個別の被害状況等については、町で対応することを基本とする。

2　各主体の責務

（１）水道事業者の役割

水道施設による給水機能が、速やかに回復するよう必要な措置を講じる。また、状況により水道工事業者等と連絡を密にして緊急体制をとる。

（２）町の役割

町は水道事業者と連絡をとり、町全域の被災状況を的確に把握し、総合的な飲料水等の供給に関して必要な措置を講じる。

（３）県の役割

県は、情報の連絡調整、総合的な指揮・指導及び関係機関への応援要請を行い、町が実施する応急対策が円滑に進むよう支援する。

（４）住民の役割

被害状況によっては、災害発生直後から応急給水活動の開始が見込まれるが、概ね３日間に必要な飲料水は、自ら備蓄していたもので賄うよう努める。

（５）達成目標（応急給水目標水量）

災害発生から３日以内は１人１日３ℓ、１週間以内に 20～30ℓ、２週間以内に 30～40ℓの給水量を確保し、概ね１ヶ月以内に各戸１給水栓の設置（応急復旧の完了）を目標とし、それ以降は可能な限り速やかに被災前の水準まで回復させる。

災害発生からの日数	目標水量	用途
災害発生～３日目まで	１人１日３ℓ	生命維持に必要な飲料水
１週間以内	１人１日 20～30ℓ	炊事、洗面等の最低生活水量
２週間以内	１人１日 30～40ℓ	生活用水の確保
概ね１ヶ月以内	各戸１給水栓	

3　各段階における業務の内容

浸水・暴風による被害発生中	被災状況の把握、個人備蓄による対応 住民への広報
避難勧告解除後３日以内	給水車による運搬給水 主要施設の復旧 医療機関等への応急復旧
事後１週間以内	仮設給水栓の設置、主要配水管の応急復旧
事後１ヶ月以内	仮設給水栓の増設、 配水管・給水管の応急復旧

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
町 水道事業者	県 関係機関	自発的に県及び関係機関へ逐次、報告することに努め、効果的な応急対策の実施体制を確立する。 ①被災直後 ・水道施設の被害、断滅水の状況 ・町全域の被害状況（水道未普及地区の被害状況、孤立集落の発生状況等） ・応援部隊の要請 ②応急復旧開始後 ・応急対策の実施状況（応援部隊の過不足応急復旧の進捗状況等） ・復旧の見通し ・他ライフラインの復旧に関する情報
県	関係機関	・全般的な水道施設等の被災状況 ・応援部隊の派遣要請 ・全般的な復旧状況

（２）被災地へ

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
県	町 水道事業者	・広域的な被害情報 ・応援要請に関する助言 ・飲料水の衛生確保対策 ・支援制度に関する情報
町 水道事業者	住民	・断滅水の影響範囲 ・応急給水、応急復旧の実施方法 ・飲料水の衛生確保対策 ・応急復旧の見通し

5　業務の体系（業務スケジュール）

☆ 災害発生

	（給水水量）	（業務スケジュール）	
直後 ～３h ～６h ～12h	３ℓ／日 生命維持	○被災状況の把握 ○住民への広報、報道機関への対応 ○緊急措置（二次災害の防止） ○応急対策の方針決定 ・被害状況の見積もり、応援要請の必要性判断 ・応急給水、応急復旧の方針	
		◆応急給水活動 第１段階 ・拠点給水 ・運搬給水 ・保存水	◆応急給水活動 第１段階 ・主要施設の復旧 ・通水作業 ・医療機関への応急復旧
３日	20～30ℓ 生活水量の 確保	第２段階 ・仮設給水栓の設置 ・拠点給水 ・運搬給水	第２段階 ・仮設給水栓の増設 ・主要配水管の応急復旧 ・通水作業
１週間	30～40ℓ 生活水量の 確保	第３段階 ・仮設給水栓の増設 ・緊急用井戸等使用 （生活用水）	第３段階 ・仮設給水栓の増設 ・配水、給水管の応急復旧 ・通水作業
２週間 １ヶ月	各戸１ 給水栓	第４段階　各戸１給水栓の設置 **応急復旧の完了**	

注）避難勧告等の解除後は帰宅者が急増することが予想されるため、速やかな給水機能の回復が必要となる。

6　町の業務の内容

（１）被害状況の把握

町は水道事業者と連絡をとり、居住地区全域の被害状況を迅速かつ的確に把握する。

ア　テレメータ監視システム等による主要施設（取水、導水、浄水、配水施設）の被災状況確認

イ　職員等の巡回点検による主要施設、管路等の被災状況確認と日報、写真等による記録

ウ　他のライフライン担当部局等から情報収集

（２）応急給水計画と応急復旧計画の策定

町は、被害状況を迅速かつ的確に把握し、応急給水と応急復旧の計画を同時に立案し、相互に関連を保ちながら応急対策を実行する。

計画の策定にあたっては、段階的に目標水準を定め、災害後３日以内は住民の生命維持に必要な飲料水及び医療機関等への給水を中心に行い、その後は拠点給水、仮設給水栓等により飲料水等の給水量を確保し、２週間程度で全戸への給水を目途とする。

（３）実施体制・広域応援体制

町及び県は、相互に連絡調整を図りながら、関係機関・地域住民（自主防災組織を含む。）の応援協力を得て応急対策を実施する。

ア　町

（ア）給水車、給水タンク、仮設給水栓等により被災者に応急給水を行う。また、水質検査及び消毒を行い、衛生対策を徹底する。

（イ）被災した水道施設の復旧対策を行う。

（ウ）町のみで給水、復旧活動が困難な場合は、県、近隣市町村、日本水道協会等に応援を要請する。

イ　県

町の要請に応じ、近隣市町村、(社)日本水道協会新潟県支部、新潟県水道協会、(社)新潟県空調衛生工事業組合、(社)新潟県水道工事業協同組合連合会、近隣県及び自衛隊、さらに厚生労働省を通じ、全国の水道事業者等への応援の要請及び調整を行う。

ウ　指定給水装置工事事業者等

指定給水装置工事事業者及び水道資機材の取扱事業者は、町からの要請のあったときは積極的に応急対策活動に協力する。

（４）緊急措置

ア　二次災害の防止措置

（ア）配水池等の緊急遮断弁作動状況を確認し、浄水を確保

（イ）消毒用、水質試験用薬品類の漏出防止措置

（ウ）上流域における有害物質等の流出事故の有無を確認し、必要に応じて取水等の停止措置

イ　被害発生地区の分離

被害が少なく継続して給水が可能な地区と被害が大きく継続給水が不可能な地区を選別し、配水管のバルブ操作等により配水区域を分離し、配水池の浄水の漏出防止を図る。

（５）飲料水等の確保

ア　飲料水の確保

（ア）緊急遮断弁を装備した配水池において、災害発生直後における当面の飲料水を確保する。

（イ）災害を免れた水道施設及び浄水器等を稼動し、飲料水を確保する。

イ　生活用水の確保

（ア）町及び住民が所有する井戸、河川水の活用

（イ）工業用水等の水道水源以外の水、雨水等に消毒剤を添加し、水洗トイレの流し水、手洗い水等への利用を図る。

ウ　飲料水の衛生確保

（ア）給水する飲料水の残留塩素濃度を測定し、適切に消毒されていることを確認する。

（イ）残留塩素が確保されていない場合は、簡易型消毒設備又は塩素消毒剤等により消毒を徹底したうえで応急給水する。

（６）応急給水の実施

町は、災害により被災した住民に対し速やかに飲料水等の応急給水を行う。給水にあたっては、衛生対策、災害時要援護者等に対し十分に配慮し、被害状況に応じ地区別に給水方法を選定し、地域住民の協力を得て円滑な給水を行う。

ア　給水方法

被災状況に応じ、地域別に拠点給水、運搬給水、仮設給水を効率的に組み合わせ給水する。

給水種類	内　　容
拠点給水	・配水池、避難所等に給水施設を設けて給水する。
運搬給水	・給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車等により、飲料水を被災地に運搬し給水する。
仮設給水	・給水車、給水タンク搭載車、タンク付き消防ポンプ車等により、飲料水を被災地に運搬し給水する。 ・応急復旧及び他の給水方法の状況に応じ、給水栓数を増減できるよう配慮する。

イ　給水の順位

供給対象者は、現に飲料水及び炊事用の水を得ることができない者を優先し、被災状況を考慮し、原則として次による。

①医療施設　②避難所　③福祉施設・老人施設　④一般住家

ウ　応急給水は、時系列区分を基本として次の区分で行う。

（ア）第１段階

被災地区の住民の生命維持に必要な最小限の水量とし、１人１日３ℓ程度の確保を目標とする。

（イ）第２段階

飲料水の給水とあわせて、住民の炊事、洗面、洗濯等に必要な最小限の水量として１人１日 20～30ℓ程度の確保を目標とする。

（ウ）第３段階

生活用水として、１人１日 30～40ℓ程度の確保を目標とし、復旧対策を促進する。

（７）応急復旧の実施

町は、応急復旧計画に基づき、優先順位を明確にし、衛生対策や積雪期の対応等を十分に配慮して関係機関との連絡調整を図りながら可能な限り速やかに応急復旧を行う。

ア　応急復旧範囲の設定

町による応急復旧は、各戸第１止水栓までとし、以降の給水装置の復旧は所有者に委ねる。

イ　復旧作業の手順

原則として取水施設、導水施設、浄水施設を最優先として、次いで送水管、配水管、給水装置（第１止水栓まで）の順に行う。

ウ　優先順位

①医療施設　②避難場所　③福祉施設・老人施設　④一般住家

エ　配管給水の衛生確保

応急復旧後の通水にあたっては、飲料水の遊離残留塩素濃度を適宜測定し、0.2mg/ℓ以上（結合残留塩素の場合は1.5mg/ℓ以上）となるよう消毒を強化する。

（８）ライフライン関係機関相互の情報交換、復旧対策の推進

電気、ガス、上下水道等の施設間で相互に被害状況を情報交換し、災害対策初動期における被害状況の把握を的確に行い、応急復旧計画を的確に策定する。

復旧にあたっては、特に下水道の復旧状況に配慮し通水を行う。

7　住民への広報

町は、住民に対して断減水の状況、応急給水状況、飲料水の衛生対策等の情報を防災無線、チラシ、広報車、報道機関の協力を得て広報する。

8　災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者への給水にあたっては、ボランティア活動や住民相互の協力体制を含め、きめ細かな給水ができるよう配慮する。

9　積雪期及び地域性を踏まえた対応

（１）積雪期

積雪期においては、被害状況調査の困難と、道路寸断等による復旧活動の困難が予想される。そのため二次災害防止に重点をおき、被害調査体制の充実及び道路管理者と緊密な連携を図りながら、除雪体制等について協議を行なう。

（２）山間地

ア　山間地ではその地盤条件や周辺の地形条件によって、土砂崩れや河川の増水で冠水するおそれがあるため、関係部局等と協議し、効率的な応急対策を図る。

イ　土砂崩れ等の影響による原水濁度の極度な上昇に対応するため、浄水機能の低下防止措置等を講じ、給水機能の維持を図る。

ウ　中山間地については、応急対策が困難となることが予想されるため、必要に応じて自衛隊等へ派遣を要請する。

第 24 節　ライフライン（下水道）応急対策

【災害対策本部担当】　上下水道部

1　計画の方針

風水害の発生時において、町は、施設の機能確保を図るため応急体制をとるとともに、関係機関との密接な連携の下に迅速、的確な応急対策を実施する。

2　各主体の責務

（1）住民（各家庭、企業、学校、事業所等）の役割

風水害により、下水道等（下水道、農業集落排水）の処理場、ポンプ場及び管渠が被災を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止又は機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められた場合は、協力すること。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水の流入を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

風水害発生から、３日間程度に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

（2）町の役割

風水害時には、あらかじめ、作成した災害時運転マニュアル（仮称）に基づき、処理場、ポンプ場、管渠等の処理機能、雨水排水機能を保つための活動を実施する。

被災時においては、自ら管理する下水道等施設の被害状況を把握するとともに、県に報告し、必要な応急処置を講ずる。

下水道等施設が被災をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を住民に広報する。

携帯トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

（3）県の役割

県は、町の被害状況を把握するとともに、必要な支援を実施する。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を提供できるようにする。

3　各段階における業務の内容

避難勧告解除後３日以内	風水害対応運転、施設の浸水対策 住民への情報提供、徒用制限の広報 処理場、ポンプ、管渠等の緊急点検、緊急調査、
事後１週間以内	応急調査着手、応急計画策定・実施
事後１ヶ月以内	本復旧調査着手 応急復旧着手・完了
事後１ヶ月から	本復旧調査完了及び本復旧計画策定 災害査定実施、本復旧着手

※町及び県は、被災施設の復旧計画を立て、災害復旧事業を実施し、施設の機能回復及び復旧作業の早期完成を図る。

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	町	被災地ニーズ
町	県	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等
県	（協定先）企業・団体、他県、国、市町村	集約された被災地ニーズ 被災地情報、応援依頼等

（２）被災地へ

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
県	町	支援情報
町	避難所、避難者	復旧予定及び供給予定情報

5　業務の体系

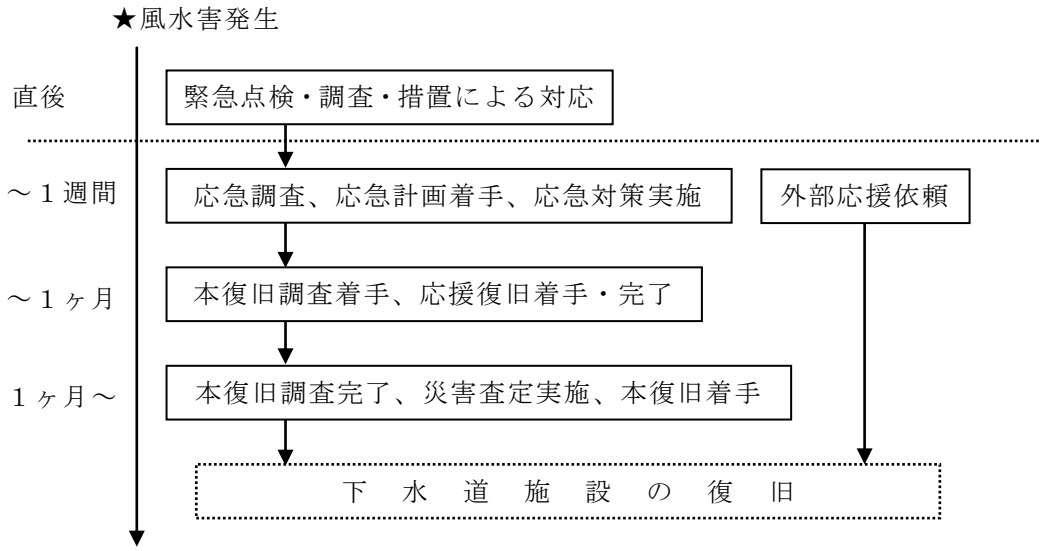

6　初動体制

（１）非常配備体制の確立

災害時には、次の対応が必要となるため、これらに必要な要員を確保できる体制を確立する。

（２）情報収集

ア　下水道施設の情報収集は、災害発生後、迅速な被害状況の情報収集を行うためには、下水道施設資料の確保が重要な役割を果たす。これらの資料確保を踏まえた上で、以下に示す項目について情報収集する。

（ア）処理場、ポンプ場施設の被害状況

（イ）管渠施設の被害状況

イ　関連施設からの情報収集時において、他のライフライン施設、道路等の状況が下水道施設の状況を把握するのに有効な手段となるため、以下に示す項目を災害状況と併せて情報収集する。

（ア）河川施設の被害状況
（イ）水道施設の被害状況
（ウ）道路被害状況及び交通情報
（エ）電気通信障害に関する情報
（オ）関連業者の稼動状況

7　緊急点検・調査・措置による対応

下水道は、町民生活に必要不可欠なものであり、応急復旧については、緊急性、重要性の高いものから復旧にかかる。また、復旧にあたっては、二次災害の発生防止に努める。又、調査は、処理場及び主要幹線管渠等重要性の高い施設から行い、町で対応できない場合は、業者等の支援を求め、緊急に調査を行う。

（１）緊急点検・調査・措置による対応

ア　下水道施設等、町管理施設の緊急点検及び緊急調査の実施並びに県への報告

イ　緊急調査に基づく応急復旧計画の策定

（２）応急復旧による対応の基本方針

ア　応急復旧計画に基づき、応急復旧を実施し、下水道等施設利用を再開する。

イ　仮設用資機材調達に努める。

ウ　地域住民等に応急復旧状況等を周知する。

エ　県に応急復旧状況等を連絡する。

オ　避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。

（３）外部応援依頼による対応

ア　県に支援、応援を依頼する。

イ　協定市町村、協定事業者等に外部応援を依頼、災害対応業務を実施する。

ウ　応援者の受け入れ態勢をつくる。

（４）本復旧による対応

ア　災害復旧が速やかに行えるよう、県と連絡調整を行う。

イ　災害査定実施のために調査及び準備を行い、災害査定を受ける。

ウ　本復旧計画に基づき、下水道施設の本復旧を実施する。

エ　地域住民等に本復旧状況等を周知する。

オ　避難所等に連結する下水道等を優先的に復旧する。

8　災害時要援護者に対する配慮

（１）町は、避難所に災害時要援護者用のトイレを設置する。

（２）町及び県は、被災箇所にバリケード等を設置し、災害時要援護者が進入し被災を受けないようにする。

９　積雪期の対応

町及び県は、積雪期における下水道等施設の被災状況の調査及び応急処置を講ずるため、除雪等必要な対応を行う。

（１）町は、仮設トイレ等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。

（２）町は、避難所等におけるトイレ使用を円滑にできるようにする。

（３）町及び県は、連絡を密にし、適正な下水道使用ができるようにする。

第 25 節　電力供給応急対策

【実施主体】　電力供給事業者

【災害対策本部担当】　総務部

1　計画の方針

電力供給機関は災害発生時における電力ラインを確保するとともに、電気災害から住民の安全を守るため被災箇所の迅速、的確な復旧を実施する。

2　電力供給施設応急対策フロー図

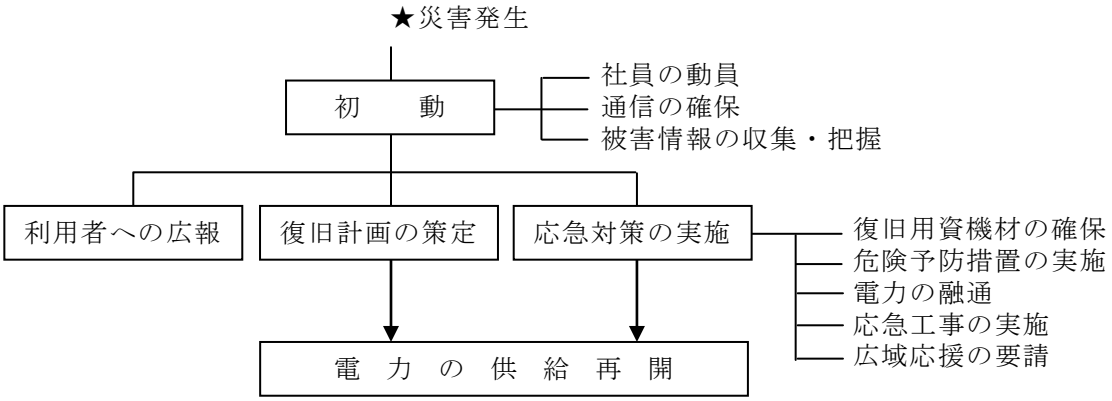

3　復旧活動体制の組織

（１）被災時の組織体制

東北電力は、風水害が発生した時は非常災害本部（連絡室）を設置する。

本部には設備、業務毎に編成された班をおいて災害対策業務を遂行する。

防災体制表

区分	非常事態の情勢
警　戒　体　制	非常災害の発生に備え連絡体制を敷くべきと判断される場合
第１非常体制	非常災害の発生がまさに予想され、復旧体制を整えるべきと判断される場合又は災害が発生し、必要と認めた場合
第２非常体制	大規模な非常災害が発生し、第１非常体制での復旧が困難な場合

（２）動員体制

対策本部及び各班の長は、防災体制の発令後、直ちに必要人員を動員する。

ただし、当該店所管内で震度６弱以上の地震が発生した場合は、各長からの発令を待たず、自動的に第２非常体制に入るものとし、対策要員及び一般社員は呼集を待つことなく出動する。

また、被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難な場合は他店所や関連企業に応援を要請し要員を確保する。復旧作業隊及び復旧資材の迅速な輸送を図るため、緊急通行車輌の指定措置を関係機関に要請する。

（３）通信の確保

対策本部（連絡室）は、防災体制を発令した場合速やかに関係店所間に非常災害用電話回線を構成する。

（４）被害情報の把握と情報連絡体制

各班は、各設備（発電所、変電所、送電線、配電線等）毎に被害状況を迅速、的確に把握し、通報連絡経路に従って対策本部へ報告し、本部はこれを集約し関係機関へも報告する。

４　応急対策

（１）復旧資材の確保

ア　店所の対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は可及的速やかに確保する。

イ　災害対策用資器材の輸送は、自社で対応することが困難な場合は、請負会社の車輌、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他可能な運搬手段により行う。

ウ　災害時において復旧資材置き場及び仮設用用地が緊急に必要な場合、並びに人命の確保及び資材運搬が困難な場合は、町及び県の災害対策本部に要請して確保する。

（２）災害時における危険予防措置

災害時においても、原則として電気の供給を継続するが、二次災害の危険が予想され、町、県、県警察、消防機関等から要請があった場合は送電停止等、適切な危険予防措置を講ずる。

（３）電力の融通

各電力会社と締結した「全国融通電力受給契約」及び東北電力と隣接する各電力会社と締結した「二社融通電力需給契約」に基づき電力の緊急融通を行う。

（４）応急工事

災害時における応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度かつ電気火災等の二次災害の防止を勘案して迅速、的確に実施する。緊急復旧を要する箇所は応急用電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を使用して早期送電を行う。

５　復旧計画

復旧計画の策定にあたっては病院、公共機関、避難所等を優先することとし、具体的には国、県、町の災害対策本部と連携し復旧計画を策定する。

６　利用者への広報

停電による社会不安の除去と二次災害防止に向けて、電力設備の被害状況、公衆感電事故、電気火災の防止等について広報する。

また、地域に有線放送設備、同時通報無線設備、ＣＡＴＶ局及びコミニュテイーＦＭ局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供し広報活動の協力を得る。

７　広域応援体制

復旧活動に当たり、他電力会社への応援要請または派遣について、電力会社間で策定した「災害復旧要綱」に基づき応援要請を行う。

また、関連工事会社についても、「非常災害復旧に関する協定」に基づき復旧活動の支援を依頼する。

第26節　ガス供給対策

【実施主体】　ＬＰガス充てん事業者、ＬＰガス販売事業者等

【災害対策本部担当】　総務部

1　計画の方針

町及びガス事業者は、災害発生後速やかに、災害の規模等の調査を行い、ガスによる二次災害のおそれがある地域については、ガスの供給を停止するよう働きかける。

また、町は二次災害防止等の広報を行う。

2　各主体の責務

（１）住民の役割

住民は、ガス栓を閉止する等の風水害発生時に取るべき安全措置に従い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。

（２）町の役割

町は、二次災害防止のための広報を行う。

（３）県の役割

県は、ＬＰガス充てん所及びＬＰガス販売事業者（以下、「ＬＰガス事業所」という。）に対して安全確保の徹底を指導する。また、二次災害防止のための広報を行う。

（４）ガス事業者の役割

ア　ガス供給設備の安全点検

イ　二次災害防止のための広報

ウ　被害状況をふまえて復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。

エ　ＬＰガス事業者は、風水害発生後、速やかに消費先ガス設備の緊急点検を行う。また、必要に応じて、使用再開前に安全確認点検を行う。

オ　ＬＰガス事業者は、町の要請により避難所、公共施設等への緊急供給を行う。

カ　ＬＰガス事業者は、流出・埋没した容器の安全な回収を行う。

3　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
被災者、消防、警察	ガス事業者	供給支障等状況、ガス漏れ・事故等発生状況
ＬＰガス事業者	県、町、消防、警察	ガス漏れ・事故等発生状況 （軽微なガス漏れを除く。）
ＬＰガス事業者	県、町	供給支障等状況及び停止状況 復旧状況及び見込情報
ＬＰガス事業者	報道機関	二次災害防止に関する注意事項、供給状況
ＬＰガス事業者	復旧支援団体等	復旧支援の要請

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県、町、気象台	ガス事業者	気象情報、河川・ダム情報
ＬＰガス事業者 県、町	被災者	二次災害発生防止情報、供給支障等状況、 復旧状況及び見込状況
県	ＬＰガス事業者	安全確保の指導
復旧支援団体等	ＬＰガス事業者	復旧支援予定情報

4　業務の体系

ＬＰガス事業者

	［設備点検、復旧作業］	［二次災害防止措置］	［広報］
風水害等発生後	充てん所の点検 消費先ガス設備の点検 県への報告	消費先設備の修理 ↓	
避難勧告解除後 ３時間後			二次災害防止措置 ↓
避難勧告解除後 ２日後	消費先の緊急点検完了		
避難勧告解除後 ３日後	充てん所の復旧完了 消費先の安全確認完了		

5　業務の内容

実施主体	対　　策	協力依頼先
住民	・風水害発生時は、安全措置（ガス栓の閉止、ガス漏洩時は換気及び火気に留意する等）を行い、ガスによる出火、爆発等の事故発生防止に努める。 ・避難時に要援護者の誘導等を行う地域住民は、要援護者世帯の安全措置の実施状況を確認する。	消防 警察
	・ガス漏れ、供給支障等の情報をガス事業者に通知する。	ＬＰガス事業者
ＬＰガス事業者	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、 県、町
	・ガス供給設備の安全点検を行う。 ・消費先ガス設備の緊急点検・安全確認点検を行う。 ・復旧計画を定め、災害発生時の緊急措置マニュアルに従って安全で効率的な復旧を進める。 また、必要に応じて、復旧支援団体等に救援を要請する。	復旧支援団体等
町	・二次災害防止のための広報を防災無線や報道機関の協力を得て行う。	報道機関、県
県	・ＬＰガス事業者に対して、安全確保のための指導を行う。 ・ＬＰガス事業者に対して、被害状況の調査を行う。	ガス事業者 団体等
	・二次災害防止のための広報を行う。	報道機関、町

６　災害時要援護者に対する配慮

（１）ＬＰガス事業者は、災害時要援護者世帯の緊急点検・安全確認点検にあたり、燃焼器具の点検をあわせて行う。

（２）避難時に誘導等を行う地域住民は、災害時要援護者世帯の元弁閉止等の安全措置の実施状況を確認するよう努める。

７　積雪期の対応

住民は、積雪期の風水害発生時にあたっては、事故発生防止と緊急点検・安全確認点検の迅速な実施のため、LP ガス容器やガスメーター周辺を除雪する。

第 27 節　公衆通信の確保

【実施主体】　電気通信事業者

【災害対策本部担当】　総務部

1　計画の方針

災害の発生に際しては、通信設備等を災害から防護するとともに、県、町、関係団体とともに応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の確保を図る。

2　公衆通信施設（ＮＴＴ東日本/ＮＴＴドコモ）応急対策フロー図

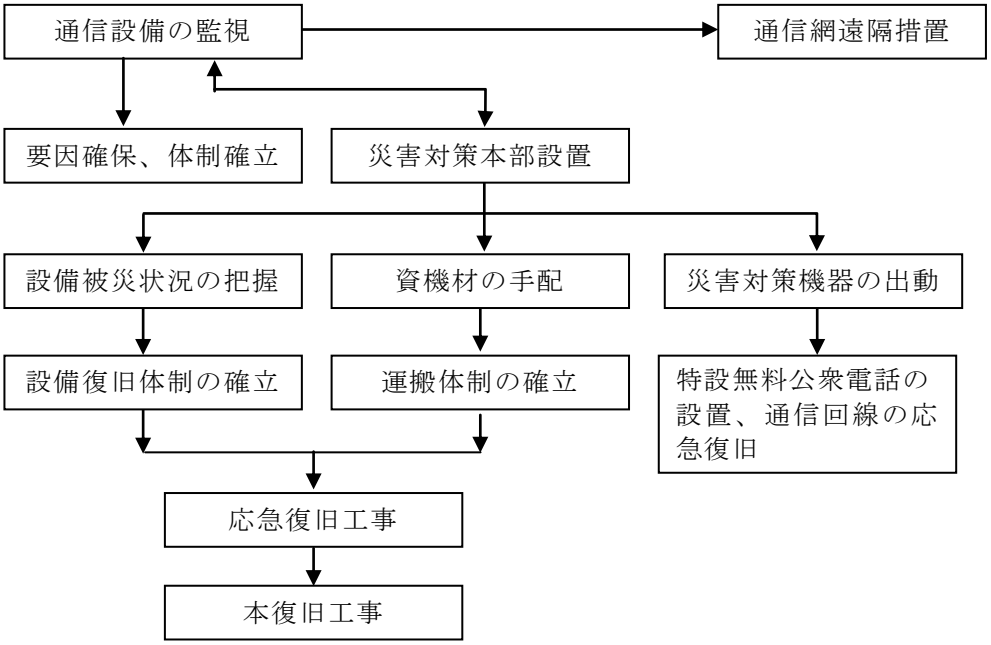

3　応急対策

（１）被災地通信設備の監視と通信網の遠隔措置

県内の電気通信設備を常時監視し、被災状況の情報収集とともに通信の疎通確保のための遠隔切替制御及び輻輳による制御、トーキ挿入措置等を行う。

（２）災害時の組織体制

災害の発生又は発生するおそれのある場合は、ＮＴＴ東日本新潟支店及びＮＴＴドコモ新潟支店に設置基準に基づく次の組織体制を設置する。

ア　情報連絡室

イ　支援本部

ウ　災害対策本部

（３）設備復旧体制の確立

防災業務の運営あるいは応急復旧に必要な動員を行うため、次の事項について措置方法を定めている。

ア　全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ　ＮＴＴグループ会社等関連会社による応援

ウ　工事請負会社の応援

（４）被害状況の把握

ア　被害の概況について、社内外からの被害に関する情報を迅速に収集する。

イ　被害の詳細調査について、車両での通行が困難な場合は、バイク、自転車等も利用し全貌を把握する。

（５）災害対策機器等の出動

重要回線の救済及び特設無料公衆電話を設置するため、各種災害対策用機器、移動無線車等の出動により対応する。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

ア　孤立防止対策用衛星電話

イ　可搬型移動無線機

ウ　移動基地局車

エ　移動電源車及び可搬電源装置

オ　応急復旧ケーブル

カ　ポータブル衛星車

キ　その他応急復旧用語装置

（６）復旧資材等の調達及び運搬体制の確立

応急復旧に必要な資材等については、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモ保有の資材及び全国から資材等の調達を行う。また運搬方法については、道路通行が不可能な場合、必要に応じ、県、自衛隊等へリコプターの要請を行い空輸する。

（７）災害用伝言サービスの提供

災害発生時、及び災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況（ふくそう）になった場合、災害用伝言ダイヤル 171、web171、災害用伝言板及び災害用音声お届けサービスの利用を可能とする。

※ダイヤル１７１＝「１７１」をダイヤルし、利用ガイダンスに従って、伝言の録音、再生を行うもの

ｗｅｂ１７１＝インターネットを利用した伝言板

https://www.web171.jp/）へアクセスし利用

４　復旧計画

（１）応急復旧工事

災害による電気通信設備等を緊急に復旧する必要があるため、災害対策機器、応急用資機材等の仮設備で復旧する工事により、通信の疎通を早急に確保する。

（２）復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信の確保のため、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ下表の復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

重要通信を確保する機関	
第１順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第２順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第１順位以外の国又は地方公共団体
第３順位	第１順位、第２順位に該当しないもの

（３）本復旧工事

災害の再発を防止するため、必要な防災設計を織り込んだ復旧又は将来の設備拡張を見込んだ復旧工事を実施する。

5　利用者への広報

ＮＴＴ東日本新潟支店は、災害によって電気通信サービスに支障を来した場合、次に掲げる事項について、広報車及びインターネットにより地域の住民に広報するとともに、さらに報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞掲載等により、広範囲にわたっての広報活動を行う。

（１）災害に対してとられている措置及び応急復旧状況

（２）通信の途絶または、利用制限をした理由、及び状況

（３）特設無料公衆電話設置場所の周知

（４）住民に対して協力を要請する事項

（５）災害用伝言サービス提供に関する事項

（６）その他必要な事項

6　広域支援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、ＮＴＴ東日本及びＮＴＴドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を図る。

（１）応援体制

被災した支店は電気通信設備の被害状況を把握し，自支店だけでは対処できないと判断した場合は、ＮＴＴ東日本本社災害対策室及びＮＴＴドコモ本社災害対策本部に対して応援要請を行い、計画に基づいた資機材の確保と輸送体制及び作業体制を確立し運用する。

（２）全国の応援体制

ＮＴＴ東日本本社災害対策室は、応援要請に基づき、要請事項を取りまとめのうえ本社災害対策本部へ要請する。

第 28 節　トイレ対策

【災害対策本部担当】　町民部、上下水道部

1　計画の方針

（1）各主体の役割

ア　住民・企業等の役割

風水害発生から３日間程度に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等における備蓄で賄う。

イ　町の役割

（ア）避難所及びトイレの使用が困難な地域の被災者のトイレ利用を確保する。（被災者への供給を行う。）

（イ）職員の配置・巡回により、避難所の状況及び上下水道等の利用可能状況を調査し、被災者のトイレ利用に関する需要を把握する。

（ウ）自力で必要な仮設トイレ等を確保できない場合は、県に支援を要請する。

（エ）避難所トイレ及び公衆トイレを衛生的に使用するための管理を行う。

ウ　県の役割

町が把握したニーズに応じて、仮設トイレ等の資機材の調達、輸送の代行、各種トイレの供給可能情報の提供、トイレの継続的な機能確保等についてより町を支援する。

（2）活動調整

湯沢町災害対策本部

（3）達成目標

ア　トイレ利用の確保

トイレ利用の確保は、概ね次の計画を目標とする。

避難所開設後　～12 時間	・避難所公共トイレの使用 ・備蓄の携帯トイレ及び組立トイレによるトイレ確保 ・県及び他市町村が備蓄しているトイレを広域応援により調達
〃　～１日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県内流通在庫）
〃　12 時間～２日目程度	・企業・団体から仮設トイレを調達（県外流通在庫）
〃　２日目程度～	・需要に応じてトイレ追加・再配置 ・需要に応じてトイレの証が困難な地域の被災者へ携帯トイレを供給

イ　トイレ用品の確保

トイレットペーパー等のトイレ用品の調達は、需要の把握から概ね 24 時間以内に行う。

ウ　トイレ管理の実施

トイレを衛生的に管理する避難所運営体制を、概ね 24 時間以内に確立する。

（４）災害時要援護者に対する配慮

ア　避難所に災害時要援護者用のトイレが設置されていない又は使用ができない場合は、災害時要援護者用の簡易トイレを配備（概ね 24 時間以内）する。

イ　避難所においては、トイレの設置箇所の工夫、利用介助の実施等により、災害時要援護者のトイレ利用に配慮する。

ウ　災害時要援護者特有の需要（段差の解消、手すりの設置等）が見落とされないよう配慮する。

（５）快適な利用の確保

ア　町は、避難者に対して、災害時要援護者優先の利用区分及び災害用トイレの使用方法等の周知を行い、トイレの円滑な利用を図る。

イ　町は、トイレの洗浄水、手洗い用水、トイレットペーパー、消毒剤、脱臭芳香剤等トイレの衛生対策に必要な物資を供給するとともに、避難所の状況に応じて避難者や避難所運営ボランティアの協力を得ながら定期的な清掃を行い、トイレの清潔を保持する。

ウ　町は、避難所のトイレ利用状況に応じて、定期的にし尿のくみ取りを実施する。

エ　町は、避難所の運営が長期に渡る場合、避難所の状況に応じて、トイレ利用の快適性向上のため、自己処理トイレを設置する。

オ　町は、トイレが利用しやすい設置箇所の検討、洋式便座や温水洗浄便座の積極配置、女性や子どもに対する安全やプライバシーの確保、脱臭、照明、採暖等トイレを快適に利用するための配慮を行い、必要な物資を供給する。

２　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
避難所、避難者	町	被災地ニーズ
町	県	集約された被災地ニーズ
県	企業・団体	調達情報

（２）被災地へ

情報発信者	→ 情報受信者	主な情報内容
県	町	供給予定情報
町	避難所、避難者	供給予定情報

3　業務の体系

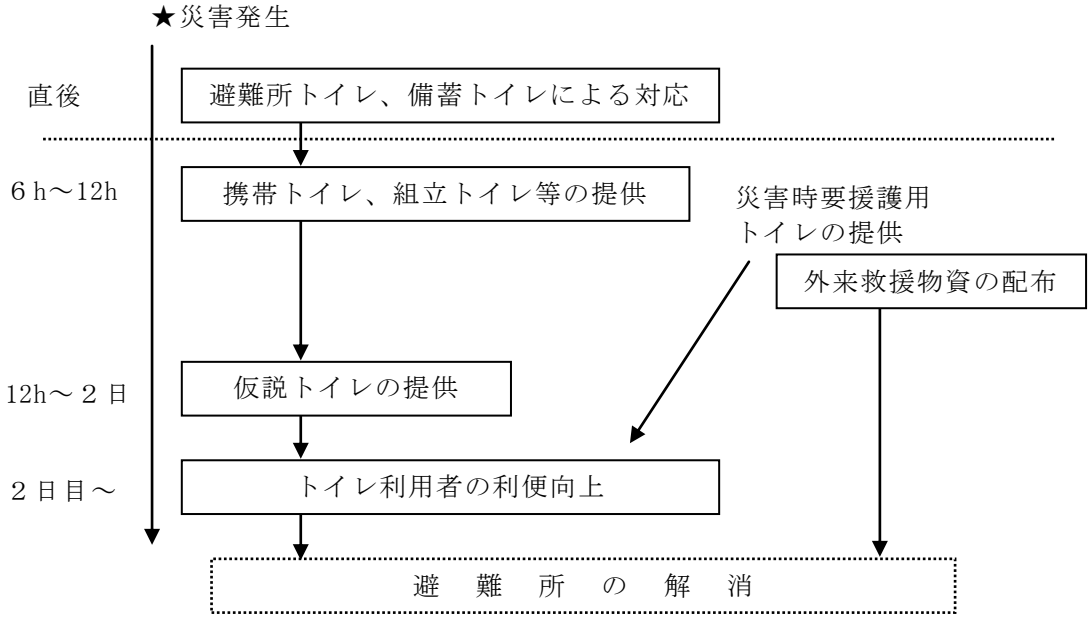

4　トイレの調達

（１）備蓄携帯トイレ及び組立トイレによる対応

ア　避難所等に職員を派遣し避難者の概数を把握する。

イ　避難者に対して、携帯トイレ等の適切な利用方法を周知する。

ウ　避難所等で不足するトイレを他の保管場所からの回送､県からの緊急供給で補う。

エ　町社会福祉協議会を通じて避難所運営等の補助に当たるボランティア派遣を要請する。

（２）仮設トイレ（レンタル）及びトイレ用品による対応

ア　避難所に調達を要するトイレ及びトイレ用品の種類毎の概数を把握する。

イ　企業・団体等にトイレ等の供給を依頼する。

ウ　救援物資提供の申し出への対応（いずれかの避難所へ直接振り向ける）を行う。

エ　調達が困難な場合は県に調達の代行を依頼する。

第 29 節　入浴対策

【災害対策本部担当】　産業観光部

1　計画の方針

自宅の被災又はライフラインの長期停止により入浴できない被災者に対し、入浴サービスを提供し、被災者の衛生状態の維持と心身の疲労回復を図る。

2　各主体の責務

（1）住民及び事業所・団体等の役割

被災を免れた入浴施設管理者及び温泉組合・旅館組合等は、町の要請する施設開放に積極的に協力する。

（2）町の役割

ア　町が指定する入浴施設等の被災状況を把握し、被災を免れた入浴施設管理者への施設開放を要請する。

イ　必要に応じて入浴施設を有する他市町村への協力を要請する。

ウ　必要に応じて県へ支援要請をする。

（3）県の役割

ア　自衛隊に対する入浴支援を要請する。

イ　県内市町村及び隣接県への協力を要請する。

ウ　公衆浴場組合、旅館組合等事業者団体への協力を要請する。

3　各段階における業務の内容

避難勧告等解除後３日以内	自衛隊入浴施設支援要請
事後１週間以内	旅館・公共入浴施設等へ協力要請

4　情報の流れ

（1）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
町	県	仮説入浴施設設置要請 入浴施設確保要請
県	自衛隊、他自治体、旅館組合等	入浴支援要請、施設利用協力要請

（2）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	町	入浴施設確保情報
町	避難所、避難者	入浴施設開設予定情報 入浴サービス提供情報

5　業務の体系

★風水害発生

3日目～

公衆浴場等の再開支援

仮設入浴施設の設置

旅館組合等への協力要請

6　業務の内容

（1）公衆浴場の再開支援

実施主体	対策	協力依頼先
町	・業務再開可能な公衆浴場等に対し、給水等の支援を行い入浴環境を確保する。 ・災害時要援護者の入浴施設までの交通手段を確保する。 ・避難者に対する入浴施設情報の広報を行う。	公衆浴場組合 （入浴施設管理者等）

（2）仮設入浴施設の設置

実施主体	対策	協力依頼先
町	・近隣で入浴施設が十分に確保できない場合は、避難所等に仮設入浴施設設置を県に要請する。	県災害対策本部
県	・町の要請により自衛隊へ入浴支援要請を行う。	自衛隊
自衛隊	・県の要請により避難所等へ野営用入浴施設により支援を行う。	

（3）旅館組合等への協力要請

実施主体	対策	協力依頼先
町	・町内の旅館組合等への協力要請を行う。 ・当該市町村のみの能力では入浴施設の確保が困難な場合は県に応援要請を行う。	旅館組合等
県	・町の要請又は被害が数市町村に及ぶ場合は、近隣の市町村（他県も含む）の旅館組合等へ支援の要請を行う。	旅館組合等

（4）入浴施設までの交通手段

各入浴施設までは、原則として自力によることとするが、バス等を運行するなど自力で交通手段を確保することが困難な者に対して支援するよう努める。

7　災害時要援護者に対する配慮

（1）入浴施設までの交通手段の確保

（2）災害時、要介護者が利用可能な入浴施設や移動入浴車等の確保（町、県）

（3）災害時、要援護者への入浴施設情報の広報の徹底（町、県）

8　積雪時の対応

冬期間は特に入浴後の保温対策に配慮し、温泉組合、旅館組合等への協力要請の強化を図る。

第 30 節　障害物の処理

【災害対策本部担当】　地域整備部、町民部

1　計画の方針

風水害等の災害により発生した落石、倒壊家屋、沈船等の障害物を速やかに除去することにより、防災活動拠点（町庁舎、国・県の出先機関、消防署、病院等）、輸送施設（道路、鉄道駅、常設及び臨時ヘリポート等）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）及び防災備蓄拠点とを連絡する緊急交通路を確保する。

2　各主体の責務

（１）町の役割

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物について主体となり除去する。

（２）県の役割

ア　県災害対策本部は、救命・救助・緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について、各関係機関から情報を収集する。

イ　燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動路に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握したうえで、不足が懸念される場合には、防災関係機関や民間事業者との連携に努める。

ウ　被災状況が広範かつ甚大な場合は、県災害対策本部内に障害物除去を担当する専属班を設置し、国等の関係機関の協力を得ながら緊急輸送及び交通の確保のため、輸送路等の施設管理者に対し速やかな障害物除去の実施を依頼する。この場合、効率的な障害物除去作業を実施するため国等の関係機関と協議を行い、障害物処理計画を策定する。

（３）道路管理者の役割（国、県、町及び東日本高速道路㈱）

ア　道路管理者は、その管理区域の道路の障害物の状況を調査し、町災害対策本部に情報を報告するとともに、障害物を除去する。特に、緊急輸送道路ネットワークの指定路線（以下、緊急輸送道路という。）については、最優先に実施する。

イ　あらかじめ締結してある建設業協会等との災害時の応援協定などにより、障害物の除去に必要な人員、資機材等を確保する。

ウ　緊急車輌の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる路上放置車輌及びその他の物件については、県警察本部の協力を得て排除する。

エ　緊急車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じる恐れがあると認められる倒壊家屋、災害を受けた工作物又は物件については、町の協力を得て排除する。

（４）河川管理者等の役割（国、県及び町）

河川管理者は、その所管する河川区域内の状況を調査し、漂流物等により二次災害の危険が認められる場合には、町災害対策本部に情報を報告するとともに、障害物を除却する。

3　各段階における業務の内容

解除後１日以内	輸送路等障害物情報収集 緊急輸送路障害物除去 その他障害物除去

ただし、人命救助等に必要な緊急交通路等については、関係機関が協力し、可能な限り早期に障害物を処理する。

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
町	県（施設管理者）	被災地における障害物の情報
県（施設管理者）	県災害対策本部	被災地における障害物の情報
その他の施設管理者	県災害対策本部	被災地における障害物の情報

（２）被災地へ

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
県災害対策本部	町	障害物除去に関する情報
県災害対策本部	施設管理者	障害物除去に関する情報

5　業務の体系（避難勧告等解除後の達成目標の目安）

被災地における障害物の情報収集（１日以内）

↓

障害物処理計画の策定

↓

緊急輸送道路の障害物の除去（１日以内）

↓

その他の輸送路等の障害物の除去（１日以内）

6　被災地における障害物の情報収集

町は、被災地全体の状況把握のほか、救命・救助、緊急輸送の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設及び建物関係の障害物について、災害対策本部に寄せられる情報のほか、パトロールを実施し、また、各関係機関と連携し、早期の情報収集に努める。

なお、被災状況が広範かつ甚大な場合は、国・県等の関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施する。

7　障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被災程度が著しく甚大であり、障害物除去が広範かつ大規模であると判断された場合、町は国・県等関係機関と協議を行い、緊急輸送ネットワークの形成を念頭におき、障害物処理計画を策定する。

町は、障害物の仮置場及び最終処分地をあらかじめ定めておくよう努める。

（１）可能使用機械の把握

（２）作業人員の把握（監督員、交通整理員、オペレーター等）

（３）実施箇所及びその優先順位

（４）実施主体（各施設管理者）の配備・指令

（５）廃棄物収集場所・処分方法の指定

（６）湯沢町建設業安全協議会・湯沢町建築工業組合等協定事業所の協力要請（不足資機材、作業人員等）

８　障害物処理の実施

障害物の除去は、原則として各施設管理者が実施する。

（１）道路関係障害物の除去

ア　道路管理者は、その管理区域の道路上の車輌及び周辺構築物が、落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、町災害対策本部に報告するとともに、路上障害物を除去する。特にあらかじめ定められた緊急輸送道路については、最優先に実施する。

イ　緊急車輌の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に、著しい支障が生ずるおそれがあると認められる路上放置車輌及びその他の物件については、本章第 13 節「警備、保安及び交通規制対策」による。

（２）河川関係障害物の除去

河川管理者は、その所管する河川区域において、漂流物等により二次災害の危険が認められる場合は、町災害対策本部に報告するとともに、障害物を除去する。

（３）建物関係障害物の除去

災害によって、建物又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼす障害物は、町の指導を受けながら各施設管理者が除去する。

ア　町は、山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行うため除去計画及び実施作業計画を策定する。

イ　災害救助法が適用された場合の障害物の除去は、町長が行う。

（４）建物関係障害物の仮置場

ア　災害によって落下、倒壊で生じた路上等の建物関係障害物を早急に撤去するため、推定発生量を勘案し被災地域に比較的近く、基本的に考えられる次のような場所に一時的（暫定的）仮置場を設置する。

公園、校庭、運動公園、公共機関及び民間所有の未利用地、既存廃棄物処分場周辺、その他一時的仮置場として支障のない場所。

ただし、避難場所として利用されている場所及び近隣は除外する。

イ　前記障害廃棄物の仮置場への搬入に関しては、事後の中間・最終処理、再資源化等を考慮し、十分に分別する。

（５）除去した障害物の集積場所

ア　障害物の集積場所は原則として、町の管理に属する被災地付近の遊休地及び空地、その他適当な場所とする。なお、保管にあたっては、障害物により再び人命、財産に被害を与えないよう注意する。

イ　除去した障害物の保管場所は、盗難等の被害のない場所を選定し、保管を始めた日から 14 日間その工作物名等を公示する。

9　広域応援体制の整備

被害時における障害物除去の円滑かつ適正な処理を行うため、あらかじめ湯沢町建設業安全協議会・湯沢町建築工業組合と障害物の除去について、協議を行うものとする。

なお、町のみの対応では困難な場合は、協定市町村等に対し、応援要請するほか、県に応援要請する。

10　積雪期の対応

積雪は、災害に対し被害を拡大させる要因となることが想定されることから、緊急輸送ルートの確保を図るため、除雪機械、除雪要員等について、あらかじめ体制の整備を図っておく。また、積雪及び被災状況に応じて、国・県等の関係機関と連携を図りながら障害物除去計画を策定するとともに、その実施にあたる。

第 31 節　廃棄物の処理

【災害対策本部担当】　町民部、上下水道部

1　計画の方針

災害発生によるごみ、し尿等の廃棄物の処理は、迅速・適正に行い生活環境の保全及び住民生活の確保に努めることが重要となる。

災害の規模が極めて大きい場合で、本町において処理することが困難と判断した場合は、知事への支援要請や近隣市町村の応援を求めるなど、広域支援体制を整備し、被災状況を想定した廃棄物処理計画及び作業計画を策定する。

2　各主体の責務

（１）住民の役割

ア　ごみ処理

（ア）避難所での生活ごみについて、町の指示する分別等のごみの排出に協力する。

（イ）家庭からの生活ごみ及び粗大ごみについて、町の指示する分別、指定場所へのごみの排出等に協力する。

（ウ）ごみの野焼き、災害ごみ排出指定場所等への便乗ごみ（水害により発生したごみ以外のごみ）の排出、不法投棄は行わないいほか、町の指示に従ったごみの排出に協力する。。

イ　し尿処理

（ア）避難所の仮設トイレ等について、町の指示に従い、使用方法や維持管理等の公衆衛生面での対応やし尿の収集に協力する。

（２）町の責務

湯沢町は、ごみ処理施設及びし尿処理施設を有しておらず南魚沼市に処理を委託していることから、次の事項については必要に応じて南魚沼市と協議し対応する。

ア　ごみ処理

（ア）ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、必要に応じ仮置場を設置する等、復旧までの処理体制を整備する。

（イ）避難者の衛生面での支障が生じないよう、避難所の生活ごみの収集体制を整備する。

（ウ）あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（ごみ処理対策）を策定する。

（エ）ごみの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分地を確保する。

（オ）ごみの収集方法を決定し、速やかに住民に周知する。この際、排出時の分別について充分周知を行う。

（カ）ごみの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

（キ）仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害

廃棄物の適切な分別・保管により環境汚染の未然防止を図る他、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

（ク）腐敗が早くかつ重量がある泥水を被った水害ごみが路上に一時に大量に排出されることが予想される場合は、自衛隊の協力を得て、まず幹線道路の確保を行い、次に、一路地等に排出された水害ごみの早期収集に努める。

（ケ）大量のごみが一時に排出されるおそれがある場合は、収集作業の効率化を図るため、県警察の協力（交通規制）も得て、仮置場までの運搬ルートの確保を行う。

（コ）ごみの収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣の市町村、県に広域支援を要請する。

イ　し尿処理

（ア）し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、復旧までの処理体制を整備する。

（イ）避難所等の避難者の概数及び仮設トイレの設置状況の把握を行い収集体制を整備する。

（ウ）あらかじめ定める廃棄物処理計画に基づき、被害規模に応じた実施計画（し尿処理対策）を策定する。

（エ）し尿の収集及び処理が困難と判断した場合は、近隣市町村、県に広域支援を要請する。

ウ　災害がれき類処理

（ア）隣家への倒壊、道路への支障など、緊急を要する危険家屋については、必要に応じ、自衛隊の協力も得て優先的に解体処理を実施する。

（イ）あらかじめ定める災害廃棄物処理計画に基づき、実施計画（がれき処理対策）を策定する。

（ウ）災害がれきの発生量を予測し、必要に応じ、仮置場及び最終処分地を確保する。

（エ）災害がれきの処理方法を決定し、速やかに住民に周知する。

（オ）災害がれきの処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。

（カ）仮置場においては、廃棄物の飛散流出防止、悪臭や害虫の発生防止、火災の防止、不法投棄対策、必要に応じた消毒の実施等、適切な管理を行う。また、有害廃棄物の適切な分別・保管により環境汚染の未然防止を図る他、廃棄物に石綿の付着・混入が疑われる場合は、湿潤化等により飛散防止の措置を講ずる。

（キ）損壊家屋が多数に上る場合は、住民の混乱を避けるため、必要に応じ解体から処分まで指定業者のあっせん、受付窓口の設置など、計画的な処理体制を構築する。

（３）県の役割

ア　町の要請に応じ、災害ごみ、し尿処理等の広域支援体制を整備する。

イ　県及び他市町村の職員の応援派遣等により町を支援する。

3　活動調整

湯沢町災害対策本部町民部環境係班が中心になり必要な調整を行う。

4　達成目標

（１）ごみ収集

生活ごみ等の収集は、おおむね２日～３日以内に開始する。災害ごみの収集は、おおむね２日～３日以内に開始し、５日～７日以内での収集完了に努める。

（２）し尿収集

し尿の収集は、おおむね 24 時間以内に開始する。

（３）災害がれき類の収集

災害がれきの収集は、おおむね１ヶ月以内に開始する。

5　災害時要援護者に対する配慮

町は、災害時要援護者の家庭からのごみ収集等に、ボランティアを派遣するなどの配慮を行う。また、地域住民、自主防災組織、町内会等は共助により、ごみ収集等を協力して行う。

6　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
避難所 避難者	町	ごみ、し尿収集のニーズ
町	県	広域支援の必要性
県	協定先・団体	広域支援の要請

（２）被災地へ

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
県	町	広域支援の情報
町	避難所、避難者	ごみ、し尿の収集情報

7　業務の体系

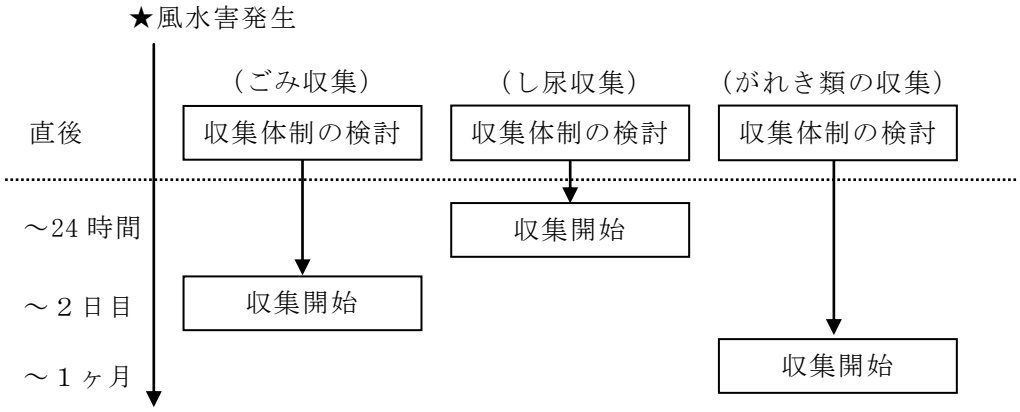

8　業務の内容

（１）生活ごみ・粗大ごみ処理の対応

ア　生活ごみ及び粗大ごみ処理の実施計画を策定する。

イ　避難所のごみ収集体制を整備する。

ウ　家庭からのごみの分別、排出方法等について住民に周知する。

エ　災害ごみの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。

オ　必要に応じ、仮置場の設置を行うとともに、県警察の協力も得ながら運搬ルートを確保する。

カ　必要に応じ、ごみ収集のためボランティア派遣の調整を図る。

（２）し尿処理の対応

ア　し尿処理の実施計画を策定する。

イ　住民に仮設トイレの使用方法、し尿収集の情報等を周知する。

ウ　し尿の処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。

（３）災害がれき処理の対応

ア　緊急を要する危険家屋の解体について必要に応じ県を通じて自衛隊に要請する。

イ　災害がれき類の発生量を推計し、処理の実施計画を策定する。

ウ　住民に災害がれき処理の方法を周知する。

エ　災害がれきの処理体制を整備し、広域支援が必要な場合は、近隣市町村及び県に要請する。

オ　必要に応じ、災害がれきの仮置場を設置し管理する。

第 32 節　こころのケア対策

【災害対策本部担当】　健康福祉部

1　計画の方針

避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

2　各主体の責務

（1）住民の役割

被災住民は急性ストレス障害等の精神的な問題が災害後に生ずることを認識し、自身はもとより災害時要援護者である乳幼児・高齢者・障がい者等にに十分配慮しながらこころの健康の保持・増進に努める。

（2）町の役割

ア　避難所等における被災住民の精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、急性ストレス障害やうつ、長引く被災生活による精神的不調等へ適切に対応して被災住民のこころの健康の保持・増進に努める。

イ　必要に応じてケアチーム派遣等の支援を県に要請する。

（3）県の役割

ア　こころのケア対策の決定及び全県的な支援体制を構築するため「こころのケア対策会議」を開催する。

イ　被災住民に対するこころのケア対策を実施し町を支援する。

ウ　必要に応じて、国（独立行政法人国立・精神神経医療研究センター精神保健研究所等）の支援（専門的かつ高度なこころのケアの技術支援等）を求める。

（4）報道機関の役割

ア　不用意な取材活動によるＰＴＳＤ（心的外傷後ストレス障害）誘発の危険性や精神症状の悪化等を十分認識し、被災住民の精神的健康に配慮した取材活動に努める。

イ　こころのケアに関する正しい知識の普及や援助等の情報提供に協力する。

（5）精神科医療機関の役割

ア　被災した精神科病院の患者や被災住民の急性ストレス障害等に対して必要な医療を提供する。

イ　こころのケアチーム（以下「ケアチーム」という。）活動等の県が実施するこころのケア対策を支援する。

（6）精神保健福祉医療関係機関・団体の役割

県の「災害時におけるこころのケア対策会議実施要綱」に基づき設置する「こころのケア対策会議」の構成員として、県が実施するこころのケア対策の取組を支援する。

3　各段階における業務の内容

発災後１日以内	（県こころのケアホットラインが開設される。） （県は災害時精神科医療体制整備をする。） 普及啓発取り組み開始
発災後３日以内	県にこころのケアチーム派遣要請をする。
発災後１週間以内	（県は災害時精神科医療広報支援体制整備をする。）

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所等	町	・被災後の生活状況・ニーズ ・精神障がい者の医療状況等について
町	保健所 児童相談所	・ケアチーム派遣の要否 ・ケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・医療チームの活動状況
保健所 児童相談所	障害福祉課 児童家庭課 ↓ 精神保健福祉センターと情報共有	・ケアチーム派遣の要否 ・ケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・障がい者福祉施設等の状況について
県	こころのケア 対策会議	・集約されたケアに係る情報及びニーズ ・精神障がい者の医療状況等について ・社会復帰施設等の状況について

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
こころのケア 対策会議	県	◎こころのケア対策方針
障害福祉課	報道機関	◎こころのケア対策情報 ・こころのケアチーム派遣 ・こころのケアホットライン設置 ・災害時精神科医療体制 ・啓発普及 ・関係者への研修
精神保健福祉センター児童家庭課	保健所 児童相談所	◎こころのケア対策情報 （上記内容）
保健所 児童相談所	町	◎こころのケア対策情報 （上記内容）
町・報道機関	被災者	◎こころのケア対策情報 （上記内容）

5　町の業務の内容

（１）精神保健係の設置

福祉保健部内に精神保健活動を総括する係を設置する。精神保健係は精神保健に関する情報の収集、指揮、統制、調整、通信等にあたる。

（２）「こころの巡回相談（健康調査）」の実施

避難所や被災地を保健師等が巡回し、被災者に声をかけながら、身体面と精神面の健康状態の確認を行い、相談に応じ不安の軽減に努める。

（３）災害時要援護者に対する配慮

災害によるダメージを受けやすい災害時要援護者及び災害遺族等に対しては、こころのケアチーム等の支援を行うに際しては特にきめ細かな支援を行うよう十分配慮する。

（４）こころのケアチームの派遣要請等

必要に応じて県に対し、こころのケアチームの派遣等の支援を要請する。

（５）被災者に向けての啓発普及

ア　被災者に対して被災後の心理的反応とその対処法やこころのケア対策情報等をパンフレットの配布、ホームページ、町内回覧等により伝達する。

イ　広報車、広報紙、新聞・ラジオ・テレビ等報道機関を通じて、こころのケアに関する情報を被災者に提供する。

（６）援助者への教育研修の実施

県に依頼し、保育士や教師、ケアマネージャ等関係者に対し、「被災時のこころのケア」に関する教育研修を実施する。

ボランティア、開業医、民生委員等の支援者等に対し「支援者自身のこころのケアに関する情報」を提供する。

（７）町職員等のこころのケア

災害復旧や被災者の対応にあたる町職員等に対し、「支援者自身のこころのケアに関する情報」の提供、町研修会の実施を県に依頼し、町職員等のこころの健康の保持・増進に努める。

（８）長期的な支援

被災者に対しては、避難所が閉鎖された後、応急仮設住宅等転居後も、こころのケアが必要となる。慣れない環境でのストレス、不眠、うつ、アルコール依存、ＰＴＳＤ等の問題を早期に発見し、関係機関と連携しながら適切なケアを行う。

第 33 節　園児・児童・生徒に対するこころのケア対策

【災害対策本部担当】　教育部、健康福祉部

1　計画の方針

園児、児童及び生徒（以下「生徒等」という。）が災害から受ける心の衝撃は大人より大きいといわれ、こころや身体の不調が大人と違った形で現れる傾向がある。精神的健康状態を迅速かつ的確に把握するとともに、精神的不調等へ適切に対応して、生徒等のこころの健康保持・増進に努める。

2　各主体の責務

（1）町教育委員会の役割

ア　カウンセラー派遣計画、該当学校教員等への説明会等について迅速かつ、確実に各学校等へ通知できるよう、連絡の方法等を明確にしたうえで確実に通知を行う。また、「該当学校教員等への説明会」に係る会場の手配を行う。

イ　教職員等のこころのケア対策

県と協力し、生徒等の対応にあたる教職員等に対し、「支援者自身のこころのケアに関する情報」の提供、研修会を実施し教職員等のこころの健康の保持・増進に努める。

ウ　こころの健康の把握方法

町は、精神科病院で診療を受けている生徒等、災害により症状の悪化が予想されるこころのケアが必要な生徒等を、学校等を通じて事前に把握しておき、災害時に備えておくよう努める。

（2）県の役割

ア　災害発生直後からこころのケアに係る緊急支援について「新潟県臨床心理士会」と連絡を取り、両者協議のもと派遣計画を作成し、学校等開始直後からカウンセラーを派遣する。

イ　学校等に対してもカウンセリング開始前の「該当学校教員への説明会」に県臨床心理士を派遣し実施する。

ウ　災害の規模に応じて、県外へカウンセラー派遣を要請する。

（3）各教育事務所の役割

カウンセラー派遣にかかる安全な通勤経路の確認と、県外カウンセラーに対する実施会場への案内を行う。

（4）学校等の役割

ア　「該当学校教員等への説明会」を受け、こころのケアに係る職員研修、生徒等への説明及び保護者への説明会を実施する。

イ　カウンセリング実施に係る「こころの健康調査」等のストレスチェックの実施とスクリーニングを実施する。

ウ　教員等による生徒等への早期カウンセリングを実施する。

3　各段階における業務の内容

避難勧告等解除後３日以内	生徒等のこころのケア
事後１週間以内	教員等への説明会

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
学校等	県教育委員会	カウンセラーによるこころのケアが必要な生徒等、実施園児・児童及び生徒数及び個別相談票の報告
町教育委員会	県教育委員会	こころのケアに係る必要な情報
県教育委員会	県臨床心理士会	こころのケアに係る必要な情報

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	町教育委員会	カウンセリング実施日 説明会実施日
町教育委員会	学校等	カウンセリング実施日 説明会実施日

5　業務の体系（フロー図又は業務体系図）

派遣計画の作成と説明会資料作成
↓
説明会の実施
↓
こころの健康調査の実施とスクリーニング
↓
カウンセラー派遣

6　業務の内容

実施主体	対　　策	協力依頼先
県	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画	県臨床心理士会
町	こころのケア説明会、カウンセラー派遣の計画送付、実態把握	

第 34 節　学校等における応急対策

【災害対策本部担当】　教育部

1　計画の方針

大規模な災害時に学校等における児童、生徒及び園児（以下「生徒等」という。)、教職員等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図るための事項を定める。

2　各主体の責務

（1）学校等の役割

あらかじめ定めていた学校防災計画、マニュアルに従い、生徒等の在校時、登下校時間帯、勤務時間外等のそれぞれの場合に応じ、生徒等の安全を確保し、被害を最小限に抑えるとともに、状況を速やかに関係機関に連絡する。

また、避難所に指定されている学校又は臨時に指定された学校にあっては、避難所の開設・運営に協力する。避難所に指定されていない学校にあっても、自主的に避難してきた住民等がいる場合には、関係機関に連絡のうえ、できる限り保護する。

被災後は、状況を見ながら、関係機関と協力し、必要に応じて生徒等の心のケアを行うとともに、できる限り早期に教育活動を再開できるよう努める。

（2）町の役割

学校等の活動を支援するとともに、状況を関係機関に連絡し、必要に応じて関係機関へ支援を要請する。

（3）県の役割

学校等や町の活動を支援するとともに、必要に応じ関係機関へ支援を要請する。また、被害状況や臨時休業の予定等の情報を集約し、報道機関へ提供する。

3　各段階における業務の内容

避難準備情報発表	避難所開設、運営協力、在学児童生徒の安全確保
浸水・暴風による被害発生中	保護者等への安否情報の提供、被災状況の把握
避難勧告等解除後１日以内	学校等再開の時期等の判断・準備
解除後３日以内	学用品等のあっせん

4　情報の流れ

（1）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
町立学校等	町教育委員会	被害状況、臨時休校等
町教育委員会	県教育事務所 →県教育委員会	集約された被害状況、臨時休校等
県立学校	県教育委員会	被害状況、臨時休校等

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県教育委員会	県立学校	指導、助言等
県教育委員会 →県教育事務所	町教育委員会	指導、助言等
町教育委員会	町立学校等	指導、助言等
町	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休校等
県	生徒等、保護者	学校被害状況、臨時休校等

注）緊急を要する場合や、町教育委員会、県教育事務所等に何らかの事情で連絡が付かない場合等には、県教育委員会から直接町教育委員会や町立学校、又は、町立学校から直接県教育事務所や県教育委員会に連絡する。

５　学校における業務の体系

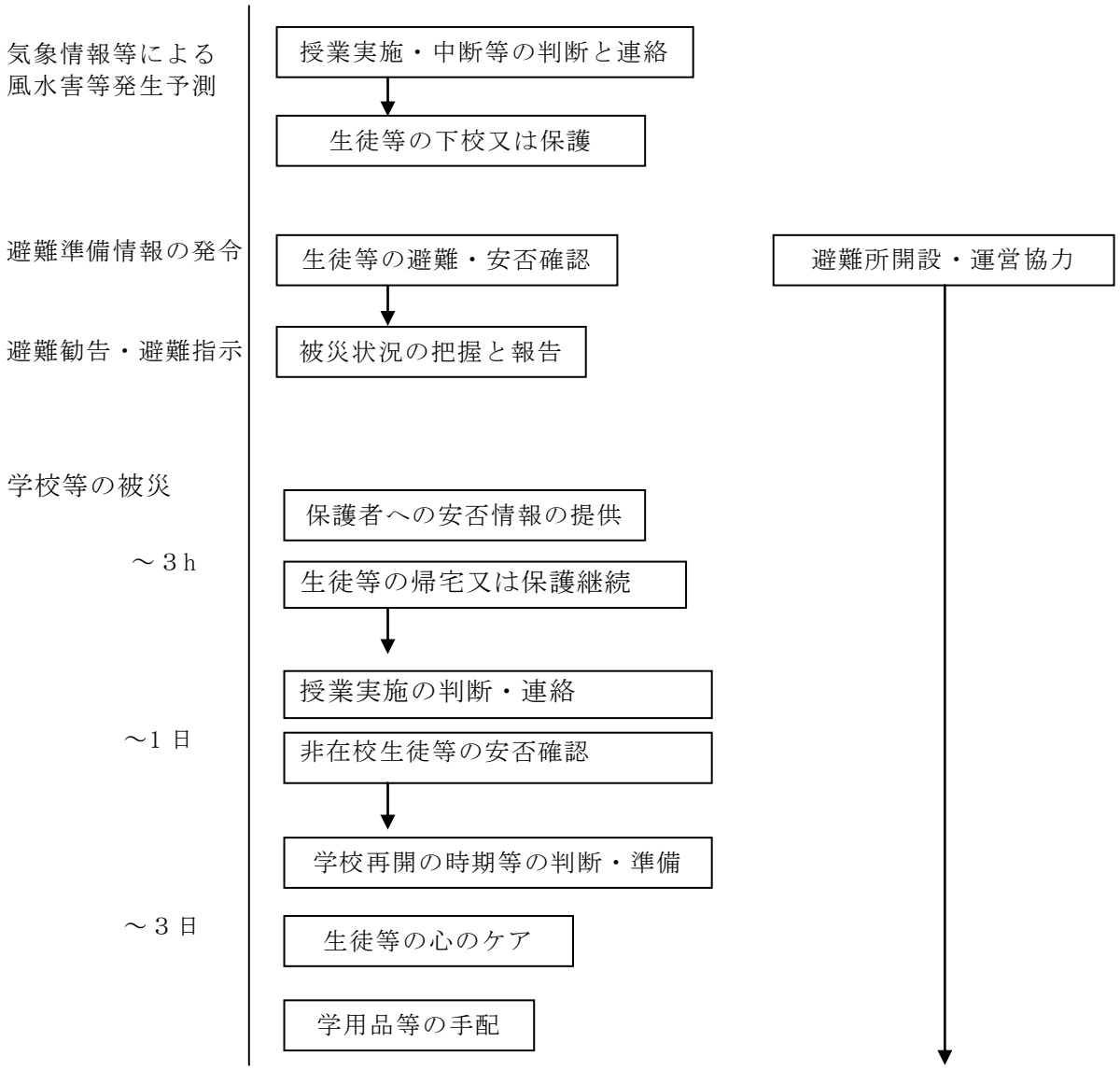

6　学校等における業務の内容

（１）気象情報等により風水害等の災害発生が予測される場合の措置

ア　授業実施・中断等の判断と連絡

校長及び園長は、臨時休校や授業短縮による一斉下校の措置をとるとともに、速やかに保護者に連絡する。

（ア）校外及び園外活動中の場合

校外及び園外活動中に風水害等の発生が予測される事態となった場合の措置引率教職員等は活動を中止して学校等に連絡を取り、生徒等を安全に帰校させる。

交通の混乱等により直ちに帰校することが困難な場合は、生徒等の安全を確保したうえ学校等に連絡し､校長及び園長等と協議して関係機関に協力を要請するなど臨機の対応を行う。

（イ）臨時休校等、一斉下校等を決定したときの報告

各校長及び園長は、上記４（１）の経路で県に報告する。県は、報告を受けた内容を報道機関に提供し、報道を要請する。

イ　生徒等の下校又は保護継続

下校措置にあたっては、中学校については集団下校、小学校及び保育園については、必要に応じて保護者と連絡を取ったうえで、教職員等による引率又は学校での保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

なお、保護者と連絡が付かない生徒等、又は帰宅しても保護者が家にいない生徒等については､保護者に引き渡せる状況になるまで学校等及び指定した一時保護施設で保護する｡災害の状況によって全生徒等を学校等で保護する必要がある場合は、保護者に確実に連絡する。

（２）風水害が発生した場合の措置

ア　生徒等に避難・安否確認

（ア）生徒等が在校している場合

ａ生徒等の掌握・避難

学校等は、避難情報（準備・勧告。指示）の発令、学校等の被災等により学校等から退避する必要が生じた場合は、直ちに全教職員等で生徒等を把握し、状況を見て安全な場所に避難する。その際、あらかじめ指定された者が点呼用の名簿や防災用具等の非常持ち出し品を携行する（あらかじめ指定された者が保管場所の近くにいない場合は、保管場所の近くにいた者が適切に対応する。）

ｂ避難生徒等の安全確保等

生徒等を避難させた場合は、避難先で直ちに人員の点呼を行い、安全を確保した上で負傷者の手当て等を行う。また、火災が発生した場合や重症者、生き埋め者、行方不明者等がいる場合は、直ちに消防署に通報するとともに、適切な方法により初期消火、救助及び捜索活動を行う。

（イ）下校時間帯の場合

a 生徒等の掌握・避難・安全確保

在校している教職員等全員で、直ちに在校している生徒等及び学校等に避難してきた生徒等を掌握し、安全な場所に避難する。その際、非常持ち出し品の携行、避難生徒等の安全確保については、上記（ア）と同様に対応する。

b 生徒等の安否確認

避難した生徒等から状況を聞き取り、遭難した生徒等の情報を得たときは、直ちに消防・県警察等に通報するとともに、現場へ教職員等を派遣して状況を確認する。また、登下校中で学校等の掌握下に入ってこなかった生徒等については、保護者等と連絡を取り、状況によっては通学路を職員が手分けして確認する等、安否確認に全力を尽くす。

（ウ）夜間・休日等場合

a 教職員等の参集

校長、園長及び学校防災計画であらかじめ指定された職員等は、直ちに登校し、施設が被災しているときは応急措置を行い、被害の拡大防止に努める。

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

b 生徒等の安否確認

風水害等により地域住民にかなりの被害が見込まれる場合は、生徒等に連絡を取り、安否及び所在を確認する。

イ　被災状況の把握と報告

公立学校等は、生徒等の避難、生徒等及び教職員等の安否確認を行った後、直ちに学校施設等の被災状況と合わせ、あらかじめ指定された経路で速やかに県に報告する。

なお、夜間等で調査が危険な場合等、第１報は可能な範囲で速やかに行い、その後詳細が判明するに従って、第２報以下を行う。

ウ　保護者への安否情報の提供

学校等は、必要に応じ、当該状況下で可能な方法で保護者へ安否情報を提供するとともに、ホームページにより被害状況等を公開するよう努める。

エ　生徒等の下校又は保護継続

避難させた生徒等を帰宅させるときは、帰宅経路等の安全を確認したうえで下校させなければならない。

なお、保育園、小学校については、下校措置について保護者に連絡し、状況によってはできる限り保護者から迎えに来てもらうこととする。保護者と連絡が付かない生徒等又は帰宅しても家に保護者がいない生徒等は、保護者に引き渡せる状況になるまで学校等及び一時保護施設に保護する。

オ　授業実施の判断・準備

校長及び園長は、教職員等の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、授業を実施するか否かを判断する。

決定した内容は、あらかじめ決めていた連絡手段で生徒等及び保護者に連絡するとともに、指定されていた経路で速やかに県に報告する。

カ　非在校生徒等の安否確認

風水害でかなりの被害が発生した場合において、被害発生時に欠席等で在校していなかった生徒等については、連絡を取って安否及び所在等を確認する。

（３）教育活動の再開に向けた措置

ア　学校等再開時期等の判断・準備

校長及び園長は、教職員等の出勤の可否、ライフラインの復旧状況、生徒等の避難の状況、通学路の状況等を総合的に勘案し、学校再開時期の目処を立て、再開に向けて準備を進める。

イ　生徒等の心のケア

臨時休業が続く場合は、教職員等が分担して生徒等の避難先等を訪ね、状況の把握、安全指導及び生活指導を行うとともに、心のケア対策にも留意する。学校再開後においても、教育委員会等の支援を得て、必要に応じてカウンセリングを行う等、心のケア対策を継続する。

ウ　学用品等の手配

学校等は、生徒等の被災状況を調査し、教科書又は学用品等を喪失又は損失して就学に支障を生じている場合に、不足する教科書又は学用品等を把握し、町教育委員会に報告する。

（４）学校を避難所として開放する場合の措置

校長は、町長から指示又は依頼があったとき、若しくは近隣住民が学校に避難してきたときは学校を避難所として開放し、その開設・運営に積極的に協力する。

ア　教職員の基本的役割

行政職員が出動困難な場合の初動体制時における避難所初期対応や、避難所施設管理者としての基本的な指示や協力を行う。

（ア）校　長　　施設管理者として、避難所の責任者や自主防災組織の代表者に対し、避難所運営に必要な支援を行う。

（イ）教頭・教諭　校長の命を受け、避難所や自主防災組織との連絡・調整や教職員への具体的な指示を行う。

（ウ）主幹教諭・教諭　校長等の指揮の下で避難者との対応等、避難所運営を支援する。

（エ）養護教諭　　学校医と連絡を取り、避難所での救援活動を支援する。

（オ）栄養職員等　学校の調理施設等を利用した炊き出しに協力する。

（カ）事務職員等　行政当局との連絡、学校施設のライフライン確保に当たる。

イ　校舎等を避難所として使用するときの注意

（ア）教育活動再開への支障が最小限となるよう、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるようにする。

（イ）校長室、職員室、保健室、放送室、理科室、図書室、コンピュータ室、給食室等には、原則として入室させない。また、特に必要があるときは普通教室も開放する。

（ウ）災害時要援護者は、和室等条件が良好な部屋を使用できるよう配慮する。

（エ）障がい者等特別な介護が必要な避難者がいる場合は、町役場に連絡し、必要に応じて介護員の派遣や施設での介護が受けられるよう依頼する。

7　町の業務内容

（１）情報の集約・伝達

町立学校等の被害状況、ニーズ、臨時休校の予定等の情報を速やかに集約し、県に伝達し、また、県からの情報を町立学校等に伝達する。

また、学校等の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について、町の広報車やインターネット通信などにより広報し、保護者等への伝達に努める。

（２）学校等への支援

以下の点等について、学校等の取組を支援する。

ア　必要に応じて、教職員等に生徒等の心のケアについて指導したり、心のケアの専門家を派遣する等により、支援する。

イ　避難等で通学が困難になった生徒等がいる場合に、スクールバスの運行等の便宜を検討する。

（３）学用品等の支給

学校等から支給を要する教科書及び学用品について報告を受け、速やかにそれらを手配し、支給する。

8　県の業務内容

（１）情報の集約・広報

学校の被害の状況、生徒等の安否、臨時休業、生徒等の下校措置などの情報について集約し、報道機関に提供して報道を依頼し、保護者、住民等への広報に努める。

（２）学校や町への支援

ア　必要に応じて、広報等で保護者に生徒等の心のケアについての情報を提供して教職員に生徒等の心のケアについて指導し、また心のケアの専門家を各学校に派遣する。

イ　必要に応じて、被災地以外の学校の教職員、教育機関の職員等から、学校再開や心のケアのノウハウを持つ教職員を中心に支援チームを編成し、被災した学校等に派遣する。

ウ　国や他の都道府県等から応援職員の派遣を受け、必要とされる学校及び町に斡旋する。

9　積雪期の対応

積雪期においては、避難、被災後の建物の点検、生徒等の帰宅の判断等に際し、無雪期より一層慎重に行う。

第 35 節　危険物施設等応急対策

【災害対策本部担当】　総務部、町民部

【関係機関】　南魚沼市消防本部

1　計画の方針

危険物等は、災害時における火災、爆発、流出等により、従業員はもとより周辺住民に対しても大きな被害を与えるおそれがある。

したがって、危険物等施設については、災害による被害を最小限にくい止め、施設の従業員及び周辺地域住民に対する危険防止を図るため、関係機関及び関係事業所は相互に協力し、これら施設の被害を軽減するための対策を確立しておくものとする。

本節では、危険物等施設の応急措置について必要な事項を定める。

2　各主体の責務

（１）事業者等の役割

風水害による被害を最小限にくい止めるとともに、施設の従業員及び周辺住民に対する危害防止のため、関係機関及び関係事業所と協力して被害の拡大防止を図る。

（２）消防機関等の役割

風水害による危険物等施設の被害状況を把握し、関係事業所等の協力して被害の拡大防止を図る。

（３）町の役割

危険物等施設の被害状況について効率的な広報を実施するとともに、危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合は、避難の勧告又は指示を行う。

（４）県の役割

風水害による危険物等施設の被害状況を把握するとともに、関係機関と連絡調整を行い、町に対し、危険物等施設の被害状況の周知及び危険物等により住民の生命及び身体を保護するために必要と認められる場合の的確な避難誘導を要請する。

3　各段階における業務の内容

浸水・暴風による被害発生中	施設等被災状況把握 取扱作業緊急停止 初期消火・流出防止措置 現地調査 二次災害防止措置 危険物流出の場合の応急対策 応急措置

４　情報の流れ

（１）被災地から

ア　危険物施設

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	消防機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
消防機関	県・町・県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

イ　火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
災害発生事業所	県・消防機関 町・県警察等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等
県	防災関係機関 ・　関東経済産業省 ・北陸地方整備局等	災害の種類、危険物等の種類、人的被害状況、被害の拡大見込等

（２）被災地へ

ア　危険物施設

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	消防機関　町	・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況、緊急消防援助隊の派遣状況等 ・災害広報及び避難誘導の要請
消防機関	災害発生事業所	関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

イ　火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品の取扱施設

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
防災関係機関	県	防災資機材の調達可能量等
県	町 災害発生事業所	・災害広報及び避難誘導の要請 ・関係機関等との連絡調整事項、防災資機材の調達状況等

5　業務の体系

（１）事業所における業務の体系

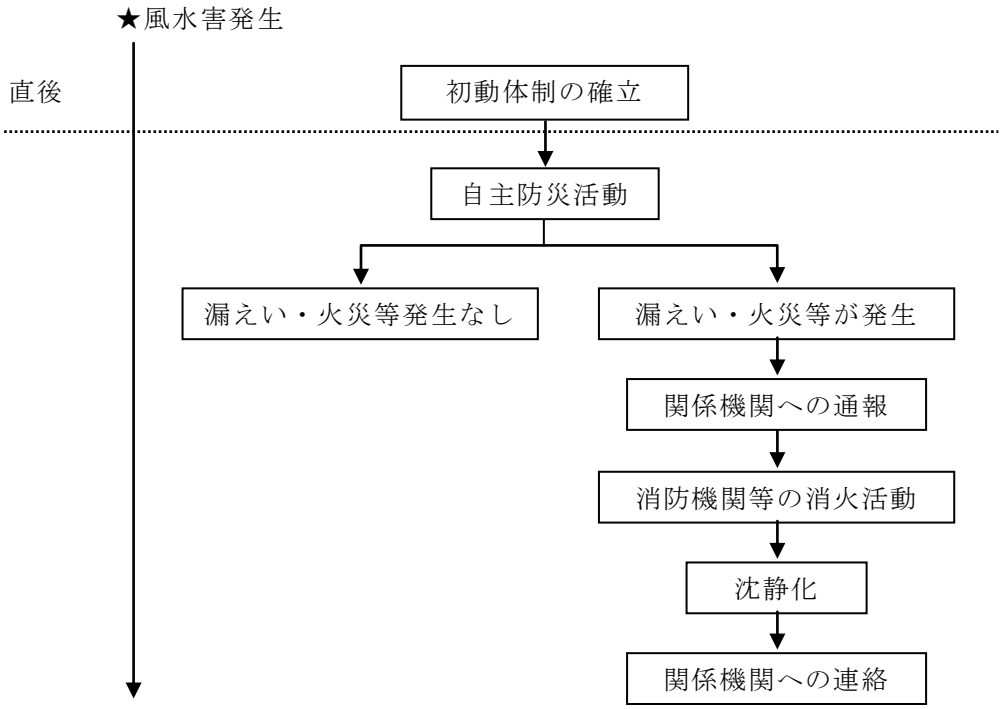

（２）国・県・町等における業務の体系

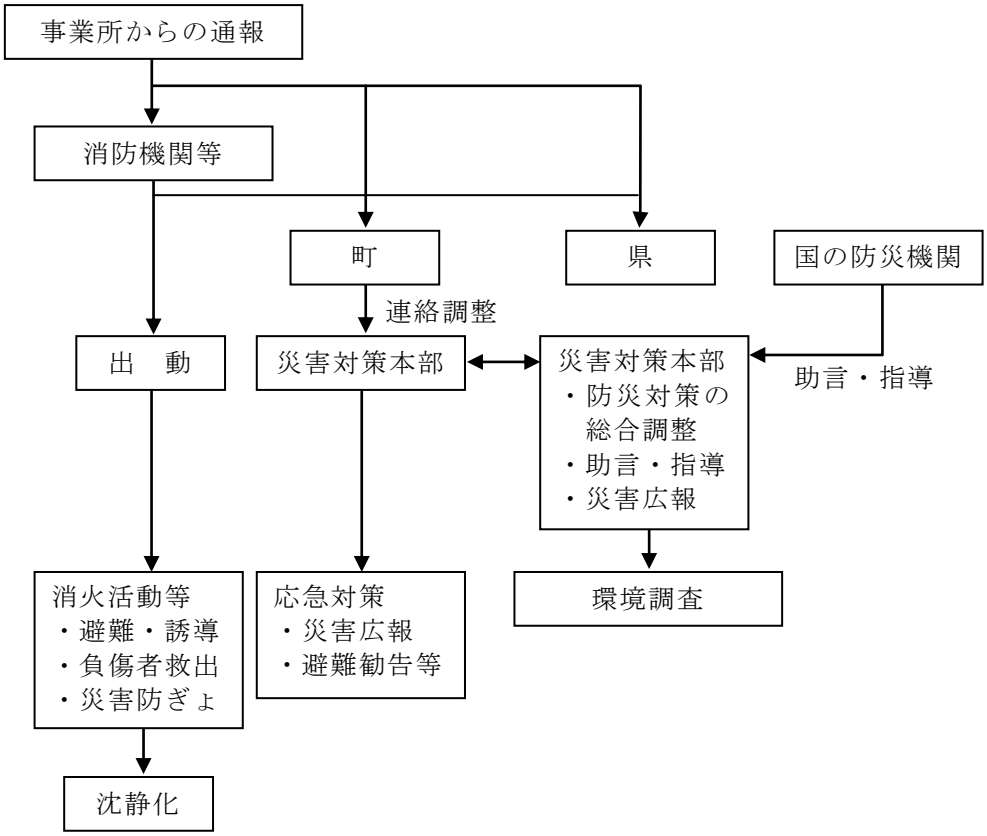

6　危険物等施設の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、国、県、町は消防機関と連携して、被害の拡大防止と危害防止を図るものとし、その対策は、以下に定める。

（１）風水害発生時の共通の応急対応

ア　関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害により被災した場合、消防、県警察等関係機関及び隣接事業所に事故状況を伝達する等、速やかに連絡体制を確保し、協力体制を確立する。

イ　災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時には、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

ウ　危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には危険物等の取扱作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、直ちに応急点検を実施する。

エ　危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずる。

（ア）危険物等施設の損傷等異常が発見されたときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。

（イ）危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行う。

オ　周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し、避難誘導等適切な措置を講ずるとともに､関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

カ　近隣事業所との連携による対策の実施

危険物等取扱事業所は、対策要領に基づき近隣事業所等との連携により災害に対処し、被害の拡大防止に努める。

（２）風水害発生時の個別の応急対策

ア　危険物、毒劇物及び有害物質

（ア）取扱従事者の応援体制の確保

取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て、適切な対応を図る。

（イ）取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡をとる。そのため、内部における連絡系統を明確にしておく。

イ　火薬類

取扱事業所の責任者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

（ア）保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する。

（イ）道路が危険であるか又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈める等安全な措置を講ずる。

（ウ）搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土で完全に密閉し、木部には防火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の住民等を避難させるための措置を講ずる。

ウ　高圧ガス

（ア）施設の被害状況及び対応

高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設、設備、販売施設（容器置場）等を巡回し、ガス漏洩検知器等による調査点検を行い、火災やガス漏洩等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等連絡を行う。また、高圧ガス販売事業所においては、販売先の一般消費設備について速やかに被害状況調査を行い、火災やガス漏洩等への対応を図るとともに、通報、応援依頼等の連絡を行う。

（イ）高圧ガス関係協会への対応

a　(社)新潟県エルピーガス協会

各支会の取りまとめ及びLPガス販売事業所に関する被災情報収集、整理及び防災関係機関、各支会、LPガス販売事業所からの要請に対する対応を図る。

b　新潟県高圧ガス保安協会

高圧ガス取扱事業所に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、高圧ガス製造、一般高圧ガス販売事業所からの要請に対する対応を図る。

c　新潟県冷凍空調設備保安協会

高圧ガスを使用した冷凍事業者に関する被害情報収集、整理及び防災関係機関、冷凍の高圧ガス製造事業所からの要請に対する対応を図る。

エ　放射線使用施設等

災害の発生に伴う放射線使用設備及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連絡を密にし、現況に即した応急対策を講ずる。

また、災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は次にあげる応急対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

（ア）施設の倒壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害拡大防止に努め、また被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに、消防署等関係機関への通報を行う。

（イ）放射線取扱者は、従事者に適切な指示をし、放射線被害の拡大防止に努める。

（ウ）放射線被害を受けた者又は、受けるおそれのある者がある場合は、速やかに救出し、付近にいるものに対し避難するよう警告する。

（エ）放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周囲を危険区域に設定し、その旨表示し、見張りを置き関係者以外立入を禁止する。

7　危険物等流出応急対策

河川等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

（１）災害により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに町又は、消防機関、河川管理者等関係機関に通報連絡する。

（２）当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について、相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力して実施する。

（３）当該関係機関、事業者及び危険物等取扱者は、事故が発生した場合、災害の拡大防止と迅速かつ適切な処理を図り、総合的な防除対策を推進するために必要な組織を整備する。

（４）危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業者は、自主的かつ積極的に次の防除業を実施する。

ア　拡散を防止するため、オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機材を活用するとともに、化学処理剤で処理を行う。

イ　オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸い上げ、又は汲み取り、危険物処理施設で処理するとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。

ウ　流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。

（５）町、消防及び県警察は、災害の拡大防止を図るため、危険物荷役の中止、取りやめ等事故防止のための指導及び付近住民等に対する火気使用の制限、避難勧告等を行う。

また、飲料水汚染の可能性がある場合には、河川管理者は水道水取水地区の担当機関に直ちに連絡し取水制限等の措置を講ずる。

（６）有害物質が河川等の公共用水域に流出した場合、地下に浸透した場合又は大気中に放出された場合は、河川管理者及び福祉保健部等は人の健康の保護及び環境保全の観点から、必要に応じて環境モニタリング調査を実施するとともに、その結果を関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資する。

8　応援要請

町及び消防の総力をもってしても対応できない場合は、協定市町村等又は県及び自衛隊に応援要請を行う。

9　住民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所及び隣接事業所の従業員、地域住民の生命、身体の安全確保と民心の安定を図るため、次により必要な広報活動を実施する。

なお、この応急対策は、第２章第６節「避難体制の整備」及び第３章第 11 節「避難所運営」と密接な連携をもつ。

（１）事業者の広報

災害の態様規模によって、広報活動は一刻を争うこともあり、危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、防災関係機関に必要な広報を依頼する。

（２）町の広報

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

10　災害時要援護者に対する配慮

危険物等施設に災害が発生し又はそのおそれがある場合には、あらかじめ災害時要援護者の避難等を実施する。

11　積雪期の対応

積雪期の災害における危険物災害は、危険物漏洩等発見の困難が予想されるため、施設の関係者及び取扱者は、早期に点検を実施するとともに、被害状況を調査し、災害による被害を最小限に止め周辺住民に対する危険防止を図る。関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立しておく。

第 36 節　道路・橋梁・トンネル等の応急対策

【災害対策本部担当】　地域整備部、産業観光部

1　計画の方針

風水害発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や水・食料などの緊急物資の輸送などその意義は極めて重要である。

道路を管理する関係機関や団体は、施設の被害状況の把握及び応急復旧を迅速かつ的確に行い、道路機能を確保する。

2　各段階における業務の内容

浸水・暴風による被害発生中	被災概要調査 道路啓開 緊急措置 被災点検調査 交通規制 応急復旧
避難勧告等解除後１ヶ月以内	公共土木施設災害復旧事業

3　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
道路パトロール	道路管理者	被害の場所、状況、集落孤立等の社会的影響など
地域の建設業者等	道路管理者	
道路管理者（地域）	同左（対策本部）	

（２）被災地へ

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
道路管理者（対策本部）	同左（地域）	道路管理者間の連絡情報等
道路管理者	関係機関	被災状況、復旧見込み
道路管理者	地域住民	道路情報

4　業務の体系（フロー図又は業務体系図）

風水害発生

■　被災状況の把握

↓

■　通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

↓

■　施設の緊急点検

↓

■　道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

5　災害の未然防止

道路管理者は、風水害等により施設が被災するおそれがあると認めたときは、危険箇所等を主体に点検巡視を行い、危険性が高い箇所について、安全確保のために通行規制等の措置を講ずる。

6　業務の内容

（１）被災状況の把握

道路管理者である東日本高速道路㈱、国土交通省、新潟県及び町は直ちに道路パトロールを実施するほか、災害時における応急対策業務等協定事業者からの情報など可能な限りの方法により、被災場所や被災状況等はもとより、道路遮断による集落孤立の状況や周辺の道路交通への影響などについて情報収集する。

特に緊急輸送道路に指定された路線は最優先に情報収集する。

（２）通行規制等の緊急措置及び道路情報の周知

ア　通行規制等の緊急措置

道路利用者の安全確保を図るため、被災箇所・区間において県警察及び関係機関の協力を得ながら、必要に応じて交通規制等の緊急措置を講じる。

また関係機関と調整し迂回路の選定、その他誘導等の措置により道路機能の確保に努める。

イ　道路情報の周知

(財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

（３）施設の緊急点検

橋梁やトンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間（土砂崩壊・落石等の危険箇所）の緊急点検を行う。

（４）道路啓開と応急復旧及び道路情報の周知

ア　道路啓開

（ア）道路啓開等の緊急措置は、各道路管理者が連絡を取り合い、防災拠点等とアクセスする緊急輸送道路を優先する。

（イ）関係機関と調整を図りつつ、路上障害物の除去や簡易な応急復旧作業により、道路啓開を行う。また、被災状況等により自衛隊の災害派遣が必要な場合は、知事に派遣要請を依頼する。

（ウ）道路啓開は原則として、２車線の通行を確保する。被災状況によりやむを得ない場合には部分的に１車線とするが、車輌の安全措置を十分に施す。

（エ）道路上の障害物の除去について、道路管理者と県警察、消防機関、自衛隊災害派遣部隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとる。

イ　応急復旧

応急復旧工事は道路啓開の後、引き続き緊急輸送道路の機能回復を優先に迅速に実施する。また孤立集落の解消など施設の重要性にも十分に配慮し取り組む。

ウ　道路情報の周知

(財)日本道路交通情報センターやマスコミに協力を求めることや、道路情報板、ホームページ等を活用し道路情報を地域住民や関係機関に周知する。

（５）道路占用施設

上下水道、電気、温泉、電話等道路占用施設の被害が発生した場合、当該施設管理者は道路管理者に通報するとともに、現場付近の立ち入り禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり速やかに復旧を行う。

また、道路管理者は必要に応じて協力、支援等を行う。

（６）円滑な道路交通確保対策

県警察は、風水害等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、次により被災地域内での交通安全と緊急通行車輌の円滑な通行を確保する。

ア　信号機等の緊急措置

風水害等により信号機等交通安全施設の損壊、故障が発生した場合、県警察は迅速にこれに対処するため､被災地域内及び関連道路の主要交差点に交通整理員を配置するほか､既設の非常用電源装置を併用して､被災地域並びに関連道路の交通の安全と緊急車輌の通行の円滑化を図る。

イ　交通情報提供装置による情報提供

一般運転者に対し、県警本部交通管制センターの交通情報板、集中可変標識、路側通信装置による情報提供を行い、被災地域内への一般車輌の流入を防止する。

ウ　交通規制の実施

大規模な災害が発生した場合、交通の混乱防止、住民避難路の確保及び災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通規制を実施する。

7　住民に対する広報

各施設の管理者は、災害による被害の防止・軽減、交通の混乱防止、並びに被災地域における応急復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、次に掲げる事項に関し適時適切な広報活動を行う。

（１）所管施設の全般的状況（被害及び施設の機能状況）

（２）施設利用者の危険防止及び理解と協力を求めるために必要な事項

（３）緊急交通路の状況、復旧の見通し等に関する事項

（４）その他広報を行う必要がある事項

第 37 節　鉄道事業者の応急対策

【実施主体】ＪＲ東日本、ＪＲ西日本、ＪＲ貨物、北越急行㈱

【災害対策本部担当】　総務部

1　計画の方針

ＪＲ東日本、ＪＲ西日本、ＪＲ貨物及び北越急行㈱（以下、「各鉄道事業者」という。）は、風水害等が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するとともに、迅速な応急復旧に努める。

2　業務の体系

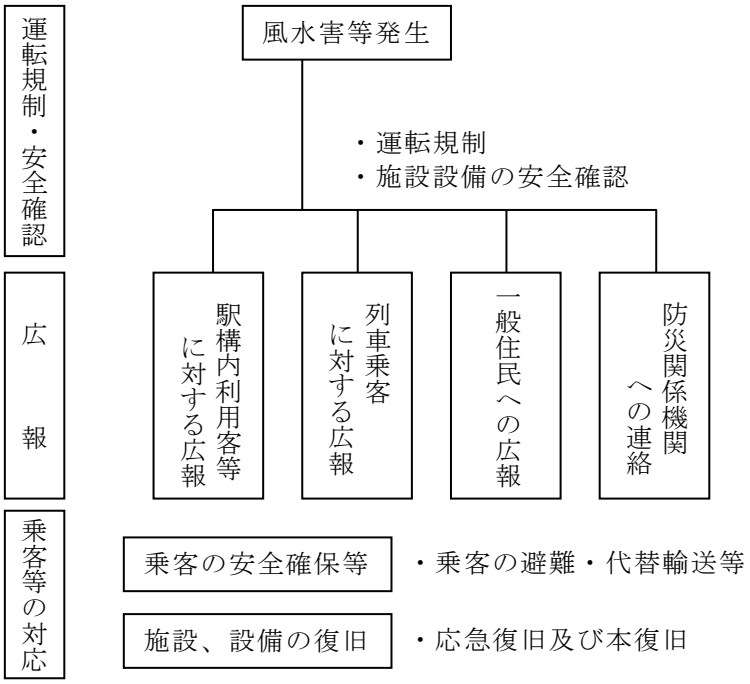

3　業務の内容

各鉄道事業者は、それぞれの事業規模に応じて、風水害発生時に対応する体制、風水害対策マニュアル等を作成するとともに、次のような対策をとる。

（１）体制の確立

災害対策本部の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定めておく。

（２）情報の伝達

ア　町及び防災関係機関との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を円滑に行うために、次の通信設備を整備する。

（ア）緊急連絡用電話
（イ）指令専用電話
（ウ）ＦＡＸ
（エ）列車電話
（オ）携帯電話機等

イ　風速計、雨量計等を整備するとともに、気象情報の伝達方法を定める。

（３）防災上必要な教育、訓練

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

ア　災害発生時の旅客の案内

イ　避難誘導等混乱防止対策

ウ　緊急時の通信確保

エ　旅客対策等

（４）風水害発生時の運転基準及び運転規制区間

風水害発生時には、あらかじめ定めた運転基準、運転規制区間に基づき、その強度により次のとおり運転規制等を実施し、安全確認を行う。

ア　強風の取扱い

風速 20m/s 以上―早目運転規制区間注意運転　一般運転規制区間通常運転

風速 25m/s 以上―早目運転規制区間注意運転　一般運転規制区間通常運転

風速 30m/s 以上―早目運転規制区間注意運転　一般運転規制区間通常運転

イ　豪雨の取扱い

雨量（時間雨量、連続雨量）、河川水位により、運転規制区間毎の運転基準を定める。

防災情報システムの速度規制警報表示――注意運転

防災情報システムの速度中止警報表示――運転中止

ウ　なだれ発生時の取扱い

電鈴及びなだれ用信号炎管の信号表示――運転中止

（５）旅客等に対する広報

ア　駅等における利用客に対する広報

災害時の旅客の不安感を除き、動揺、混乱を防止するため、駅構内掲示、放送等により次の事項を利用客に案内する。

（ア）災害の規模

（イ）被害範囲

（ウ）被害の状況

（エ）不通線区

（オ）開通の見込み等

イ　列車乗務員の広報

輸送指令からの指示、情報及び自列車の状況等を把握したうえで、車内放送等により次の事項を乗客に案内し、動揺及び混乱の防止に努める。

（ア）停車地点と理由

（イ）災害の規模

（ウ）被害の状況

（エ）運転再開の見込み

（オ）避難の有無・方法等

ウ　駅、列車等に避難に必要な器具等を整備する。

（６）救護、救出及び避難

ア　駅、列車等に救護、救出に必要な器具等を整備する。

イ　災害による火災、建物倒壊、車輌事故等により負傷者が発生した場合は、消防機関に通報するとともに、負傷者の応急手当て、乗客の安全な場所への移動等適切な処置を講ずる。

ウ　災害による列車の脱線転覆、衝突等の被害により多数の死傷者が発生した場合、乗務員等は協力して速やかに負傷者の救出、救護処置を行い、被害の概要、死傷者数及び救護班の派遣等の必要事項を運転指令に速報し､連絡を受けた運転指令は県、関係市町村、県警察、消防等に協力を依頼する。

（７）代替輸送計画

災害による列車の運転不能線区の輸送については、次に掲げる代替・振替輸送等の措置を講じ、輸送の確保を図る。

ア　折り返し運転の実施及び運転不能線区のバス代行輸送

イ　迂回線区に対する臨時列車の増強及び他社線との振替輸送

（８）応急復旧対策

災害の復旧にあたっては、早急な運転再開を図るため応急工事を実施し、終了後早急に本復旧計画をたて実施する。

ア　建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ　技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時は関係会社に対し技術者等の派遣を要請する。

ウ　災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに､必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

４　住民に対する広報

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、情報連絡体制を確立するとともに、報道機関の協力を得て、ラジオ・テレビ放送及び新聞等により周知を図る。

また、地域型放送手段（有線放送設備、同時通報無線設備、ＣＡＴＶ局、コミュニティーＦＭ局）がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

５　県への報告

各鉄道事業者は、被害（人的、施設等）の状況、復旧見込み、代替輸送の方法等を速やかに町及び県へ報告する。

6　情報収集・伝達先

鉄道事業者		勤務時間内	勤務時間外	FAX
JR東日本新潟支社	総務部企画室	025-248-5104	025-248-5165	時間内025−248-5112 時間外025−248-5166
北越急行㈱	総務課指令所	025-770-2820	025-770-2820	025-770-2825
JR貨物新潟支店	貨物指令室	025-247-0522	025-247-0522	025-247-0516
県関係課		勤務時間内	勤務時間外	FAX
新潟県交通政策局	交通政策課	025-285-5511 内線3591～3594	025-280-5109	025-284-5042
新潟県防災局	危機対策課	025-285-5511 内線6437、6438	025-285-5511 警備員経由	025-282-1640
新潟県警察本部警備部	警備第二課	025-285-0110 内線5771～5773	025-285-0110 内線2070、2071	昼　025-284-8939 夜　025-281-3915

第 38 節　土砂災害・斜面災害応急対策

【災害対策本部担当】　総務部、地域整備部、産業観光部

1　計画の方針

治山、砂防施設等の管理者は、災害時に施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

2　各主体の責務

（１）住民の役割

土砂災害やその前兆現象、また、治山・砂防施設の被災等（以下「土砂災害等」という。）を確認した時は、遅滞なく町長、警察官等へ連絡する。

（２）町の役割

住民等から土砂災害等の通報を受けた時及びパトロール等により土砂災害等を確認した時は、県及び関係機関へ連絡する。また、住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

（３）県の役割

県は、土砂災害等の被害拡大や二次災害を防止するための応急体制を整備するとともに、町及び関係機関と迅速かつ的確な情報の共有化を図り、応急対策を実施する。

3　各段階における業務の内容

避難準備情報発表	土砂災害危険箇所の警戒
浸水・暴風による被害発生中	緊急措置 被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置 応急復旧
避難勧告等解除後３日以内	被害状況の広報
事後１ヶ月以内	公共土木施設災害復旧事業

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
住民、県警察	町	被害情報、危険箇所等の情報
町	県	被害情報、危険箇所等の情報、避難情報
県・町	企業等	調査・応急対策工事指示
県	林野庁 北陸農政局 北陸地方整備局	被害情報 危険箇所等の情報

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県・国	町	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 土砂災害緊急情報
町	住民、県警察	防災情報 調査結果 応急対策工事の実施状況 避難勧告・指示等

5　業務の体系

☆土砂災害等の発生

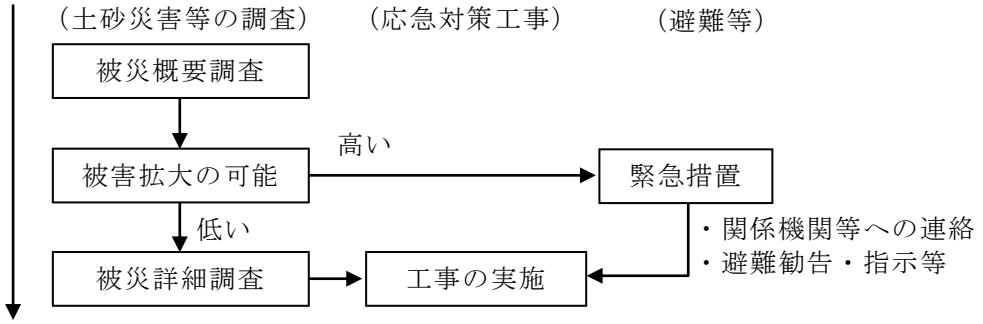

6　業務の内容

（１）土砂災害等の調査

ア　町

土砂災害緊急情報、被災概要調査結果及び状況の推移を関係住民等に連絡する。

イ　町・県・国

（ア）土砂災害等の被災状況を把握するため、速やかに被災概要調査を行い、被害拡大の可能性について確認する。

（イ）被害拡大の可能性が高い場合は、関係機関等へ連絡するとともに、巡回パトロールや監視員の配置等により状況の推移を監視し、応急対策の実施を検討する。

（ウ）被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

（エ）重大な土砂災害が想定される場合は、土砂災害防止法第 26 条及び第 27 条に基づく緊急調査を実施する。

ウ　県・国

（ア）被災概要調査結果及び状況の推移を当該市町村を含めた関係機関等に連絡する。

（イ）緊急調査を行った場合は、土砂災害防止法第 29 条に基づき、結果を土砂災害緊急情報として町に通知する。

（２）応急対策工事の実施

ア　町・県・国

（ア）被災詳細調査の結果から、被害拡大防止に重点を置いた応急対策工事を適切な工法により実施する。

（イ）ワイヤーセンサーや伸縮計などの感知器とそれに連動する警報器の設置や、監視員等の設置により、異状時に関係住民へ通報するシステムについても検討する。

（３）被害の拡大及び二次災害の防止

各施設管理者は、点検、巡視で施設の異常や被災が確認された場合、その危険の程度を調査し関係機関と密接な連携のもとに次により応急措置を実施する。

ア　治山施設

（ア）関係者及び関係機関に通報し、警戒避難、立入禁止等の必要な措置を実施する。

（イ）施設の被害が拡大するおそれのある場合は、巡回パトロールや要員の配備等により危険防止の監視を行う。

（ウ）被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

（エ）倒木や流木等により二次災害が発生するおそれのある場合は、速やかにその除去に努める。

イ　砂防施設等

（ア）砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等に被害が生じ、地すべり、土砂崩れ等により下方の地域の人家や道路施設等への危険が予測できる場合は、関係者、関係機関に通報し、警戒避難、立ち入り禁止等の必要な措置を実施する。

（イ）施設被害が拡大するおそれがある場合は、巡回パトロールや要員の配置等により危険防止のための監視を行う。

（ウ）被害拡大の可能性が低い場合は、被災詳細調査を行うとともに、応急対策工事の実施を検討する。

7　住民に対する広報

土砂災害、治山・砂防施設等は被災の程度により、住民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすことが予想されるため、町は施設管理者と連携のもと住民の安全の確保、民心の安全を図り、迅速かつ円滑な災害復旧対策を実施するため、広報車等により広報活動を実施する。また町は、住民に被害が及ぶおそれがある場合は住民に対し、避難準備情報の発令、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

8　災害時要援護者に対する配慮

（１）町は、土砂災害等により、主として災害時要援護者が利用する施設に被害が及ぶおそれがある場合は、施設管理者、地域の自主防災組織、町内会等と連携し、迅速かつ的確な避難情報等を伝達し、避難支援活動を行う。

（２）県は、必要な情報を伝達するなど、町の警戒避難体制の整備に関し支援する。

9　積雪期の対応

（１）町は、地域の、自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

（２）県は、必要な情報を伝達するなど、町の警戒避難体制の整備に関し支援する。

第 39 節　河川施設応急対策

【災害対策本部担当】　地域整備部

1　計画の方針

河川等の管理者は、災害時は施設の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を執るとともに、関係機関の緊密な連携の下に災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

2　各主体の責務

（1）住民の役割

河川施設の被災を確認した時は、遅滞なく県、町、消防機関及び県警察署へ連絡する。

（2）町の役割

住民等から河川の被災の通報を受けた時及びパトロール等により河川の被災を確認した時は、県へ連絡する。

また、施設の被災により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民の安全を確保するため、避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

（3）県・国の役割

県・国は、風水害による河川施設等の損壊箇所の機能確保を図るための応急体制を整えるとともに、災害の拡大や二次災害を防止するため、迅速、的確な応急対策を実施する。

3　各段階における業務の内容

避難準備情報発表	浸水区域の警戒
浸水・暴風による被害発生中	緊急措置 被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置 応急復旧
避難勧告等解除後３日以内	被害状況の広報
事後１ヶ月以内	公共土木施設災害復旧作業

4　情報の流れ

（1）被災地から

情報発信者　→	情報受信者	主な情報内容
住民、県警察、消防	町	施設被災の通報
町	県	詳細な施設被災情報
県	協定先機関	被災点検、応急対策調査及び応急工事指示
	国	点検実施状況、点検結果（被災状況）、緊急復旧情報

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	町、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告
町	住民、県警察、消防	施設被害の規模と状況の推移、応急工事の状況報告 避難勧告・指示等の発令

5　業務の体系

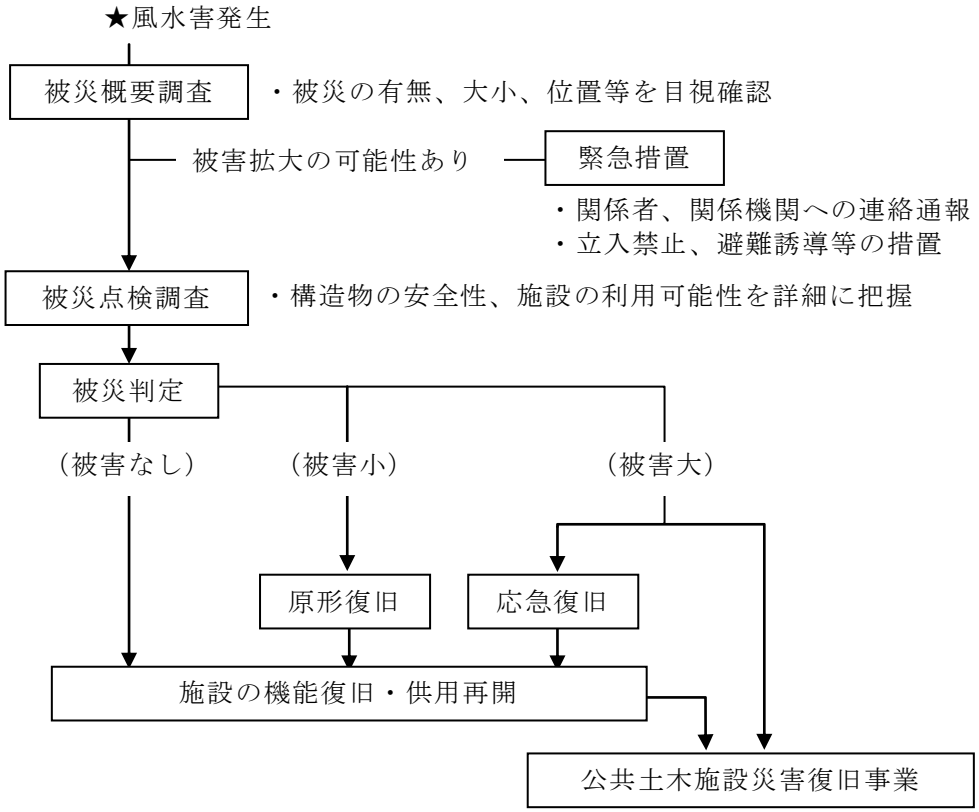

6　業務の内容

（１）災害の未然防止

ア　町の業務

施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれがある場合は、住民に対する避難のための勧告、指示及び避難誘導等を実施する。

イ　県及び北陸地方整備局の業務

（ア）降雨等により河川水位が上昇し、警戒水位を超える恐れのある場合は、点検及び巡視を行う。

（イ）点検、巡視により異常を発見した場合は、直ちに異常個所等に対して応急措置を実施する。

（ウ）施設の被災等により住民に被害が及ぶおそれのある場合は、直ちに町、消防機関、県警察等へ通報する。

（２）被害の拡大及び二次災害の防止

ア　県及び北陸地方整備局の業務

（ア）点検、巡視で施設の異状や被災が確認された場合、その危険の程度を調査して、必要な応急措置を実施する。

（イ）河川管理施設及び許可工作物

a　住民の安全確保
b　被災箇所の応急措置
c　低標高地域での浸水対策
d　許可工作物の損傷等に関する指導及び助言
e　油や危険物の流出時の措置
f　倒木や流木等の処理
g　被災箇所の監視
h　その他河川管理に関する事項の調整

（ウ）ダム施設

a　被災箇所の応急措置
b　放流時の措置

（３）応急復旧

ア　町の業務

各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。

イ　県及び北陸地方整備局の業務

（ア）各施設の管理者は、被害の拡大防止に重点を置いて、被害の状況、本復旧までの工期、施工規模、資材及び機械の有無等を考慮して、適切な工法により、応急復旧工事を実施する。

（４）住民に対する広報等

ア　町の業務

（ア）各施設の管理者から施設被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況の情報は、住民へ逐次連絡する。

（イ）気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、管理している施設の被害の規模と状況の推移、被災箇所の応急工事の状況等は、住民、県警察、消防機関等へ逐次連絡する。

（ウ）被災した施設の被害規模が拡大し、住民の生命に被害を及ぼすおそれがある場合は、適時、避難観光等を発令する。

イ　県及び北陸地方整備局の業務

（ア）気象状況等により被災箇所が急激に拡大しやすくなるため、各施設の管理者は、施設被害の規模と状況の推移を関係市町村や県警察、消防機関等へ逐次報告する。

（イ）各施設の管理者は、被災箇所の応急工事の状況についても関係市町村や県警察、消防機関等へ逐次連絡する。

7　災害時要援護者に対する配慮

災害時要援護者の利用が想定される施設の応急対策に当たっては、利用に配慮した対応を行う

災害時要援護者が利用する施設等に係る施設、地域にあっては、避難、救助その他被害を防止するための警戒避難体制が的確に図られるよう、情報の収集・伝達に特に配慮する。

8　積雪期の対応

（１）河川管理者は、融雪出水に備え、自らの管理する施設の点検を行い、所定の機能を確保していることを確認する。

（２）積雪期間の災害復旧作業は、十分に安全確保に努めるものとし、危険箇所については、町及び関係機関を通じ周辺住民に周知すると共に、立ち入り禁止柵を設けるなどの措置を講じる。

第 40 節　農地・農業用施設等の応急対策

【災害対策本部担当】　産業観光部

1　計画の方針

風水害により農地・農業用施設に被害を受けた場合は、各施設管理者間で相互連絡をとりながら、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努めるとともに、施設の機能回復を図る。

2　各主体の責務

（1）土地改良区・施設管理者等の役割

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡にあたるとともに、町等と協力して各管理施設の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

（2）町の役割

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、土地改良区等施設管理者と協力して農業用ダム・ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

（3）県の役割

気象情報や洪水発生等の水象情報の収集・連絡に当たるとともに、県管理施設等の緊急点検を行い、被害状況の把握及び応急対策を速やかに実施し、農地・農業用施設等の機能回復に努める。

また、県及び他市町村職員の応援派遣等により市町村を支援する。

3　各段階における業務の内容

浸水・暴風による被害発生中	緊急措置
避難勧告等解除後３日以内	被災概要調査 被災点検調査 二次災害の防止措置
事後１週間以内	応急復旧 被害状況の広報
事後１ヶ月以内	災害復旧作業

4　情報の流れ

（1）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
土地改良区 施設管理者等	町	被害情報、危険箇所等の情報
町	県	被害情報、避難情報等
県	北陸農政局	被害情報、危険箇所等の情報

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	町	県管理施設の被害情報
町	土地改良区 施設管理者等	緊急資材等調達・輸送情報応急工事の実施予定等

5　業務の体系（フロー図又は業務体系図）

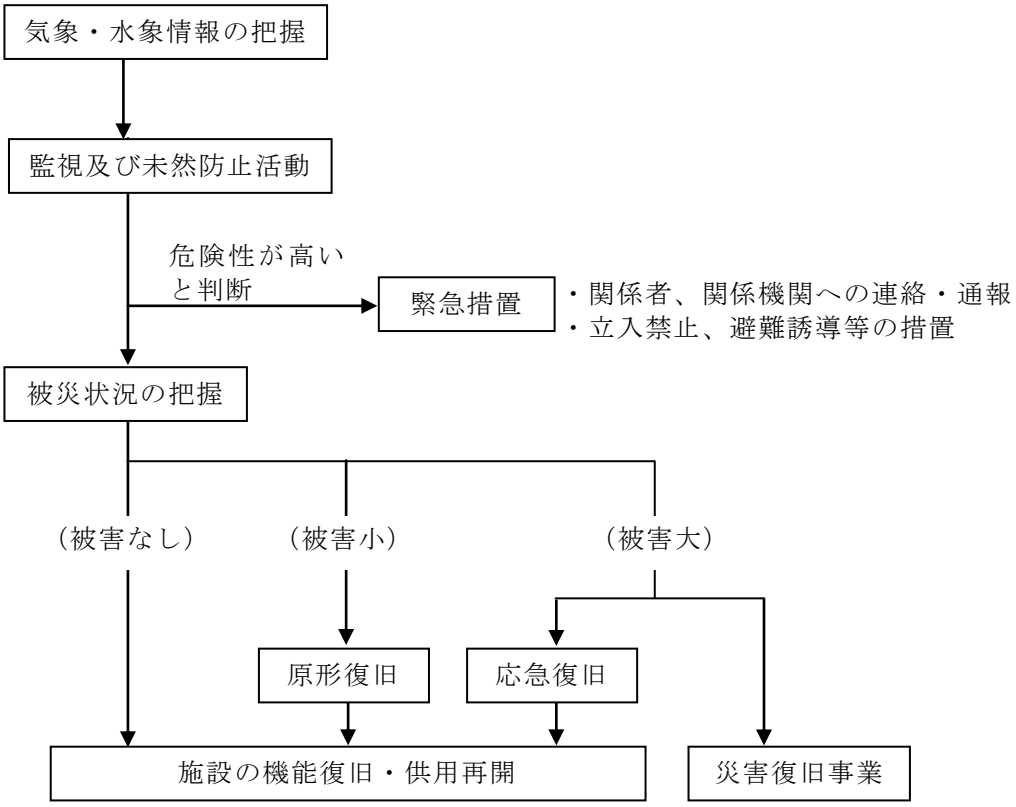

6　業務の内容

（１）災害発生の未然防止

ア　良好な施設管理

町及び土地改良区は、平時から農地・農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候を早期発見、危険箇所の整備に努める。

イ　災害発生の直前の対策

町及び土地改良区は、風水害の発生のおそれのある場合には、過去に被害が生じた箇所や主要構造物、土砂災害危険箇所等の点検、監視を実施し、関係機関等への連絡及び住民に対する避難のための勧告､指示等を行うとともに適切な誘導を実施する。

（２）被災状況の把握

町は、土地改良区等と相互に連携し、農地及び頭首工、揚水機場、用水路、ため池等の農業用施設の被災状況を把握し、南魚沼地域振興局農林振興部に報告する。

（３）応急対策

ア　町及び土地改良区等は、農地・農業用施設の被害が拡大するおそれがあると認められる場合は、南魚沼地域振興局農林振興部に対し応急措置の指導を求める。

イ　県農地部、町及び土地改良区等は、被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

（ア）施設被害拡大防止のための応急措置

（イ）出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合は、揚排水ポンプによる当該地域の総合的な排水対策

（ウ）農地等の地すべり又は亀裂が発生した場合は、シート等で覆う等その拡大防止のための措置

（エ）農地等の地すべり、ため池堤の損壊等により、人家、道路施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、県警察、消防機関等の協力を得て、迅速・的確な住民避難及び交通規制等の措置（広報対策を含む。）

（オ）町及び土地改良区は、被災し危険な状態にある箇所にパトロール要員等を配置し、巡回・監視による危険防止の措置を講ずる。

ウ　町は、農地・農業用施設の被害状況から、やむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は所要の手続をとり、災害査定前に復旧工事に着手する。

7　住民に対する広報

農地・農業用施設は、被災の程度により、地域住民の生命、財産に重大な影響を及ぼすため町は、施設管理者と連携をとりながら地域住民に対し、広報活動を行う。

8　災害時要援護世帯に対する配慮

緊急点検の結果、危険と認められる箇所については、住民に対する避難準備情報の発令、避難のための勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

9　積雪期の対応

農林水産業施設等については、積雪期は概ね雪下にあり確認が困難であるため、必要に応じ除雪等を実施し、被害の確認に努める。

第 41 節　農林業応急対策

【災害対策本部担当】　産業観光部

1　計画の方針

災害により農林業施設に被害を受けた場合は、各施設所有者・管理者間で相互連絡をとりながら、速やかな復旧を図り、二次災害の防止に努めるとともに、施設の機能回復を図る。

2　各主体の責務

（1）農林生産者及び農林業施設の所有者・管理者の役割

ア　風水害等に対する備えとして、施設の耐久性の向上、火災・自然災害保険への加入等を心懸ける。

イ　風水害、雪害等が懸念されるときには、気象情報や緊急情報等を十分に収集するとともに、事前に被害防止対策を講じる。

ウ　施設の管理について一貫した管理体制がとれるよう体制の整備を図るとともに、災害発生時に応急措置を施すことができるよう平時から危険箇所等の定期的な点検を実施する。

エ　被害が発生した場合は、当該災害の収束状況を見極めつつ、応急措置や二次災害の発生防止及び事後対策を実施するとともに、被害状況を市町村、関係団体等へ速やかに連絡する。

（2）関係団体の役割

ア　農業協同組合

組合員の農業被害状況の把握を行うとともに、町等が行う農業被害の取りまとめに協力し、農業被害の応急対策のための栽培技術指導及び経営指導を行う。

イ　農業共済組合

農業共済関連被害の状況について、速やかに取りまとめ、町に情報提供する。

ウ　森林組合

（ア）町、南魚沼地域振興局と相互に協力して、林産物、製材品及び林業・木材産業関係施設（以下林業等関係施設）の被害状況を把握し、南魚沼地域振興局へ報告する。

（イ）町、南魚沼地域振興局と相互に協力し、林産物、製材品及び林業等関係施設の被害に応じ応急対策を講じ、生産者等の指導を行う。

（3）町の役割

ア　関係団体と連携を図りながら農林水産物及び農林水産業用施設の被害状況を把握し、地域振興局等に報告する。

イ　被害状況により、二次災害を防止するため、関係団体・農林水産業者に対し、必要な指導・指示を行う。

ウ　県、関係団体の協力を得ながら、農林水産物及び農林水産用施設の被害状況に応じ、応急対策を講じるとともに関係者等への指導を行う。

（４）県の役割

ア　地域振興局等は、町からの報告及び自らの調査により、被害状況・緊急措置等を取りまとめ、県農林水産部に報告する。

イ　地域振興局等は、必要に応じ町、関係団体に連絡要員を派遣するとともに、必要に応じ二次災害防止等の助言を行う。

ウ　県農林水産部は、農林水産物（地域・面積も含め）及び農林水産業用施設等の被害を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

エ　被害状況に応じて、復旧用農林水産業用資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

3　各段階における業務の内容

浸水・暴風による被害発生中	被害状況把握
避難勧告等解除後１日以内	被害状況把握
解除後３日以内	二次災害防止
事後１週間以内	応急対策

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
生産者・関係団体	町	被害状況、被災者ニーズ
町	地域振興局	被害状況、被災者ニーズ
地域振興局	県災害対策本部部	集約された被害状況

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県農林水産部	地域振興局	応急対策等の内容
地域振興局	町	具体的な指導

5　業務の体系

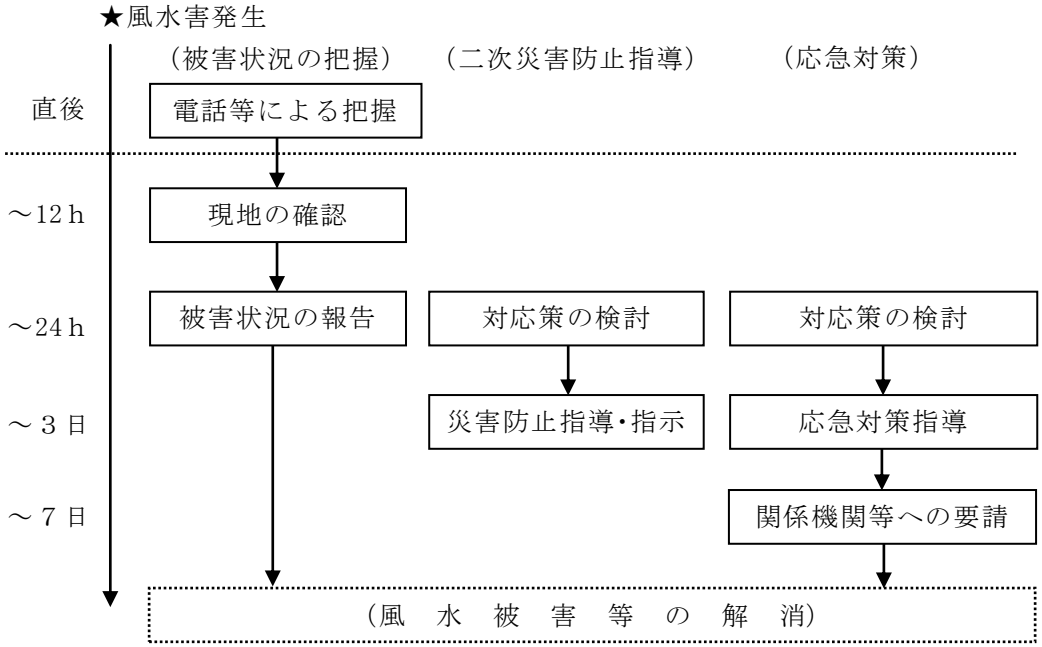

6　農作物及び農業用施設

（１）被害状況の把握

ア　町は、農業協同組合等の協力を得ながら農作物及び農業用施設の被害状況を把握（雪害時にあっては併せて降雪及び積雪の状況も把握）し、地域振興局農林水産振興部に報告する。

イ　県農林水産部は、町からの報告及び自らの調査に基づいて被害状況等を取りまとめ、県災害対策本部に報告する。

ウ　県は、農業用施設の被害状況及び農作物被害地域・面積等を把握するとともに応急対策の総合的な調整を行う。

（２）二次災害防止のための緊急対策

町は、農業用施設の被害状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、農業協同組合、農家及び施設の所有者又は管理者に対し、次の指導又は指示を行う。

ア　浸水等に伴う農作物、農薬等農業資材の保全措置及び流水防止措置

イ　農業用燃料の漏出防止措置

ウ　土砂崩れ、雪崩等による農舎、育苗ハウス等の倒壊防止措置

エ　農舎、農業施設等の火災防止措置

（３）応急対策

ア　町、県等は、農業協同組合等の協力を得ながら、農作物及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ又は関係者を指導する。

（ア）農作物の病害虫発生予防のための措置
（イ）病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給
（ウ）応急対策用農業用資機材の円滑な供給
（エ）農作物の生育段階に対応する生産管理技術指導
（オ）種苗の供給体制の確保
（カ）消雪促進のための措置
（キ）農業用施設の応急工事等の措置

イ　県農林水産部は、農業用施設の被害状況に応じて復旧用農業資機材、農薬、種苗等の供給・確保について関係団体に協力を要請する。

7　畜産及び家畜飼養施設

（１）被害状況の把握

ア　町は、南魚沼地域振興局農林振興部等は、農業団体と相互に連携し、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、被害情報と南魚沼地域振興局農林振興部を通じて県農林水産部へ報告する。

イ　県農林水産部は、家畜及び家畜飼養施設の被害状況を把握するとともに、応急対策の総合的な調整を行う。

（２）二次災害防止のための緊急対策

ア　町は、家畜飼養施設被害の状況により必要があると認めたときは、二次災害を防止するため農協及び農家に対し、次の指導又は指示を行う。

（ア）畜舎の二次倒壊防止措置

（イ）停電発生農場への電源措置

（ウ）生存家畜の速やかな救出措置

（エ）家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による住民への危害防止措置

イ　県は、二次災害防止及び応急対策の調整をする。

（ア）二次災害防止対策への協力

（イ）関係機関及び団体への協力要請

（３）応急対策

県は、町の協力を得ながら、次の応急対策を講じる。

ア　死亡・廃用家畜の処理

（ア）死亡家畜の受け入れ体制確保・・・新潟県化製興業（株）

（イ）死亡家畜の埋却許可（死亡獣畜埋却の設置許可を受けておく。）

・・南魚沼地域振興局農林振興部

（ウ）家畜廃用認定・・・家畜指導診療所・魚沼農業共済組合・県共済連

（エ）傷害による廃用家畜の緊急と畜に対する検査・・・・・長岡市営食肉センター

・・南魚沼地域振興局農林振興部

（オ）家畜緊急輸送・・・県家畜商協同組合

イ　家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種、畜舎消毒等

（ア）家畜飼養者に対する衛生指導・・・家畜指導診療所

（イ）被災家畜の健康診断及び畜舎消毒・・・家畜指導診療所・魚沼農業共済組合

（ウ）家畜伝染病予防接種体制の確保・・・中越家畜保健衛生所、（社）県畜産協会

ウ　動物用医薬品及び飼料等の供給・・・県動物薬品器材協会

（ア）動物用医薬品（治療、消毒、予防）及び機材の円滑な供給

・・・県動物薬品器材協会、県獣医師会

（イ）家畜飼料及び飼養管理用器材の円滑な供給

・・・県経済連、県酪連、県飼料卸組合

８　林産物及び林産施設

（１）被害状況の把握

ア　町は、森林管理署、森林組合等と相互に連携し、林産物及び林産施設の被害状況を把握し、被害状況と緊急措置等を南魚沼地域振興局農林振興部へ報告する。

イ　県農林水産部は、林産物及び林産施設の被害状況を取りまとめるとともに、応急対策の総合的な調整を行う。また、必要に応じて連絡要員を派遣する。

（２）二次災害防止のための緊急対策

町は、倒木等や林産. 施設の被害状況により、緊急に必要があると認めたときは、二次災害を防止するため、森林組合や生産者等に対し、次の指導又は指示を行うものとする。

ア　倒木等の被害により、人家、道路等に影響を及ぼすと考えられる場合は、住民の協力を得て速やかに除去する。

イ　林産施設の倒壊防止措置を行い、林業用燃料、電気、ガス等の漏出防止措置を講ずる。

ウ　苗畑等や森林施設に火災発生を覚知したときは、速やかに消防機関に通知するとともに県警察、消防機関の協力を得て、周辺可燃物の除去等被害拡大防止に努める。

（３）応急対策

ア　町、森林管理署及び地域振興局等は、森林組合等と相互に連携し、林産物（林地）及び林産施設の被害状況に応じ、次の応急措置を講じ、又は関係者の指導を行う。

（ア）林地に地すべり又は亀裂が生じている場合は、シートで覆う等その拡大を防止する。

（イ）病害虫発生予防措置

（ウ）病害虫発生予防等のための薬剤の円滑な供給

（エ）応急対策用資機材の円滑な供給

（オ）林産物の生育段階に対応する生産管理技術の指導

イ　町は、林産施設の被害状況により必要があると認めた場合は、復旧資材等の供給・確保や火災の拡大防止等について関係機関に協力を要請する。

9　住民に対する広報

農林業施設等は、被災の程度により、地域住民の生命、財産に重大な影響を及ぼすため町は施設管理者と連携をとりながら地域住民に対し、広報活動を行う。

10　積雪期の対応

町は、積雪による二次被害のおそれがある場合は、関係団体・生産者等に対し緊急措置等の指導を行う。

第 42 節　商工業・観光施設応急対策

【災害対策本部担当】　産業観光部

1　計画の方針

災害により事業所等が被害を受けた場合は、二次災害の防止に努めるとともに、事業中断を最小限にとどめるため、速やかな復旧を図るための対策を講ずる。

2　各主体の責務

（１）企業・事業所の役割

災害による事業中断を最小限にとどめるため、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するなど危機管理体制を構築し、災害時にはこれにより必要な初動対策を講じる。

（２）商工団体の役割

ア　会員・組合員等の被災状況を把握する。

イ　商工会・観光団体は被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

ウ　行政等の支援策に関する情報を会員・組合員等へ周知する。

（３）町の役割

ア　企業・事業所の被害状況を把握する。

イ　事業継続計画の策定を協力に進める企業を積極的に支援することを目的とした、情報提供体制等の条件整備を図る。

ウ　被災中小企業者のための現地相談窓口の設置に協力する。

エ　行政等の支援策について被災中小企業者等に周知する。

オ　観光客等一時来町者の被災状況を把握する。

（４）県の役割

ア　商工団体､主要企業等からの聴取及び技術支援センターの現地調査等により被害状況を把握する。

イ　町を通じ中小企業の直接被害件数、被害額を把握する。

ウ　被害状況、被害件数及び被害額を国に報告する。

エ　必要な関係機関に対し被災中小企業の復旧等への協力・支援を要請する。

オ　被災中小企業者のための現地相談窓口を設置する。

カ　報道機関等に対し被災地の企業・事業所の稼働状況等の適切な情報提供を行い、風評被害を防止する。

※エ～力は被災状況により対応

3　各段階における業務の内容

浸水・暴風による被害発生中	被災状況把握 一時来町者等安否確認
避難勧告等解除後１週間以内	被害概要把握

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
商工会等商工団体	町・県	被害状況
地場産地企業・産地組合	町・県	被害状況
商店街組合、 大規模小売店、共同店舗	町・県	被害状況
観光施設	町・県	被害状況
町	県	被害状況

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	町・商工団体	被災状況、現地相談窓口の設置、支援策
町	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策
商工団体	企業・事業所	現地相談窓口の設置、支援策

5　業務の体系（フロー図又は業務体系図）

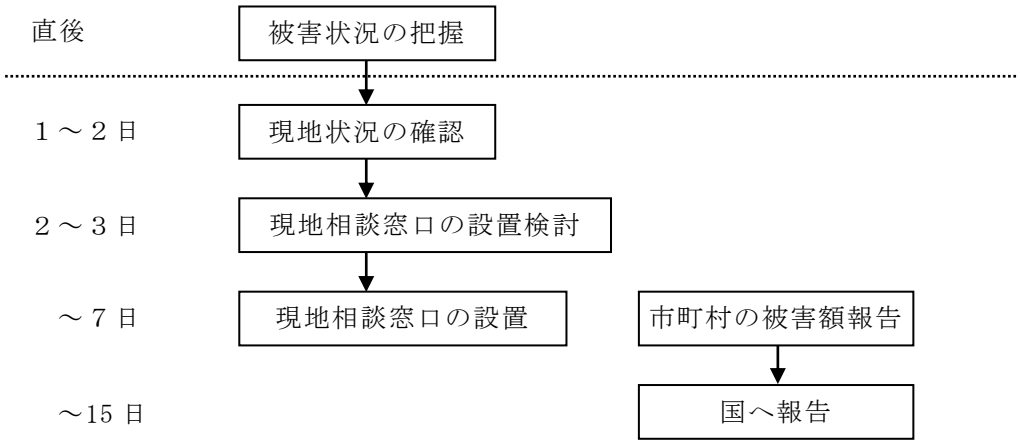

6　業務の内容

（１）町の内容

ア　被災状況の把握

（ア）商工会・各種組合団体等に協力を要請し、管内の商工業の被災状況を調査し県に報告する。

（イ）観光客等一時来町者の被災状況及び動向を調査し把握する（なお、避難対策等については、本章第 10 節「住民等避難対策」による。）。

イ　関係機関への協力・支援要請

被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工団体等関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。

（２）県の内容

ア　被災状況の把握

（ア）県産業労働観光部各課は所管する商工団体、主要企業、観光施設等から被災状況を聴取する。

（イ）技術支援センターは支援企業等の被災状況を確認する。

（ウ）町に管内商工観光業の被害状況の調査を依頼し、取りまとめる。

（エ）国に被害状況を報告する。

イ　関係機関への協力・支援要請

被災の状況に応じ、金融機関、機械メーカー、輸送業者、商工団体等、関係機関に対し必要な支援・協力を要請する。

ウ　相談窓口の設置

被災中小企業者等の相談に応じるための現地相談窓口を設置する。

エ　風評被害対策

被災地域及び被災状況について適切な情報を提供する。

第 43 節　文化財応急対策

【災害対策本部担当】　教育部

1　計画の方針

大規模な災害時に文化財施設における入館者及び施設利用者等の安全確保のほか、施設災害等に対する迅速な対応を図るための事項を定める。

2　各主体の責務

（1）住民・文化財所有者の役割

ア　住民の役割

文化財に被害が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ可能な限り連絡を行うとともに、危険のない範囲で、被災文化財救出活動等への参加・協力を行う。

イ　地域の役割

地域全体の共有財産である文化財を保存・継承するために、所有者又は管理責任者と確認を取り合いながら、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。

ウ　文化財所有者・管理責任者の役割

（ア）暴風・洪水により被災した文化財の被害状況を把握するとともに、町等にその実態を報告し、必要に応じて支援を要請する。

（イ）文化財所有者は町等の協力を得て、二次的災害から文化財を保護し、その文化的価値がより失われないような必要措置をとる。

（2）町の役割

町は文化財の被害状況を把握し、早急に県に報告するとともに、文化財所有者や地域住民等の協力を得て、必要に応じて、応急的修理及び一時搬出等の救済措置を講ずる。

ア　指定文化財への対策

（ア）国及び県指定等文化財

町内に所在する文化財の被害状況を把握し、速やかに県教育委員会に報告するとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出活動に当たる。併せて、被災文化財に係る応急的措置及び修理について、関係諸機関と連絡・調整を図り、所有者又は管理責任者に対する指導・助言の仲立ちをする。

（イ）町指定等文化財

文化財の被害状況把握を行うとともに、可能な限り被災文化財の保護・救出等の活動に当たる。併せて、応急的措置及び修理についての助言・指導を行い、必要に応じて所有者・管理責任者からの相談や協力要請に応じる。

イ　未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に被害状況を確認し、必要に応じて所有者等からの相談や協力要請に応じる。

（３）県の役割

ア　指定文化財等への対策(教育委員会)

（ア）国及び県指定等文化財

必要に応じて現地に担当職員を派遣するなどして文化財の被害状況を把握･確認し、国関係機関等と連絡を取り合いながら、被災文化財の応急的措置及び修理についての協力及び指導・助言を行う。

（イ）町指定等文化財

町教育委員会等を通じて文化財の被害状況を把握し、必要に応じて被災文化財に係る種々の相談や協力要請に応じる。

イ　未指定文化財への対策

被災文化財に対する保護・保全を呼びかけるとともに、所在リスト等を参考に町を通じて被害状況を確認し、必要に応じて種々の相談や協力要請に応じる。

3　各段階における業務の内容

避難勧告	文化財（動産）の移動勧告
浸水・暴風による被害発生中	入館者の安全確保（建物の場合） 被災状況の調査報告 被害拡大防止措置
避難勧告等解除	文化財（動産）の移動勧告解除

4　文化財の種別毎の対策

（１）建造物

文化財所有者は、二次災害等により被害拡大のおそれのあるものについては、可能な限り応急的措置を施し、本格的な修理・修復まで現状維持できるような対応を行う。町及び県はそれを指導・助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

（２）美術工芸品及び有形文化財

文化財所有者は、文化財が展示・収蔵されている施設そのものが、倒壊・浸水又はその危険性がある場合には、県・町及び地域住民等の協力を得て、可能な限り速やかに当該施設から搬出し、その保護・保存を図る。併せて、被災した文化財に関しては、その現状復旧を前提とした措置を施し、本格的な修理・修復に備える。

（３）史跡、名勝及び天然記念物

文化財所有者は可能な限り被害状況の把握に努め、二次的倒壊・崩落を極力防止するために、危険のない範囲で、応急的措置を講ずるよう対応する。

町及び県はそれを指導も助言するとともに、可能な限りの支援を行う。

5　文化財の応急対策

文化財所有者は、人命の安全確保及び文化財等の保全を図るとともに、応急対策を行い、被害の軽減に努める。主な留意点は、次のとおりとする。

（１）災害発生直後は、施設への入館者又は利用者等の人命救助を第一として避難誘導に努め、付近の安全な場所へ避難させる。

（２）施設への入館者又は利用者等について負傷の有無を確認して、必要な措置を講ずる。また人命救助が必要な場合は、全職員が救出にあたる。

（３）火災が発生した場合は、自衛消防隊により、初期消火にあたるとともに文化財の保護に努める。

（４）ラジオ、テレビ等報道機関の災害情報を収集するとともに、関係機関と連絡をとり最新の情報把握に努める。

（５）速やかに被害状況等を調査し、直ちに町及び関係機関へ報告する。

（６）施設が避難所となった場合、町、自主防災組織、町内会等と連携して避難所開設・運営に積極的に協力する。

第 44 節　愛玩動物の保護対策

【災害対策本部担当】　町民部

1　計画の方針

災害時には、飼い主不明の動物や、負傷動物が多数生じると同時に、多くの住民が動物を伴い避難所に避難してくることが予想される。

町は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、県等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立する。

2　各段階における業務の内容

浸水・暴風による被害発生中	支援物資の提供、動物保護活動
避難勧告等解除	相談窓口開設、動物の一時預かり
事後１週間以内	動物救済本部の設置、飼い主捜し
事後１ヶ月以内	仮設住宅での動物飼育支援 被災動物の健康管理支援

3　飼い主の役割

（１）愛玩動物の飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう、日頃からケージに慣れさせる等の訓練を行っておくとともに、飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、動物用避難用品の確保に努める。

（２）愛玩動物の飼い主は、一時的に飼育困難となり、他に預ける場合にあっても、長期にわたり放置することのないよう、適切な対応に努める。

4　町の役割

（１）町は、県と協働し「動物救済本部」に対し、避難所・仮設住宅における愛玩動物の状況等の情報提供及び活動を支援する。

（２）避難所を設置するに当たり、動物同伴の避難者を受け入れられる施設を設置するなど住民が動物と一緒に避難することができるよう配慮する。

（３）避難訓練時には、動物の同伴にも配慮する。

5　県の役割

（１）ペットフードやペット飼育用品の備蓄等、災害初動時の所要物資確保に努める。

（２）危険動物等による住民の被害がないよう安全のための措置を講ずるとともに負傷動物や飼い主不明動物、住民避難の際に被災地に残された動物の保護を行う。

（３）動物の保護や適正な飼育に関し、町等関係機関や県獣医師会、県動物愛護協会等関係団体と協力体制を確立し「動物救済本部」を設置する。

（４）各地域の被害状況、避難所での動物飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等町への支援を行う。

（５）避難所において動物が適正に飼育されるよう支援を行う。

（６）避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整を行う。

（７）必要に応じ、国、都道府県、政令市、緊急災害時動物救援本部への連絡調整及び要請を行う。

６　公益社団法人新潟県獣医師会（魚沼獣医師会）の役割

（１）県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

（２）緊急動物用医薬品の備蓄及び緊急配送体制を整備し、発災直後の県・町からの要請に備える。

７　(一社)新潟県動物愛護協会南魚沼支部の役割

（１）県と協力し「動物救済本部」を設置し、動物の救済活動を実施する。

（２）必要に応じ、会員の中から派遣可能なボランティア情報を集約し、動物救済本部へ提供することにより被災地でのボランティアの円滑な活動を支援する。

８　動物救済本部の役割

必要に応じ、緊急災害時動物救援本部に応援を要請し、次の活動を行う。

（１）ペットフード等支援物資の提供

避難した動物に対し、餌や飼育用品の提供ができるよう町の災害対策本部に物資を提供する。

（２）動物の保護

県の活動に協力し、負傷動物や飼い主不明動物、被災地に残された動物の保護を行う。

（３）相談窓口の開設

被災地や避難所、仮設住宅等での適正な飼育や動物の愛護、環境衛生の維持のための相談窓口を設置する。

（４）動物の一時預かり

被災のため一時的に飼えなくなった動物、迷子動物の一時預りを行う。

（５）飼い主さがし

被災のため飼えなくなった動物や飼い主がわからなくなった動物の新たな飼い主さがしのための情報の収集と提供を行う。

（６）仮設住宅での動物飼育支援

仮設住宅で適正に動物が飼育できるよう支援を行う。

（７）被災動物の健康管理支援

被災動物間の感染症等の発生や拡大を防止するため、健康管理活動を実施する。

（８）ボランティア及び募金の受入・調整・運営

募金の受付と調整、運営を行う。また、必要に応じ、ボランティア等と協働するものとする。

9　組織体系

県、県獣医師会、県動物愛護協会の３者で動物救済本部を立ち上げ、動物救援活動を実施する。必要に応じ緊急災害時動物救援本部に支援を要請する。

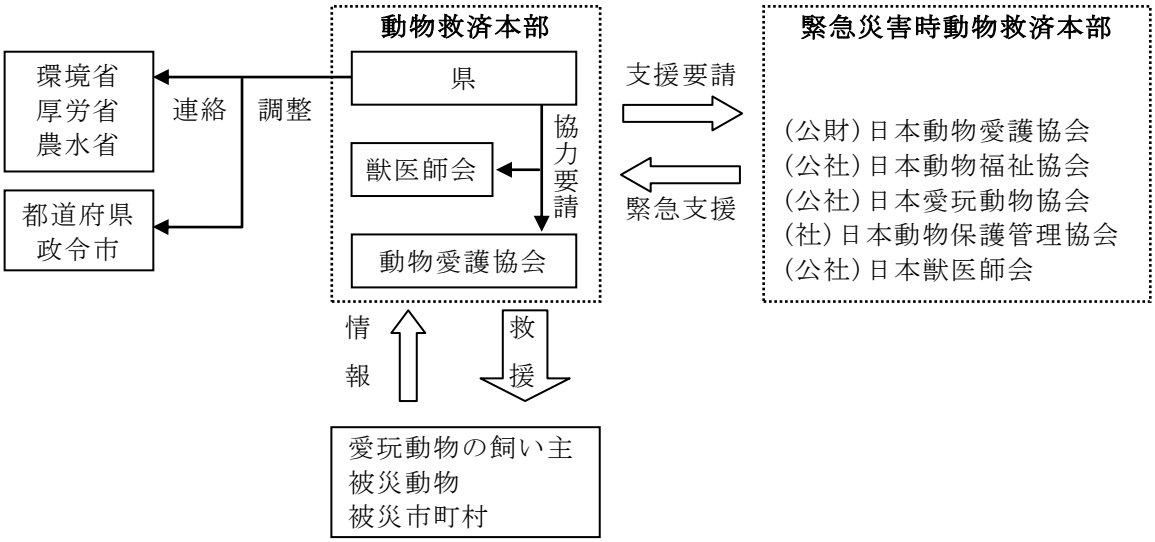

１０　組織体系

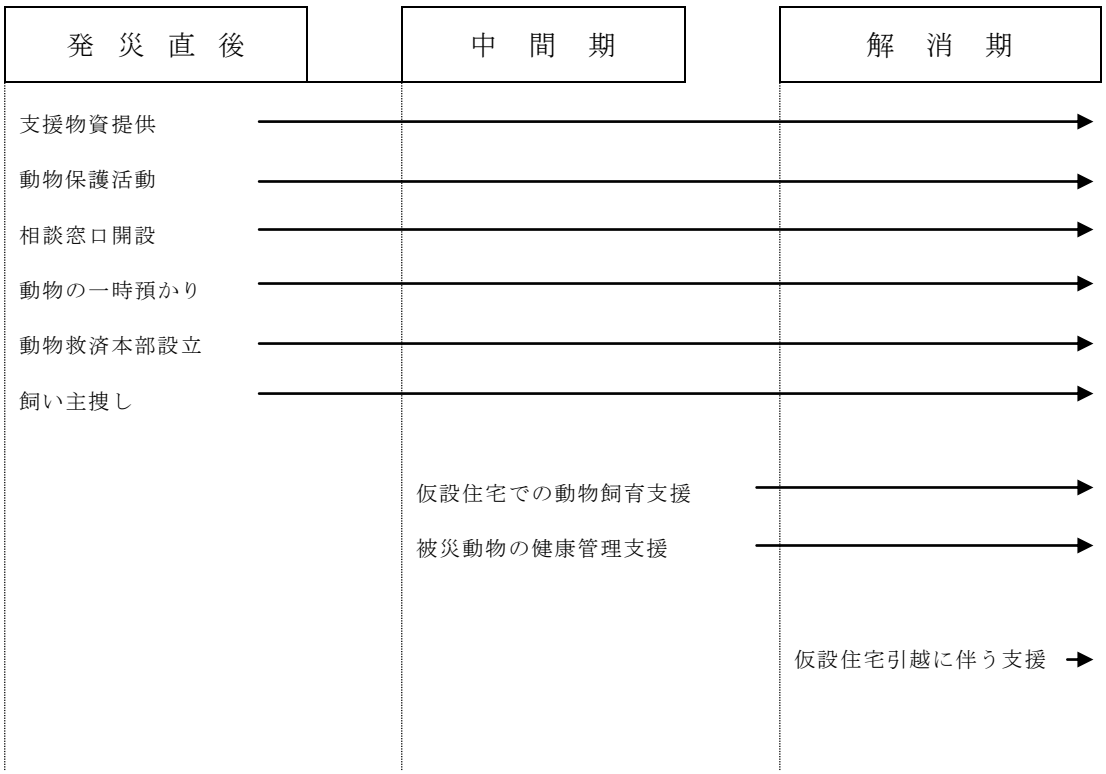

第 45 節　応急住宅対策

【災害対策本部担当】　地域整備部

1　計画の方針

災害により住家が滅失した被災者のうち自己の資力では住宅を確保できない者について、災害救助法に基づく応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む。）を設置し被災者を収容する。また、災害により住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者等について、住宅の応急修理を実施してその援護を推進する。また、住宅が滅失した被災者に公営住宅等の空家を仮住宅として提供するとともに、民間の賃貸住宅への入居を希望する場合は物件情報を提供し、被災者の居住の安定を図る。

2　各主体の責務

（１）町の役割

ア　被災した住宅及び宅地の被害状況等を調査するとともに､応急住宅対策に関する被災者の希望を把握する。

イ　応急仮設住宅の建設地を選定し、県の行う応急仮設住宅の供与に協力する。

ウ　県から委任を受けて応急修理事務を実施する。

エ　町営住宅の空家を仮住宅として提供する。

（２）県の役割

ア　応急仮設住宅を設置し避難者に供与する。

イ　県から委任を受け町が実施する応急修理の事務を補助する。

ウ　県営住宅の空家を仮住宅として提供する。

エ　民間賃貸住宅の物件情報等を提供する。

3　各段階における業務の内容

避難勧告等解除後３日以内	公営住宅の空き地提供・空き家情報広報
事後１週間以内	被災戸数の確定 供与対象者の確定 応急修理
事後 20 日以内	仮設住宅の建設着工

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者	町	住宅の被害状況 応急仮設住宅の入居希望 応急修理の希望 公営住宅等の入居希望
町	県	住宅総戸数 応急仮設住宅の必要戸数・建設予定地 応急修理希望世帯数等

（２）被災地へ

情報発信者 →	情報受信者	主な情報内容
県	町	応急仮設住宅の建設決定 応急修理事務の委任
町	被災者	応急仮設住宅の入居申し込み手続き 応急修理の申し込み手続き
県	被災者	応急仮設住宅の設置状況、応急修理制度の概要 公営住宅等の空き家情報

5　業務の体系

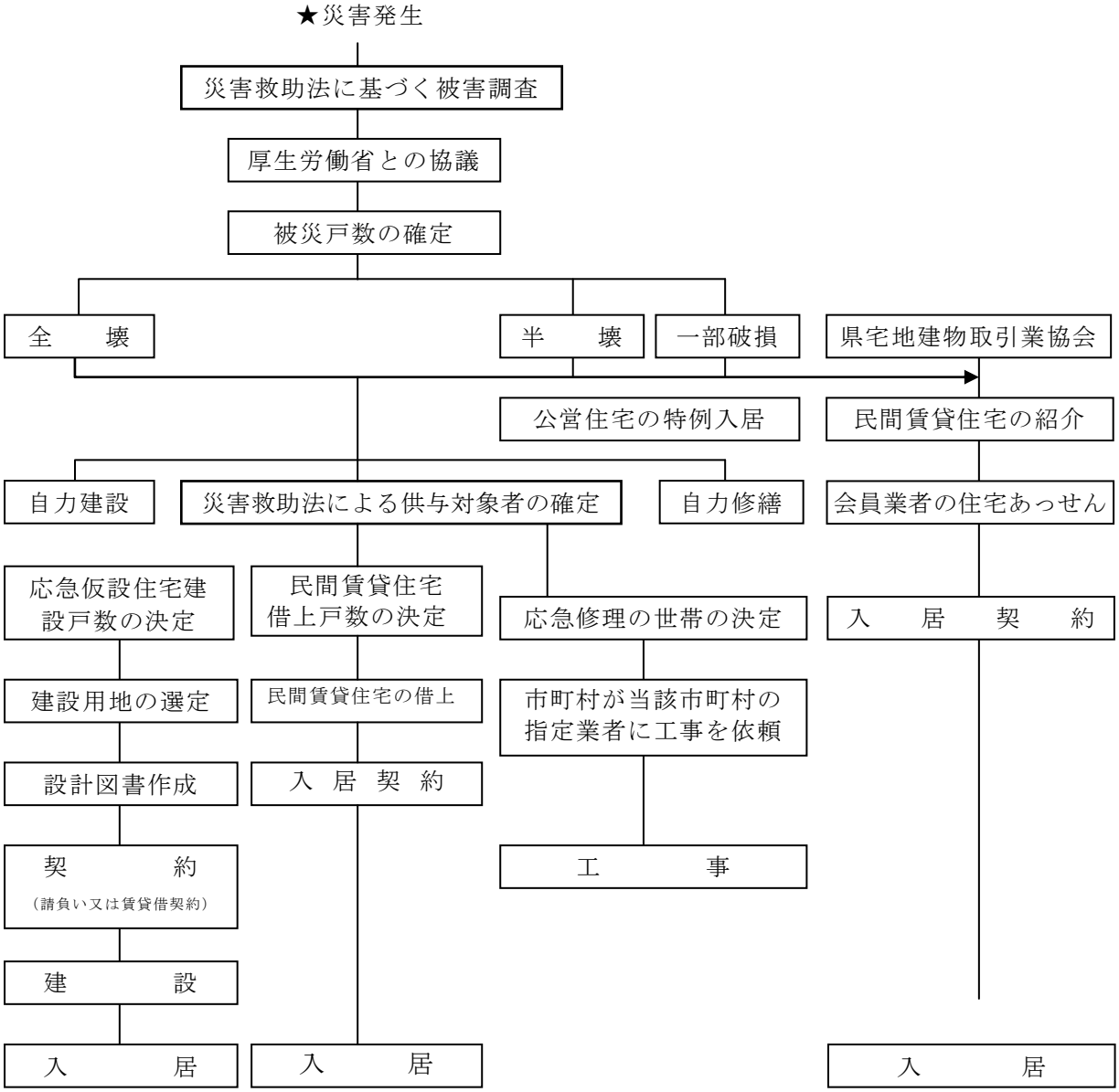

6　業務の内容

（１）被災住宅調査

ア　町

災害により被災した住宅及び宅地の調査を行うとともに、応急住宅対策に関する被災者の希望を把握し、応急住宅対策の供与対象者を確定する。（災害発生から１週間以内を目途）

（ア）住宅及び宅地の被害状況

（イ）被災地における住民の動向

（ウ）応急住宅対策（応急仮設住宅、応急住宅修理、公営住宅の特例入居等）に関する被災者の希望

イ　県

災害のため家屋に被害が生じた場合、応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な調査を実施する。

（ア）町調査に基づく被災戸数（災害発生から１週間以内を目途に確定）

（イ）町の住宅に関する要望事項

（ウ）町の住宅に関する緊急措置の状況及び予定

（エ）応急仮設住宅建設現地活動上の支障事項

（オ）その他住宅の応急対策実施上の必要事項

（２）応急仮設住宅の供与

ア　町

（ア）建設候補地の選定

a　町は、あらかじめ応急仮設住宅の建設用地として公有地を選定しておく。建設用地の適地としての公有地がない場合は、あらかじめその他の適地を選定し、所有者等と協議をしておく。

b　建設時に支障が出ないよう、可能な限り、ライフラインを考慮して選定する。

（イ）入居者の選定及び管理

入居者選定及び応急仮設住宅の管理は、次のとおり行う。

a　入居要件

応急仮設住宅の入居の対象となる者は、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

b　住家が全壊、全焼又は流失した者

c　居住する住家がない者

d　自らの資力では、住宅を確保することができない者（生活保護者、失業者、寡婦、母子世帯、高齢者、病弱者、障がい者、勤労者、小企業者、その他の経済的弱者等が対象の目安）

（ウ）入居者の選定

応急仮設住宅の設置戸数及び建設地を考慮しながら、入居要件に該当する被災者を入居者として選定する。

（エ）管理

県と結んだ委託協定に基づき、安心・安全の確保、心のケア、入居者によるコミュニティの形成、女性を始とする生活者の意見の反映、家庭動物の受入等に配慮し、善良な管理者の注意をもって運営管理に努めるものとする。

（オ）供与の期間

入居者に供する期間は、応急仮設住宅完成の日から２年以内とする。

イ　県

（ア）建設による供与

a　建設用地の選定

建設場所については、町があらかじめ選定しておいた建設候補地の中から生活利便施設、保健衛生、交通、教育等について考慮し、原則として公有地を優先して選定する。

ただし、止むを得ない場合は、私有地を利用する。

b　建物の規模及び費用

(a) １戸当たりの建物面積及び費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。

ただし、世帯の構成人数により、基準運用が困難な場合は、厚生労働大臣と協議し、規模及び費用の調整を行う。

(b) 建設資材の県外調達等で輸送費がかさみ、限度額での施工が困難な場合は、厚生労働大臣の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

c　建設の時期

災害が発生した日から、原則として 20 日以内に着工する。

ただし、大災害等の事由により期間内に着工できない場合は、事前に厚生労働大臣と協議する。

応急仮設住宅の供与は、災害発生から２ヶ月以内を目途とする。

d　応急仮設住宅の建設方法

(a) 知事は協定に基づき建設業関係団体のあっせんを受けた業者と賃貸借契約を締結し、業者に応急仮設住宅を設置させる。

ただし、状況に応じ知事は、町長に建設を委任することができる。

(b) 町長に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価その他必要な要件を定めて行う。

e　協力要請

県は、応急仮設住宅の建設にあたっては、協定を締結した建設業関係団体等の協力を得て行う。

f　入居者の選定及び管理の委任

応急住宅の設置完了後、知事は速やかに町長と委託契約を結び、入居者の募集、選定及び管理を委任する。

（イ）民間賃貸住宅借り上げによる供与

被災状況を考慮し、建設型に併せて民間住宅を借り上げ応急仮設住宅として供与する。

ただし、状況に応じ知事は、町長に借り上げを委任することができる。

入居要件・供与期間・管理等は、建設型に準じる。

（３）被災住宅の応急修理の実施

ア　応急修理の対象者

（ア）以下の全ての要件を満たす世帯

a　新潟県が災害救助法による救助を実施する区域内に住家を有すること。

b　半壊又は大規模半壊の被害を受けたこと。

c　応急修理を行うことによって、避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。

d　応急仮設住宅(民間賃貸住宅の借り上げを含む)を利用しないこと。

e　所得等の要件（大規模半壊の場合は所得等の要件なし）

前年の世帯収入が、以下のいずれかの要件を満たす世帯

(a)（収入額)≦500 万円の世帯

(b) 500 万円＜(収入額)≦700 万円かつ、世帯主が 45 歳以上又は要援護世帯

(c) 700 万円＜(収入額)≦800 万円かつ、世帯主が 60 歳以上又は要援護世帯

（イ）応急修理の範囲

以下の４項目のうちから、日常生活に必要欠くことのできない部分であって、より緊急を要する箇所について実施する。

なお、緊急度の優先順は、概ね次のとおりとする。

a　屋根、柱、床、外壁、基礎等の応急修理

b　ドア、窓等の開口部の応急修理

c　上下水道、電気、ガス等の配管、配線の応急修理

d　衛生設備の応急修理

（ウ）応急修理の費用

応急修理に要する費用は、新潟県災害救助法施行細則による救助の程度等により定める基準とする。

（エ）応急修理の期間

災害が発生した日から、原則として１ヶ月以内に完了するものとする。

ただし、交通機関の途絶その他の特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に厚生労働大臣の承認を受けて必要最小限度の期間を延長する。

（オ）応急修理の手続き

本節８「応急修理手続き」を参照。

（カ）制度の広報

広報紙、ホームページ等を通じ、わかりやすい広報を行う。

（４）公営住宅の特例使用

ア　町及び県は、被災者への仮住宅として、公営住宅の空家を提供する。（行政財産の目的外使用許可手続きによる。）

イ　対象公営住宅は、被災地近隣の町営及び県営住宅とする。被災地近隣の公営住宅でも不足する場合は、県下の公営住宅を対象とし、県下の公営住宅でもなお不足する場合は、隣接県に提供を要請する。

ウ　県は、災害発生から３日以内を目途に、提供可能な住宅を県ホームページやマスコミ等で公表するとともに、状況に応じ被災地に相談所等を開設し、あっせんに努める。

（５）民間賃貸住宅の紹介・あっせん

ア　県は、必要とする物件の対象区域等を明示して、協定に基づき協力要請を行う。

イ　(社)新潟県宅地建物取引業協会は、物件情報を集約のうえ、県が設置する相談所等において民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に物件を紹介（災害発生から３日以内を目途）し、会員業者は物件をあっせんするよう協力する。

ウ　(公社)全日本不動産協会新潟県本部は、物件情報を集約のうえ、県が設置する相談所等において民間賃貸住宅への入居を希望する被災者に物件を紹介（災害発生から３日以内を目途）し、会員業者は媒介手数料を無料で物件をあっせんするよう協力する。

（６）住宅建設資材のあっせん

県は、新潟木材組合連合会と協議し、被災地の近隣製材工場に対し製材品の供給要請を行う。

また、原木の在庫備蓄量の把握を行うとともに、新潟県森林組合連合会、木材輸入商社・卸に対して木材の供給要請を行うほか、必要により隣接県に対して木材及び製材品の供給あっせん要請を行う。

7　災害時要援護者に対する配慮

応急仮設住宅の建設に当たっては、グループホーム型仮設住宅（福祉仮設住宅）やサポート施設の建設など、高齢者・障がい者向けの応急仮設住宅の設置に努め、災害時要援護者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、災害時要援護者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

8　積雪地域における配慮

応急仮設住宅の設置に当たっては、冬期間の積雪や寒さ対策、結露の抑制などに努める。

9　応急修理手続き

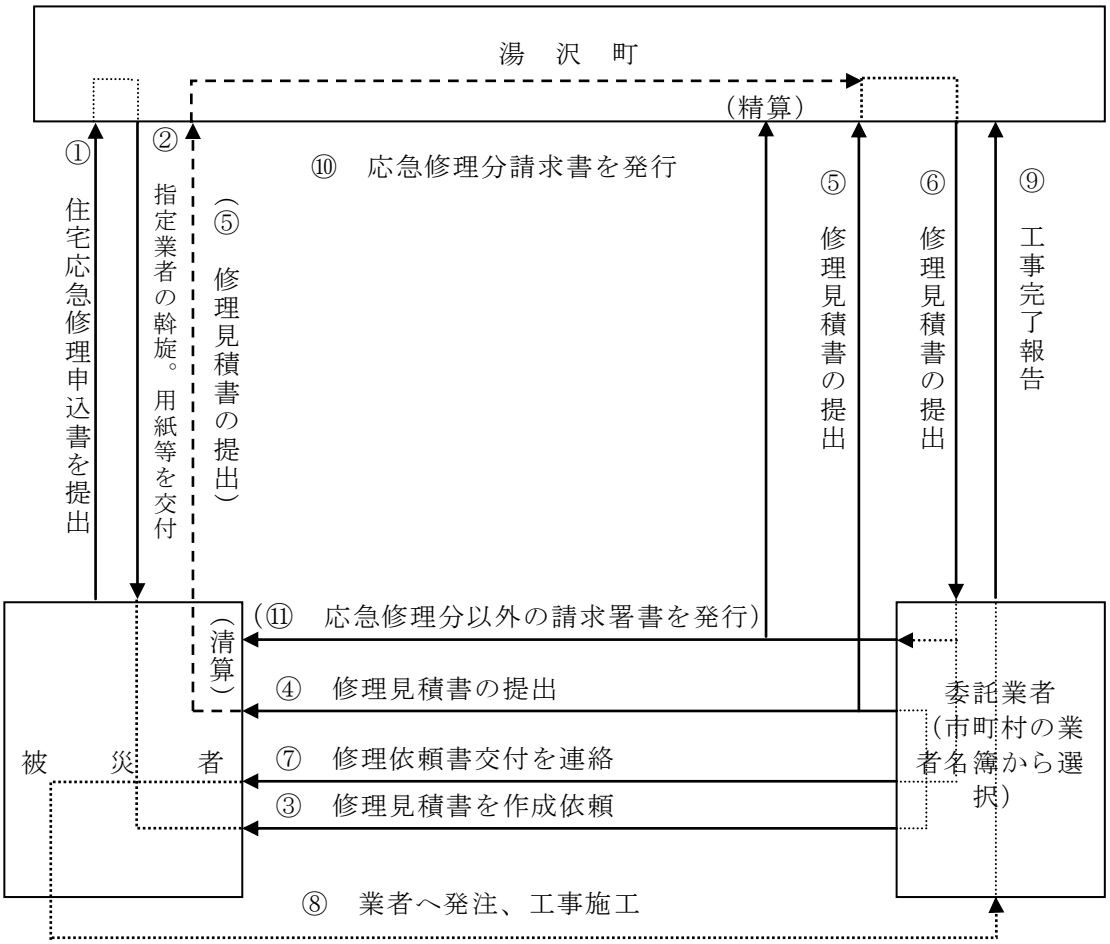

※　⑤修理見積書には、屋根・壁・土台等部位ごとの工事明細を記すとともに、被害状況、工事予定箇所を示す施工前の写真を添付すること。

※　⑨工事完了報告書には、工事施工前、施行中、施工後の写真を添付すること。

※　町の判断により、「②指定業者の斡旋」の段階で「⑥修理依頼書を交付」し、後日、「⑤被災者又は指定業者が修理見積書を町窓口に提出」とすることもできる。

第46節　り災証明書発行対策

【災害対策本部担当】　税務部

1　計画の方針

町は、風水害発生後、早期に建物の被害認定を実施し、基準に基づき町災害救助条例の適用や県災害救助条例及び災害救助法の適用申請を行う。また、建物の被害認定結果が各種支援制度の基準となることから、適正な被害認定ができる体制の整備に努める。

2　各主体の責務

（1）住民・事業所等の役割

り災証明書の目的を理解し、国、県や町が行う各種支援や減免に係る情報収集を積極的に行い、生活環境の早期再建に心がける。そのために、町が実施する建物被害認定調査への申請・調査協力を行い、適正な認定が受けられるように努めるものとする。また、建物応急危険度判定との区別を理解するよう努める。

（2）町の役割

(財)県建築士会南魚沼支部、(社)新潟県建設業協会六日町支部、湯沢町建築工業組合、周辺市町村、協定市町村等から協力を得て、迅速な建物被害認定調査の実施に努める。

また、建物被害認定調査が迅速かつ効率的に実施できるよう、補助員体制や申請者への連絡等の各種事前準備体制の整備に努める。

（3）県の役割

県は、町から支援要請を受けた場合は、建物被害認定調査への職員の派遣及び県内外の１級建築士に協力を要請する等支援措置を講ずる。

3　各段階における業務の内容

避難勧告等解除後１日以内	被害区域の把握、区域分担地図作成等、被害認定調査実施に向けた準備
解除後３日以内	被害認定調査の開始及びり災証明の発行

4　業務の内容

（1）町の役割

ア　各関係機関、町内会等を通じて被害状況等の情報収集を行い、被害認定調査実施に向けた体制を整え、被害認定調査実施計画を作成する。

イ　被災者等への被害認定調査実施の周知を図る。

ウ　内閣府の「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」を参考に、被害認定調査を実施する。

エ　消毒用石灰の要・不要を担当課へ報告する。

オ　判定結果の集計を行い、災害対策本部へ報告する。

カ　り災証明書を発行する。

キ　住民へ各種支援や減免に関する情報提供を行う。

（２）情報の収集

ア　河川氾濫や道路冠水等、関係機関から被害状況の情報収集を行う。

イ　被害が広範囲にわたる場合は町内会長等に連絡し、被害状況の事前照会を行う。

ウ　得られた情報から被害地域の予測を行う。

（３）被害認定調査準備

ア　情報収集によって得られた情報により被害認定実施計画を作成し､被害認定実施期間、り災証明書発行期間等を定める。

イ　腕章、名札等、身分を証明する物品の調達

ウ　懐中電灯、長靴等、調査時に必要な備品の調達

エ　住宅地図等、現地を把握するための必要書類の準備

オ　被害状況調書、り災証明書等、各種様式の準備

（４）住民への周知

被害認定調査の内容、目的等を事前に周知する。

（５）応援体制

被害が広範囲にわたる場合、災害時相互応援協定等を活用した応援職員の要請

（６）被災台帳の作成

ア　各家屋、所有者毎の被災台帳（被害状況調書）の作成

イ　被災台帳（被害状況調書）をもとに、り災証明書を発行する。

（７）り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第２条第１号に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行うものとする。なお、家屋以外のものがり災した場合において必要があるときは、り災証明書の摘要欄にその旨の記載を行う。あるいは、被災の程度を限定しないり災証明書を発行する。

ア　全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊

イ　流出、床上浸水、床下浸水

ウ　全焼、半焼

（８）り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する市町村の長が行うこととする。

（９）り災証明書の発行

り災証明書の発行は、災害により被害を受けた使用者、所有者からの申請によるものとし、前記「（８）り災証明を行う者」が申請を受け付け、り災証明書を作成し、これらの者に発行する。

第 47 節　ボランティア受入れ計画

【災害対策本部担当】　健康福祉部

1　計画の方針

災害発生時の災害ボランティア活動が円滑に行われるよう、関係機関の支援・協力により、ボランティアセンターの設置及び運営を迅速かつ的確に実施する。

2　各主体の役割

（１）町社会福祉協議会の役割

ア　地震が発生し、災害ボランティア活動の必要があるとき、町災害対策本部と協議してボランティアセンターを設置する。

イ　ボランティアセンターの設置･運営については､町社会福祉協議会を主体として、ＮＰＯ法人等の各種団体、個人ボランティア等の協力を得て、協働型として組織する。

ウ　災害ボランティア活動に係る情報の受発信を行うため職員を配置し､県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援体制について調整する。

（２）町の役割

ア　災害ボランティアの受け入れ体制の整備

町社会福祉協議会と協議し、災害ボランティアセンターを設置する場所を指定する。

イ　災害ボランティアセンターの運営支援

（ア）災害ボランティアセンターへ職員を派遣し、常駐させる。また、同時に町災害対策本部へ町社会福祉協議会職員を受け入れ、相互の情報共有を図る。

（イ）災害ボランティア活動に必要な情報を提供する。

（３）ボランティアセンターの役割

ア　ボランティアセンターは､センターの運営や避難所などの施設運営に係るボランティア需要の把握を行う。

イ　上記､把握に基づいた人員の調整や関係機関などへボランティア需要に基づいた情報の発信を行う。

ウ　駆けつけたボランティアの受入れ及び登録を行う。

エ　ボランティア活動を支援する救援物資の確保及び仕分けを行う。

オ　その他、ボランティア需要に基づいた活動を行う。

（４）県支援センターの役割

ア　県は､新潟県災害ボランティア調整会議と協働して県支援センターを新潟県庁内に設置し、県支援センターの運営を行う。

イ　災害ボランティア活動に係る情報の受発信及びボランティアセンターの立ち上げ支援などを行う。

（５）県社会福祉協議会の役割

ア　県支援センターの設置に伴い職員を派遣し、同センターの運営を支援する。

イ　県内外の社会福祉協議会や関係支援団体などと､ボランティアセンター等の支援の体制について調整を図るため職員を配置する。

（６）県の役割

ア　県支援センターへのスペース等の提供、職員の派遣を行う。

イ　県支援センターを統括し、県災害対策本部との情報共有を図る。

イ　県外の行政機関、県内外の支援団体などと、ボランティアセンター等の支援の体制について調整を図るため職員を配置する。

３　各段階における業務の内容

浸水・暴風による被害発生中	県支援センター設置 情報の受発信
避難勧告等解除後２４時間以内	調整会議構成団体による被災地市町村への先遣隊派遣、町災害ボランティアセンターの設置 ボランティアニーズの把握
解除後３日以内	ボランティア受入広報の発信

４　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
避難所、避難者	ボランティアセンター	被災地ボランティア需要
ボランティアセンター	県支援センター 町災害対策本部	集約された被災地ボランティア需要 調達情報
県支援センター 町災害対策本部	県災害対策本部､他の行政機関、関係団体	集約された被災地ボランティア需要 調達達情報
県災害対策本部	協定先企業・団体	調達情報

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
協定先企業・団体	県災害対策本部	供給予定情報
県災害対策本部､他の行政機関、関係団体	県支援センター 町災害対策本部	供給予定情報
県支援センター 町災害対策本部	ボランティアセンター	供給予定情報
ボランティアセンター	避難所、被災者	供給予定情報

５　業務の体系

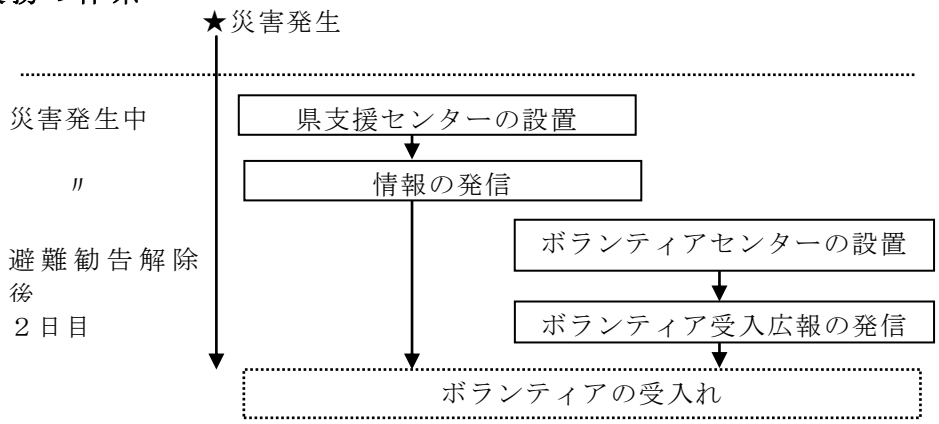

6　業務の内容

（1）ボランティアセンターの運営

ア　町社会福祉協議会

（ア）ボランティアセンターに職員を派遣し、運営を支援

（イ）ボランティアセンター運営に係る資機材の提供

（ウ）運営に係る統括及び資金管理

イ　町

（ア）ボランティアセンター運営に係る資機材の提供

（イ）ボランティアセンターに職員を派遣し運営を支援

ウ　県支援センター

（ア）ボランティアセンターに運営に係る資機材調達を支援

（2）ボランティアセンターの設置計画

ア　町社会福祉協議会は、町の災害対策本部と連携の取りやすい場所を確保し、ボランティアセンターを設置する。

　ボランティアセンターは、相当の広さを有し、かつ電話や情報端末機器が設置可能な場所とする。

イ　災害の規模・発生場所等を考慮し、現地対策本部が設置された場合は、現地対策本部と協議の上、現地対策本部近くに設置するよう努める。

（3）ボランティアセンターの運営担当・責任者

　様々なボランティアに対応できるよう、相当の知識と経験を有する者を運営担当者に充て、町社会福祉協議会事務局長が責任者となる。

（4）情報の共有

ア　町の災害対策本部と連携し、ボランティア需要や供給予定情報を共有する。

イ　県の災害ボランティアセンター等と連携し､被災者のニーズに応えられるボランティアセンター等と連携し､被災者のニーズに応えられるボランティアを募集するよう各マスメディア等を通じて広報する。

7　ボランティアセンターの活動内容及びボランティアの区分

（1）ボランティアセンターの活動内容

　ボランティアセンターは、ボランティア活動のコーディネート（調整）等に必要な次の活動を行う。

ア　ボランティア需要の把握

イ　ボランティアの受入情報の発信

ウ　ボランティアの受付及び登録

エ　ボランティア派遣希望の受付

オ　ボランティア派遣調整

カ　ボランティア活動情報の集約及び管理

キ　ボランティア活動保険加入業務

ク　その他のボランティア活動及びボランティアセンターの運営に必要な業務

（２）ボランティアの区分

ボランティアの区分は、次のとおりとし、各ボランティアを必要とする被災地域、避難所、被災者等に派遣する。

ア　職能による区分

（ア）一般ボランティア

専門知識・技術や経験、年齢性別に関係なく、労力、物資、場所、情報等を提供する。

（イ）専門ボランティア

医師や看護師、障がい者や外国人等に対する専門的な知識や技能を活用するボランティア。また必要物資等の提供企業も含むものとする。

イ　所属による区分

（ア）個人ボランティア

組織や団体に属さず、個人として活動するボランティア

（イ）団体ボランティア

何らかの組織や団体に属し、組織等の一員として活動するボランティア

第 48 節　義援金の受入れ・配分

【災害対策本部担当】　総務部、町民部

1　計画の方針

震災による被災者に対し、県内外から寄せられる義援金品について、その受入体制を定め、湯沢町義援金配分委員会により決められた配分方法等により、確実、迅速に被災者に配分する。

2　各段階における業務の内容

避難勧告等解除後１日以内	受入口座の設定及び報道機関を通じた公表
事後１ヶ月以内	義援金配分委員会による配分

3　義援金の受入れ・配分フロー図

義援金受入れの周知　受入口座の設定・周知

↓

義援金の受入れ及び保管　現金領収及び金融機関口座での受け入れ

↓

義援金の配分　配分委員会の開催、義援金の配分

4　義援金受入れの周知

町は、義援金の受入れについて一般への周知が必要と認められる場合は、日本赤十字社新潟県支部及び新潟県共同募金会の協力を得て、ホームページ及び報道機関等を通じ、次の事項を公表する。

（１）振込金融機関口座（金融機関名、口座番号、口座名等）

（２）受入れ窓口

（３）受入れ期間

5　義援金の受入れ及び保管

町は、次により義援金を受け入れる。

（１）一般からの義援金の受入窓口（会計係）を開設する。

（２）一般から現金受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。

（３）受け入れた義援金については、町の「歳入歳出外現金」として、配分が決定されるまで適正に保管する。

6　義援金の配分

（１）義援金配分委員会の設置

町は、県「義援金配分委員会」から配分された義援金について、配分を行う。

町で受け入れた義援金については、町災害義援金配分委員会により、被災状況等を十分勘案した上で配分方法を検討し、配分を決定する。

（２）義援金配分委員会の構成

配分委員会の委員は、副町長、教育長、総務課長、町民課長で構成し、委員長は、副町長をもってあてる。

特に必要があると認めたときは、町社会福祉協議会その他義援金受付団体、その他関係団体の代表者等を委員とすることができる。

（３）配分計画

義援金配分委員会は、義援金受入額及び被災状況等を考慮し、義援金の性格を踏まえ、公平性・迅速性・透明性を確保しながら、配分対象・基準・時期・方法等を定めた配分計画を決定する。

第 49 節　義援物資への対応

【災害対策本部担当】　総務部、健康福祉部

1　計画の方針

災害発生直後において、食料や生活物資の一部が不足している状況が報道されると、多数の義援物資が寄せられる。しかし、大規模な災害の発生直後においては、救援を必要としている被災者に対し、迅速で見通しを持った責任ある供給が必要であり、必要としている時期に、必要なものを分類し仕分けして配付することは極めて難しく、保管場所・時間・労力が必要となる。

全国からの善意を無駄にしないために、こうした実態を全国に発信することが被災地の責務であると考える。被災地が要請した真に必要なもの以外は、原則として受け入れず、可能な限り義援金による支援を呼びかけ、理解と協力をお願いする。

2　各主体の責務

（１）町の役割

ア　避難所の配置職員により、必要な物資・数量を把握し、現地に直接送付してもらう。

イ　早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。

ウ　ＮＰＯ等と連携、協力し、必要物資を迅速に被災者へ届ける。

（２）県の役割

ア　避難人数、避難場所等の情報提供を行い、現地に物資が直接届くようにする。

イ　インターネット、報道関係等を通じて、「要るもの」「足りているもの」の情報を発災 6 時間後には全国へ発信する。

3　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者、避難所、ＮＰＯ、ボランティア	町	被災地ニーズ
町	県	集約された被災地ニーズ
町	協定先企業・団体	調達要請
町	国民	物資取扱方針
県	協定先企業・団体	調達要請
県	国民	物資取扱方針

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
県	町	供給予定情報
町	被災者、避難所、ＮＰＯ、ボランティア	供給情報

４　業務の体系（フロー図又は業務体系図）

★風水害発生

	（提供申出対応）	（情報発信）	（情報収集）	
直後 ～６時間後	物資受入方針に基づく電話、メール、ＦＡＸ対応	物資取扱方針情報	被災地ニーズ	交通情報
１日目以降	物資受入れ方針に基づく電話対応の留守番電話化	被災地ニーズ、要求調達情報　交通情報	被災地ニーズ	交通情報
災害対策本部縮小時期	留守番電話対応（申し出のお礼、受け入れの説明）	救援物資受入の停止宣言	被災地ニーズ	

５　義援物資受入れ体制の周知

町は、報道機関を通じ、個人からの義援物資は、対応が困難であることを呼びかける。

また、被災者へ善意を寄せていただける場合は、できる限り義援金での支援に理解を求める。一般への周知が必要と認められる場合は、県、日本赤十字社新潟県支部、新潟県共同募金会に連絡するとともに、町のホームページ等を通じて次の事項を公表する。

（１）避難所配置職員により、必要な物資・数量を把握し、受入れを希望する物資及びリスト（需要状況を勘案し必要に応じ公表リストを改定する。）を作成する。受入れ希望以外の物資は受け入れず、義援金での支援を呼びかける。

（２）県に前記リスト等をＦＡＸ等により送信し、避難所情報を伝達する。

（３）送り先（あらかじめ指定する集積拠点とする。）

（４）早期に物流担当に民間業者を加え、迅速に効率的な配付を行う。

６　義援物資の受入れ及び保管

受入れ・照会窓口を開設し、受入れ要員を配置するとともに受入れ物資リストを作成する。受け入れた物資は、集積拠点に輸送し保管する。

７　義援物資の配分

（１）避難所の配置職員等からの情報により、必要な物資・数量を把握し、現地に届ける。

（２）早期に民間輸送業者の協力を依頼し、迅速かつ効率的な配付を行う。

（３）ボランティア等との連携、協力し、必要物資を迅速に被災地へ届ける。

第 50 節　災害救助法による救助

【災害対策本部担当】　総務部

1　計画の方針

災害救助法（以下「法」という。）による応急救助は、災害発生直後の混乱期における被災者保護及び社会秩序の保全を目的とした緊急の措置であり、人命の保護、衣食住の確保等の活動がもたらす影響は極めて大きい。町は、災害が発生し、法適用の必要が認められた場合は、県に対し速やかに所定の手続を行うとともに、県と連携して迅速かつ的確な災害救助業務を実施する。

2　各主体の責務

（１）町の役割

町は、県が救助の実施に関する事務の一部を町が行うこととした場合において、当該事務を実施するとともに、県が実施する救助の補助を行う。

（２）県の役割

県は政令で定める程度の災害が発生した市町村の区域内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して法による救助を行う。また、必要に応じて職員を被災市町村へ派遣する。

（３）日本赤十字社

日本赤十字社は、町及び県が実施する救助に協力する。

3　各段階における業務の内容

浸水・暴風による被害発生中	被害状況の把握 災害救助法の適用手続き 災害救助法による救助

4　情報の流れ

（１）被災地から

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
被災者	町	被害情報、被災者のニーズ
町	県	被害情報、法適用の要請
県	国	被害情報等

（２）被災地へ

情報発信者　→　情報受信者		主な情報内容
国	県	法適用に際しての技術的助言
県	町	法適用決定、救助事務の委任
町	被災者	法適用決定

5　業務の体系（フロー図）

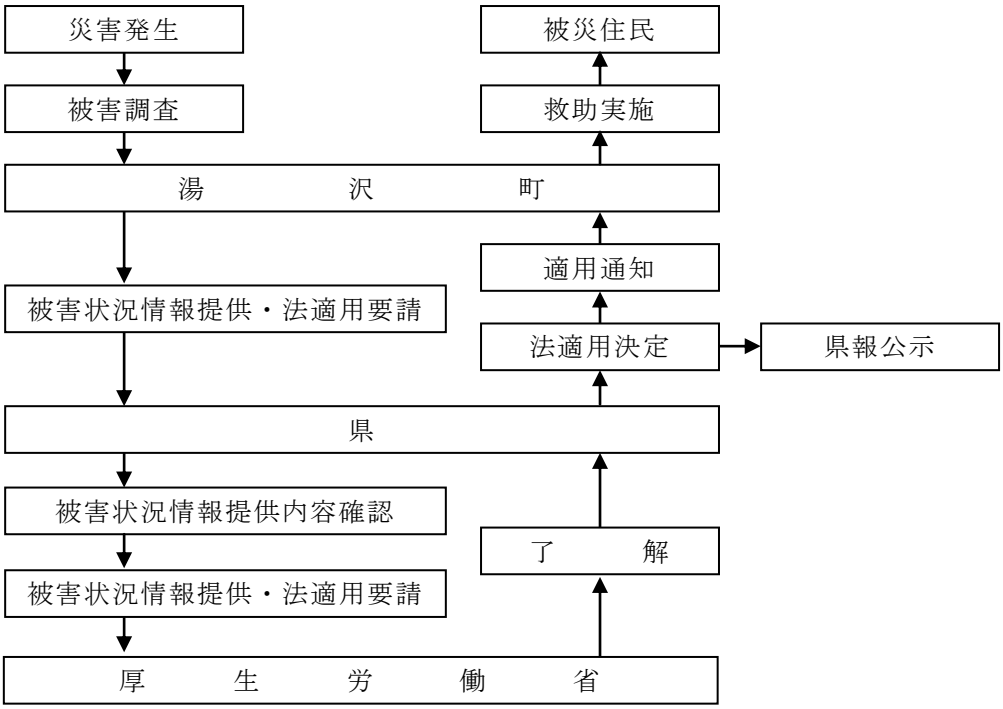

6　災害救助法の適用

（１）知事は、県内に法を適用する災害が発生した場合は、地方自治法第２条第９項第１号に規定する国からの法定受託事務として応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。（法第２条）

（２）知事は、救助を迅速に行う必要があると認めるときは、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。（法第 30 条第１項、県法施行細則第 17 条）

（３）町長は、上記（２）により町長が行う事務を除くほか、知事が行う救助を補助する。（法第 30 条第２項、県法施行細則第 17 条）

（４）町長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、自ら必要な救助に着手すると共に、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事に協議する。（県法施行細則第３条）

7　災害救助法の適用基準

（１）基準の内容

法による救助は次により行う。

ア　適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ　同一災害によることを原則とする。

例外として

（ア）同時点又は相接近して異なる原因による災害

（イ）時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ　市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

（２）適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア　町内の住家の滅失した世帯が、40 世帯以上あるとき。（災害救助法施行令別表第１の町の人口に応じた住家減失世帯数以上が基準）

イ　県下の住家減失世帯数が 2,000 世帯以上であって、町の住家滅失世帯数が 20 世帯以上であるとき。（町の住家滅失世帯数がアの２分の１以上が基準）

ウ　県下の住家減失世帯数が 9,000 世帯以上であって、町の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令に定める基準に該当するとき。

８　被害状況の判定基準

（１）滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は２世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となった世帯は３世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（全壊・全焼・流失）＋（半壊・半焼×１／２）＋（床上浸水等×１／３）
＝滅失世帯数

（２）住家滅失の認定

ア　住家全壊（全焼・全流失）

住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には次のいずれかのもの。

（ア）住家の損壊・焼失もしくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70％以上に達した程度のもの。

（イ）住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 60％以上に達した程度のもの。

イ　住家半壊（半焼）

住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので次のいずれかのもの。

（ア）損壊部分がその住家の延べ床面積の 20％以上 70％未満のもの。

（イ）住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20％以上 50％未満のもの。

ウ　床上浸水

住家が床上浸水、土砂・竹木等の堆積により一時的に居住することができない状態となったもの

（３）世帯及び住家の認定

ア　世帯

（ア）生計を一にしている実際の生活単位をいう。

（イ）学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を１世帯とする。

イ　住家

（ア）現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

（イ）炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、併せて１住家とする。

（ウ）アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合は、それぞれをもって１住家とする。

（エ）学校、病院等の施設の一部に住み込みで居住している者がいる場合は、住家とする。

※１　損壊とは、住家が被災により損傷、劣化傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。

２　主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。

９　災害救助法の運用手続き

（１）情報提供・適用要請

町長は、災害が前記７災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込であるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に情報提供すると共に、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請する。

ア　情報提供担当者

情報提供の適確性を期するため、情報提供主任及び副任を定める。

イ　情報提供の内容

（ア）災害発生の日時及び場所

（イ）災害の原因及び被害の概況

（ウ）被害状況調べ

（エ）すでにとった救助措置及びとろうとする措置

（オ）その他の必要事項

（２）適用の決定

ア　知事は、町長からの情報提供、要請、又は派遣した県職員からの報告に基づき、前記７に定める災害救助法の適用基準に基づき法を適用する必要があると認めたときは、町長に対し、直ちに法に基づく救助を実施する旨及び行うべき救助事務の内容と期間を示して通知する。

イ　知事は、法を適用するに当たり必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に技術的助言を求める。

ウ　知事は、法を適用したときは速やかに厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）に情報提供するとともに、次により県報に公示する。

> 新潟・県告示第　　号
>
> 平成○○年○○月○○日発生の○○災害に関し、○○月○○日から○○市(町、村)の区域において災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)による救助を実施する。
>
> 平成○○年○○月○○日
>
> 新潟県知事　○　○　○　○

エ　知事は、法適用の公表にあたっては、厚生労働大臣(厚生労働省社会・援護局総務課)と十分な調整を図る。

10　災害救助法による救助の種類と町長による救助事務の実施

（１）救助の種類

法による救助は、災害のために一定規模以上の被害が生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要とする場合に行われるもので、次の種類がある。

ア　収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与

イ　炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

ウ　被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

エ　医療及び助産

オ　災害にかかった者の救出

カ　災害にかかった住宅の応急修理

キ　生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与

ク　学用品の給与

ケ　埋葬

コ　死体の捜索及び処理

サ　災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石･竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

（注）キについては災害援護資金等各種貸付け制度の充実により、現在運用されていない。

（２）救助の実施は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合においては、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金銭を支給してこれを行うことができる。(法第 23 条第２項)

（３）町長による知事の救助に関する事務の実施

ア　知事は、救助を迅速に行うため、必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。

イ　知事は、前記アにより町長に救助事務の一部を行わせることとするときは、事務の内容及び実施期間を町長に通知する。

ウ　（１）の内、ア（応急仮設住宅を除く）、イ、ウ、オ、力、ク、ケ、コ、サに掲げる救助の実施については、特に災害状況に応じて迅速に実施する必要があるため、知事は法適用決定と同時にこれらの救助を町長が行う旨通知する。また、災害発生から法適用決定までの間に町長が実施したこれらの救助は、救助法に基づいて実施したものとみなす。

エ　知事は、イ以外の救助についても必要に応じて町長にこれを行なわせ、その事務の内容と実施期間を通知する。

11　災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準等

（１）一般基準

法による救助の程度、方法及び期間等については厚生労働大臣が定める基準（告示）に従ってあらかじめ知事が定める（新潟県災害救助法施行細則第５条）。救助費用等については、省令の改正にあわせて毎年改定を行い、当該年度の４月１日から翌年３月 31 日までの間に発生した災害について適用する。

（２）特別基準

災害の種類又は態様或いは、被災者の構成又は、家族事情或いは、社会通念上の生活様式の変化等によっては、一般基準では救助の万全を期すことが困難な場合があるので、知事は、市町村長の要請に基づき、災害等の実情に則した救助を実施するため、必要に応じて厚生労働大臣（厚生労働省社会・援護局総務課）と協議し、特別基準の設定を行う。（法施行令第９条）

（３）救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償（平成 12 年厚生省告示第 144 号）

（４）救助実施状況の情報提供

ア　救助の実施機関は、災害直後における当面の応急的措置及び、後日行うこととなる災害救助費国庫負担金の精算事務を遺漏無く実施するため、初期活動から救助活動が完了するまでの間、各種救助の実施状況を日毎に記録、整理して知事に情報提供する。

イ　情報提供にあたっては、救助の種類毎に、必要事項の外、最低次の事項を記録する。

救助の種類	報告事項
・避難所の設置	箇所数、収容人数
・応急仮設住宅の設置	設置戸数
・炊き出しその他による食品の給与	箇所数、給食数、給食人員
・飲料水の供給	対象人員
・被服寝具その他生活必需品の給与	主な品目別給与点数及び給与世帯数

救助の種類	報告事項
・災害にかかった者の救助	救出人員、行方不明者数
・災害にかかった住宅の応急修理	対象世帯数
・学用品の給与	小・中学校対象者数及び給与点数
・死体の捜索	死体処理数
・障害物の除去	対象世帯数

12　強制権の発動

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは次の権限を行使する。

（１）救助業務従事の命令(法第 24 条)

法に定めた職業の者を、救助に関する業務に従事させる権限

ア　医療関係者

（ア）医師、歯科医師又は薬剤師

（イ）保健師、助産師又は看護師

イ　土木建築関係者

（ア）土木技術者又は建築技術者

（イ）大工、左官又はとび職

（ウ）土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者

ウ　輸送関係者

（ア）地方鉄道業者及びその従事者

（イ）軌道経営者及びその従事者

（ウ）自動車運送事業者及びその従事者

（エ）船舶運送業者及びその従事者

（オ）港湾運送業者及びその従事者

（２）救助に関する業務の協力命令（法第 25 条）

被災者及び近隣の者を、炊き出し等の救助の業務に従事させる権限

（３）知事の行う施設の管理又は物の使用、保管命令若しくは収用(法第 26 条)

ア　管理命令

救助を行うために必要な次の施設を管理する権限

（ア）病院、診療所又は助産所

（イ）旅館又は飲食店

イ　使用命令

避難所の開設等の救助を行うために必要な次の物件を使用する権限土地、家屋若しくは物資

ウ　保管命令

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷・販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等に対して、その取り扱う物資の保管をさせる権限

エ　収用

災害の混乱時に、放置すれば他へ流通してしまうおそれのある救助に必要な物資を、生産、集荷、販売、配給、保管もしくは輸送を行う業者等から、その取り扱う物資を収用する権限

（４）公用令書の交付及び損失補償

知事は、（１）及び（３）の権限を行使するときは、公用令書の交付及び通常生じる損失を補償する。

（５）町長による実施

知事は、迅速な救助を行うため特に必要があると認めるときは、前記（１）、（２）、及び（３）の権限に属する事務の一部を町長が行うこととすることができる。この場合、知事は当該事務の内容及び実施期間を町長に通知するとともに、直ちにその旨を公示しなければならない。（法施行令第 23 条）

13　災害救助法が適用されない場合の救助

法が適用されない場合の救助については、「湯沢町災害救助条例（昭和 51 年）」に定めるところにより町が実施する。

この場合、町長は、新潟県災害救助条例に定める適用基準に該当するときには、県知事に当該救助条例の適用について協議する。

14　災害時要援護者への配慮

屋根の雪下ろし作業について、別記豪雪対応における災害時要援護者の広域支援体制により支援を行う。

15　積雪期の対応

積雪期の対応については、各節に掲げたとおりとするが、豪雪により法が既に適用されている場合、豪雪と震災は別個の災害となるので区分して取り扱う。

16　広域避難への配慮

被災状況により、他県・他市町村へ避難者が必要になる場合に、避難先において必要な応急救助が行われるよう配慮する。

（別　記）

豪雪対応における災害時要援護者の広域支援体制

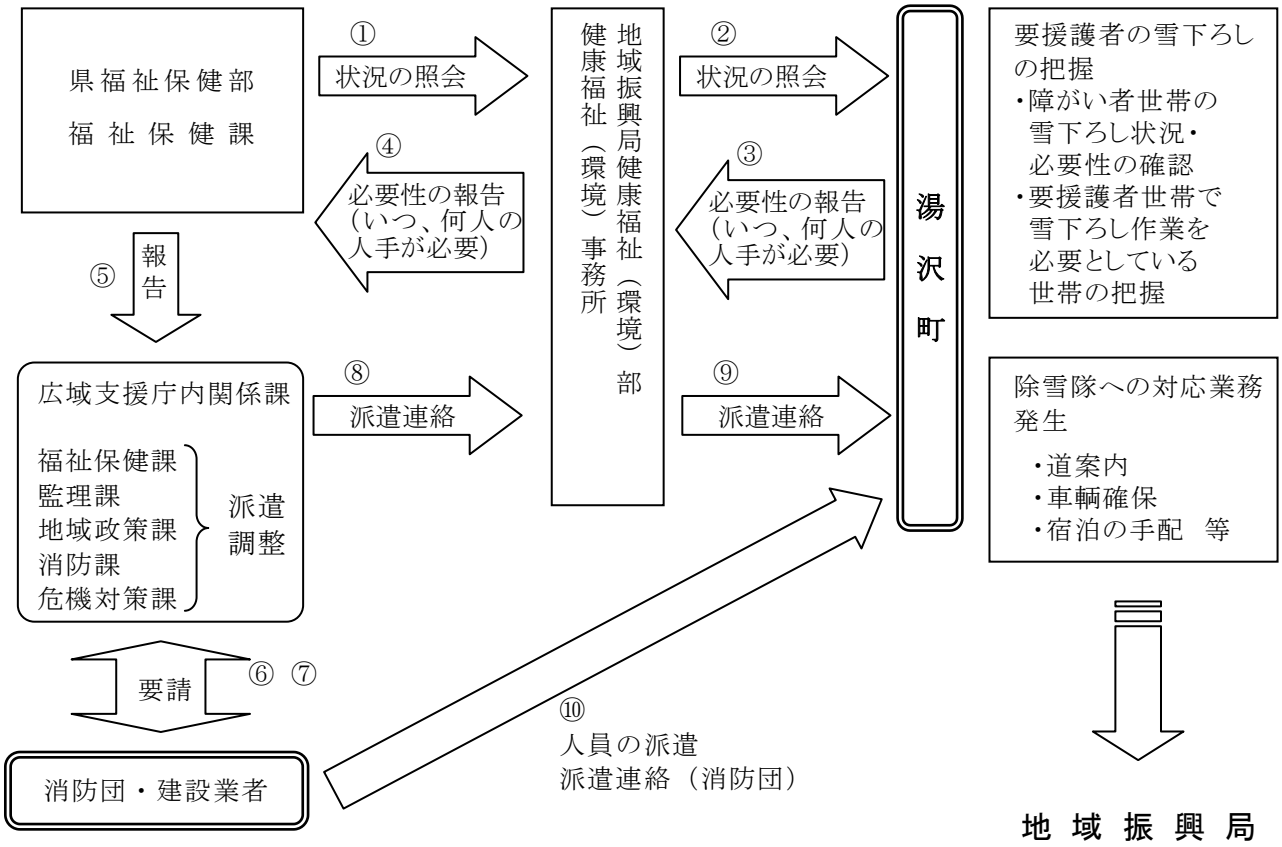

第４章　災害復旧・復興

第１節　民生安定化対策

１　計画の方針

国、県、町及び公共サービスを提供する機関は、災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、被災者からの生活相談の受付、離職を余儀なくされた場合の職業のあっせん、生活関連物資の安定供給のための措置、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等を実施する。

２　計画の体系

被災者のための相談、支援	相談窓口の開設、運営
り災証明の発行	迅速な体制整備
雇用の安定	特別相談窓口の設置、被災者の雇用促進 特別措置の要請及び実施 労働保険料の申告・納付期限の延長
応急金融措置	通貨供給の確保、非常金融措置
生活関連物資の需給、価格状況の調査及び情報の提供	調査監視及び情報の提供 物資の指定等
住宅対策	住宅復旧のための木材調達 被災者入居のための公営住宅の建設
租税の特例措置	県の特例措置 国及び市町村の特例措置
公共料金等の特例措置	電信電話事業、電気事業、都市ガス事業
住民への制度の周知	民生安定のための広報、相談窓口の周知、制度内容の周知

３　被災者のための相談、支援

（１）相談所の開設

町及び県は、避難所及び町役場などに被災者のための相談所を速やかに開設する。

（２）相談所の運営

町及び県は、被災者からの幅広い相談に応じるため、必要に応じて他の防災関係機関とともに、相談業務を実施する。

（３）被災者情報の把握、情報の共有化

町及び県は、被災者台帳(カルテ)などの活用により被災者情報を共有化し、迅速かつ的確な支援に努める。また、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の

所在地等の情報を避難元と避難先の都道府県及び市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

（４）被災者等の生活再建等の支援

ア　町及び県は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、必要な措置を講じる。

イ　町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、体制の整備等を図る。

ウ　町及び国、県は、被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施するものとする。併せて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、企業等への支援策の充実も図るものとする。

（５）被災中小企業への相談窓口等の設置

町及び国、県は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

４　り災証明の発行

町は、発災後迅速に、住家の被害認定調査の実施体制及びり災証明書の発行体制を確立し、被災者に対し速やかにり災証明書を発行する。

県は、り災証明書の発行のための町の行う被害認定調査に係る技術的・人的支援を行う。

５　雇用の安定

（１）特別相談窓口等の設置

南魚沼公共職業安定所長は離職者の発生状況、求人・求職の動向等の状況を把握するとともに、必要に応じ次の措置を講じる。

ア　被災者のための特別相談窓口の設置

イ　公共職業安定所に出頭することの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回相談の実施

ウ　近隣の公共職業安定所による応援職員の確保

（２）被災者の雇用促進

被災地を管轄する公共職業安定所長は、被災求職者に対する綿密な相談を実施するとともに近隣の公共職業安定所を通じ、更には全国の公共職業安定機関を通じて、住居確保に配慮しつつ求人を確保し、広域にわたる職業紹介を行う。

同時に、被災地において行われる公共事業に被災地の失業者が優先的に雇用されるように配意し、被災者の復興事業への雇用を促進する。

（３）特例措置の要請及び実施

ア　雇用保険失業給付の特例支給

（ア）証明書による失業の認定

被災地を管轄する公共職業安定所長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行う。

（イ）激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

激甚災害による休業者に対する基本手当の支給被災地域を管轄する公共職業安定所長は、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）第 25 条に定めた措置を適用される場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く）に対して、失業しているものとみなして基本手当を支給する。

イ　雇用調整助成金の特例適用の要請

労働局長は、被災地域の事業主が次の休業等をさせる場合、休業手当てにかかる賃金負担の一部（大企業２／３、中小企業３／４）を助成できるよう厚生労働省へ要請する。

（ア）被災地域の事業主が労働者を休業させる場合

（イ）被災地域以外の災害関連下請け事業所が労働者を休業させる場合

（ウ）被災地域の事業主が新卒者等の内定取り消しの回避を図る場合

ウ　労働保険料の申告・納付期限の延長

労働局長は、災害により労働保険料を所定の期限で納付することができない事業主に対して、必要があると認める時は概算保険料の延納の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行う。

6　応急金融対策

災害時、被災地における通貨の円滑な供給、金融の迅速かつ適切な調整を行い、民生の安定を図る必要がある。

（１）銀行券の発行ならびに通貨および金融調節

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア　通貨の円滑な供給の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導、援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

イ　現金供給のための輸送、通信手段の確保

被災地における現金供給のための緊急に現金を輸送しまたは通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとったうえ、各種輸送、通信の確保を図る。

ウ　通貨および金融の調整

災害発生時等において、必要に応じ適切な通貨および金融の調整を行う。

（２）資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置

日本銀行新潟支店は、必要に応じて次のような応急金融対策を実施する。

ア　決裁システムの安定的な運行に係る措置

災害発生時等において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じ、日本銀行金融ネットワークシステムの他の決裁システムの安定的な運行に係る措置を実施する。また、必要に応じ、関連する決済システムの運営者等に対し、参加者等の業務に支障が出ないよう考慮し適切な措置を講ずることを要請する。

イ　資金の貸付

災害発生時において、金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を図るため、必要に応じて、資金の貸し付けを行う。

（３）金融機関の業務運営の確保に係る措置

日本銀行新潟支店は、関係行政機関と協議のうえ被災金融機関が早急に営業を開始を行いうるよう必要な措置を講ずるほか、必要に応じ金融機関に対し、営業時間の延長または休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。また、災害の状況に応じ必要範囲で適宜業務時間の延長または休日臨時営業を行う。

（４）金融上の措置

ア　金融上の措置の要請

（ア）被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。

a　預金通帳等を滅紛失した預金者に対し、預金の便宜払戻しの取扱を行うこと。

b　被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻しまたは預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

c　被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

d　損傷日本銀行券および貨幣の引換え等について、実情に応じ必要な措置をとること。

e　必要と認められる災害復旧資金の融通について、迅速かつ適切な措置をとること。

（イ）被災者の便宜を図るため、財務省関東財務局新潟財務事務所は、災害発生後速やかに県災害対策本部と情報共有を図り、必要に応じて証券会社・生命保険会社及び損害保険会社等に対し、次に掲げるなどの金融上の措置を可及的速やかに要請する。

a　有価証券、保険証券、届出印鑑等を喪失した契約者等に対し、可能な限り便宜措置をとること。

b　預かり有価証券等の売却・解約代金の即日払いの申し出があった場合は可能な限りの便宜措置をとること。

c　保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込については、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置をとること。

（５）各種措置に関する広報

災害応急対策に関する情報について、新聞、放送、インターネットその他の適切な方法により、迅速に国民に提供するよう努める。

財務省関東財務局新潟財務事務所及び日本銀行新潟支店は、被災者に対して、（３）および（４）に定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議のうえ、金融機関および放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

７　生活関連物資の需給・価格状況の調査・監視及び情報の提供

（１）調査・監視及び情報の提供

県は、生活関連物資の供給の確保及び価格の安定を図るため、需給・価格状況の調査・監視を行い、需給・価格状況等の情報提供を行う。

（２）物資の指定等

ア　県は、生活関連物資の価格が著しく上昇、若しくはそのおそれがあり、又は供給が著しく不足し、若しくはそれらのおそれがあり、県民の消費生活の安定のために必要があると認めるときは、当該生活関連物資を特別の調査を要する物資（以下「指定物資」という。）として指定する。

イ　県は、指定物資を供給する事業者、店舗等を調査し、適正な価格で売り渡すよう、必要に応じて勧告・公表を行う。

８　住宅対策

（１）住宅復旧のための木材調達

県は、県内稼働製材工場に対し復旧住宅用の資材を優先的に製材するよう要請するとともに、製材に必要な原木の確保に努める。更に必要に応じ近県に対して製材品の供給要請を行う。

（２）被災者入居のための公営住宅の建設

災害により滅失した住宅に住んでいた低所得者に対する住宅対策として、町及び県は必要に応じて災害公営住宅（激甚災害の場合にあっては「り災者公営住宅」）を建設し、賃貸する。

この場合において、滅失住宅が公営住宅法に定める基準に該当するときは、町及び県は滅失住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに災害公営住宅建設計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

９　地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、町、県等は、それらの制度の普及促進に努める。

10　租税の期限延長、徴収猶予、減免等の特例措置

（１）町の特例措置

町は、被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税等」という。）に対し地方税法又は湯沢町税条例により、町税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの実情に応じて、適切な措置を講じる。

ア　期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は納付若しくは納入することができないと認められるときは、次の方法により当該期限を延長する。

（ア）災害が町の全部又は広範囲の地域にわたる場合、町長は適用地域及び延長期日（４月を限度とする。）を指定する。

（イ）その他の場合、納税者等の申請により、税目により４月又は１月を限度として延長する。

イ　徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税者等が町税を一時に納められないと認めたときは、納めることができない金額を限度として、１年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、更に、通算して２年を超えない範囲内で延長する。

ウ　減免等

被災した納税者等に対し、被害の程度に応じて、次のように減免等を行う。

（ア）個人町民税

災害により住宅又は家財等について損害を受けた場合、その損害の程度によって減免する。

（イ）固定資産税

災害により土地又は家屋若しくは償却資産について損害を受けた場合、その損害の程度によって減免する。

（ウ）国民健康保険料

災害により家屋等に損害を受けた場合、その損害の程度に応じて減免を検討する。

（２）国及び県の特例措置

国及び県は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期日の延長又は国税若しくは地方税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

11　その他公共料金の特例措置

（１）郵政業務

ア　被災者に対する通常葉書・郵便書簡（折り畳んで糊付けすると封筒になり、そのまま投函できる便箋）の無償交付

支店長が決定する。

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

郵便事業(株)信越支社長が決定する。

ウ　被災地あて救助用郵便物の料金免除

（ア）郵便事業(株)信越支社長が決定する。

（イ）被災地の地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた小包又は現金書留に限る。

（ウ）郵便窓口取扱い時間外でも引き受ける。

（２）電信電話事業

各通信事業者の判断により、以下の措置を講ずる。

ア　避難勧告等により実際に電話サービス等が受けられない契約者の基本料金の減免避難勧告の日から同解除の日までの期間（１か月未満は日割り計算）とする。

イ　被災者の電話移転工事費の減免

災害による建物被害により、仮住居等へ電話等移転する契約者の移転工事費に限る。

（３）電気事業

一般電気事業者が被害状況を見て特例措置の実施および内容を判断する。

原則として災害救助法適用地域の被災者を対象とし、特例措置の実施にあたっては経済産業大臣の認可が必要。

（以下は過去の例）

ア　電気料金の早収期間及び支払期限の延伸

イ　不使用月の電気料金の免除

ウ　建て替え等に伴う工事費負担金の免除（被災前と同一契約に限る。）

エ　家屋再建に伴う臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ　被災により使用不能となった電気設備相当分の基本料金の免除

カ　被災に伴う引込線・計量器等の取付け位置変更のための諸工料の免除

12　住民への制度の周知

県、町及び防災関係機関は、被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により、周知を図る。

（１）報道機関との協力による、放送、新聞広報等

（２）広報車、広報紙、チラシ等

（３）防災行政無線、コミュニティ放送等

（４）被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

13　災害時要援護者への支援

災害時要援護者は、災害による生活環境の変化等に対応することが困難である場合が多いことから、速やかに安定した生活が回復できるよう支援を行う。

（１）被災状況の把握

次の事項を把握して県に報告する。

ア　災害時要援護者の被災状況及び生活実態

イ　社会福祉施設の被災状況

（２）一時入所の実施

県を通じ社会福祉施設や関係機関等と連絡のうえ、社会福祉施設等への一時入所が必要な災害時要援護者に対して一時入所を実施する。

（３）健康管理の実施・巡回健康相談

県と協力して保健師による巡回健康診断を実施し、避難所等における災害時要援護者の健康状態を把握する。また、避難所の管理者等を通じて住民に自治組織の編成を求め、その協力を得て健康管理等の徹底を図る。

第２節　融資・貸付その他資金等による支援計画

１　計画の方針

災害により被害を受けた住民が、その痛手から速やかに再起更生できるよう融資・貸付等の金融支援を行い、被災者等の生活確保又は事業経営安定の措置を講ずる。

また、災害により死亡した者の遺族に弔慰金を、著しい障害を受けた者には見舞金を支給する。

２　融資・貸付その他資金等の概要

区分	資金名等	主な対象者	窓口
支給	１　災害弔慰金	災害により死亡した者の遺族	町　総務課
	２　災害死亡者弔慰金	災害により死亡した者の遺族	日本赤十字社地区長及び分区長
	３　災害障害見舞金	災害により著しい障害を受けた者	町　総務課
	４　被災者生活再建支援金	自然災害により住宅が全壊又は大規模半壊した世帯等	（財）都道府県会館
貸付	５　災害援護資金	災害により被害を受けた世帯の世帯主	町　総務課
	６　生活福祉資金 ア　福祉費（災害臨時経費） イ　福祉費（住宅改修等経費）	低所得世帯等	町社会福祉協議会（民生委員）
	７　母子寡婦福祉資金	母子家庭、寡婦	南魚沼地域振興局 健康福祉環境部 地域福祉課
	８　住宅金融支援機構資金（災害復興住宅）	住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等	住宅金融支援機構 受託金融機関
	９　新潟県被災者住宅復興資金	知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受けた者	金融機関
	10　天災融資制度	被害農林漁業者で市町村長の認定を受けた者	農協、森林組合、漁協、銀行
	11　日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）	被害農林漁業者	日本政策金融公庫 受託金融機関
	12　中小企業融資及び信用保証	中小企業及びその組合	町　産業観光課 金融機関 県信用保証協会

3　資金名等

（1）災害弔慰金

災害により死亡した者の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

（平成２４年４月１日現在）

種別	対象となる災害（自然災害）	事業主体 根拠法令等	支給対象者	支給限度額（支給の制限）	問い合わせ窓口
災害弔慰金	1　１つの市町村において５世帯以上の住家が滅失した災害 2　新潟県内において５世帯以上の住居の滅失した市町村が３以上ある場合の災害 3　新潟県内において災害救助法第２条に規定する救助が行われた災害 4　災害救助法第２条に規定する救助が行われた市町村を含む県が２以上ある災害 （以上、平成 12 年厚生省告示第 192 号による。） 5　新潟県内において新潟県災害救助条例が適用された市町村が１以上ある場合の災害	1　実施主体 町 （町条例による。） 2　経費負担 ①対象災害区分が１～４の場合 国１／２ 県１／４ 町１／４ （災害弔慰金の支給等に関する法律） ②対象災害区分が５の場合 県１／２ 町１／２ （新潟県災害弔慰金等に関する要綱）	死亡者の 〃配偶者 〃　子 〃　父母 〃　孫 〃祖父母 〃祖兄弟姉妹（※） ※　兄弟姉妹においては、死亡した者の死亡当時同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。また、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれも存しない場合に限る。	死亡者１人につき主たる生計維持者の場合 500 万円 それ以外の場合 250 万円 支給の制限 1　当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第２条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合 3　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不適当と認めた場合	町

（２）災害死亡者弔慰金（日本赤十字社新潟県支部）

災害によって死亡した県民に対し、弔慰金を支給する。

（平成２１年３月３１日現在）

種　別	対象となる災　害	根拠法令等	贈呈対象者	贈呈額	贈呈の制限	問い合わせ窓　口
災害死亡者弔慰金	自然災害及び火災	災害死亡者弔慰金贈呈要綱	県内に居住する者の死亡者の遺族	死亡者１人につき10,000円	災害救助法又は新潟県災害救助条例の適用を受ける場合は贈呈しない。	日本赤十字社地区長及び分区長（町役場及び町社会福祉協議会）

（３）災害障害見舞金

災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

（平成２４年４月１日現在）

種別	対象となる災害（自然災害）	事業主体 根拠法令等	支　給 対象者	支給限度額（支給の制限）	問い合わせ窓口
災害障害見舞金	1　１つの市町村において５世帯以上の住家が滅失した災害 2　新潟県内において５世帯以上の住居の滅失した市町村が３以上ある場合の災害 3　新潟県内において災害救助法第２条に規定する救助が行われた災害 4　災害救助法第２条に規定する救助が行われた市町村を含む県が２以上ある災害 （以上、平成 12 年厚生省告示第 192 号による）	1　実施主体 町 （町条例による） 2　経費負担 国１／２ 県１／４ 町１／４ （災害弔慰金の支給等に関する法律）	法別表に揚げる程度の障害がある者	障がい者１人につき主たる生計維持者の場合 250 万円 それ以外の場合 125 万円 支給の制限 1　当該障がい者の障害がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2　法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）第２条に規定する厚生大臣が定める支給金が支給された場合 3　災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったこと等町長が不適当と認めた場合	町

（４）被災者生活再建支援金

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援する。

（平成２４年４月１日現在）

種別	対象となる災害（自然災害）	事業主体 根拠法令等	対象となる被災世帯	支援額	お問合せ窓口
被災者生浩再建支援金	１　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号のいずれかに該当する被害が発生した市町村に係る自然災害 ２　10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市町村に係る自然災害 ３　100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県に係る自然災害 ４　１又は２の市町村を含む都道府県で５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）に係る自然災害 ５　１～３の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）に係る自然災害 ６　１もしくは２の市町村を含む都道府県又は３の都道府県が２以上ある場合に、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る） ※　４～６の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く５年間の特例措置）	１　事業主体 都道府県(※) ※支援金の支給に関する事務は、(財)都道府県会館へ委託している。 ２　経費負担 国１／２ 県１／２ （被災者生活再建支援法（平成 10 年５月 22 日法律第 66 号））	左記の災害により ①　住宅が「全壊」した世帯 ②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 ③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 ④　住宅が半壊し、大規模な補修を行われなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）	別表のとおり	㈶都道府県会館

（別表）
支給額は以下の２つの支援金の合計額となる。
（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額）

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全　壊	解　体	長期避難	大規模半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補　修	賃　借 （公営住宅以外）
支給額	200 万円	100 万円	50 万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200（又は 100）万円

（支援金の支給申請）

申請窓口	町
申請時の添付書面	①　基礎支援金：り災証明書、住民票　等 ②　加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）　等
申請期間	①　基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 ②　加算支援金：災害発生日から 37 月以内

（基金と国の補助）

○　国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額：600 億円）

○　基金が支給する支援金の１／２に相当する額を国が補助。

（５）災害援護資金の貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の建て直しの資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を貸し付ける。

（平成２４年３月３１日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件	問い合わせ窓口
災害援護資金の貸付	地震等の自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。 １人　220 万円 ２人　430 万円 ３人　620 万円 ４人　730 万円 ５人以上 730 万円に世帯人員が１人増すごとに 30 万円を加算した額 ただし、その世帯の住居が滅失した場合においては 1,270 万円とする。	１　災害弔慰金の支給等に関する法律 ２　実施主体 町 （条例） ３　経費負担 国２／３ 県１／３ ４　対象となる災害 新潟県において災害救助法による救助が行われた災害	貸付区分及び貸付限度額 １　世帯主の１か月以上の負傷 150 万円 ２　家財等の損害 ア　家財の１／３以上の損害 150 万円 イ　住居の半壊 170 万円 ウ　住居の全壊 250 万円 エ　住居全体の滅失又は流失 350 万円 ３　１と２が重複した場合 ア　１と２のアの重複 250 万円 イ　１と２のイの重複 270 万円 ウ　１と２のウの重複 350 万円 ４　次のいずれかに該当する事由の１つに該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア　２のイの場合 250 万円 イ　２のウの場合 350 万円 ウ　３のイの場合 350 万円	１　据置期間 ３年（特別の事情がある場合は５年） ２　償還期間 10 年 （据置期間を含む。） ３　償還方法 年賦又は半年賦 ４　貸付利率 年３％（据置期間中は無利子） ５　延滞利息 年 10.75％	市町村担当窓口

（６）生活福祉資金貸付

災害により家財等に被害があった場合、生活の立直し資金として、災害救助法適用時「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金及び母子寡婦福祉資金（次項で説明）を貸し付ける。

（平成２１年１０月１日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
ア　生活福祉資金（福祉費（災害臨時経費））	・低所得世帯 （生活衣保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯 （日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障がい者世帯 （障がい者の属する世帯、ただし、特に高額の所得が有って、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で災害による困窮からの自立更生に必要な経費	1　「生活福祉資金貸付制度要綱」（平成21年7月284日厚生省社援第0728第9号）」 2　実施主体等 (1)実施主体 県社会福祉協議会 (2)窓口 町社会福祉協議会 （民生委員）	貸付限度額 1世帯 150万円以内	1　据置期間 貸付の日から６ヶ月以内 2　償還期間 ７年以内 3　貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.5% 4　保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5　償還方法 年賦、半年賦 又は月賦 6　申込方法 原則として、官公署の発行するり災証明を添付のこと。
イ　生活福祉資金（福祉費（住宅改修等経費））	・低所得世帯 （生活衣保護基準額の概ね1.7倍以内） ・高齢者世帯 （日常生活において介護が必要な65歳以上の高齢者の属する世帯で、生活保護基準額の概ね2.5倍以内） ・障がい者世帯 （障がい者の属する世帯、ただし、特に高額の所得が有って、自己資金あるいは他からの融資により自立更生が期待できると認められる世帯は除く） 上記の世帯で被災した家屋を増築、改築、改修又は補修するために必要な貸付	1　「生活福祉資金貸付制度要綱」（平成21年7月284日厚生省社援第0728第9号）」 2　実施主体等 (1)実施主体 県社会福祉協議会 (2)窓口 町社会福祉協議会 （民生委員）	貸付限度 250万円以内	1　据置期間 貸付の日から６ヶ月以内 2　償還期間 ７年以内 3　貸付利率 連帯保証人を立てる場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後 1.5% 4　保証人 原則連帯保証人を立てる。 ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。 5　償還方法 年賦、半年賦 又は月賦 6　申込方法 原則として、官公署の発行するり災証明を添付のこと。

（７）母子寡婦福祉資金貸付

（平成２４年４月１日現在）

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
母子寡婦福祉資金（住宅資金）	１　母子家庭の母、寡婦 ２　被災した家屋の増築、改築補修又は保全するために必要な資金	１　母子寡婦福祉法施行令第７条及び第７条及び第36条 ２　法施行令通知	貸付限度200万円	１　災害救助法の適用を要しない ２　据置期間　６か月 ３　償還期間　７年以内 ４　利率（年利） 無利子又は1.5%（連帯保証人の有無による）

※その他（特例措置）

	項　　目	根拠法令等	特例措置の内容	備考
1	母子寡婦福祉資金の償還の猶予	母子寡婦福祉法施行令第19条及び第38条	災害により借主が支払期日までに償還することが困難となったときに支払を猶予する。 (1)猶予期間　　１年以内（１年後も更に、その事由が継続し、特に必要と認める時は改めて猶予できる） (2)添付書類　　町長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
2	母子寡婦福祉資金の違約金の不徴収	母子寡婦福祉法施行令第17条及び第38条	支払期日までになされなかった償還金に課せられる違約金を徴収しないことができる。 (1)添付書類　　町長の被災証明書	災害救助法の適用を要しない。
3	母子寡婦福祉資金（事業開始資金、事業継続資金、住宅資金）の据置期間の延長	母子寡婦福祉法施行令第8条及び第37条	災害により全壊、流失、半壊、床上浸水等の被害を受けた住宅に居住していた者に対し、災害を受けた日から１年以内に貸付けられる場合には、２年をこえない範囲で厚生大臣が定める期間の延長ができる。 住宅又は家財の被害額に応じて、次の期間延長できる。 (1)事業開始資金 15,000円以上30,000円未満　６か月 30,000円以上　１年 (2)事業継続資金・住宅資金 15,000円以上30,000円未満　６か月 30,000円以上45,000円未満　１年 45,000円以上　１年６か月	災害救助法の適用を要しない。
4	母子寡婦福祉資金の所得制限適用除外	母子寡婦福祉法第32条第2項ただし書き	災害等の理由により生活の状況が著しく窮迫していると認められる場合は、現に扶養する子等のない寡婦であっても、所得制限を適用しない。 ※通常時、現に扶養する子等のない寡婦については貸付の際に所得制限あり。	災害救助法の適用を要しない。

（８）住宅金融支援機構資金（災害復興住宅資金の貸付）

町及び県は、被災地の滅失又は損失した家屋の状況を調査し、被災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度広報を行うとともに、被害率の認定を早期に実施して、災害復興住宅資金の借入の促進を図る。

なお、融資内容は次のとおりである。

（平成２４年３月１日現在）

貸　付　対　象	貸付限度額	貸付条件
住宅金融支援機構が指定した災害で被害を受けた住宅の所有者等 (1)建設 り災住宅の被害額　「半壊」以上 住宅部分の床面積（A） 13 ㎡≦A≦175 ㎡ 但し、り災住宅の床面積（a）がa＞175 の場合　３㎡≦A≦a	建設資金 1,460 万円 土地取得資金 970 万円 整地資金　390 万円	償還期間 耐火・準耐火・木造（耐久性）35 年以内 木造（一般）25 年以内 据置期間 ３年間　（その分償還期間延長） 利率　1.57％
(2)新築住宅購入 り災住宅の被害額　「半壊」以上 住宅部分の床面積（A） 50 ㎡（共同建 40 ㎡）≦A≦175 ㎡ 但し、り災住宅の床面積（a）がa＞175 の場合は　50 ㎡（共同建 40 ㎡）≦A≦a	購入資金（土地取得資金含む） 2,430 万円	償還期間 耐火・準耐火・木造（耐久性）35 年以内 木造（一般）25 年以内 据置期間 ３年間（その分償還期間延長） 利率　1.57％
(3)中古住宅購入 人が居住していた家屋又は建築後２年を超えた家屋 り災住宅の被害額　「半壊」以上 住宅部分の床面積（A） 50 ㎡（共同建 40 ㎡）≦A≦175 ㎡ 但し、り災住宅の床面積（a）がa＞175 の場合は　50 ㎡（共同建 40 ㎡）≦A≦a	購入資金（土地取得資金含む） 2,130 万円 （支援機構が定める基準等に適合したもの） 耐火・準耐火・木造（耐久性） 2,430 万円	償還期間 構造･竣工後経過年数等により 20 年～35 年 据置期間 ３年間（その分償還期間延長） 利率　1.57％
(4)補修 り災住宅の被害額　10 万円以上	補修資金 耐火・準耐火構造 640 万円 移転資金　390 万円 整地資金　390 万円	償還期間 20 年以内 据置期間 １年間 利率　1.57％

（９）新潟県災害被災者住宅復興支援事業

災害被災者の住宅の再建を円滑に行うため、知事が指定する災害により自ら居住する住宅に被害を受け、被災住宅の再建資金を借り入れた者に対し、金利負担軽減のための利子補給を行うとともに、一定額以上の借入を行う者に低利の上乗せ融資を行う。

［利子補給］

事業主体　　町

利子補給期間　５年間

補助対象　　被災者が借入れた貸付残高に対して、市町村が交付する利子補給金。（補給率が１％をこえる場合は１％が限度）

補助率　　１／２

［貸付金］

貸付対象

住宅金融支援機構又は取扱金融機関の融資を一定額以上を受けてもなおかつ資金が不足する者

貸付限度額

建設、購入　　800 万円（50 万円以上 10 万円単位）

補修　　400 万円（50 万円以上 10 万円単位）

貸付利率

〔当初 10 年〕住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の金利マイナス１％

〔11 年目以降〕住宅金融支援機構災害復興住宅融資の金利と同じ

(10) 天災融資制度

農林漁業被害が甚大で、『天災による被害農林漁業者に対する資金の融通に関する暫定措置法」（以下「天災融資法」という。）が発動された場合は、被災農林漁業者に対して、その再生産に必要な低利の経営資金を融通することにより経営の安定を図る。

なお、激甚災害法の適用を受けた場合は、貸付限度額の引き上げや償還期間の延長を行う。

（平成２４年４月１日現在）

資金の種　類	貸付対象事業	貸付の相手方	貸付限度額	利率	償還期間（措置なし）
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、漁具等の購入費等農林漁業経営に必要な運転資金	一定以上の被害を受けた農林漁業者	200 万円 激甚災害の場合は 250 万円	被害程度によって 3.0%以内 5.5%以内 6.5%以内	３～６年以内 激甚災害の場合は４～７年以内
事業資金	被害を受けた肥料、農薬、漁業用燃料、生産物等の在庫品の補てんに充てるための事業運営資金	災害によって施設、在庫品等に著しい被害を受けた農業協同組合、漁業協同組合、連合会等	組合 2,500 万円 連合会 5,000 万円 激甚災害の場合は 組合 5,000 万円 連合会 7,500 万円	6.5%以内	３年

利率については、天災融資法発動の都度政令で設定される。

（11）日本政策金融公庫資金（農林水産事業部）

被害農林漁業者に対し、農林漁業用施設等が被害を受けた場合にはその復旧に要する資金を、災害のために資金を導入しなければ経営の維持が困難な場合は経営資金等の融資及び既往貸付期限の延期措置を行う。

（平成２４年８月２０日現在）

区分	資金の種類	融資対象となる事業	貸付の相手方	利率(年利)	償還期間	償還期間のうち措置期間
農業関係資金	農業経営基盤強化資金	農地又は牧野の復旧 災害のため必要とする長期運転資金	農業経営改善計画の認定を受けた農業を営む個人・法人	1.40 ～ 1.10%	25年以内	10年以内
	農業基盤整備資金	農地若しくは牧野の保全又は利用上必要な施設の災害復旧	農業を営む者、土地改良区・同連合会、農協・同連合会等	0.40 ～ 1.10%	25年以内	10年以内
	農林漁業セーフティーネット資金	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金	農業を営む個人・法人	0.40 ～ 0.65%	10年以内	３年以内
	農林漁業施設資金	（共同利用施設） 農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	土地改良区・同連合会、農協・同連合会、水産業協同組合、中小企業等協同組合、農業共済組合・同連合会、５割法人・団体、農業振興法人、特定事業を共同で行う農業者	0.40 ～ 1.10%	20年以内	３年以内
		（主務大臣指定施設） （１）農業施設の復旧 （２）被災果樹の改植又は補植	農業を営む者	0.40 ～ 0.95% 0.40 ～ 1.10%	15年以内 25年以内	3年以内 10年以内
林業関係資金	林業基盤整備資金	樹苗養成施設の復旧	樹苗養成の事業を営む者・森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合	0.40 ～ 0.95%	15年以内	５年以内
		林道の復旧	林業を営む者、森林組合・同連合会、農協、中小企業等協同組合、５割法人、林振興法人	0.40 ～ 1.10%	20年以内（林業経営改善計画に基づくもの 25年以内）	３年以内（林業経営改善計画に基づくもの７年以内）
	農林漁業施設資金	（共同利用施設） 林産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設の復旧	農協・同連合会、森林組合・同連合会、中小企業等共同組合、５割法人・団体、林業振興法人	0.40 ～ 1.10%	20年以内	３年以内
		（主務大臣指定設） 林業施設の復旧	林業を営む者	0.40 ～ 0.95%	15年以内	３年以内

（申込方法）　農協・同連合会・農林中金・漁協・同連合会等を通じ行う。

（貸付限度）　原則として８割で、額は各資金によって異なる。

（注）この他、新潟県農林水産業振興資金の融資、又、一般農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金等）について、運用の範囲内で被害農家に融資することができる。
また、既貸付農林漁業関係資金（農業近代化資金、農業改良資金）については、被害農業者に対し、法令規則等の限度内において返還条件等を緩和することができる。

(12) 中小企業融資等

ア　融資計画

関係行政機関と政府系金融機関及び民間金融機関との密接な連絡のもと、被害の状況、再建のための資金需要等の的確な把握に努め、融資等各種金融制度の効果的運用を図るため、次の措置を講ずる。

(ア) 被災の状況に応じ特に必要があると認めた時は、既存制度を拡充又は特別制度融資を創設しこれに伴う融資のための預託等の措置を行う。

(イ) 関係団体及び金融機関と協調して、各種融資制度の周知を図り、また被害の状況に応じて現地に融資相談所の開設等の措置を行う。

(ウ) 金融機関に対し、被害の状況に応じて、審査手続きの簡便化、貸出の迅速化、貸出条件の緩和等について、便宜が図られるよう要請を行う。

(エ) 中小企業向け県制度融資、中小企業高度化資金及び小規模企業者等設備資金貸付金等について被害の状況に応じて、償還猶予等の必要な措置を講ずる。

(オ) 信用力・担保力が不足した中小企業者の融資の円滑化を図るため、新潟県信用保証協会の保証枠の増大措置として、損失補償を行う。

イ　災害関連融資制度等

（ア）融資制度

（平成２４年３月５日現在）

機関名	区分	融　資　条　件　等	申込窓口
県商業振興課	セーフティネット資金（経営支援枠）自然災害要件	1　資金使途　運転資金・設備資金 （土地の取得資金を除く。） 2　対象企業　県内で１年以上継続して同一事業を営み、地震、風水害等自然災害により損害を受け、経営の安定に支障を生じている者。 3　融資限度　3,000 万円（別枠） 4　融資利率年　融資期間５年以内　年 1.6% 融資期間５年越７年以内　年 1.8% 5　担　保 6　保証人　} 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 7　信用保証　新潟県信用保証協会の信用保証を要する。	（取扱金融機関） 第四銀行、 北越銀行、 大光銀行、 信用金庫、 信用組合、 商工中金、 ＪＡバンク 新潟県信連
町	地方産業育成資金	1　資金使途　運転資金・設備資金 2　対象企業　中小企業者（市町村長の定めるところによる。） 3　融資限度　1,000 万円（被災状況に応じて市町村長が認めた場合は 1,000 万円を超えることも可） 4　融資利率　保証付き（責任共有制度対象外）年 1.95%、保証付き（責任共有制度対象）年 2.15%、信用保証なし年 2.45% 5　融資期間 運転資金５年以内（うち据置期間６ヶ月以内） 設備資金７年以内（うち据置期間６ヶ月以内） （災害規模により市町村長が認めた場合は融資期間を超えることも可） 6　担　保 7　保 証 人　} 金融機関及び新潟県信用保証協会の定めるところによる。 8　信用保証　市長村長の定めるところによる。	産業観光課
国民生活金融公庫「国民生活事業」	災害貸付	1　資金使途　設備資金、運転資金 2　対象企業　災害により被害を受けた中小企業者 3　融資限度　それぞれの融資限度額に１災害につき 3,000 万円を加えた額 4　融資利率　それぞれの融資制度の利率（ただし、異例の災害の場合は、その都度定める。） 5　融資期間　10 年以内（うち据置期間２年以内） 6　担　保 7　保証人　} 公庫の定めるところによる	日本政策金融公庫（国民生活事業） 新潟、三条、長岡、高田各支店
日本政策金融公庫「中小企業事業」	災害復旧貸付	1　資金使途　災害復旧のための設備資金及び長期運転資金 2　対象企業　公庫が本貸付の適用を認めた災害により被害を被った中小企業者 3　融資限度　直接貸付　別枠１億 5,000 万円 代理貸付　上記制度の範囲内で別枠 7,500 万円 4　融資利率　基準利率　（閣議決定により、特別利率が適用される場合がある。） 5　融資期間　10 年以内（うち据置期間２年以内） 6　担　保 7　保 証 人　} 公庫の定めるところによる	日本政策金融公庫（国民生活事業） 新潟、三条、長岡、高田各支店

機関名	区分	融　資　条　件　等	申込窓口
商工組合中央金庫	災害復旧資金	1　資金使途　既存事業設備の復旧に必要な設備資金、災害の影響により生じた不足運転資金（長期・短期） 3　融資限度　金庫所定の限度内 4　融資利率　金庫所定の金利 5　融資期間　運転資金 10 年以内 （うち据置期間３年以内） 設備資金 20 年以内 （うち据置期間３年以内） 6　担　　保 7　保証人　　金庫の定めるところによる 8　信用保証	商工組合中央金庫新潟支店及び長岡支店
新潟県労働金庫	従業者災害ローン 新潟県中小企業	1　対象者　中小企業従業者（同一事業所に１年以上勤務し、かつ引き続き勤務する者）で、災害による傷病の治療費や災害復旧資金を必要とするする者。 2　融資限度　10 万円以上 100 万円以内 3　融資利率　年 2.60％ 4　融資期間　５年以内（うち据置期間 3 カ月以内） 5　担　　保　不要 6　保 証 人　保証機関の保証（保証料は金庫負担）	新潟県労働金庫の本店及び支店

（イ）保証制度

機関名	区分	融　資　条　件　等	申込窓口
新潟県信用保証協会	災害保証	1　保証対象要件 激甚災害指定を受けた地域内で被災した中小企業者（市町村長の証明を要する。） 2　保証限度額 個人・法人　２億 8,000 万円 組合　４億 8,000 万円 3　保証料率 年 0.80％	新潟県信用保証協会の本店・県央支店・長岡支店・上越支店・佐渡支店
	セーフティネット保証（4号要件）	1　保証対象要件 経済産業大臣が指定した災害地域内で経営に支障を生じている中小企業者（市長村長の証明を要する。） 2　保証限度額 個人・法人　２億 8,000 万円 組合　３億 8,000 万円 3　保証料率 年　0.80％	

４　制度の住民への広報

町及び県は、被災者等に対する弔慰金等の支給及び金融支援制度の周知について、県災害対策本部と連絡調整を図り、次の方法により実施する。

（１）相談窓口の周知

町及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、報道機関の協力により、新聞及び放送媒体による周知並びに広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布等により支援制度の相談窓口等を周知する。

（２）制度内容の周知

町及び県の災害対策本部は金融機関等に確認のうえ、広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の配布及び新聞紙面により各制度の概要を周知し、また、新聞等報道機関の協力を得て周知を図る。

ア　県災害対策本部が実施するもの

（ア）広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布

（イ）新聞紙面による周知

（ウ）被災者向けの総括的パンフレットの作成及び配布

イ　町災害対策本部が実施するもの

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号の作成及び配布
（県等の支援制度及び町個別制度の周知）

ウ　金融機関等

広報紙・チラシ等お知らせ版臨時号による所管制度の周知

（３）地域メディアの活用

被災地域に有線放送設備、同時通報無線設備、ＣＡＴＶ局及びコミュニティーＦＭ局等地域型の放送手段がある場合は、積極的に情報を提供して広報活動の協力を得る。

第３節　公共施設等災害復旧対策

１　計画の方針

公共施設等の風水害による被害を早期に復旧するため的確に被害状況を調査把握し、速やかに災害復旧の基本方向を決定するとともに復旧計画を策定して災害査定を受け、早期に事業実施できるよう一連の手続きを明らかにする。

また、激甚災害の指定を受けた場合とそれ以外の場合の復旧に対する助成制度・財政援助の内容とそれぞれの担当窓口を明確にし、併せて住民及び関係団体等に対する災害復旧計画及び復旧状況に関する必要な情報提供に努める。

２　計画の体系

被害状況調査及び集計	被害状況調査、被害報告、集計
復旧の基本方向の決定	災害復旧の基本方向の決定
災害査定の促進	災害復旧計画書作成、災害査定の促進
激甚災害指定の促進	激甚災害指定のための調査、報告
災害復旧事業に係る助成及び財政援助	助成・財政援助の内容及び担当窓口
住民等及び関係団体に対する情報提供	情報提供の分担及び方法

３　被害状況調査及び集計

（１）被害状況調査

風水害により被害が発生した場合、その施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握し町又は所管部局（又は地域機関）にその状況を速やかに報告する。

（２）被害状況の集計

被害報告を受けた所管部局は集計結果を速やかに国（関係省庁）及び県災害対策本部（危機対策課）に集計結果を報告する。

（３）被害状況総合集計

県災害対策本部（危機対策課）は県全体の集計を行い、国（消防庁）に報告するとともに関係機関及び関係者に情報提供する。

（４）災害復旧事業

災害復旧事業名	対象施設等	県担当課	町担当課
(1)公共土木施設災害復旧事業 （公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）	河川	土木部河川管理課防災係 （地域振興局地域整備部治水課）	地域整備課
	砂防設備	土木部砂防課砂防係 （地域振興局地域整備部治水課）	地域整備課
	林地荒廃防止施設	農林水産部治山課技術管理・災害班 （地域振興局農林振興部治山課）	産業観光課
	地すべり防止施設	土木部砂防課地すべり係 （地域振興局地域整備部治水課） 農林水産部治山課技術管理・災害班 （地域振興局農林振興部治山課） 農地部農地建設課防災係 （地域振興局農林振興部農村整備課）	地域整備課 産業観光課
	急傾斜面崩壊防止施設	土木部砂防課地すべり係 （地域振興局地域整備部治水課）	地域整備課
	道路	土木部道路管理課維持管理課 （地域振興局地域整備部維持管理課）	地域整備課
	下水道	土木部都市局下水道課 土木部都市局都市整備課	上下水道課
	公園	土木部都市局都市政策課	地域整備課
(2)農林水産業施設等災害復旧事業 （農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）	農地・農業用施設	農地部農地建設課防災係 （地域振興局農林振興部農村整備課）	産業観光課
	林業用施設	農林水産部林政課林道係 （地域振興局農林振興部農村整備課）	
	農業用共同利用施設	農林水産部農業総務課団体指導第１係 （地域振興局農林振興部農村整備課）	
	林業用共同利用施設	農林水産部林政課林道係 （地域振興局農林振興部農村整備課）	
(3)文教施設等災害復旧事業 （公立学校施設災害復旧費国庫負担法） （激甚法）（予算措置）	公立学校施設 公立社会教育施設	教育庁財務課財務管理係・助成係 教育庁生涯学習推進課青少年家庭教育係・成人教育係	教育委員会教育課
	文化財	教育庁文化行政課文化係	
(4)厚生施設等災害復旧事業 （生活保護法） （児童福祉法） （老人福祉法） （介護保険法） （身体障害者福祉法） （知的障害者福祉法） （売春防止法） （総理府及び厚生省所管補助施設災害復旧費実施調査要領）	社会福祉施設等	福祉保健部福祉保健課保護係 （地域振興局健康福祉環境部） 高齢福祉保健課施設福祉係 （地域振興局健康福祉環境部） 障害福祉課育成係・更生係 （地域振興局健康福祉環境部） 児童家庭課少子化対策・保育係 （地域振興局健康福祉環境部） 児童家庭課家庭福祉係 （地域振興局健康福祉環境部）	健康福祉課
（医療施設等災害復旧費補助金）	医療施設等	福祉保健部医務薬事課地域医療係 （地域振興局健康福祉環境部）	健康福祉課

災害復旧事業名	対象施設等	県担当課	町担当課
（厚生労働省所管水道施設災害復旧費調査要領）	水道施設	福祉保健部生活衛生課水道係 （地域振興局健康福祉環境部）	上下水道課
（感染症法）	感染症指定医療機関	福祉保健部健康対策課感染症対策係 （地域振興局健康福祉環境部）	健康福祉課
（精神保健福祉法）	精神障がい者社会復帰施設等	福祉保健部障害福祉課精神保健福祉係	健康福祉課
（廃棄物処理施設災害復旧費補助金交付要綱）	廃棄物処理施設	県民生活・環境部廃棄物対策課資源循環推進係 （地域振興局健康福祉環境部）	町民課
(5) 都市災害復旧事業 （都市施設等）、堆積土砂排除事業 （都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針）	街路、都市排水施設等（都市排水施設、公園等の施設） 市街地の堆積土	土木部都市局都市整備課市街地整備係 （地域振興局地域整備部）	地域整備課
(6) 公営住宅等災害復旧事業 （公営住宅法）	災害公営住宅の建設 既設公営住宅	土木部都市局建築住宅課住宅整備係 （地域振興局地域整備部）	地域整備課
(7) その他の災害復旧事業 ① 中小企業 （激甚法）	中小企業共同施設	産業労働観光部産業政策課商工団体係	産業観光課
(8) 災害復旧に係る財政支援措置 ① 特別交付税に係る業務 ② 普通交付税に係る業務 ③ 地方債に係る業務		総務管理部 市町村課財政班（財政担当） 市町村課税班・交付税班（交付税担当） 市町村課財政班（理財担当）	総務課

4 復旧の基本方向の決定

県は被災の状況及び地域の特性並びに被災施設管理者及び町の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方向を定める。施設管理者はこの基本方向に基づき、速やかに災害復旧事業計画書を作成するものとし、必要な場合には、関係機関が各々で復興計画を策定する。なお、被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

5 災害査定の促進

（１）災害査定

復旧事業費の早期決定により円滑な事業実施を図るため、国と協議しながら査定計画をたて、査定が速やかに行えるよう努める。

また、被害の状況により特に緊急を要する場合は、緊急に査定が実施されるよう必要な措置を講ずる。

（２）事務手続き

災害復旧事業の事務手続きは、それぞれの法令、要綱等に基づき進めるものとし、その概要は次のとおりである。

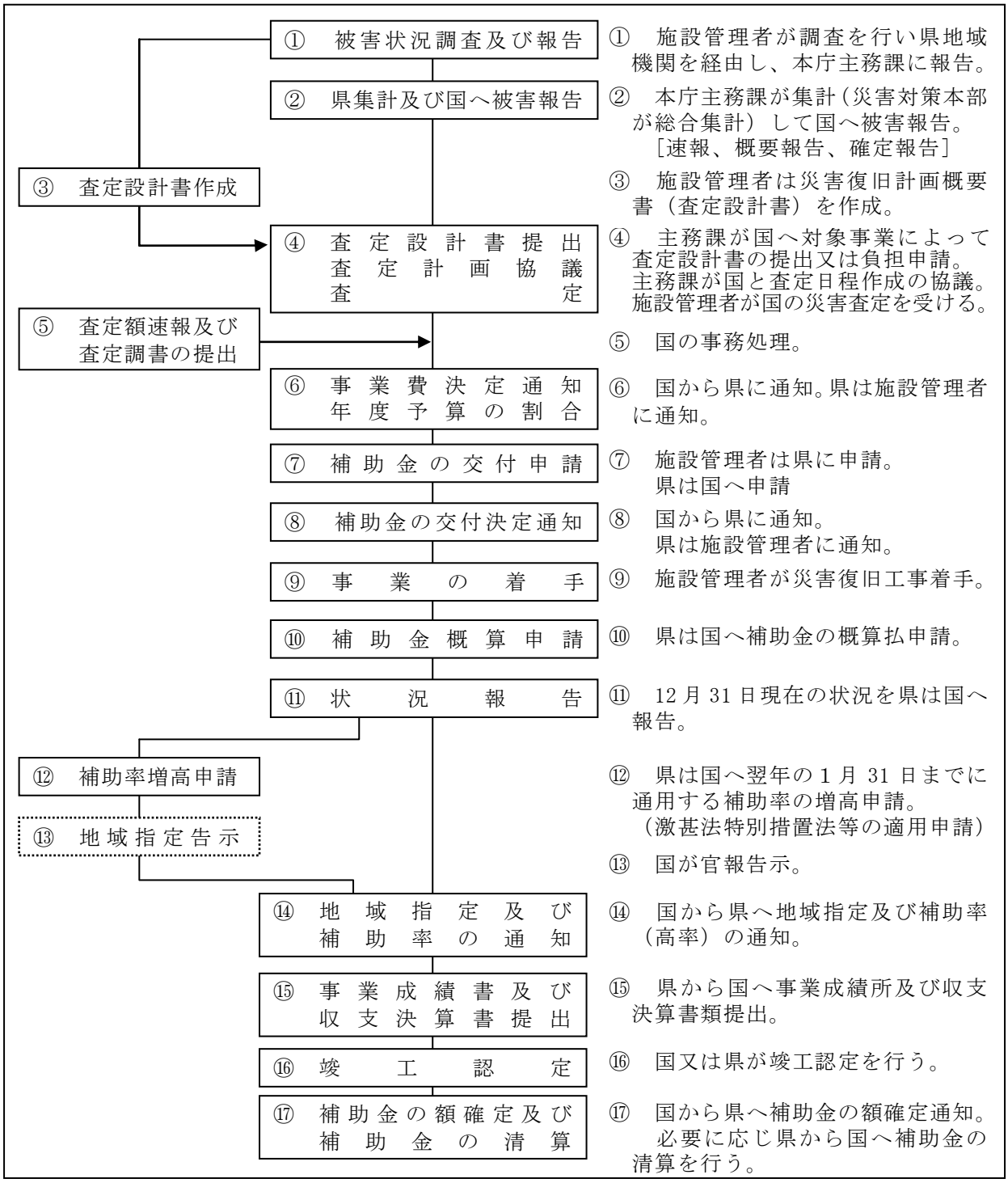

（注：電気・ガス・上水道・通信等の各関係施設については「第３編応急対策計画」による）

6　激甚災害指定の促進

県は著しく激甚である災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、被害の状況を調査し、早期に指定が受けられるよう措置し、復旧が円滑に行われるよう努める。

ア　知事は、市町村の被害状況等を検討のうえ、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係部局に必要な調査を行わせる。

イ　市町村は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

ウ　関係部局は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置する。

エ　激甚災害の指定基準

適用すべき措置	指　定　基　準
法第２章 （第３条～４条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.5% Ｂ基準 査定見込額＞全国標準税収入×0.2% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)都道府県分の査定見込額 ＞当該都道府県標準税収入×25% 又は (2)都道府県内市町村分の査定見込額 ＞都道府県内市町村の標準税収入額×5%
法第５条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.5% Ｂ基準 査定見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)都道府県内査定見込額 ＞当該都道府県の農業所得推定額×４% 又は (2)都道府県内査定見込額＞10 億円
法第６条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	次の１又は２の要件に該当する災害。ただし、当該施設に係る被害見込み額が 50,000 千円以下と認められる場合は除く。 (1)激甚法第５条の措置が適用される激甚災害 (2)農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5% で激甚法第８条の措置が適用される激甚災害
法第８条 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	次のいずれかに該当する災害。ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 Ａ基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% Ｂ基準 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上 １つの都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県内の農業者×３%
法第 10 条 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	法第２条第１項の規定に基づき、激甚災害として政令で指定した災害によるもの 浸水面積（１週間以上）30ha 以上の区域 排除される湛水量 30 万㎥以上 最大湛水時の湛水面積の 50%以上が土地改良区等の地域であること

適用すべき措置	指　　定　　基　　準
法第 11 条の２ 森林災害復旧事業に対する補助	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×５％ （樹木に係るもの）　　（木材生産部門） Ｂ基準 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5％ （樹木に係るもの）　　（木材生産部門） かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が１以上 (1)都道府県林業被害見込額 ＞当該都道府県生産林業所得推定額×60％ (2)都道府県内林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第 13 条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2％ Ｂ基準 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06％ かつ、次の要件に該当する都道府県が１以上 １つの都道府県の中小企業関係被害額 ＞当該都道府県の中小企業所得推定額×２％ 又は　　＞1,400 億円
法第 16 条 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 法第 17 条 私立学校施設災害復旧事業の補助 法第 19 条 市町村施行の感染症予防事業に関する負担の特例	激甚法第２章の措置が適用される場合適用 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合は除外
法第 22 条 り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	次のいずれかに該当する災害 Ａ基準 被災地全域滅失住宅戸数≧4,000 戸 Ｂ基準 次の１、２のいずれかに該当する災害 １　被災地全域滅失住宅戸数≧2,000 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) １市町村の区域内の滅失住宅戸数≧200 戸 (2) １市町村の区域内の減失住宅戸数≧10％ ２　被災地全域滅失住宅戸数≧1,200 戸 かつ、次のいずれかに該当するもの (1) １市町村の区域内の滅失住宅戸数≧400 戸 (2) １市町村の区域内の滅失住宅戸数≧20％
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	１　公共土木施設及び公立学校施設小災害に係る措置については激甚法第２章の措置が適用される場合適用 ２　農地農業用施設等小災害に係る措置については激甚法第５条の措置が適用される場合適用
上記以外の措置	災害発生のつど、被害の実情に応じて個別に考慮される。

オ　局地激甚災害指定基準

適用すべき措置	指　　定　　基　　準
法第２章 （第３条～４条） 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別財政援助 法第５条 農地等の災害復旧事業等に関する補助の特別措置 法第６条 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例	査定事業費＞当該市町村の標準税収入×50% （ただし、当該査定事業費 10,000 千円未満は除外） ただし、当該査定事業費の額を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。 又は、査定見込額からみて明らかに基準に該当することが見込まれる場合 （ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く） 次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村の区域内における農地等の災害復旧事業に要する経費の額 ＞当該市町村の農業所得推定額×10% （ただし、災害復旧事業に要する経費が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該経費の額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 又は 当該市町村の漁業被害額＞農業被害額 かつ、漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額の10% （ただし、当該漁船等の被害額が 10,000 千円未満は除外） ただし、該当する市町村毎の当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。 ②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当すると見込まれる災害（ただし、当該災害に係る被害箇所の数がおおむね 10 未満のものを除く）。
法第 11 条の 2 森林災害復旧事業に対する補助	林業被害見込額＞当該市町村の生産林業所得推定額×150% （ただし、林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得推定額のおおむね 0.05%未満の場合は除く。） かつ、要復旧見込面積が大火による災害にあっては、おおむね 300ha、その他の災害にあっては、当該市町村の民有林面積（人工林に係るもの）のおおむね 25%を超える場合
法第 12 条 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 法第 13 条 小規模企業者等設備導入資金助成法による災害関係特例	中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10% （ただし、被害額が 10,000 千円未満は除外） に該当する市町村が１以上 ただし、上記に該当する市町村の被害額を合算した額がおおむね 50,000 千円未満である場合を除く。
法第 24 条 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	法第２章又は第５条の措置が適用される場合適用

7　災害復旧事業に係る助成及び財政援助

（１）災害復旧事業に係る助成

住民生活の安定と産業活動の回復を早期に図るため災害復旧事業を迅速かつ円滑に実施するには臨時的に多大な経費を必要とすることから、県は国からの助成を受けるため各種災害復旧事業制度等に基づく必要な措置を講ずる。

（２）災害復旧事業に係る財政援助

災害復旧事業の実施による臨時的な財政負担により、財政の健全性及び計画的な行政運営が損なわれないよう、県は地方財政措置制度に基づく必要な措置を講ずる。

8　地方財政措置制度の概要

（２）－１　普通交付税

ア　繰上交付【交付時期の特例（交付税法第 16 条第２項）（普通交付税に関する省令第 54 条）】

公共施設被害×0.8 / 被災市町村の基準財政需要額		繰上交付（次期交付額の合算額の）
市町村	10～50%	30%
	50～70%	50%
	70%　超	70%
県	20～50%	10%
	50～70%	15%
	70%　超	25%

【注】 (ｱ)上記基準に該当しない場合でも、災害救助法適用の場合は、最低の交付率を適用
(ｲ)公共施設被害額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該被害による公共施設災害額の合算額
(ｳ)被災市町村の基準財政需要額とは、県内被災市町村のうち繰上交付を要する市町村の当該年度の基準財政需要額の合算額（未決定の間は前年度額に全国平均伸び率（交付団体分）を乗じた額）
(ｴ)通常の交付時期（①4 月　②6 月　③9 月　④11 月）

災害復旧費に係る地方債の元利償還金の算入

（ア）補助災害復旧事業債－－－－－－－－　元利償還金の 95.0%
（イ）単独災害復旧事業債－－－－－－－－　〃　47.5～85.5%
（ウ）かんまん災害復旧事業債－－－－－－　〃　57.0%

（２）－２　特別交付税

ア　災害に係る配分項目【特別交付税に関する省令】

区分	算定基礎・数値	算入率
①現年災 （災害復旧）	国庫補助負担金を伴う災害復旧事業費・災害対策事業費及び国の行う災害復旧事業費の合算額	1.5%
②現年災 （応急対応）	被災世帯数、全壊・半壊家屋戸数、浸水家屋戸数、農作物被害面積、死者・行方不明者数、障がい者数	措置単価
③現年災 （その他）	現年災（災害復旧）×0.5+現年災（応急対応）×0.2	—
④大火災	焼失住宅の世帯数	措置単価
⑤公共施設災害	市町村有の施設の火災の焼失面積（小・中・高等学校、大学、庁舎、その他）	措置単価
⑥渇水対策	渇水対策に係る一般財源所要額	措置率
⑦災害応援	被災した地方団体の要請等により行った災害応援経費	措置率
⑧干害・冷害・ ひょう害等	農作物被害額	措置単価
⑨営農資金利子補 給	天災融資法に基づく、被災農林漁業者等に対する利子補給、損失補償に要する市町村負担額	80%
⑩災害特例債	災害対策基本法第 102 条第 1 項に規定する地方債（歳入欠かん債等）の元利償還金	57%
⑪連年災	連年災害を受けた団体	措置率
⑫公営企業災害 復旧	次の事業の災害復旧事業に係る地方債の元利償還金の補てんのため一般会計から当該特別会計に繰り入れた額 ア　病院、上水道、下水道、簡易水道事業 イ　激甚災害被災市町村のガス、上水道（アを除く）、軌道、自動車運送事業	50%

（２）－３　地方債制度

ア　激甚災害以外

区　分	対　象　事　業	充当率等	備考
１）補助災害復旧事業債及び直轄災害復旧事業	①　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第３条に基づく災害復旧事業 ②　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律第３条に基づく災害復旧事業 ③　公立学校施設災害復旧費国庫負担法第３条に基づく災害復旧事業 ④　公営住宅法第８条第３項に基づく災害復旧事業 ⑤　国庫補助の対象となる都市施設に係る災害復旧事業 ⑥　その他 ※補助事業の災害関連事業に対する起債は、一般公共事業債で措置（充当率 90%）	(1) 公共土木等地方負担額の 現年分 100% 過年分　90% (2) 農地・農林業施設 地方負担額の 現年分 80% 過年分 70%	普通交付税 元利償還金の 95%
２）一般単独災害復旧事業債	公共施設及び公用施設に係る災害復旧事業のうち補助災害復旧事業債及び一般公共事業債の対象とならない次に掲げる事業 ①　補助災害復旧事業の採択基準に満たない事業 ②　災害復旧について国庫補助制度はある	(1) 単独災害復旧事業 ①公共土木施設等 対象事業費の 100%	普通交付税 元利償還金の 47.5～85.5%

区　分	対　象　事　業	充当率等	備考
	が、補助災害復旧事業債の対象としない施設(保育所、養護老人ホーム等社会福祉施設、公民館・図書館等社会教育施設) ③　災害復旧について国庫補助制度がない施設の災害復旧事業(庁舎・各種試験場等公用施設) ④　災害応急復旧工事 ⑤　災害関連工事 ⑥　維持上又は公益上、特に必要と認められる河川、港湾、漁港の埋塞に係るしゅんせつ工事 ⑦　維持上又は公益上、特に必要と認められる天然の海岸、河岸の決壊に係る災害復旧工事 ⑧　災害復旧事業に伴って施設の移転建て替えをやむを得ない理由により行う場合における旧施設の解体撤去工事 ※対象外 ・農地 ・維持工事費、著しい維持管理の不備が原因、施工粗漏、申請漏れ工事、設計不備・小災害債の対象となるもの ※災害応急復旧工事は特別の事情がある場合に限り採択されるものであること。	②農林水産業施設 対象事業費の 65% (2) 災害関連事業 対象事業費の 2/3	
3）公営企業等災害復旧事業債	地方債計画上の公営企業債に係る災害復旧事業 ※災害復旧について補助制度があるものは、補助査定で災害が認定されたものに限る。 ・上水道、下水道 ・簡易水道(飲料水供給施設を含む)と畜場整備事業 ・有料道路事業(道路整備特別措置法に基づく道路に限る)	対象事業費の 100% (国庫補助事業であっても単価は実施単価)	特別交付税元利償還金補填のための一般会計繰出金の 50.0% (上水道、下水道、簡易水道、病院、ガス、軌道事業、自動車運送事業)
4）火災復旧事業債	被災原因が火災である公共施設及び公用施設の災害復旧事業 施設の原型復旧に要する経費（応急復旧費及び備品購入費を含む）	対象事業費の 100%	

イ　激甚災害【災害による特例債】

<table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th colspan="2">対　象　団　体</th><th colspan="2">起　債　対　象</th><th>充当率</th><th>留意事項・交付税措置</th></tr>
<tr><td colspan="2">1）歳入欠かん債</td><td colspan="2" rowspan="2">ＡまたはＢのいずれかの団体

A【災害対策基本法第102条第１項第１号】
公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が標準税収入額を超える団体
B【災害対策基本法第102条第１項第２号】
激甚災害の指定を受け災害救助法第23条第１項又は第２項に規定する救助が行われた市町村で、救助費用として県が支弁した額が当該市町村の標準税収入額の１％相当額を超える団体</td><td colspan="2">議会議決・条例、規則により減免された次のもの（災害のための減免で生じた財政収入の不足分）

①　地方税法第５条第２項、第３項の規定による普通税
②　使用料（公営企業に係るものを除く）
③　分担金、負担金</td><td>査定減収額の100%</td><td rowspan="2">(1)起債の１件限度
人口30万人以上の市
5,000千円
人口10万人以上の市
3,000千円
人口 5万人以上の市
1,500千円
その他の市町村
800千円
（災害対策債と合算で適用）

(2)償還方法
４(1)年・半年賦償還等

(3)交付税措置
特別交付税
元利償還金の57%</td></tr>
<tr><td colspan="2">2）災害対策債</td><td colspan="2">国庫補助負担金の交付を受けて行う次の対策に要する経費（災害救助予防対策費等に係る地方単独額を措置。
従って単独事業、継ぎ足し単独事業は対象外）

①　水防対策
②　災害救助対策
③　伝染病予防対策
④　病虫害駆除対策
⑤　農作物種子対策
⑥　たん水排除対策
⑦　その他これらに類する対策</td><td>地方負担額の100%</td></tr>
<tr><td>3）小災害債</td><td>①公共土木等小災害債</td><td>a　公共土木施設災害債</td><td>【激甚災害に対処するための特例法第24条第１項】
公共土木施設、公立学校施設及び農地農業用施設の激甚補助災害復旧事業費の合計額が当該団体の標準税収入額を超える団体で、公共土木施設小災害債と次の公立学校施設小災害債の合計額が１件限度を超える市町村</td><td>激甚地としての特定地方公共団体であって公共土木施設小災害債が１件限度を超える市町村</td><td>国庫負担法の対象施設・事業で１箇所の工事費が300千円以上600千円未満（県は800千円以上1,200千円未満）</td><td>査定事業費の100%</td><td>(1)起債団体は激甚特別法による総務大臣告示団体
・公共土木等
施行令　43　②
・農地等
施行令　45　②
・被害甚大地
施行令　46　②
(2)起債の１件限度
人口30万人以上の市
4,000千円
人口10万人以上の市
2,500千円
人口 5万人以上の市
1,500千円
その他の市町村
800千円</td></tr>
</table>

区　分		対　象　団　体		起　債　対　象		充当率	留意事項・交付税措置
		b 公立学校施設小災害債		激甚地として特定地方公共団体であって公立学校施設小災害債が１件限度を超える市町村	１学校毎の工事費が 100 千円を超えるもの		県 8,000 千円 (3)償還方法 ・公共土木等 10(2)年　年賦償還 ・農地等 ４(1)年　年賦償還 (4)交付税措置 普通交付税 元利償還金の ・公共土木等 66.5～95.0% ・農地等　100%
	②農地等小災害債	【激甚災害に対処するための特別法第 24 条第２項】 農地、農業用施設、林道の激甚補助災害復旧事業費及び同小災害復旧事業費の合計額が 8,000 千円を超える市町村であって、農地・農業用施設、林道小災害債の合計額が１件限度を超える市町村		暫定法の対象施設・事業で 1 箇所の工事費が 130 千円以上 400 千円未満のもの	査定事業費の ・農地 一般被災地 50% 被害激甚地 74% ・農業用施設 一般被災地 65% 被害激甚地 80% ・林道 一般被災地 65% 被害激甚地 80%		

9　住民及び関係団体等に対する情報提供

町及び県は住民及び関係団体に対し、掲示板、広報誌、ラジオ・テレビ等の放送媒体及び新聞等により、住民生活や産業活動に密接に係わる復旧計画（復興計画）及び復旧状況に関する情報を提供するものとする。

なお、報道機関には積極的に情報提供するものとするが、総合的情報は災害対策本部（統括調整部）から、個別分野の情報は関係部局からも提供する。

10　暴力団排除の推進

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地峰公共団体、業界団体等に必要な働きかけをおこなうなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努めるものとする。

第４節　災害復興対策

１　計画の方針

被災地の復旧・復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すものとする。

災害により壊滅的な被害を受けた地域の社会経済活動及び被災者の生活を緊急かつ健全で円滑な再建・復興を図るため、町及び県は、住民、民間事業者及び施設管理者等と協力して、速やかに復興基本方向を定め、復興計画を作成する。

さらに町、県及び公共施設管理者は、復興計画に基づき、住民の合意を得るよう努めつつ、再度災害防止とより快適な都市環境を目指した、効果的な復興対策、防災対策を早急に実施する。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況にかんがみ、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

復興対策は、地域の自然・社会条件を踏まえ、住民参加による復興計画の策定及び復興事業の実施を図る。計画の策定に当たっては、広く住民各層の意見が反映されるよう努めるほか、男女両性の視点から見て妥当なものとなるよう配慮する。

２　復興対策の手順

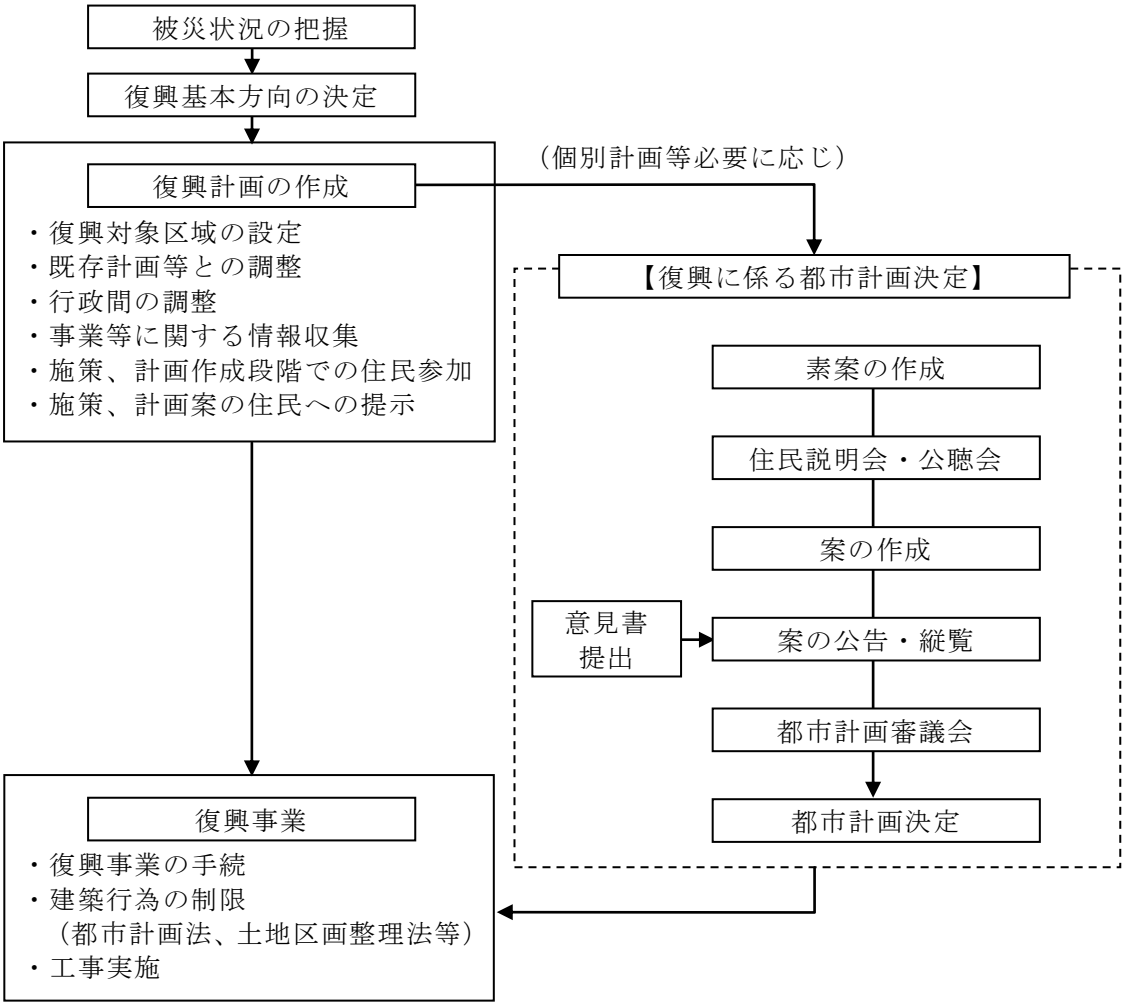

3　復興基本方向の決定及び復興計画の作成

（１）組織・体制の整備

ア　被災直後の救助と応急復旧中心の体制から復興対策の体制へ円滑に移行ができるよう、町及び県は、復興本部等の総合的な組織・体制の整備を図る。

イ　復興対策の円滑な実施をきすため、町及び県は、自治体内部だけでなく外部の有識者や専門家及び住民を含めた、復興計画作成のための検討組織の設置を図る。

ウ　復興対策の遂行にあたり、町及び県は、必要に応じ国及び他の自治体からの職員派遣その他の協力を得る。

（２）復興基本方向の決定

町及び県は、被災の状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

被災地の復旧・復興は、町及び県が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。

（３）復興計画の作成

ア　大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町及び県は、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進める。

町及び県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（町及び県間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

復興計画作成にあたり、町及び県は、長期計画等の上位計画や他の総合計画等との調整を図る。

（４）機動的、弾力的推進手法の検討

町及び県は、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

4　防災まちづくり

町及び県は、再度災害防止とより快適な都市環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努める。

町及び県は、復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早急な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努め、土地区画整

理事業、市街地再開発事業等の推進により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。

町及び県は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等は、単に避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し理解と協力を得るように努める。

また、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

町及び県は、既存不適格建築物については、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。

町及び県は、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物の処理事業に当たり、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、可能な限り迅速かつ円滑に実施するとともに、復興計画を考慮して、必要な場合には傾斜的、戦略的実施を行う。

町及び県は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を、住民に対し行う。

町及び県は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

町及び県は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

湯沢町地域防災計画　風水害対策編
（平成２６年３月修正）

編集発行　湯沢町防災会議
（事務局　湯沢町総務課）
〒949-6192
新潟県南魚沼郡湯沢町大字神立 300 番地
電話：025-784-3451（直通）